第三章　帝国日本と地域村落

第一節　暮らしの風景

(1)　世　相

364　伊勢まいり

◎伊勢まゐり。　私達子供の頃は、出世前の男は、正月の農閑期を利用して必ず伊勢まゐりをすべきものとなつて居りました。その若い衆の内十七、八才から廿一、二才位迄のものが伊勢まゐりに行くのです。伊勢まゐりと云つても毎年有る訳ではありません。丁度其の年頃の人が五、六人乃至八、九人も纏まると初めて相談が持ち上るのです。それは正月になると直ちに希望者は一個所(箇)に集まつて何処へも行かずに中老(若い衆上りの中年者で若い衆の世話をしたり、又相談相手にもなつてくれる人で、村に二、三十ありました)に相談を持ち掛けるのです。すると中老は直ちに活動を開始して、先づ希望者の各家庭を訪門(問)し、伊勢まゐりの了解を得るのです。家庭によつては直ちに許可の出るのと、なか〳〵六ヶ敷いのとありました。それでもどうにかこうにか中老の力で纏めたものです。尤も時には中老がどんなに尽力しても絶対許可しないのもありましたが、こんな時には家へ無断で同行してしまつた様な事もあつた様です。此の方の話がまとまると次は中老連が旅費の工風(夫)をするのです。大低一人当り二三十円位宛を人数だけ合計して、何処なり一ヶ処から借り入れて各自に渡します。之を伊勢金と申しました。この伊勢金は後に、何を置いても真つ先に返金する習慣になつて居りました。之でいよ〳〵お膳だては出来たのです。伊勢まゐりの連中は大(ママ)にはしやいで仕度に取りかゝるのです。尤も仕度と云つても当時、洋服は勿論有りません。衣服は木綿の自織に浅黄の股引、脚胖草鮭に尻端折と云ふ出で立ちです。すると親戚からも、



村中からも餞別を貰ひますので、旅費は借入金の二、三十円と合せて四、五十円位は持つて出掛けた様です。当時伊勢参宮と云へば随分大旅行と思はれましたので、相当大騒ぎしたものです。愈々仕度が出来ますと、出発は大低正月二日か三日、遅くも四日迄の間でした。汽車は有るには有りましたが、それ以外の交通機関が非常に幼稚な時代ですから、大部分徒歩で往復する習慣になつて居りました。若い物(者)同志の呑気な旅ですから、泊りを重ねて、帰りは大低正月十五六日か遅ければ二十日頃になる事も有りました。伊勢まゐりが出発すると各々親戚から「留守見舞」と云つて「はんだい」(大きなお櫃の事)二個へ赤飯を入れて持つて来ます。貰つた家では之を橡へ積み重ね、沢山積む事を自慢にしたものです。又各家庭では下向(げこう)の仕度で大騒ぎです。下向の時は皆紋付羽織袴の礼装ですから留守中に衣物や羽織を仕立てゝおきます。之が結婚式の晴衣にもなるのです。その頃農村では電報など利用する事は全く有りませんでしたので、帰りが薩張り判りません。伊勢まゐりの家族は交替で宿屋(伊勢参りの下向はいつも三島からなので一定の旅篭屋をきめておきます)へ毎日様子を見に行くのです。そして一行が帰着しますと、愈々翌日は下向になるのです。此の下向なるものが実に振つて居るのです。先づ下向の迎えにゆく馬の仕度から申しますと、

馬の荷鞍に竹で編んだ大きな箱を両方に結び付け、其の

上に布団を二、三枚から七枚も重ねてのつけます(之を「ダニ」(駄荷)と云ひます)。そして馬の尻の方には勿論シャン〳〵と鳴る鈴がつけてあり、それに連ねて五色の布を両方に垂れ下げます。又馬の髻にも五色の布の小切れを結びつけてあります。そして「ダニ」の後部には「荷じるし」と云つて竹の先へ色々の色彩をした形物などつけたものを(例へば竹の先へ将棊(棋)の駒の大きな形を拵へて取り付け、其の下部へ馬簾をつけたものなど)立てます。又此の馬の手綱をとる馬方は、女の赤い襦袢などを着て、片肌ぬぎの向ふ鉢巻、白足袋跣足と云ふ生粋(イナセ)兄な風を致しました。そして愈々下向の当日ともなれば、此の美事な馬を曳き、数人の迎えの人が出掛けてゆくのです。下向の人達は拵えたての紋付羽織に袴をはいて、殿中と云ふ笠を被り、袂には駄菓子、蜜柑、マッチなどを一杯詰め込んで、前に述べたお化粧の馬に乗るのです。そして先頭に立つのは金持ちか家柄か、勢力のある家の息子、後押へと云つて一番後の馬には其の次の家の人が乗ります。前後の中間は別に順序は有りませんでした。愈々仕度が出来て出発すると同時に、馬に一鞭あてゝ駈けさせるのです。路傍には見物人が沢山出て居りますので、兼ねて用意の、袂(たもと)の駄菓子、蜜柑、マッチを此の見物人に撒いてやるのです。三島から私の村迄は相当距離が有りますので、処々に見物人が居りますから、袂(たもと)のものは数回補充しなければ足らない始末です。愈々村に着きますと、真つ先に産土神にお詣りをします。そして集つて来た村の人達に例の駄菓子、蜜柑、マッチを撒いてやるのです。そしてお詣りが済みますと各自家に帰つて村の人々を招待して盛に下向の御祝をするのです。

(水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」)

365　伊勢まいりの自粛通達

（一八九七）明治30・1・13

（表紙）
明治三拾年
達書綴
一月

千福
常設委員

当今伊勢大廟参拝トシテ旅行候者有之赴ク処、之ガ帰村ヲ迎フルタメ従来ノ慣例ヲ固守シ、貴重ノ金品ヲ費シ加ルニ乗馬人車ノ装飾ヲナシ其所為失体ニ渉ル等ノ事ナシトセス。然ルニ今回常第六四号達示ノ通　皇太后陛下崩御ニ付テハ臣民タルモノ最モ恐惶憂懼謹喪ノ場合ヲモ省ミツ（ズ）、万一右等不都合有之ニ於テハ、甚ダ相済サル次第ニ候條、各厚ク注意ヲ加ヘ候様、併テ触示サレ度、此段御通達候也。

明治三十年一月十三日

富岡村
須山村　組合村長　横山健吾

千福常設委員御中

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

366　またしても婚礼熱

（一八九七）明治30・2・6

○又しても婚礼熱　早く嫁を貰ひ込んで少しも早く子供を拵らへ、軍人として従軍させ金鵄勲章の一束はかりも取らせ国恩を報ひたいとはいへ、物の二十日や一ケ月婚礼を延ばしたからとて愛国心か乏しいとも言ひ人はなからんに、近来頻りに婚礼が疱瘡と競争して流行だし、一は島田に金房光らせて不相応に衣類を欲しがり、一は赤い手拭ひに斧りの田楽が喰いたいと強請り、又婿殿は青くなり疱瘡病みは赤くなり、一人が顋で蠅を追ふと一人は熱の囈語で嫁さんほしやと叫び出し、疱瘡婚礼どつちにも扇の上がらぬ親泣かせ、結局り大菊石に髪膚を目茶にし子供の内は好い子だなど親に口惜しがらするのと、

若夫婦が言ひ合はした様に姑をいびつて親達に不考者めと泣かするのと、其れ豈に妹何れをか撰まんや。況や大喪中をも憚らず呑子の洒アで婚礼を急ぐ位ゐに痴漢ものは親に不孝は仕兼ねまじき心懸けに於てをやをや、此いつも馬鹿者駿東郡泉村の松の木脂次郎と云ふ者は其の近辺の小学校の助教師をして居るが、婚礼熱に浮かされて父の村会議員殿も一休和尚の歌を引いてか一向平気で騒ぎ出し、輿入れ前後の二三日は謹慎無用スツチヤンマン〳〵、金満家の御婚礼は此様なものぢやと云はぬ計りの有様に、近所の者は呆れてあんぐり開いた口には戸が建てられず、とう〳〵此処まで聞えたが寧そ日本のうるさいと覚召めさるお心なら、左様な御方は御遠慮なく亜米利加東部へ移住して、獅子や象をば対手にして踏み殺されて御覧なされ、目のくり珠が飛び出して、なんぼう目出度き事にこそヤレ〳〵世話を焼せ居つたが。

（静岡新報）

367　電話線のいたずら注意

明治32・10・5（一八九九）

遠距離電話ハ市内ニ於ケル通話ト異ナリ、鎖少ノ障碍モ至大ノ影響ヲ受クルニヨリ、之レヲ守成上当ニ注意ヲ要スルヘキモノナルニ、近来電話線条ヘ凧又ハ草鞋ノ類ヲ掛ケ、或ハ□子ヲ破損シテ混線ヲ生セシムルモノアルヲ以テ、東京・大坂間ノ交通上往々其用ヲ失フ等ノ恐レモ有之、不都合ノ趣其筋ヨリ厳達ノ次第有候条、電話線近傍ヲ通過スル際等ハ夫々注意候様、一般人民ヘ相示サレ度、此段通知候也。

明治三十二年十月五日

駿東郡富岡村役場印

常設委員御中

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

368　**鳥獣の保護について**　（一八九九）明治32・10・21

庶第九六号ノ一

近来鳥獣保護期ノ如何ヲ問ハス、免状ヲ受有セズシテ私ニ狩猟ヲ為ス者少ナカラサルヤノ聞ヘアリ。右ハ猟期ヲ設定セラレタル主旨ニ反シ、鳥獣ノ繁殖ヲ害スルノ虞アルノミナラズ、不都合不勘義ニ有之候間、充分取締ルヘキ旨其筋ヨリ通達有之候条、夫々ヘ示諭方取ハルベシ。

明治三十二年十月廿一日　富岡村長　湯山荘作印

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

369　**李氏、五龍館に滞在**　（一九〇二）明治35・11・30

李氏揮毫（きごう）　韓国の志士李斗璜氏は駿東郡中部有志者の請待（しょうたい）を容れ、佐野五龍館に当分滞杖揮毫の需（もとめ）に応ぜらるゝ由。

（静岡新報）

370　**小泉の賭博**　（一九〇三）明治36・9・20

○駿東郡小泉村へ此頃無頼の徒多く入り込み、所々に賭場を開帳して青年を惑溺せしむ。其筋へ厳重なる取締を望む（見聞生）。

（静岡新報）

371　**幻燈講話会開催の案内**　（一九〇四）明治37・2・5

赤掖第壱壱号

本月八日午後五時ヲ期シ本村天理教会所ニ於テ中村常議員出張、幻燈講話会開催可致、本郡委員長ヨリ申越相成候条、当日同時刻ヲ不違多数参集可相成様、部下夫々御勧誘有之度此段通牒及候也。

明治参拾七年二月五日　駿東郡泉村役場　印

常設委員　飯塚藤五郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

372　暴風雨被害状況　明治39（一九〇六）・1・12

本月十日朝来晴天ノ処、正午ヨリ曇天ト相成、黒雲東南ニ現出、南風暖気ヲ催シ時々細雨アリテ、午後九時頃ヨリ強風雨トナリ、十一時過キヨリ一層風雨雷鳴加ハリ暴風雨ト相成、三時ニ至リ鎮静。近年稀ナル雨量ニシテ高丘ノ地ヨリ土砂流出シテ畑ヲ埋メ或ハ押流シ、又低地ノ道路ハ流水激流ノ為メ欠陥シ大穴ヲ生シ、或ハ崩落シタルモ、潰家其他人畜死傷無之、別紙被害表相添此段及報告候也。

明治三十九年一月十二日

須山村長　渡辺春吉

第一課長
駿東郡書記　水谷高賛殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

373　須山農民の南米秘露（ペルー）国への移民　明治39（一九〇六）・9・18

證明願

一渡辺紋治儀海外渡航希望ニ付、移民取扱人森岡眞ヘ渡航取扱方ヲ申込度候条、吾々名下ノ印影実印ニ相違ナキ事及左ノ事項御証明被成下度、此段奉願候也。

駿東郡須山村大字八拾六番地
渡航者　渡辺紋治㊞

駿東郡須山村大字八十六番地
保証人　渡邉千代吉㊞

駿東郡須山村大字八十七番地
保証人　渡邉梅吉㊞

明治卅九年九月　日

契約認可渡航許可並旅券下附願

私儀農業従事ノ為メ向四ヶ年間南米秘露国ヘ渡航致度候間、契約御認可渡航御許可ノ上旅券御下附被成下度、此段奉願候也。

静岡県駿東郡須山村八十六番地
平民農戸主　渡辺千代吉次男
渡航者　渡辺紋治（ワタナベモンジ）㊞
明治十四年五月十五日生
当弐拾五年五ヶ月

明治三十九年九月十六日
右戸主　渡辺千代吉㊞
東京市京橋区山城町四番地
移民取扱人森岡真
業務代理人　久津間一郎㊞

静岡県知事　李家隆介殿

私儀今般農業ノ目的ヲ以テ南米秘露国へ渡航致度、海外旅券下附差出候ニ付、左記各項相違ナキ事御証明被成下度、此段奉願候也。

一本人ノ財産　ナシ
一戸主ノ財産　八百円
一滞在年限　四ヶ年
一費用金　壱百円
　但シ本邦横浜ヨリ秘露迄
一兵籍ノ関係　第二国民兵
一犯罪　重罪軽罪破廉恥罪及賭博犯罪ヲ受ケタルコトナシ

明治三十九年九月十六日
静岡県駿東郡須山村八十六番地
平民農
渡航者　渡辺紋治㊞
右戸主　渡辺千代吉㊞

静岡県知事　李家隆介殿

前述之通相違無之候也。

明治三拾九年九月拾八日
静岡県駿東郡須山村長　土屋和伯㊞

追申
一渡航費並携帯金　壱百五拾円也
一乗船地　横浜
一出帆予定期日並乗船名　明治参拾九年拾月三日厳島丸

本願及添附書ニ記載ノ事項正確ナル事ヲ証明ス

明治三十九年九月拾八日

静岡県駿東郡須山村長　土屋和伯㊞

秘第一〇二号

契　約　書（抄）

移民渡辺紋治ハ秘露国ノ耕地又ハ製造場ニ於テ労働スルノ目的ヲ以テ該国ニ渡航スルカ為メ、左記二名ヲ保証人ニ立テ移民取扱人森岡真ニ申込ミ、相互ニ左ノ条件ヲ契約ス。

（前略）

第二条　移民ト傭主ノ間ニ於ケル契約ノ期限ハ実地就業ノ日ヨリ満六ケ月間トス。但移民ニ於テ四ケ年間契約ノ継続ヲ請求シタルトキハ、傭主ハ之ヲ承諾スルノ義務アルモノトス。又其給料ハ秘露国ノ習慣ヲ基トシ、日給又ハ分量労働（タレヤ）ノ方法ニヨリ耕地支配人之ヲ定ムト雖モ、其賃銀ノ支払並ニ使役ノ方法等ハ森岡眞カ予メ傭主ト協議ノ上定メタル方法ニヨルモノトス。日給ニヨル労働ハ農場ニアリテハ拾時間製造場ニアリテハ拾二時間トシ、其賃銀ハ一日二十四片ヲ下ラザルモ、前記ノ時間ニ満タサル労働ニ対シテハ一日二十四片以上ノ割合ヲ以テ賃銀ヲ支払フベシ。

分量（タレヤ）ニヨル労働ハ通例秘露国土人ノナス一日ノ分量ニ対シ、二十四片以上ノ賃銀ヲ支払ベシ

第三条　移民ハ日曜日、一月一日、七月二十八日、十一月三日、十二月二十五日、神聖金曜日ヲ除ク外周年労働スルモノトシ随意ニ休業スルコトヲ得ス。而シテ一日ノ労働時間ハ其実地ニ就キ、耕地ニアリテハ毎日十時間、製造場ノ内外ニアリテハ十二時間トス。尤モ分量法（タレヤ）ニヨリ支給セラルヽモノハ時間ニ制限ヲ設ケス。若シ時間外又ハ休日ニ労働スルコトヲ耕地支配人ヨリ請求アリテ之ヲ承諾スルトキハ、一時間ニ三片半（凡ソ我十五銭ノ割合）ヲ支払ヒ、且労働一時間ニ充タサルモ三十分以上ナルトキハ尚ホ三片半ヲ給シ、参拾分以下ナルトキハ一片四分ノ三ヲ給スヘシ。

（中略）

第五条　移民契約中ハ傭主ヨリ無料ニテ家屋、寝台、並ニ医薬ヲ供給スヘシ。

（中略）

第十二条　保証人ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ其一身上ノ出来事ニ関シテ総テ其責ニ任シ、殊ニ移民ノ義務履行ニ付テハ移民ト共ニ連帯シテ其義務ヲ負担スヘキハ勿論、移民ハ如何ナル場合ト雖モ左ノ件々ニ違背セサランコトヲ約シ、万一之レカ違背ヨリ生スル損害ハ保証人連帯ノ責任ヲ以テ之ヲ賠償スヘシ。

一、如何ナル場合ト雖モ同盟罷業ニ加入セス又ハ其連判帳ニ記名セサルコト。

二、若シ労働上苦情アルトキハ必ス代理人ヲ経テ其調停ヲ仰キ決シテ休業セサルコト。

三、賭博ノ厳禁ハ勿論賭具ヲ携帯セサルコト。

四、労働上異存アルトキハ必ス監督ヘ申出決シテ他人ヲ集合、教唆、又ハ強迫ニ類スルコトヲナサヽルコト。

五、移民ハ労働ニ適スル服装ノ外見苦敷被服又ハ軍服ヲ携帯スヘカラサルコト。

（後略）

右契約ハ双方合意ヲ以テ締結ス。仍テ為後日証書二通ヲ作リ各自記名調印ノ上、之ヲ保存スルモノ也。

明治三十九年九月十六日

東京市京橋区山城町四番地
移民取扱人　森岡　眞㊞
義務代理人　久津間一郎㊞

静岡県駿東郡須山村八十六番地
移民　渡辺紋治㊞
明治十四年五月十二日生

同県同郡同村〃番
保証人　渡辺千代吉㊞

同県同郡同村八拾七番
保証人　渡辺梅吉㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

374　**活動写真・蓄音器大会**　（一九〇六）**明治39・11・11**

秋冷之候、益々御清栄奉賀候、陳ハ生等今回活動写真及蓄音器大会ヲ今六日ノ夜相催シ候間、万障御差繰リ御来車被下度、此段御待居候。　頓首

深良村切久保・遠道原
音楽隊一同

明治参拾九年十一月五日

富岡村御宿
湯山半七郎殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

375　**富士登山南表須山口**　（一九〇八）**明治41・6・27**

○富士登山南表須山口

佐野駅より＝距離最も近し

近時富士登山を試むるもの次第に多く、何れも大宮口、御殿場口、須走口、乃至は吉田口、其の他よりして未だ佐野駅より登る須山口なるものゝあるを知らざるべし。若も此の須山口こそ最も古く開通し、且つ其の道筋には旧き歴史を有する古蹟に富めると他の登り口に比して最も豊富なるものあり。従前は多く此の道路を撰びて登山したるも、晩年に至り他の方面に多くの登山口を開通し盛んに競争して登山者を引きたる為め、其の競争に加はらざりし須山口は自然に廃たれて此の口より登山する者の稀になりしが、今回同地方の有志が旧趾旧蹟の其まゝに頽廃して他の顧る者なきに至りしを嘆き、旧道を開鑿修繕して車馬を通ずるの便を図り、現に佐野駅前には高サ三十尺、方三尺角の大標を建設し、

富士登山南裏須山口佐野駅より山頂へ七里車馬の便あり

と記して旅客の注意を惹き車馬を備へて客の至るを待てり。而して此の登山口に付き特筆大書せざるべからざるは、他の何れの登山口よりも山頂迄の距離最も近きにあり。大標に記しあるが如く佐野駅より頂上まで漸く七里

なり。他の登山口にして此の如く近距離なるは恐らく其の比を見ざるべし。旧時氷の未だ普く使用されざる時代に於て、同地方の人々は何れも病人に之を要するに際して、早朝登山して採氷し其の夕は既に帰着せり。則ち日帰りにしたりと云へるに見るも、登山の距離の甚だ近きを知るに足る。今須山までの距離を記さんに、

佐野停車場より今里迄壱里十八丁、今里より下和田へ十八丁、下和田より須山迄壱里(図に付て見るべし)、合計三里にして須山より頂上までは僅か四里なり。東西よりの登山者は何れも此の佐野駅に下車し登山するこそ便利なるべく、沿道の名所及び旧趾旧蹟を記せば左の如し。

▲佐野原神社　は建正二年箱根竹の下の戦ひに後醍醐天皇の皇子尊良親王を奉じ、賊将足利尊氏と戦ひ討死せし左近衛中将藤原為有朝臣を祭る(佐野駅より僅二丁)。

▲佐野瀑園　は園内に五瀧なり曰く雪解の瀧、富士見の瀧、銚子の瀧、狩衣の瀧(佐野駅より十二丁、佐野ホテルあり和洋の料理宿泊ともになす)。

▲景ヶ島　は聖徳太子の開基にして天然の岩石へ観音の像を刻したるなり。堂宇古くして建設年月不詳、真に名の如く天然の景に富む。

▲屏風岩　は景ヶ島附近にあり。宛然屏風を建てたる如き天然の岩石あり。写真洋画の資に富む。



▲鈴木農場　は佐野瀑園附近にあり。

▲桃薗親王の陵　は鈴木農場内にあり。親王は清和天皇の皇子桃薗貞純親王を祀る。皇子嘗て富士駿東二郡を領せられ、延喜十六年此富岡村桃園に薨ぜらる。

▲宗祇法師　は紀伊の人にして常に連歌を好み自然軒と言ひ、心敬宗砌等に就き就学したり。所謂古今集なるものは実に法師の蘊蓄に出づ。文鑑二年七月年八十二にして亨す桃園の山中に現存しあり。

▲堂ヶ尾神社　は須山村西北一里を隔て昔時石井常右ェ門は此神社に誓願したることありと里俗の口伝あり。祭神瓊々杵尊。

▲氷穴　は須山村大字十里木附近にあり。常に結氷しある穴は木造二階家の如くにして、各八畳敷三間宛あり。

▲腰切塚　は建久四年源頼朝公富士牧狩の当時炊事場の跡あり。馬白水御釜塚抔の称あり。其釜は現今沼津町なる日枝神社の宝物として同社に保有す。

▲須山口胎内　は入口九尺方にて奥行三十間穴の奥に子安神社あり。祭神は木花開那姫命。

▲須山口一合目　は雲切不動尊の肖像を役行者の彫刻したるあり。又御室浅間と言て丹正神社あり。

▲宝永山の鶴の巣　と言ふ口伝あり。数仞の嶮岩にして人足の不及所に異形のもの見ふ。是を称して鶴の万年巣と云ふ。

（静岡新報）

376　合力営業許可願

（一九〇八）明治41・6・27

合力営業許可願　根上熊吉（小野田乙治郎）

駿東郡須山村　番地平民農

荻田左十郎
渡辺宗作
渡辺新作
渡辺宗十
渡辺民江
杉山十太郎
杉山保作
植松全平
勝間田好蔵
三井小次郎

一富士山合力営業　　横山万作

但シ道案内、荷担、乗馬

右ハ私儀前記ノ通リ富士山合力営業致シ度ク候間、御許可被成下度、此段奉願候也。

明治四十一年七月弐日

右
荻田左十郎印
外十名

沼津警察署長
警部　榊原久信殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書綴」）

377　密造酒の取締

（一九一〇）明治43

間第六五六号

沼津税務署長　牧野三津太郎印

須山村長殿

富士山麓附近ノ酒類密造者多キコトハ全国ニ於テモ既ニ有数ノ地トシテ公認セラレツヽアル有様ニシテ、之レカ取締及矯正ノ方法ニ付テハ、従来屢及御協議置候次第モ有之、貴職ニ於テモ常ニ相当御配意相成居候事トハ相信シ候得共、今尚ホ各所ニ於テ多数密造者ヲ発見スルハ寔ニ寒心ニ堪ヘサル次第ニ有之候。然ルニ該犯法行為タルヤ単ニ国家経済ヲ阻害スルノミナラス、営業者ヲ傷ケ一朝摘発セラルヽニ於テハ薄資者ノ如キ倒産ノ已ムナキ悲境ニ陥リ、尚進ンテハ永ク鉄窓ノ下ニ呻吟スルノ悲惨（ママ）ニ遭遇スル等、情ニ於テハ洵ニ憫然ニ堪ヘサル者アリト雖モ、如上今尚ホ密造者続出スルニ於テハ、勢ヒ検挙主義ニ依ル厳罰ヲ以テ取締ノ方法ト為スノ外無之ト存候。就テハ従前ノ実例ニ徴スルモ、今ヤ密造ノ最盛時期ニ推移シツヽアル折柄ニモ候ヘハ、此際御部内一般ヘ充分御諭告ノ上、断シテ斯ル不都合ヲ敢行セサル様、特ニ御配意相成度及通牒候也。

追テ本件矯正方法ニ関シ御意見モ［判読不能］御申出相成度、尚ホ万一今後検挙セラレタル者ニシテ勧業其他ニ関シ県

庁又ハ郡衙等ヨリ名誉ノ恩典ニ浴シタル者カ貴職ニ対シ特ニ請願シタル場合モ候ハヽ、之レニ対スル本人ノ略歴御詳報相成度申添候。

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

378　拳銃・仕込刀などの取締

（一九一一）明治44・4・18

沼第八〇九号

明治四十四年四月十八日　沼津警察署長警部　多米和市印

駿東郡須山村長殿

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀剣其他変装シタル戎器ノ授受運搬又ハ携帯ヲ制限スルノ必要ヲ認メ、又其ノ他ノ戎器ト雖モ未成年者ヲシテ弄スルコトナカラシメムガ為メ、今回銃砲火薬類取締法施行規則第三十九条第四十条ニ於テ取締ノ規定ヲ設ケ、五月一日ヨリ施行セラルヽコトト相成候ニ付イテハ、違犯者ナカラシムル様御管下一般ヘ注意方御配慮相成度、此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

379　入学生徒増加による列車時刻変更の申請

（一九一二）明治45・4

気車時刻変更ノ義申請

一東海道佐野駅発西行客車午前七時三十二分ヲ午前七時乃至七時拾分ト改ムル事。

右当佐野附近村落ハ中学程度ノ学校ノ設ケ無之、児童ハ尋常小学ヲ卒ヘテ高級ノ学校ニ入ラントセハ、他郷ニ笈ヲ負ハサルヲ得ス。然ルニ五里強ヲ隔ル沼津ニハ中学校、商業学校等ノ設アリテ、気車時刻ヲシテ前記ノ通リナラシムルヲ得ハ、之等（これら）学校ヘ通学シ得（マヽ）ヘノ便（マヽ）ヲ得、随テ入学生徒数モ相増シ、当地方教育上多大ナル便益ヲ蒙ムル次第ニシテ、之ヨリ生スル効果ハ少ナカラサルモノト思考仕候間、特別ノ御詮議ヲ以テ発車時刻御変更相成候様被成下度、此段申請候也。

明治四十五年四月

静岡県駿東郡深良村長

井上伴学

同　同　小泉村長　渡辺恵作

同　同　泉村長　芹沢多根代理

同　同　同村助役　室伏義太郎

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

380　生活状態調査

（一九一二）明治45・7・8

農第六二号

甲農第七〇一号ヲ以テ御照会ニ係ル調査ノ件、別紙ノ通リ及御回報候也。

明治四十五年七月八日

須山村長

第二課長殿

調書

一　米価騰貴カ産業ニ及ホシタル影響

蚕種業等ハ各戸控目ニナシタル為メ減収一割位ナリ。茶製造業ハ米価騰貴ノ為メ、当業者ノ利益少シ。其他産業ハ、総テ控目ニ為スノ状況ナリ。

二　現時ニ於ケル細民ノ生活状態

細民ハ其ノ日稼キヲナシ、蒔附等モ十分ニナサズ。農家ハ勿論其他細民モ、麦ヲ食スルモノ多シ。本村ニハ全ク生活困難ニシテ如何トモ致方ナシト云フ程ノ者モ未タ見受ズ。

三　米価調節ノ具体的方法

(1)米作ヲ奨励シ増収ヲ計ル事。

(2)外米輸入税ヲ減シ、外米ノ輸入ヲ自由ナラシムル事。

(3)常食ヲ米ニノミ依頼セス、他種ノモノ需用ヲ計ラシムル事。

(4)一般農民ノ貯穀ヲ奨励スル事。

現在ニ於ケル在米高及在麦類高（種類別ニ記入ノ事）

(1)米ノ産額ハ更ニ無之ニ付、当座ノ食料ノミニテ、僅ニ百俵内外ナルベシ。

(2)麦凡千五百俵、大麦九百五十俵、小麦

米価騰貴ノ原因、及新米出廻期後ノ相場見込、米ヲ産セザルニ付不明ナリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」）

381　行旅人死亡の費用と手続

（一九二二）大正元・12・13

庶第九三号

行旅病人救護中死亡ニ付取扱顛末報告

一本月二日駿東郡須山村字沢入（本村役場ヨリ約一里二十町ノ場所本村十里木部落ニ通スル道路）ニテ行旅病中同日朝、本村学校通学生徒午前七時頃発見シ、其ノ旨学校生徒ニ伝聞スル所トナリ、説高マルヤ村吏員ノ耳ニ入リ直ニ村長ハ十里木ヨリ通学ノ生徒一同ヲ役場ニ呼寄セ、其ノ事実ヲ正シタルニ事実ナリ。因テ一方駐在所巡査ニ急報シ又医師ヲ御殿場ニ頼迎シ村吏員一名・巡査一名ト同日午前拾壱時ヨリ現場出張立会医師ノ来ルヲマツ。

午後四時半頃医師着立会診察ヲナス、其ノ結果病者ハ脳溢血症ト断定、人事不正ニ陥リ何等ノ感ヲアトール（マヽ）モ其ノ答ナク、止ムナク十里木ヨリ仮但駕ヲ取寄セ、人夫四人ヲ頼ミ本村ニ護送シ、本村隔リ病舎事務室ニ修養（収容）シ看護兼番人壱名ヲ雇ヒ救護中其ノ効ナク、同月三日午前壱時死亡シタルニヨリ明治四十一年四月十七日付甲訓令十六号ニ因テ処理シ、同月三日午後三時仮埋葬方取計ヒ置ク。

右ハ明治四拾壱年十一月廿六日甲庶一、一八七号ニヨリ報告候也。

大正元年十二月十三日

駿東郡須山村長　土屋和作印

駿東郡長　稲見明精殿

行旅病者救護計算書

一金六拾銭　診察料弐回分
一金参拾銭　診断書料壱通
一金　八銭　内服薬壱貼分
一金壱円八拾銭　医師旅費　御殿場ヨリ本村沢入至ル往復旅費九里分
一金壱円也　医師日当一日分
一金壱円也　病者護送費人夫四人分
一金弐拾銭　看護人費一昼夜一人分
合計金四円九拾八銭也
右ノ通リ
大正元年十二月十三日
駿東郡須山村長　土屋和作印

行旅死亡人取扱費計算書
一金七円也　公告料、但シ静岡新報ニ一日掲載広告ス
一金弐円也　仮埋葬費　棺及筵縄担棒墓標穴堀及埋葬人足其他一切
計金九円也
内
一金五拾銭　遺留金
差引残金八円五拾銭也
右ノ通リ
大正元年十二月十三日
駿東郡須山村長　土屋和作印

（中略）

行旅死亡人広告
住所族籍氏名不詳男推定年齢五十四年
人相顔並色稍々浅黒頭髪前方「ハゲ」
後髪白斑丈五尺二寸着衣紺筒袖袢天
（裏袷駿河屋牛肉店染記）黒羅紗上着一
目縞木綿単衣、腹掛、綿ネル股引、脚
袢、足袋、赤木綿三尺帯、携帯品財布
貨幣五十銭、角水牛朱肉実印
右大正元年十二月三日本村役場ニ於テ
救済治療中死亡ニ付仮埋葬取計ヒ置ク

心当リノ者ハ当役場ニ申出ヅベシ

静岡県駿東郡　須山村役場

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「行旅病死人関係書類」）

382　頼母子講調査

（一九一三）大正2・4・11

弐第四三号

一別紙頼母子講組織調書及送付候也

大正二年四月十一日

須山村長　土屋和作

駿東郡第弐課長殿

調書

一　地方慣用ノ名称　本村ハ通称無尽講ト称ス。

二　如何ナル目的ノ為メニ設立セラヽルヤ。

本講設立ノ目的ハ一家負債嵩ミ家計不如意ナルトキ、又ハ不時難災ニ罹リ（類焼若シクハ病気ニ罹リ、其ノ治療費ナク困難（難）ノ場合入院費ニ充ツルモノ等）困難（難）ノ場合、負債者親司トナリテ組織ス。其ノ外有志者相計リテ貯蓄（ママ）的設立シ不時ノ災艱（難）ニ充ツルモノモアリ。

三　設立及実行方法ノ詳細

設立ハ前項ノ性質ヨリ起リ、其ノ本人親戚ニ依頼評議シ其ノ結果親族間及隣家有志者ニ募リ、総会（帳堅メト称ス）ヲ開キ、親司（設立本人）要求起債額ニ（金百円）対スル毎年掛金（即チ利息ト称ス）金拾円如何ナル方法ニヨリテ拾ケ年調達シ得ルヤノ件ニ付、考議（ママ）講員ノ承諾決定ヲ受ケテ、世話人ヲ選出シ、講則ヲ作リ記名調印ス。講員第一回ノ掛金拾円ヲ出金シテ（親司ヲ除キ講員十名ノ出金総額壱百円）締結ス。世話人ハ講務一切取扱ヒ、帳簿ヲ整理スル義務責任ヲ有スルモノナリ。

四　会員数、一口掛金額、一回集金額、存続年限ハ幾何ヲ普通トスルヤ。

一、会員数親司ヲ（設立本人）除キ（講員十名同二十名）モノト両ツアリ。

二、一口掛金額、金壱百円無尽講ト仮定セバ(親)司ハ第一回目ニハ除キ、他ノ講員ハ拾円ヲ掛金ス（土台掛ト云フ）。第二回目ヨリハ、講則ノ定ムルトコロニヨリ利率ニ差異ヲ生ズルヲ以テ講員ノ掛金ヲ異ニスル通例ナリ。其ノ例ヲ上グレバ第二回目ニ抽籤若シクハ競札ニヨリ落札シタリトセバ、甲ハ壱割三分、乙ハ壱割二分当時ニ受領、翌年ヨリ満会ニ至ル迄、甲ハ毎年金拾参円、乙ハ金拾弐円宛出金シテ終了ス。

三、一回ノ集金額金壱百円無尽講ナリトセハ、毎年毎回総額百円ヲ集金スルモノトス。

四、存続年限ハ親司設立当時ヨリ普通拾ケ年ヲ以テ満期格(終)了スルモノトス。又親司ナクシテ設立スル無尽講ハ（俗ニ親ナシ無尽講ト称ス）拾ケ年満期終了スルモノナリ。

五　規約書類ノ写　別紙ノ通リ。

六　如何ナル方法ヲ主トシテ如何ナル方面階級職間ニ行ハルルヤ。

一、本村内主ナル方法ハ、負債者破産シ、難ヲ救助シ又独身者無資本ニシテ営業スル能ハザル場合、有志者相謀リテ本人ニ無尽講ヲ設立サセ資ヲ当フル等ノ場合モアル趣意ニシテ、講員ヲ募リ総会ヲ開キ、幹事二名（普通弐名ヲ置ク、俗ニ世話人ト称ス）ヲ置キ同講一切ノ事務ヲ扱ハシメ、講員ノ掛金トシテ集金シタル額ハ、割済金借用証作成持参期マテ預金シ置キ、書証完備ノ上ニ(抽籤本人/落札本人)ニ引渡シスルモノナリ。尚又借用証差入方法ニ付テハ信用ニ因ル保証人ヲ割済金借用証書及金高ノ嵩ムニ従ヒ、抵当権設定登記ヲナスモノト二種アリ。宛名ハ世話人各義ニテ差入ルルモノナリ。数年此方大概ノモノ抵当権設定登記ヲナスモノ増シツ(マヽ)有リ。右記述ハ本村一般ニ行ハルヽ主ナル方法ナリ。講員及設立者等ハ階級並ニ何レノ職業ヲ問ハズ一般ニ行ハル。

七　頼母子講ノ総数及之レニヨリ貸付セラレアル資金総額

一、無尽講ノ数約五十組（五十円ヨリ五百円迄範囲ニ

行ハル)。

二、総額金高約五千円。

三、本村内設立ニ係ル講金ハ資本金ト云フ意ナリ、単ニ金額名義ニシテ貸付金タル証書有ルモ前項記載ノ通リ割済償還証書ニシテ、開会毎ニ各員ニ償還スル方法ニナル。又以テ金額面ハ大ナリト雖其ノ資金トシテ流用出来得ザル方法ノ金ナリ。

八　頼母子講ト他ノ金融機関ノ相互ノ関係及影響

金融機関ニ付テハ本村ノ状況避寒村ナルヲ以テ佐野ニ近ク、三里二十町御殿場ニ弐里半ノ地ニシテ、本年其ノ金融機関ノ情ヲ憂ヒ、御厨銀行佐野支店須山代理ヲ創設アルモ未タ設置早々、志計難キモ従前ノ儘ニテハ、銀行ノ融通ヲ付クルハ地価低クシテ、貸付少額ナリ。故ニ無尽講開会(年間何レノ月ニモ多少アリ)シテ村内ノ金融機関緩和スル一機関ナリ。若シモ不況気(景)ヲ来シ停金等有ルアラバ、相互ノ影響甚大ナリト雖未タ本村ニシテ斯ノ如キ停会ヲ来シタルコトナシ。

九　頼母子講消長及利弊ニ関スル実況

本講消長上ニ付テハ従前ヨリ増進スル趣勢ナリ。

利弊上ニ関シテ上級者講員ハ貯蓄金トナリ、下級民ニ至リテハ、負債アルモ前項ニヨル方法ニテ講金ヲ受領シタリセハ、其ノ負債ヲ返済シ其后(後)講ニ割済償還セバ(普通貸借ニヨリ利金ニ一分位高利ヲ払フナリ)負債消ユルナリ。然レトモ普通貸借トセバ毎年利息ヲ納入シテモ其ノ元金抹消スル事ナク、負債者困難ヲ来スモノナルモ(ママ)ニ本講設立方法ハ、利金ノミ納入シテ元利金償還済ノ性質ノ方法ナル故ニ利アリトルモ其ノ弊害ナシ。

十　官庁ニ於テ頼母子講取締ノ方法又設ケアラバ、其ノ方法、本村該当ナシ。

以上

(裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」)

383　葛山における悪風是正の契約書　(一九〇二～一九〇六)明治35～39

契約書

今回大字葛山ニ於テハ、諸般ノ幣風ヲ一結スルタメ、一同協議ノ上諸事取究メヲ為シ、茲ニ契約締結スル事左ノ如シ。

第壱条

一会議ヲ要スル事件到来、主任者ヨリ触示タル時ハ、必ズ日時等ヲ違ハズ出席可致候事。

但シ不正得事故有之出頭相成兼候節ハ、其理由主任者へ届出可申候事。

第弐条

一諸納税義務ハ、必ズ納期日完納可致候事。

第三条

一道路橋梁修繕及ビ共有地栽培等人夫ヲ要スルトキハ、主任者ヨリ触示タル節ハ万障操合セ、午前八時ヲ期シ、必ズ出勤可致候事。

第四条

一法律規則ニ依リ、万事取調物到来致、主任者ヨリ触示タルトキハ、時間ヲ違ハズ必ズ出頭可致候事。

第五条

一一同総会議ヲ要スルニ替ヘ、組合長会議ヲ為ス時ハ、重要ノ事件ニ付キ万一組合長不止得事故ニテ出頭相成兼候ハヾ、相当ノ代理人ヲ出頭可為致候事。

第六条

一大字ニ於テハ、徴兵現役中ノ者ニ対シ、道路橋梁修繕人夫其他ノ追廻シ役ト称スル人夫等総テ免除スル者トス。

第七条

一当大字ニ於テハ、諸般改革ヲ行フニ付テハ、祝儀無祝儀ニ拘ラズ、甲乙二種ニ分チ、甲ノ客席ニ於テ使用スル酒量ハ、壱人ニ付キ弐合ヅヽ、乙ノ客席ニ使用スル酒量壱人ニ付キ一合ヅヽト相定メ、該施行スルニ付テハ各組合長管理ヲ致シ、不都合ナキ様取締可申候事。

第八条

一大字ニ於テハ諸芸人ヲ雇ヒ、興行等一切致間敷候事。

第九条

一当大字ニ於テ伊勢参宮人下宮ノ節、乗馬ニテ迎等一切致間敷候事。

第拾条

一前条ノ如ク定ムルニ於テハ、縁故薄キ家ニ対シ浅(餞)別等持参致間敷ハ勿論、参宮人ニ於テモ、同類ノ家ニ対シ、御守礼土産物等一切持参致間敷候事。

第拾一条

一当大字ニ於テ各自ノ親類等ニ於テ死亡者有之候節、隣家組合ノ者悔ニ出頭可致候得共、各惣代トシテ弐名限リ出頭可致候事。

但シ香料ノ義ハ、各適宜惣代人ヲ依頼可致候事。

第拾弐条

一当大字共有地内ノ生栽木及ビ諸共有物件等売却スル場合ハ、協議員組合長ト相談ノ上ニアラザレバ、是レヲ売却致間敷候事。

第拾三条

一同盟規約ニ対スル役員ハ当分ノ内之ヲ置カズ、故ニ同盟者一同ニ於テ規約ヲ確ク相守リ可申候事。

契約追加

一大字協議費ノ義ハ、納期日十日以前ニ切符ヲ発シ、納期日完納可致ハ勿論ニ候得共、五日以内ノ猶予ヲ与ヘ、尚ホ不納スルニ於テハ組合長立合、不納者所有ニ係ル物品ヲ抵当トシテ組合長之ヲ預リ置キ、五日間ノ猶予ヲ乞フコトアルベシ。前記猶予ヲ乞ヒタルニ付テ、万々一、五日以上ニ及ブモ尚ホ完納セザルニ於テハ該物品ヲ売却致シ、其代金ヲ以テ納金ヲ完納セシメ、若シ残金有之候節ハ所有者本人ヘ返戻スルモノトス。

一他人ノ諸有山林ヘ猥リニ入込立木等採伐致間敷ハ勿論、田畑等ノ畔苅及ビ苅敷場・茸場等ヘ入込ミ猥リニ秣等一切苅取申間敷候事。

一一個人ノ所有地外ノ茸場等ニ於テ茸穂等一切苅取申間敷候事。

一壱個人ノ所有地外ノ雑地等ニ於テ新竹一切採伐申間敷候事。

但シ屋根用葦軸等ハ此限ニアラズ。

一総テ集会ニ正当ノ事故ナク欠席スル者ハ、左ノ処分ヲ為ス者トス。

一日以上ノ集会ニ欠席ナス者ハ、其日時ニ相当スル歩役ヲ課ス者トス。

但シ早朝ニ出席スベキ会議ヲ、午后ニ出席ノ者ニハ則チ半人ノ歩役ヲ課ス者トス。

第拾四条

一前条ノ如ク契約スルニ於テハ、万々一違約者有之候節ハ、協議委員・組合長ノ会議ヲ開キ相当ノ処分法ヲ定、是ガ処分ヲ為ス者トス。

右契約締結スルニ於テハ各々署名捺印シ、相互ニ違約仕間敷候事。

（葛山　芹澤正巳氏所蔵「契約書」）

(2)　村の芸能

384

遊芸稼人開業御届

（一九〇一）明治34・4・4

遊芸稼人開業御届

原籍三重県一志郡久居本町五十六番地
当時駿東郡須山村百拾三番地寄留
一　浮レ節芸名浪花屋佐団治　平民　本名　倉田伊之吉
元治元年三月廿七日生

右ノ通開業仕候間御鑑札御下附相成度、此段御届申候也。

明治三拾四年四月四日　右　倉田伊之吉㊞

駿東郡長　河野鎗次郎殿

納税引受証

駿東郡須山村百十三番地寄留
倉田伊之吉

右ハ今般遊芸稼人出願候ニ付テハ同人不在其他如何ナル

故障有之トモ私ニ於テ納期ヲ誤ラズ納税可仕候、為後日証書一札仍テ如件。

明治三十四年四月七日

右家主

宮崎米吉㊞

須山村長　勝田房平殿

証明書

静岡県駿東郡須山村百拾三番地

平民米吉妹

遊芸稼　三弦　宮崎きち

明治六年四月二日生

右ハ明治三十四年県令第十号県税賦課規則第廿五条第三項ニ該当スルモノニシテ、県税ノ賦課ヲ受クルモノニ無之、此段証明候也。

明治三十四年四月十九日

駿東郡須山村長　勝田房平

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書綴」）

385　**芝居興行届**　**明治39・4・24**（一九〇六）

税第一五号

別紙ノ通リ興行届出ニ依リ日税弐日分金、壱円参拾弐銭徴収候ニ付令書御発送相成度、此段及御通知候也。

明治三十九年四月廿四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

興行御届

駿東郡須山村百廿四番地農

土屋太市郎

一　芝居

右本月十六／十七ノ両日間（木戸銭大人三銭／小人二銭）土間代ハ受ケズ沼津警察署ノ許可ヲ得、須山村ニ於テ興行致シ候間、此段御届申上候也。

明治参拾九年四月拾六日

右
土屋太市郎㊞

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

386　**見せ物興行御届**　（一九〇八）**明治41・9・1**

見セ物興行御届

長野県小県郡上田町千九百八拾壱番地
願人　中川長松

一神楽、手品、独楽興行
但シ見料　大人　五銭
小人　参銭

右ハ駿東郡須山村ノ内字津土井五百七拾弐番ノ一原野ノ内、間口四間、奥行五間ノ内ニ於テ、九月弐日午前拾時ヨリ午后拾弐時迄、興行仕度沼津警察署へ願済ニ相成候間、此段御届申上候也。

長野県小県郡上田町千九百八拾一番地
明治四拾壱年九月壱日　中川長松㊞

静岡県駿東郡須山村六十二番地
勝田秀作㊞

静岡県駿東郡須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

387　**浪花節興行届**　（一九二二）**大正元・11・21**

興行届

一浪花節
一興行日数、二日間（十一月二十二日同月二十三日）時間　自午後六時至同十二時
一興行場所、須山村百二十六番地　土屋平三郎宅
一木戸銭、大人八銭小人五銭
右興行及御届候也

右

大正元年十一月二十壱日　届出人　土屋倉之助㊞

沼津警察署長　根岸時次郎殿

東京市小石川区西江戸川町三十四番地　岩根政太郎方
芸名、都小円治　渡邉長太郎

明治四年七月生　　富岡須山組合村役場

同所　　千福常設委員

同、　都駒吉　　渡邉こま　　御中

万延元年十一月二日生

同所

同、　篠田梅州　　加藤由太郎

明治十五年八月生

追テ該達ニ応セザルモノハ種痘規則第九条ニヨリ処分セラルヘキ義ニ候条、御注意相成度候。

種痘規則第九条摘要　五銭以上壱円九十五銭以下科料ニ処ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書類」）

(3)　衛生・伝染病

388　天然痘流行の予防

（一八九七）明治30・2・17

千福　桃園　大畑　千福横山源次郎方

二月十二日　種痘

同　十八日　正午ヨリ検査及種痘

同　廿四日　正午ヨリ検査

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

衛第三三四号

目下各地天然痘流行ニ付予防ノタメ左記目割ノ通リ種痘及検査候条、受持部内人民ニシテ四十歳以下ノ者ハ悉皆出頭接種候様厳達相成度、此段通知候也。

明治三十年二月十七日

389　富岡村赤痢発生

（一八九七）明治30・6・1

衛第一〇七〇号

去月二十日富岡村上ヶ田□番地□（人名）二女□（人名）ナル

モノ赤痢病発生シ、爾来追々蔓延ノ兆アリテ本日ニ至ル。御宿・葛山ニ伝染シ目下拾名ノ患者ヲ見ルニ至ル。依テハ精々予防方ニ注意シ、飲料水流等ニ至リテハ種々ノ汚物ヲ捨流スルカ如キハ最モ留意致スヘキ義ニシテ、為メニ伝染患者ヲ発生スル等ノ次第ナシトセス。就テハ貴職ニ於テ精々御尽力毎戸同心共力予防ニ注意候様夫々御触示相成度、此段御通達候也。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

390　狂犬病流行

（一八九七）
明治30・10・13

明治三十年十月十三日

富岡村
組合村役場印
須山村

人民総代
常設委員
中野政蔵殿

常第二一九一号ノ一

近来病犬狂犬流行ニ付、自今既ニ本県下富士郡吉原町ニ二頭ノ病犬発生シ通行人ヲ咬傷シ、其ノ害ニ罹ルモノ尠カラズ、此際厳重ニ取締ヲ為スニアラサレハ其ノ罹害ヲ防ク事能ハサルニ付、厳重取締方ノ義其ノ筋ヨリ通知有之、且ツ取扱方左ノ通リ撲殺人取極メ次第着手可致候ニ付、其ノ字内飼犬者迄無洩御示達相成度候段御通牒候也。

一　無主ノ犬ハ総テ撲殺セシム。

一　飼主アル犬ハ其ノ飼主ノ邸外ヘハ一歩モ出サシメズ、若シ必要アリテ出ストキハ人ヲシテ其繋鎖ヲ曳カシメ逃逸ノ虞ナキ様致スベシ。

一　飼主アル犬病犬トナリシトキハ家畜病院ヘ入レタルモノヽ外治療中ト雖モ獣欄ニ鎖錮セシムベシ。但シ治療シタル場合ト雖モ獣医ノ全治証明ヲナスニアラサレハ獣欄外ニ出スベカラズ。

一　第二項ニ違フ者ハ撲殺セラルヽ事アルベシ。

右ノ外緊急ノ場合ハ臨機ノ処分ヲナスベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

391　**駿東郡富岡村衛生組合規約**　明治31（一八九八）

駿東郡富岡村衛生組合規約

第壱条　本組合ハ駿東郡富岡村衛生組合ト称ス。

第弐条　本組合ハ駿東郡富岡村ヲ以テ区域トシ其事務所ヲ富岡村須山村組合村役場内ニ置ク。

第参条　本組合ハ伝染病予防法及消毒法ノ完全ヲ期シ、併セテ平素壱般衛生法ノ周到ヲ図ルヲ以テ目的トシ、左ノ各項ヲ実行ス。

一　伝染病ノ流行蔓延ハ主トシテ飲料水ニ基因スルヲ以テ常ニ之レニ注意シ、其質不良ノモノハ相当ノ改良法ヲ加フルニアラザレバ飲料ニ供セサル事。

一　飲料水及常用水ノ区別ヲ明ラカナラシムル為メ井水ヲ検査シ其質善良ナルモノハ飲料水、其質不良ナルモノ常用水ト記シタル目票ヲ立テ置ク事。

但常用水ニ属スル井、可成速ニ井戸換及修繕ヲ加ヘ水質ノ改善ヲ図ルコト。

一　純良井水ナク止ムヲ得サル場合ニ於テ常用、井水、河水、泉水、等ノ水ヲ飲用ニ供セントスル時ハ必ラス細砂、粗炭末、若クハ相当ノ濾過器ヲ以テ濾過シ又ハ煮沸スルコト。

一　純良井水ト雖モ伝染病流行シ若シクハ流行ノ虞アル場合必ラズ煮沸シテ飲料ニ供スルコト。

一　有害又ハ腐敗ノ傾向アル飲食物若クハ不熟ノ果実ヲ販売セザルコト。

一　露店又ハ店頭ニ羅列スル飲食物ニシテ其儘飲食スベキモノニハ、明治廿六年四月県令第三拾四号ノ趣旨ニ基キ蚊蠅塵芥等ヲ除去スル為メ必ラズ相当ノ覆蓋ヲ設クルコト。

一　組合内ノ清潔方法消毒方法施行ノ完全ヲ期スル為メ常ニ結晶石炭酸三磅、石灰三缶、石灰末三俵以上及必要ノ器具ヲ設備シ置クコト。蒸気消毒器、患者運搬器、差込便器等。

一　明治三十年五月内務省令第十三号ニ基キ毎年二回、

三月十二月組合内一般ノ清潔方法ヲ施行スルコト。但伝染病流行ノ虞アル場合ハ此期限ニ拘ハラス施行スル者トス。

一　消毒方法ニ関シテハ明治三十年五月内務省令第十三号ヲ遵守シ、病毒ノ性質病毒伝播ノ媒介トナルヘキモノ病毒遺留ノ場所及伝染ノ経路等ヲ考察シ十分注意施行スルコト。

一　衣服身体ハ勿論家内及邸内ハ常ニ掃除シ、汚水溜アル時ハ時々汚水ヲ汲去リ悪臭ヲ除去スルコト。

一　流シ下及下水溝等ハ時々掃除シ泥土塵芥ヲ滞留セシメザルコト。

一　井戸、水溜、暗樋、等ノ周囲及井戸流シハ常ニ清潔掃除シ汚水ノ溜澪セザル様注意スルコト。

一　厠圊（ママ）及芥溜ハ常ニ掃除シ充溢又ハ堆積セシメザル事。

一　井戸、水溜、暗樋、下水溝又ハ厠圊、芥溜等破損ノ箇所アルトキハ速ニ改築修繕ヲ加フルコト。

一　肥料製造所及貯蔵所構造並ニ位置衛生上有害ト認ムルトキハ之ヲ改良スルコト。

一　肥料其他汚臭ヲ放ツヘキモノヲ貯蔵スルトキハ臭気ノ散逸セザル様密閉スルハ勿論、其運搬ハ可成日出前、若クハ日没后ニ於テスルコト。

一　飲料井、及常用井戸流シ又ハ飲料ニ供スル河水、泉水、等ニ於テ衣服其他汚物ヲ洗濯セズ、必ラズ清潔ナル器具ヲ以テ洗濯器ニ汲ミ取リ、且其汚水溜又ハ河水等ニ流入若クハ滲逸セザル場所ニ遺棄スルコト。

一　伝染病流行シ又ハ流行ノ虞アル場所ニ於テハ便宜ノ方法ヲ設テ断ヘズ各戸ヲ巡視シ患者隠蔽ノ虞ナカラシムルコト。

一　明治三十一年三月県令第二十二号吐瀉病及下痢患者届出並ニ取扱手続ヲ施行セラレタル場合ニ於テハ同令第二条ヲ励行スルコト。

一　伝染病患者発生シタルトキハ相互ニ通報シ、且予

防消毒上必要ノ者ノ外交通セザルコト。

一　伝染病患者及疑似病者ニシテ、保護人ナキ為メ病毒ヲ他ニ伝ヘ又ハ為メニ重症ニ陥ラントスルカ如キモノアルトキハ、組合ニ於テ相当ノ処置ヲ為スコト。

一　時々衛生講話会ヲ開キ伝染病予防法、消毒法、摂生法其他一般衛生法ノ必要ヲ講究スルコト。

一　以上ノ外、組合長以下職員ノ示導（指）シタル事項及組合会議ニ於テ決定シタル事項。

第四条　本村ニ居住スルモノハ何人ヲ論セズ組合員トシ本規約ヲ遵守スルノ義務アルモノトスト雖モ、本規約実行ニ関スル責任ハ総テ戸主又ハ之ニ代ハルヘキモノ又ハ首長管理者、若クハ代理人之ヲ負フモノトス。

第五条　組合規約ノ実行ヲ計ル為メ、左ノ役員ヲ置ク。

組合長壱名　副組合長壱名　幹事九名組合委員

第六条　役員ハ総テ名誉職ト雖モ、伝染病流行ノ際予防消毒法ニ従事スル時ハ相当ノ報酬又ハ賞与ヲ行フモノトス。

但シ予防消毒ニ従事シタル為メ感染シタルトキハ医薬料ヲ給シ、死没スルトキハ弔祭料ヲ給スルモノトス。

第七条　役員ノ撰挙ハ本村各大字組合員ヨリ四名以上八名以下ノ組合委員ヲ撰挙シ組合委員中ヨリ各字一名宛ノ幹事ヲ互選シ、幹事中ヨリ組合長及副組合長ヲ互撰ス。其任期ハ共ニ二年トシ満期再撰スルヲ得。

第八条　組合長以下役員ノ職務権限左如シ。

組合長

一　組合内衛生ニ関スル全般ノ責メニ任シ、本規約ノ実行ヲ謀リ、且組合内衛生ニ関シ村長ニ意見ヲ述ヘ又ハ諮問ニ答フルコト。

一　衛生ニ関スル法令ヲ組合内ニ周知セシムルコト。

一　組合幹事及組合委員ヲ監督シ第三条ノ目的ヲ指導シ組合員ヲシテ其責務ヲ尽サシムルコト。

一　組合会議ヲ召集スルコト。

一　組合費ノ収支ニ関スルコト。

副組合長

一　組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス。

組合幹事

一　組合長ノ示導（指）ヲ組合委員ニ伝フルコト。

一　組合委員ノ勉否及組合員ノ状況（況カ）ヲ視察シ組合長ニ申告スルコト。

一　組合長ヨリ分掌ヲ受ケタル事項ヲ掌理スルコト。

組合委員

一　被撰字内ニ関スル本規約ノ実行ヲ勉ムルコト。

一　時々被撰字内ヲ巡視シ組合員ノ実行スベキ責務ヲ懇篤説示スルコト。

一　伝染病流行シ又ハ流行ノ虞アル場合ニ於テハ予防方法消毒方法ニ尽力スルコト。

一　総テ衛生上ニ関シ組合長ヨリ示導ノ事項ヲ挙行スルコト。

第九条　組合会議ノ会員ハ正副組合長、幹事及組合委員人ヲ以テ組織ス。

第十条　組合会ハ通常会、臨時会ノ二種トシ、通常会ハ毎年壱回（四月）開会シ、臨時会ハ臨時必要ノ事件アルトキ之ヲ開ク。但開会ノ時日場所等ハ組合長ヨリ三日前迄ニ通報スベシ。

第十一条　組合会ハ組合長ヲ以テ会長トシ（普通会議法ニヨリ採決ス）。

但起立採決ハ過半数ヲ以テ決定ス。

第十二条　組合会ハ過半数ノ議員出席スルニアラサレハ開会セズ。

第十三条　通常会ニ於テ挙行スベキ事項左ノ如シ

一　前年度事務成績ノ報告

一　前年度組合費決算報合

一　当年度組合費予算

一　役員ノ改撰

一　役員ノ補欠撰挙

一　規役（約）ノ改正

一　議事

第十四条　規約実行ニ要スル費用ハ総テ組合員各自ノ負担トス。

第十五条　前条費用ノ収支ハ組長之ヲ掌リ、毎会計年度后二ケ月以内ニ決算ヲナシ、村長ニ届出ツルモノトス。

第十六条　転戸寄留其他ノ事故ニヨリ組合外ニ出ツルトキハ、仮令積立金等アルモ之カ割戻ヲナサザルモノトス。

第十七条　本規約ハ組合会ノ決議ニヨリ更正スルコトヲ得。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

392　看護婦講習会の開催

（一八九八）明治31・10・21

衛第二〇一二号ノ二

今般大日本私立衛生会駿東支会ニ於テ看護婦講習会ナルモノヲ開設シ、志願者募集候ニ付、其大字内年齢十八歳以上品行方正身体健全普通ノ教育アルモノニシテ適当ノ向モ候ハヽ、応募候様夫々勧誘方取計ハレ度、此段通知候也。

明治三十一年十月廿一日

駿東郡　富岡村
　　須山村　組合役場　印

富岡村常設委員
横山源次郎殿

追テ規則書閲覧希望ノ向キハ当役場へ申出ラレ候様併セテ相示サルベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

393　看護婦を地域で養成すること

（一八九八）明治31・11・11

衛第二一五八号ノ一

曩（さ）キニ本郡大日本私立衛生会駿東支会ニテ看護婦講習生募集ノ件通知置候処、右ハ方今医術衛生上ノ発達ニ伴ヒ看護婦ノ供給常ニ乏シク、東京等ヨリ招聘スルニハ費用ノミ多額ニ要シ、却テ地方ノ習慣ニ反シ所期ノ結果ヲ奏セサル等ノ憾有之、地方ニ熟練ノ看護婦ヲ養成スルハ焦眉ノ急務ナルニヨリ、精々勧誘一ニハ希望者ヲシテ容易

ニ志ヲナサシメ一ニハ地方ノ便益ヲ得ル様尽力セラレ度、其筋ヨリ特ニ注意ノ義モ候条、此段重ネテ通達候也。

明治三十一年十一月十一日　　富岡村
　　組合役場印
　　須山村

富岡村常設委員
横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

394　富岡村医を置く

（一八九九）明治32・7・13

告示第七号

本村長ハ本村会ノ決議ヲ経テ、医師相良正保ヲ村医ニ選任シ、且左ノ各項ヲ契約セリ。

明治三十二年七月十三日　富岡村長　湯山荘作

一　医師相良正保ハ明治三十二年七月十三日ヨリ同三十三年三月三十一日迄富岡村医タルベキ事。

二　富岡村長ハ医師相良正保へ村医手当トシテ一ケ年金壱百弐拾円ノ割合ヲ以テ毎月廿五日、其拾弐分ノ一ヲ度仕ス。

三　相良正保ハ富岡村住民ニ限リ此期限内ハ診察・往診・種痘及診断費料凡テ無料タベシ（ル脱）。

四　相良正保ハ此契約期限内ハ如何ナル事故アルモ薬価・手術等ハ本郡医会ノ定ムル範囲ヲ超過徴収スルヲ得サルモノトス。

五　富岡村長ハ富岡病院邸宅並ニ之レニ附属スル備付品ヲ相良正保ニ此契約期限中無料貸与ス。其邸宅及附属備品ニ修繕ヲ要スルトキハ富岡村長之レヲナス。其費額ハ富岡村ノ負担トス。

六　相良正保ハ此契約期限内第三項ニ該当スルモノニシテ施薬ヲ請フモノアルトキハ、富岡村長ノ証明スルモノニ限リ施薬スルモノトス。但一ケ年拾名以内、壱名弐週間ヲ越ユルヲ得ス。

七　相良正保ハ富岡村以外ノ患家ニ往診スルヲ得ルト雖モ、其招請富岡村患家ノ招請他村ニ遅ルルモ其出発以前ナルトキハ其緩急ヲ計リ、成ルベク富岡村患家ヲ先

診スルモノトス。

八　此契約ハ締結ノ日ヨリ明治三十三年三月三十一日迄有効ノモノトス。当事者ノ一方カ中途此契約ヲ解除セントスルトキハ、三ケ月以前ニ通知スルモノトス。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

395　伝染病隔離舎の建設について　（一九〇〇）明治33・8・25

諮第一八号

左ノ如ク知事ニ請願セン事ヲ諮問ス。

伝染病隔離舎建設ニ付県税補助増加願

駿東郡小泉村

予算額金三千百拾八円七拾五銭

内

金七百七拾九円六拾八銭七厘　県税補助四分ノ一

金二千三百三拾九円六銭三厘　村　税

戸数三百九拾九戸

地価金八万二百八十一円弐銭三厘

本村伝染病隔離舎建設ノ件ニ就テハ、両三年来協議計画致シ居候処、本年県令第廿三号ノ各条ニ拠レハ、其規模狭小ニシテ多数ノ家坪ヲ要セサレハ、隔離舎ト為スニ足ラズ。又之レカ設備ヲ為サス。荏再（じんせん）日子ヲ経過スルニ至ラハ、県令ノ主意ニ背反スルノミニ止マラス、貴重ノ人命ヲ傷フニ至ルハ必然ノ義ニ有之候間、今般村会ノ同意ヲ得テ隔離舎建設ノ件決議至シ候得共、該予算額ハ意外ノ金額ニシテ、総額ノ内県税ノ四分ノ一ヲ除去スルモ、壱戸平均五円以上ノ多キニ達シ、実ニ村民ノ負担ニ堪ヘサル次第ニ御座候。然ルニ本村内人民中貧者多数ヲ占メ、諸般納税ノ困苦少ナカラザルヨリ、村役場ノ如キ未タ築造ノ運ヒニ至ラス、且尋常小学校ノ如キモ、小泉村・泉村組合立ニハ有之候得共、校堂ノ不完全将タ狭隘ナルカ故、教授上ノ不便少ナカラサルヲ以テ改築ナサン事ヲ欲スルモ、人民ノ困苦ニ陥ランヲ患ヒ組合村税ヨリ年々若干ノ金員ヲ積立シ、数年ヲ出スシテ改築ノ企望ヲ達セシ

メントスルカ如キ事情困難ノ次第、御洞察在セラレ、特別ノ御詮議ヲ以テ該隔離舎建築済ノ上ハ、精算額ニ対スル半額ノ県税御補助被成下度、比段奉懇願候也。

明治三十三年八月廿五日提出

駿東郡小泉村長　大庭慎平

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

396　須山村飲料水調査

（一九〇三）明治36・3・9

庶第二四号ノ一

須山村飲料水ニ関スル取調書、別紙ノ通リニ御座候。此段及回答候也。

明治三十六年三月九日

駿東郡須山村長　勝田房平

駿東郡長　河野鎗治郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

飲料水調査表

郡	村	飲料水ノ種別	試験成績	飲用戸数概数	飲用人口数概数	備考
駿東郡	須山村	水道 半バ土管 半バ竹樋	未試験	一五〇	九八〇	明治三十年中半途迄土管トナシ、尚半バ竹樋ナリ。水質概シテ佳。衛生上不適タリト認ムル事実ナシ。
		井水 弐個	未試験	一〇	五〇	水質概シテ佳。衛生上不適タリト認ムル事実ナシ。

397　ペスト病予防について

（一九〇五）明治38・7・18

（朱書）「衛第四四号」

ペスト病予防ニ関スル方法報告

ペスト病東京市廣島市及山口県ニ発生伝播ノ兆ヲ呈セルニ付テハ、伝播ノ媒介タル家鼠ノ駆除ヲ励行シ、其屍体ヲ発見シタルトキハ、速時役場ニ届出ヲ為サシメ、此場合ニ於テハ村吏員出張シテ直チニ焼却ヲ為ス可クコト、尚家鼠ノ買上ケヲ施行、其方法ハ一般人民ノ捕鼠報告ニ接シタルトキハ村吏員出張シテ買上ケヲ為スコト、又持

参者ニ対シテ買上ケルコト、其買上ケ代価ハ壱頭ニ付金弐銭トシ又該病流行地方ヨリノ輸入品ニハ充分注意ヲ要シ、厳重ニ予防ヲナスコト、可成該病アル地方ヘノ旅行ハ見合(ス)セベクコト、不得止場合ハ充分ナル予防ヲナスコト、其他ノ予防出来得ル限リハ之ヲ行フコト。

右ノ通今回村会ニ於テ本村予防法相定致候間、此段及報告候也。

明治三十八年七月十八日

須山村長　渡邉春吉

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「衛生関係書類」）

398　布設水道に関する調査

（一九〇六）明治39・6・27

衛第一六号

本日廿五日付甲衛第七〇号ヲ以テ御照会ニ相成候布(付)設水道ニ関スル事項、左記ノ通リニ候間、此段及報告候也。

明治三十九年六月廿七日

須山村長　土屋和作

第壱課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

一　水源湧泉山水

水質ハ分析シタル事ナキモ飲料ニ適ス。水路ハ土管及竹樋ニシテ人家ノ中央六個所ニ水槽ヲ設置、水源ヨリ引水ス。（水源ヨリ水槽迄ノ距離約十五丁）此水槽ヨリ亦支線ヲ設ケ各所ニ分水ス。

一　給水区域内現住戸数百五十八戸、人口壱千百二十八人、壱人ニ対スル平均給水量壱斗。

一　工費計算書

水道線路ノ費用、総計概算一ケ年約五円。

一　維持修繕費

水路ノ全部修繕ハ五ケ年ニ一回位ニテ毎戸ニ課役人夫壱人ヲ賦課ス。其他ノ修繕費ハ一ケ年概約五円。

一　水道ノ沿革

事由ナシ

（裾野市役所　須山支所所蔵「衛生関係書類」）

(4)　地域政治の動き

399　名望家の政友会入会

（一九〇一）明治34・3・24

○政友会入会　駿東郡富岡村は従来進歩臭味の人志多数を占め居る村落なりしが、同村の名望家たる千福の横山健吾、葛山の芹澤孝三氏両氏は這回立憲政友会に加盟せし趣なるが爾来同地方は続て政友会入会者を見るべしといふ。

（静岡新報）

400　政友会駿東郡中部懇親会

（一九〇二）明治35・9・27

○政友会駿東郡中部懇親会　再昨廿四日駿東郡小泉村蓮光寺に開かれたる同会は、農事多忙の時にも拘はらず多数の出席者あり。午後一時開会の上各村に評議委員を設くるの件、党務拡張の件等につき決議する所あり。同二時半湯山柳雄氏は開会趣旨及び所感を述べ、拍手喝采に迎へられたる永井前代議士は財政一斑に付て一時間余に亘る弁説を揮ひ、次に西島親則氏は其入会したる所以を述べ、酒肴の配膳となり互に胸襟を開いて快談を交へ十二分の歓を尽し、駿東郡中部政友会万歳を三叫して午後六時散会したり、同日は新県会議員湯山寿介氏出席の筈なりしも病気の由にて祝電を発したり。尚会合したる人士の内に准政友会員及び中立の士多く、又同日湯山柳雄氏の勧誘により十数名の入会者あり。要するに近来の盛会なりき。

（静岡新報）

401　進歩党有力家の政友会入党

（一九〇二）明治35・9・27

○進歩党有力家入会す　駿東郡中部の有力家岩崎長康氏は進歩党を脱し、湯山寿介・同柳雄両氏の紹介を以て政友会へ入会したり。同氏は同地方に於ける進歩党の大

立物なりしに快然として此挙あり。駿東郡中部の進歩党は絶滅せりと云ふも不可なく、以て政友会の勢力潮の寄するが如きを見るべし。

（静岡新報）

402　大隈内閣への怨み

（一九一五）大正4・3・31

○大隈内閣反対　駿東郡富岡村字千福勝又房吉（五〇）は数年間粒々辛苦して百円を貯へ、昨年十月田地三畝十五歩を購ひたるに、大隈内閣失政の結果米価を下落せしめたりとて狂気の如く現内閣反対を唱へ、廿六日の如きは自ら佐野駅緑屋旅館の増田次郎氏の事務所に行き大村派攻撃を開始したるが、此所は無所属の増田の處だと事務員に諭され漸く納得して帰宅したりと。

（静岡新報）

(5)　天皇の村落通過時の諸注意

403　皇太子佐野瀑園行啓につき注意

（一八九九）明治32・7・1

庶第三一四号ノ一

皇太子殿下、来ル七月二日午前第十時十九分沼津発汽車ニ被為召（めされ）、小泉村佐野瀑園へ　行啓　被為在（あらせられ）、同日午後第五時十九分佐野発ニテ還啓可被為在（あらせらるべきむね）旨、被仰出候旨御達シ相成候条、沿道並ニ近傍大字ハ毎戸国旗ヲ掲揚シ敬意ヲ表スヘク、亦拝観人群集スルヤモ難計候ニ付、当日常設委員ハ各要所ヘ出張、拝観人ニ於テ不体裁ノ所為等無之様、警察官ニ協力シ充分取締ラレ度、此段及通知候也。

明治三十二年七月一日

富岡村
須山村　組合村長　湯山荘作印

富岡村常設委員　横山源次郎殿

追テ当日雨天ナレバ御見合セノ事。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

404　**天皇通過に関しての厳重注意事項**　明治38（一九〇五）・11・11

甲庶第七弐九号
天皇陛下
今般　神宮　御参拝被　仰出　還幸ノ際静岡市ニ　御駐輦（ちゅうれん）在ラセラル、御模様ニ付テハ道路衛生等ノ取締ニ関シ左記事項施行致度旨、其筋ヨリ通牒モ有之候条、奉送迎者其他人民ニ対シ通達方可然御取計相成度、依命此段及通牒候也。

明治三十八年十壱月十壱日

第壱課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

一　御通輦（つうれん）御道筋ニ於テハ、二階又ハ物干台等ニ見苦シキ物品ヲ出シ又ハ二階ノ窓障子等ヲ明放チ置カザル事。

二　御通輦ノ際沿道又ハ行在所附近ニ於テ、歌舞音曲喧騒等ヲ為スベカラサル事。
但奉迎送者ニシテ（君ケ代）ヲ合唱又ハ合奏スルハ妨ナシ。

三　御通輦ノ際沿道筋又ハ行在所附近屋外ニ於テ、焚火ヲ為スヘカラザル事。

四　御通輦ノ際沿道筋又ハ行在所附近ニ於テ　覆蓋ナキ不潔物又ハ臭気発散ノ虞アル不潔物ヲ取扱ハサルコト。

五　御通輦ノ際御道筋附近又ハ行在所附近ニ於ケル煙突ハ煤煙ヲ飛散セサル様注意スル事。

六　同上ノ際異常ノ音響ヲ発スル機械ノ運転並ニ悪臭発散ノ虞アル工場等ハ一時停止スル事。

七　御通輦ノ際御道筋ニハ犬ヲ彷徨セシムベカラサル事。

八　御道筋又ハ汽車線路ニ沿フタル墓地火葬場便所又肥料溜等ハ清潔ニ掃除スベキ事。

九　銃声ノ御車ニ達スル距離ニ於イテ狩猟其他発銃スベカラサル事。

十　公衆ハ御通輦ノ際ニ在テハ、静粛ヲ旨トシ起立シテ

奉迎送スル事。

十一　公衆ハ鹵簿ヲ横切リ、又ハ鹵簿ノ後駆ヲ駆抜ケ、或ハ乗越ス等アルベカラサル事。

十二　公衆ハ御通輦ノ際、鹵簿ニ向ヒ疾走シ、又ハ追走スル等ノ所為アルヘカラサル事。

十三　御通輦ノ際ハ、頬冠リ鉢巻襟巻裾蹇、又ハ股ヲ露ハシ、其他小児ヲ肩車ニ乗スル等不体裁ノ形体ヲナスヘカラサル事。

十四　帽又ハ頭巾笠ヲ被リ、其他席毛布ノ類ヲ纏ヒ、又ハ負荷ノ侭奉拝ヲ為スヘカラサル事。

但服制ニ依リ着帽スルモノ幼児、清韓国人、洋装セル婦人ハ此ノ限ニアラス。

十五　御通輦ノ際ハ喫煙又ハ雑言等ヲ為スヘカラサル事。

十六　鳳輦ヲ指シ又ハ手ヲ翳スヘカラサル事。

十七　鳳輦ヲ撮影スヘカラサル事。

十八　猟銃又ハ棍棒ノ類ヲ携帯セル侭奉拝スヘカラサル事。

十九　窓又ハ簾若シクハ物品ノ蔭ヨリ透見スヘカラサル事。

二十　二階其他観下スヘキ高所又ハ樹木ニ攀登シ、或ハ車上馬上等ニ在リテ奉拝スヘカラサル事。

二十一　御駐輦地附近ノ各戸ニ在テハ、厳重ニ火災ノ予防ヲ為スヘキ事。

二十二　警察官吏ニ於テ御警衛線ヲ張リタル時、猥リニ線内ニ立入ルヘカラサル事。

二十三　御通輦後ハ警戒ヲ解ク迄奉拝ノ位置ヲ乱スヘカラサル事。

二十四　奉拝ノ為メ作物アル田圃ヲ踏荒シ又ハ他人ノ墻塀等ヲ毀損スヘカラサル事。

二十五　御通輦沿道筋ニ於ケル奉拝人ニシテ校旗赤十字旗武徳会奨兵会尚武会等ノ団体旗ヲ樹ツルハ差支ヘサルモノトス。

但シ手旗ヲ振ル等馬匹驚逸ノ虞アル所為アルヘカラサル事。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

405　**皇太子通過に関しての厳重注意**　明治44・6・8（一九一一）

（前略）

二十六　乗合馬車其他ノ諸車ノ通行ヲ御召列車御通過時刻ト抵触セサル様、予メ一定シ置ク様注意ノ事。

二十七　御停車ノ停車場ニ於テハ、前日迄ニ駅長ト協商シ駅員ノ健康診断ヲナシ、且ツ臨時清潔法ヲ施行スル事。

二十八　交通隔離□（判読不能）ヲ施行セル伝染病患者、麻疹、「インフルエンザ」其他伝染病患者アル家族ハ御通過御道筋又ハ停車場ニ於テ拝観ヲ遠慮セシムル事。

以上。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

(6)　明治天皇の大葬

406　**エドワルド七世死去につき歌舞音曲の中止**　明治43・5・14（一九一〇）

甲庶第三七二号

大不列顛（ぶりてん）国皇帝エドワルド第七世陛下崩御ニ付、来ル二十七日迄営中喪被仰出候ニ付テハ、其間同盟国ニ対スル礼儀トシテ一般謹慎ノ意ヲ表スヘキハ申進候迄モ無之候得共、官公吏ノ関係スル公会ノ席上ニ於テ歌舞音曲余興等其他喧噪ニ渉ルヘキコトハ差控候方可然、尚御葬儀当日ハ一般ニ歌舞音曲ハ見合ハセ候様各自注意候方穏当ト思料被致候趣、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条、可然御配慮相成度、依命此段申進候也。

明治四十三年五月十四日

駿東郡第壱課長　印

須山村長殿

追テ御葬儀ハ来ル二十日行ハセラレ候趣ニ付、為念申添候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

407　明治天皇平癒祈禱の件

（一九一二）明治45・7・26

庶務四七号

聖上陛下御重患御不良ニテ、御安静ナラザル御状勢ニ渡ラセ給フコソ痛心ノ極ナレ。我村民深ク恐懼謹慎ヲ表スルト共ニ只管（ヒタス）ラ神明ニ祈願シテ一日モ御快癒ノ速カナランコトヲ希（ネガ）ヒ、本日午后八時須山村郷社浅間神社ニ参集シテ　御平癒ノ祈禱式ヲ挙行候条、式時御参詣相成度、此段謹テ通知ス。

明治四十五年七月弐拾六日　　須山村役場印

村会議員殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

408　明治天皇死去の告示

（一九一二）明治45・7・30

告示第四号

天皇陛下今三十日午前零時四拾三分崩御アラセラル

明治四拾五年七月三十日

静岡県駿東郡須山村役場

（裾野市役所　須山支所所蔵「告示関係書類」）

409　大葬についての心得

（一九二三）大正元・8・3

甲庶第五二六号

御大喪ニ付心得事項左記ノ通リ御承知相成度、此段及通牒候也。

大正元年八月三日　　駿東郡第一課長印

各町村長殿

一国旗掲揚ニ関スル事ハ、本月二日庶第五一三号ノ通。

一　各種ノ講会・講話等ハ開始スルモ差支ナキコト。
但シ大葬儀ノ当日等ハ遠慮スヘキコト。
一　廃朝期間ハ役場吏員ハ「フロツクコート」若シクハ羽織袴着用ノコト。
一　喪章ハ一年間之ヲ纏フコト。背広服及普通略帽ニ対シテモ同様ノコト。
一　大葬儀（御発棺御埋棺ノ日ヲ含ム）ノ当日ハ其ノ御式御執行ノ時刻ヲ期シテ遙拝式ヲ行フコト。
一　御霊柩御通過ノ際ハ、官公吏、学校生徒等沿道ニ於テ奉送迎スルコト。
一　御大葬儀当日ノ心得及御霊柩奉送迎ニ関スル心得ハ更ニ取極ムルコト。
一　御十日祭御二十日祭ト言フ如キ一定ノ式ハ、御執行相成ヘキ当日ニ於ケル心得方ハ其ノ都度取極メラルヽコト。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

410　大葬に関する調査報告

（一九一二）大正元・8・6

庶五四号

一　本月三日付甲庶第五二五号ヲ以テ御照会ニ係ル大行天皇　御違例ニ関シ取調ノ件ハ別紙ノ通リ内報候也。

大正元年八月六日

須山村長　土屋和作印

駿東郡　第一課長　殿

大行天皇御違例及大喪ニ関スル調査

一　七月二十五日午後九時、役場吏員学校職員ト共ニ御平癒ヲ祈ル為メ、当村郷社浅間神社ニ参拝シタリ。
二　七月廿六日午後九時、役場吏員、学校職員、在郷軍人会員、常設委員組長ト共ニ当村郷社浅間神社ヲ始メ村内ノ神社ニ巡拝シ、御平癒ヲ祈リタリ。
三　七月廿七日、前同職員ハ勿論一般村民ハ午前八時ニ

当村郷社浅間神社ニ集合、御平癒ヲ祈リ奉リ、同九時三十分ヨリ一同ニテ村内各神社ヲ巡拝シテ御平癒ヲ祈リタリ。

四　七月廿七日村長ハ陛下ノ御重患ナル事ヲ報シ、今日ヨリ各戸ニ奉祭シアル伊勢大神宮ニ迎ヒ、朝夕御平癒ナル事可然旨示達セリ。

五　七月三十日崩御ノ報ニ接シタルニ付、直ニ掲示シ尚一般ヘ通牒ヲ発シタル後、通常事務ヲ休止シ謹慎ヲ表シタリ。

六　七月三十一日午前九時当小学校ニ於テ、役場吏員、学校職員生徒一同其他民衆ト共ニ謹テ哀意ヲ表シ、御真影ヲ参拝シタリ。

七　七月三十一日附第一ノ通牒ヲ発シタリ。

八月三日第二ノ通牒ヲ発シタリ。

八　(1)七月二十七日午前九時、学校職員ハ生徒一同ニ対シ、陛下ノ御重態ナル事柄ヲ諭シ、各自ハ朝ニ夕ニ謹ミテ御平癒ヲ祈リ奉ルヘシ(ヰ)旨ヲ厳重ニ説キ諭シタル後、生徒一同引連レ当村郷社浅間神社ニ参拝シ御平癒ヲ祈リ奉リタリ。

(2)七月三十日崩御被遊サルヽトノ御報ニ接シタルヲ以テ、生徒一同ニ対シ崩御被遊タル旨ヲ報シ、尚謹ンデ哀悼ノ意ヲ表スヘキ旨ヲ説キ諭シ、授業ヲ休止シ吊(弔)旗ヲ掲揚シ哀悼ノ意ヲ表シタリ。

其他前各項ニ含有シアリ。

九　一般人民ハ前各項ノ外吊(弔)旗ヲ掲揚シ謹慎シテ哀悼ノ意ヲ表シ奉リツヽアリ。

十　御違例ニ付他ノ亀鑑ト為ルヘキ行為者ハ未タ聞知セズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

411　大葬につき日常生活に障りなきよう配慮の通達

（一九一二）大正元・9・10

甲庶第六三号

大正元年九月十一日

駿東郡第壱課長　駿東郡印

各町村長殿

御大葬儀ノ為メ来ル十三、十四、十五参日間、各地何レモ営業ヲ休業シ謹慎致スヘキ趣キニ有之、甚ダ特勝ノ義ト存セラレ候。然ル処夫レガ為メ忽チ日用食料品等ニ差支ヲ来シ、若クハ小商人労働者ニシテ生活ニ窮スル様ノ事有之候ニ於テハ甚ダ遺憾ノ次第ニ有之、殊ニ日用品販売者又ハ車夫等迄休業シ一般生活交通等ニ支障ヲ惹起候儀ハ望マシカラズ候ニ付、其辺御含ノ上右様ノ義無之様、万然御配慮相煩シ度、依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

412　**明治天皇御霊柩に関する警護心得**　（一九一二）**大正元・9・18**

など

議員
須山村青年会員
常設委員
同村実業補習学校
組長
殿

須山村青年会長

大正元年九月十八日

須山村長　土屋和作㊞

須山村私立実業補習学校

校長　勝田秀作

明治天皇　御霊柩

来ル十四日、県下御通過可被為在（アラセラルル）ニ付、其際ハ奉送迎者其他ノ取締別紙ノ通施行相成候条（一般心得方可然御取計ヒ不都合ナキ様、特ニ御留意諸事遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也）、

本村青年会員ニ於テハ必ス不都合ナキ様御留意諸事遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也。

御霊柩御警衛心得

一　本県下ニ於テハ沼津・静岡・浜松ノ三停車場ニ御停車アラセラルヽモ、其ノ入場スヘキ者ノ資格ヲ限定セラルヽヲ以テ一般ノ奉送迎者ハ其ノ他ノ場所ヲ選ムベシ。

二　奉送迎人ハ最モ静粛ヲ旨トシ、群衆ヲ押分ケ其他喧騒ニ亘ルカ如キ行為ナキ様注意スヘシ。

三　奉送迎者ハ汽車線路ヨリ三間以上ノ距離ヲ保チ、苟モ汽車ニ妨害ノ虞アル場合ハ速カニ之ヲ制止スヘシ。

四　奉送迎人ニハ必ス喪章ヲ附スヘシ。

五　団体ノ族旗ハ差支ナシト雖モ必ズ喪章ヲ附スヘシ。

但シ汽車ノ信号ニ紛ラハシキモノハ一切携帯スヘカラズ。

六　御霊柩御通過ノトキハ脱帽敬礼スル様注意スヘシ。

七　御通過ノ際ハ喫煙ヲ禁スヘシ。

八　屋上階楼樹木塀等ニ登リ、又ハ車上等ヨリ拝観シ若クハ高所ヨリ瞰下スベキ場所ニ在ル者ナキ様注意スヘシ。

九　奉送迎人ハ類冠リ鉢巻其他不体裁ノ風体ヲナシ、又ハ不敬ニ渉ルカ如キ行為ナキ様注意スヘシ。

一〇　当日ハ多数ノ奉送迎者集合スベキニ付老幼妊婦不具者等ハ強壮ナル附添人ヲ附シ且安全ノ地ヲ選マシムヘシ。

一一　瘋癲白痴其他ノ病者ハ遠慮スヘシ。

（一二　精神病者等ニハ監督者ヲ附シ外出セシムヘカラス。）

一三　酩酊者アルトキハ穏カニ諭示シテ立去ラシムヘシ。

一四　身体外部ニ厭悪スヘキ疾患アルモノハ可成遠慮スヘシ。

一五　奉送迎人ハ農作物ノ障害トナル可キ場所ヲ避クヘシ。

一六　牛馬其他ノ家畜ヲ牽曳スルモノハ、堅ク緊縮シテ逸走セサル様注意スヘシ。

一七　当日汽車沿道ニハ塵芥ヲ飛散シ、又ハ臭気ヲ発散スルカ如キ作業ハ遠慮スヘシ。

一八　当日ハ多数ノ奉送迎人集合スヘキニ付、貴重品等ハ可成携帯セサル様注意スヘシ。

一九　多数ノ群集ヲ奇貨トシ広告ニ渉リ又ハ不謹慎ケ間敷行為アル者ハ穏カニ制止スヘシ。

二〇　汽車中ヨリ見渡ス箇所ニ於テ可成不体裁ノ事ナキ様注意スヘシ。

二一　鉄道線路ニハ一切立入ルヲ禁スヘシ。
二二　汽車沿道一般ニ火災予防ニ就テ特ニ注意スヘシ。
二三　挙家留守ニスルハ盗難火災ノ虞レアレハ可成番人ヲ残シ置カシムヘシ。
二四　奉送迎人ハ多数群集ト雖モ各自相戒慎シ、喧噪不敬ニ渉リ敬悼ノ意ヲ失スルカ如キコトナキ様注意スルコト。

霊柩車奉送迎ニ関スル件

一　停車場ニ於ケル奉送迎者資格左ノ通リ
一　文武勅任官及勅任待遇者(現職ニ在ラサル者モ含ム)
一　有爵者
一　神仏各宗派ノ管長
一　貴衆両院議員
一　従六位以上ノ有位者及勲六等以上ノ有勲者
一　文武奏任官及同待遇者(現職ニ在ラサル者モ含ム)
一　県会議長・副議長
一　市長・助役
一　市会議長・副議長
一　県参事会員及県会議員
一　商業会議所会頭
一　県農会々長
一　中等学校程度ノ学校長
一　褒章佩用者
一　各官庁判任官代表者
一　郡会議長・副議長
一　郡市参事会員
一　町　村　長
一　各宗派及教会ノ代表者壱名
一　赤十字社特別社員以上ノ者
一　海防費献金者
一　済生会五百円以上ノ寄付者
一　日本海員掖済会特別会員以上ノ者
一　前各号ニ該当スル者ノ夫人

一　赤十字社篤志者看護婦人会支会長・支会副会長・幹事
一　愛国婦人会支部長支部副長及幹事以上
（職員章携帯者ニ限ル）
一　帝国在郷軍人会支部又ハ分会代表者
（各二名迄ヲ限ル）
一　帝国海軍協会特別会員銀錨銀色章黒錨金色章金錨金色章有功章（何レモ総裁宮殿下御肖像付）帯用者
一　武徳会幹事以上
一　消防組部長以上
一　師範学校
一　中学校
一　商業学校
一　教育会教員養成所
一　高等女学校
一　赤十字社救護員養成所生徒
一　小学校（尋常六年以上、但私立小学校ニ在リテハ最高学年一学年）
一　各幼稚園総代二名宛
一　女子師範学校

御霊柩通御ノ際奉送迎者ノ心得

一　奉送迎者ハ謹慎静粛ヲ旨トシ敬悼ノ意ヲ表シ奉ルコト。
一　男子ノ服装ハ燕尾服又ハ「フロツクコート」ノコト。
一　帽子ハ「シルクハツト」（又ハ黒山高帽）ノコト。
一　燕尾服ノ襟飾及ビ手套ハ白色ノコト。
一　「フロツクコート」及其襟飾手套ハ黒色ノコト。
但シ手套ハ鼠色ヲ代用シテモ差支ナシ。
一　和服ノ向ハ黒無紋（又ハ黒紋付）羽織袴ノコト。
一　女子ノ服装ハ白襟黒無紋（又ハ黒紋付）ノコト裾模様アルモノノ如キハ遠慮スルコト、但帯ハ随意トスルモ目立タヌモノヲ用フルコト髪飾等モ目立タヌ様ニスルコト。
一　必ス喪章ヲ附スルコト。
一　履物ハ靴（黒皮ニ限ル）又ハ草履ヲ用フルコト。
一　奉送迎者ハ可成郡役所ヘ予メ申出置カルヽコト。

一　奉送迎者ハ遅クモ当日午前第五時三十分迄ニ停車場ニ参集スルコト。
一　背広服等ヲ着用シ、又ハ麦藁帽子ノ類ヲ用フル者、若クハ喪章ヲ付着セサル向ハ入場ヲ謝絶スルコト。
一　停車場ヘ入場ノ際ハ奉送迎者受付係ニ身分記入ノ名刺ヲ差出サレタキコト、之ト引換ヘニ入場券ヲ交付ス。
一　当日雨天ナルトキハ持参ノ雨具ハ不体裁ナラサル様注意スルコト。
一　参拝者ハ軌道ヨリ三間ノ距離ヲ隔ツルコト。
一　「プラツトホーム」及沿道ニテハ喫煙ヲ禁ズ。
一　礼儀ハ出来得ル限リ鄭丁ナルヲ要ス。
一　参拝后退散ノ時雑踏ヲ戒メ負傷者等無之様注意ノコト。
一　旌（ママ）旗ハ可成携帯セサルヲ可トス、若シ携帯スル場合ハ必ス喪章ヲ付シ且御汽車ノ運転ニ防害ナキ様注意ノコト。
一　老幼妊婦等ニ対シテハ特ニ輔佐人ヲ付スルコト。
一　精神病者等ハ自宅ニ監視スルコト。
一　酩酊者ニ対シテハ特ニ注意スルコト。
一　全戸不在ニセサルコト。
一　火災盗難ニ注意スルコト。
一　奉送迎ノ場所及ヒ踏切等ニハ混雑ヲ防ク為メ予メ位置ヲ掲示スルコト、但シ該掲示ハ鉄道線路ヨリ見ヘサル様注意スルコト。
一　停車場構内ニ救護所ノ該ヘアルヲ以テ救護ヲ要スル向ハ同所ニ就キ救護ヲ受クルコト。
一　二階門牆（モンシヨウ）等高所ヨリ瞰下スヘカラサルコト。
一　雨具ノ外一切携帯ヲ禁ス。
一　正面ノ整列者ハ「シルクハット」着用者ニ限ルコト。
一　郡長ハ適当ノ場所ニ於テ奉送迎ヲ為スコト。
一　十三日午后八時ヲ期シ本村ニ於テ遙拝式ヲ行フ。
一　遙拝式場ハ当小学校庭内ノコト。
一　十三日十四日十五日三日間吊（甲）旗ヲ掲揚スルコト。
但シ夜間同様但シ十三日十四日ノ夜間ニ□□（判読不能）掲揚スルコト。

一十三日御発棺ノ際ハ各寺院ニ於テ十斉ニ鐘ヲ撞クコト
（ナルベキニ付予メ一般ヘ注意シ置クコト。
一遙拝所ニ於テハ一般公衆随意参拝セシム。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

413　須山村遙拝式の報告

（一九一四）大正3・5・27

大正参年五月弐拾七日　駿東郡須山村長　土屋和作㊞

駿東郡長　太田資行殿

報告

一弐拾四日遙拝式、午後七時村民一般小学校庭内ニ集合、同七時半ヨリ篝火ヲ焚キ葬場殿ノ御方向ニ神籬（ヒモロギ）ヲヒツラヘ、午后八時神饌ヲ供シ祓詞ヲ奉上シ、村吏員及在郷軍人赤十字社員愛国婦人会員青年会員各四名宛ツ礼拝ヲ行ナハシメ午後九時式終ル。
一午後七時ヨリ三時迄、各戸ニ命シテ門戸ニ篝火焚カシメ哀悼ノ敬意ヲ表セシム（消防吏徹宵警戒其ノ任ニ当ラシメタリ）。
一一般人ノ動静ハ何レモ静粛謹慎シテ哀悼ヲ表シタリ。
一午后八時遙拝式参列序上ノ如シ。
一弐拾五日午前二時、村長及在郷軍人学校職員生徒（六年以上）青年会員共ニ他村民合計弐百五拾名役場庭内ニ集合シ、同参時出発富士岡村中山信号所ニ於テ御霊柩車奉迎送ヲナシタリ。
尚村ニ残留スル生徒及村民（婦女子ニ至ル迄）、同日午前五時三十分、小学校庭内ニ集合シ、同六時十分御霊柩車御通過ノ方ニ向テ参分間最敬礼ノ態度ヲ取ラシメタリ。
一御大葬参日間ハ村民一同休業ス、其ノ戸数百九拾戸、人員約壱千人。
右報告候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

第二節　諸産業の発展

(1)　農業生産の発展と農業諸団体の設立

①　農業概況

414　**炭竈および炭小屋設置御届**　（一八九五）**明治28・1・15**

炭竈及炭小屋設置御届

駿東郡富岡村下和田ノ内
字花ノ木荒
第千二百七十三番

一山林反別拾壱町七反弐畝四歩ノ内
内訳反別九反八畝歩

一炭竈　三十個
一炭小屋　三十個
一作業人　三十人

一期限　明治廿七年十二月十日ヨリ
明治廿八年四月三十日マデ　日数百四十日間

右ハ明治廿六年一月廿八日、県令第八号山野火災取締規則ヲ遵守シ営業致シ度候間、此段御届申上候也。

駿東郡富岡村下和田
人民惣代
杉山豊平
杉本定吉

沼津警察署長
警部井上善壱殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

415　**一ケ年農業奉公人請状**　（一八九八）**明治31・1・28**

壱ヶ年農業奉公人請状

田方郡北上村佐野
瀧乙右衛門女房
むら

一金拾円也

但シ夏ハ単物壱枚

冬ハ袷物壱枚
外ニ番草履
油元結

右者明治三十一年一月廿八日ヨリ同三拾弐年一月廿七日迄貴殿へ農業奉公ニ差遣シ、身代金トシテ前書ノ金額正ニ引請人立会、正ニ受取候処実正也。然ル上貴殿方御家内ノ通リ、昼夜共万端諸業堅ク相勤メ可申候。若又病気長煩ヒ仕、又欠落等致シ候節ハ引請人ニテ本人引受人代差入可申候。其節貴殿へ御隙御不都合等無之様可致候。依テ奉公人引請ノ証差入置如件。

田方郡北上村佐野
明治三十一年一月廿八日
瀧乙右衛門女房
奉公人本人　むら
引受人　瀧乙右衛門㊞
泉村麦塚
引受人　石川要七
勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗所蔵）

416　地主と小作人米割引問題で争う

（一八九八）明治31・2・23

○地主と小作人　駿東郡泉村伊豆島田区にては地主と小作人との小作米割引の協議今に纏まらず、小作人は土地を返還せんといひ、地主は紡績会社敷地に充用する目的にて売却する筈になり居れりとか、紛紜最中なりと。

（静岡新報）

417　雑誌発刊の計画

（一九〇三）明治36・3・1

○雑誌発刊の計画　駿東郡泉村の勝俣邦俊氏及湯山某氏其他農業に熱心なる諸氏相計り、農と題する雑誌を発刊の計画ありて、已に中央の名士二三寄稿を承諾し略準備整ひしを以て来十日頃第一号を発刊すといふ。

（静岡新報）

418　**製茶生産・販売調査**　**明治39・3・19**（一九〇六）

農第一八号

一　甲農第一〇七号御照会ノ件、別紙ノ通ニ候間、及送付候也。

明治三十九年三月十九日

駿東郡須山村長　土屋和作

第二課長　太田彦一郎殿

茶調査表

一　調査事項ノ一ニ該当スル事実更ニナシ

調査事項ノ第二ノ調書

	生産高	茶園反別	一貫目ニ対スル価格
明治三十四年	六〇〇貫	一四丁〇〇〇	金壱円五銭
同　三十五年	一、一〇〇同	二〇丁一四〇六	金八十五銭
同　三十六年	一、五〇〇同	二四丁一四〇六	金弐円
同　三十七年	一、五〇〇同	二四丁一四〇六	金弐円
同　三十八年	一、三〇〇同	二四丁一四〇六	金壱円

第三ニ該当事実ナシ

第四ニ該当ナシ

第五ノ調書

第五ノ調書

一　製茶販売ノ状況調書

一　当村生産家ハ総テ茶園ノ栽培ヲ為シ置キ、期節（季）ヲ持チ園ノ儘見切販売ヲナス向多シ。該製造業者ハ園ヲ買受契約ヲナシ、相当製造所ヲ設ケテ製造ヲナシ、沼津・静岡及横浜ノ当業者ト取引ヲナス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

419　**製茶調**　**明治39・6・17**（一九〇六）

農第三〇号

客月十八日付甲農第二六五号ヲ以テ御照会ニ係ル本年製茶ニ関スル件、別紙ノ通及報告候也。

明治三十九年六月十七日

須山村長　土屋和作

第二課長

駿東郡書記　太田彦一郎殿

須山村

製茶調

一茶葉発育ノ状況。

本年ハ寒気強甚ナレトモ発芽後ニ降霜ノ被害ナキニヨリ発生上稍々可ナリ。

一収獲(穫)ニ影響スベキ原因ノ有無並ニ其事実。

生葉ヲ以テ売買スルガ為メ収益ハ至テ薄弱ナリ。

一製茶産額及前年トノ比較。

壱千三百二十貫目、前年ヨリ壱割増。

一上中下ノ三等製茶壱貫目ニ対スル各製造費及前年トノ比較。

上壱円五十銭、中壱円、下八拾銭、前年ト差違ナシ。

一茶摘、茶揉人夫供給ノ状況及過不足アレバ其原因。

本村ハ茶畑所有者ニ於テ製造ヲ為サズ、生葉ヲ以テ売買スルニヨリ、買受人ニ於テ製造スルガ為メ其者ガ仕上職及ヒ茶揉人ヲ他ヨリ雇入ルヽ故、別ニ過不足等ハ無之。

一茶摘、茶揉人夫ノ上中下三等各一日ノ賃銀(賄料共)及前年トノ比較。

茶摘ハ前年壱貫目ニ付六銭ナルモ本年ハ五銭、茶揉ハ前年ト差ナシ。

茶摘、上二十五銭、中二十銭、下拾五銭。

茶揉、上三十五銭、中三十銭、下弐拾五銭。

但茶摘ハ何レモ日当賃銭ヲ給セズ摘取タル葉ノ量目壱貫目ニ付金五銭ナルニ付右ノ上中下一日ノ賃銀ハ之ヲ換算シタルモノ。

(裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」)

420　須山の町村是調

（一九〇七）明治40・7・24

議第三七号

町村是調　自明治三十九年一月至同十二月

町村名	富ノ生産高	生活ニ要スル富ノ消費高	生産及生活労働ニ要スル富ノ消費高	節約シ得ベキ高	通常貯金シ得ル富ノ高	人口ト富ノ生産ノ比例
						計
須山村	四、七五〇、〇〇〇円	三、五〇〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	四、四三

右報告候也。

明治四拾年七月廿四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

町村是取調書

㈠富ノ生産高金四万四千七百六拾円

内訳

畑山林ヨリ生スル産額金壱万五千九百九拾円

玉蜀黍　金八千円

大小麦　金千九百五拾円

雑穀　金千四拾円

立木　金五千円

製造品ヨリ生スル産額金弐万八千七百七拾円

生繭　金壱万参千円

木炭　金参千弐百円

製茶　金千円

三椏　金八百五拾円

スヾ竹　金九百七拾円

酒類　金四千円

営業利益　金弐千五百円

利子　金弐千円

賃貸　金五拾円

職工及労働者ノ賃金千弐百円

㈡生産及生活労働ニ要シタル富ノ消資（ママ）高四万三千六百五十一円

生産ニ要スル富ノ消資（ママ）高九千九百五拾壱円

内訳
肥料　金五百円
税金　金五千五百六円
運搬　金九百四拾五円
製造　金三千円
労働ニ要スル富ノ消資(ママ)高金三千弐百円
内訳
馬喰料　金弐千円
人夫賃　金千二百円
生活費金参万五百円
内訳
衣類ニ要スル資金弐千四百円
住所ニ要スル資金千七百円
食料ニ要スル資金弐万壱千五百円
交際ニ要スル資金千五百円
婚姻ニ要スル資金五百円
出産ニ要スル資金参百円
葬式ニ要スル資金千円
負債ノ利子千六百円
(三)節約シ得ベキ金額五百円
(四)通常貯金シ得ベキ金額千百九拾円
(五)人口壱千百拾五人
(六)現在基本財産
土地ノ部
畑地　二反八畝二十一歩
宅地　八畝拾六歩
山林　八町七反五畝拾八歩
原野　六畝十八歩
建物ノ部
家屋総坪数百九十六坪
株券　三千九百九十円
貸付金及現金二千九十七円四拾銭
(七)将来基本財産ヲ作ルベキ方法
山林ハ年々杉苗ヲ千本宛殖(ママ)栽シ積立金ヲ以テ漸次増

殖ノ方法ヲ以テス。

(八)現ニ基本財産ヲ作リツヽアル方法

山林ノ殖栽(ママ)及積立金並ニ貸付金ノ利殖ヲ以テス。

町村名	富ノ生産高	生活ニ要スル富ノ消費高	生産及生活労働ニ要スル富ノ消費高	節約シ得ベキ額	通常貯蓄シ得ル富ノ高	人口ト富ノ生産ノ比例	計
須山村	三五、〇四六〇〇〇円	三、七〇〇〇〇〇円	二、二五三〇〇〇円	二七三〇〇〇円	一、〇九三〇〇〇円	一人ニ対シ三十円七十九銭六厘一毛強	

三椏　金五百円

スヾ竹　金三百円

営業利益　金六千三百六十五円

利子　金六百六十五円

(二)生産及生活労働ニ要シタル富ノ消費高壱万壱千二百五十三円

生産ニ要スル富ノ消費高金四千九百五拾三円

内

肥料　金三百円

諸税金　金四千三百三円

運搬費　金五十円

製造費　金三百円

労働ニ要スル富ノ消費高六千三百円

内

馬食料(喰)　金弐千円

諸労銀　金四千三百円

生活費金二万弐千七百円

内

飯米　金壱万弐千円

大小麦　金弐千円

住所費　金七百五十円

衣類　金七百五拾円

醤油　金五百円

砂糖　金弐百円

石油　金参百円

塩　金五百円

魚類　金七百円

炭　金五百円
薪　金千五百円
清酒　金参千円

(三)節約シ得ベキ金額　金二百七十三円
(四)通常貯金シ得ベキ金額　金一千九十三円
(五)人口　九百八十七人
(六)現在基本財産
土地ノ部
内
畑地　四畝十五歩
郡村宅地　六畝十五歩
山林　八町五反七畝二十歩
建物ノ部
家屋総坪数　百八十九坪
諸株券
貸付金及現在壱千八百七十円四十七銭五厘
(七)将来ノ基本財産ヲ作ルベキ方法
山林ノ増殖及積立金ヲ年次据置利殖ノ方法ヲ以テス。
(八)現ニ基本財産ヲ作リツヽアル方法
山林ノ植栽及積立金並ニ貸付金ノ利殖ヲ以テス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

421 **県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場(一)**　(一九〇七)**明治40・9・11**

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場(一)

◎東海第一の農園　製糖王より醤油王に転ぜんとしつつゝある代議士鈴木藤三郎氏の経営に係る鈴木農場は、富士郡富岡村桃園、佐野駅を距る十五町なる山紫水明の仙境に設けられてある、広袤実に百町歩、もと東宮武官長を奉職された故黒田久高氏の所有で、明治九年頃茶園十数町を開墾し農場の端緒を開かれたが、何分収支相償はぬといふ所から、之を鈴木藤三郎氏に譲渡されたのである。発明家としての鈴木藤三郎氏、工業家としての鈴木藤三郎氏は、別に田園生活の瀟洒なる趣味を愛せら

るゝ処から、予て模範農場の計画をなしつゝある際であつたから、直ちに黒田中将との売買が成立し鈴木氏は明治三十三年からこの農場の経営となす事となり、今は果樹園、茶園、蔬菜園、山林、畜牛、養馬、家禽の七部に分れて規模広大、規律整然たる大農場となつた。果樹園は反別八丁一反一畝歩で其内苹果は四丁歩、柑橘八反六畝歩、梨四反歩、葡萄一丁四反歩、桃五反歩、李二反歩、枇杷四反五畝歩、梅三反歩に分れて居る。苹果と桃とは特に成績がよろしく夏橙も仲々の優等品が出来る。葡萄は将来醸造をなす目的で昨今試作中である記者は梨の一種太白といふのを頂戴したか、其美味忘るべからざるものがあつた。（つゞく）

（静岡新報）

422　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場(二)　（一九〇七）明治40・9・13

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場(二)

◎東海第一の農園　果樹園に次いで茶園は能く整理して居る。広袤十四町歩の茶園は何れも良種を撰んであるから産出高も仲々多い。昨年は茶摘女百人製茶師二十五人で乾茶千貫目を造つた狭山製の内地向を主として居る。次に蔬菜園一丁五反歩、これは人参、里芋、甘藷、牛蒡などが盛に作られてある。蔬菜の全部は小山の紡績工場へ一手に売捌いて居る。次に山林八十七町余、檜を主として松杉が多い、苗圃を造つて年々増殖して居るが十年二十年の後翁園たる林を成したならば真に形容すべからざる盛観を見るであろうと思ふ。畜牛場は二ヶ所に分れてエーアシヤ純枠牡牝、ホルスタイン雑種等四十頭を養ひ乳牛よりは毎朝五斗以上の牛乳を出して居る。これは不日製乳を行ふ計画で目下器械の据付中である。養馬八頭、家禽四百羽、何れも当代の良種を撰択して模範的に飼育して居る。特に家禽中の養鶏は場主の令息鈴木嘉一郎氏が非常なる興味を以て直接に管理されて居るので成績大に見るべきものがある。其種類は

（愛翫用）金色鷹羽ハンバーク、銀色鷹羽ハンバーク（産卵）黒色ミノルカ（卵肉兼用）白色ソイアンドツト、銀色ソイアンドツト、白色プリマースロツク、サヾナミプリマースロツク、パフオーピントン、名古屋コーチン

鶏舎の清潔にして管理の整然たる真に養鶏家の模範とすべき所である。記者と同行したる石川政吉氏は一番の鶏より増殖して今は三百羽を飼育しつゝある養鶏家であるが、この家禽部を見て、大に参考に資する所があつたと謂はれて居る。（つゞく）

（静岡新報）

423　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場㈢　（一九〇七）明治40・9・15

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場㈢

◎富豪の田園趣味　この大規摸なる農場が如何にして経営されつゝあるかといふに、労役一切は場内の農家十戸のものを使用して居るこの農家は、家屋器具一切を農場で供給し相当の日給を与ふる外に、一戸に付き二反歩の自作を許してある。されば十戸の農家、約五十人の家族は一致共同して農場のため献身的に働いて居る。而して之を監督するためには主事河合徳太郎、技手田雑英一、主計谷田久松三氏が熱心に事務に当て居る。其の上に昨今は場主鈴木氏の令息嘉一郎氏夫妻がこの別邸に起臥して直接に監視督励するので、事業の発展には一段の進歩を現して居る。嘉一郎氏は大人の気風を其儘に稟けて、温良着実、真に敬慕すべく、大人の志業に向て守成の位置に立つには極めて適当なる人格であると思ふ▲広袤百町歩の茲処彼処に付属農戸が散在して居る。其間に四阿造りの休憩所が数ヶ処設けられてある。杖を曳いて農場を巡回しこの休憩所で一息つきながら徐に目を挙ぐれば箱根の秀嶺は眼前に迫つて翠色滴り、佐野瀑園より来る清流は脚下に流れて涼々の響あり。更に眼を放つて展覧せんか伊豆半島の翠巒、駿河湾の青濤、特には牛伏の絶勝手に執る如し。斯の如き奇勝は稀に見る所であるが、

場員の語る所によれば富嶽の全景は茲より見るもの天下一品の称ありと生憎の雨天にて之を見る能はざりしは遺憾であつた▲この農場所在地はもと定輪寺の上地で桃園貞純親王とは深い関係があると見へ、三十八年十月中、鈴木藤三郎氏が竹林の中から貞純親王の古塔を発見され、今現に農場の一区域に之を安置し鈴木氏発見の由来を記した碑石か建てられてある。（完）

（静岡新報）

424　須山村負債額調べ

（一九一一）明治44・8・3

農第六四号

一　甲農第六〇一号御照会ニ係ル負但債調、別表ノ通リ及報告候也。

明治四十四年八月三日

駿東郡須山村長

駿東郡第二課長殿

追テ本件ハ調査スルニ拠ルヘキモノ無之ニ付、見込額ニ候間、右ニ御承知相成度、此段申添へ候也。

駿東郡須山村

負債額調　　最近現在

不動産以外ノ物件ヲ担保トシテ借入レ金

借入先	利率一割未満		同上一割一分五厘未満		同上一割五分未満		同上二割以上	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
日本勧業銀行北海道拓殖ノ各銀行								
其他ノ銀行								
保険会社								
産業組合報徳社其他ノ団体								
質屋							壱	壱〇、〇〇〇
貸金会社及個人貸金業者								
私人								
其他合計							壱	壱〇、〇〇〇

無担保借入金　最近現在

借入先	一割未満 人員	一割未満 金額	一割以上一割五分未満 人員	一割以上一割五分未満 金額	一割五分以上二割未満 人員	一割五分以上二割未満 金額	二割以上 人員	二割以上 金額
勧業農工拓殖各銀行								
其他ノ銀行								
保険会社								
産業組合報徳社其他ノ団体			二五	三五〇、〇〇〇				
貸金会社及個人貸金業者			三〇	一、五〇〇、〇〇〇				
私人			二〇	一、五〇〇、〇〇〇				
商業者商業ニ附随シテ取引者ニ対シ利息ヲ徴シ融通スルモノ								
頼母子講及類似ノモノ			六〇	二、〇〇〇、〇〇〇				
其他								
合計			一三五	五、三五〇、〇〇〇				

（裾野市役所須山支所所蔵「産業関係書類」）

425　明治四四年町村別米実収成績　（一九一一）明治44・12・28

甲農第一、一七〇号

本年本郡各町村米実収高、別表ノ通リニ候条、御参考迄ニ一葉御送付及ビ候也。

明治四十四年十二月廿八日　駿東郡第二課印

各町村役場御中

明治四十四年米実収高各町村別取調表　駿東郡

町村名	作付反別 粳米	作付反別 糯米	作付反別 陸米	作付反別 計	収穫高 粳米	収穫高 糯米	収穫高 陸米	収穫高 計	一反歩当り収穫高 粳米	一反歩当り収穫高 糯米	一反歩当り収穫高 陸米
小泉村	一、二〇〇反	七〇反	一五〇反	一、四二〇反	一、八六〇石	九九石	一〇〇石	二、〇五九石	一、五五〇合	一、四二〇合	六七〇合
泉村	一、四一〇	一三〇	二五〇	一、七九〇	一、八三三	一六九	三〇〇	二、三〇二	一、三〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇
深良村	九二〇	二三一	八五	一、二三六	一、一〇四	二五四	五六	一、四一四	一、二〇〇	一、一〇〇	六〇〇
富岡村	九二〇	九六	二〇〇	一、二二八	一、五〇〇	一五六	二〇四	一、八九六	一、六〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

426　富岡村耕地整理　（一九一四）大正3・5・9

○富岡村耕地整理　駿東郡富岡村耕地整理は本年二月上旬工事に着手せるが同地区は愛鷹山麓の傾斜地にして、山林原野荒蕪地六町歩に対する工事なるも、之に要する灌漑用水は二百余間を離れたる愛鷹山麓より引用する計

画にて実地通水試験を行ひしに成績良好なりしと。

（静岡新報）

427　**下和田耕地整理**　（一九一四）大正3・6・22

○下和田耕地整理　駿東郡富岡村下和田耕地整理は本年二月中旬着手植込には間に合すべく組合員一同は寝食を忘れて工事に熱心したれば、去月中に全部修了し其後は各地主が地均し畦作り等をなしたるが、愈々二三日前より挿秧始まり目下真最中なるが、地質は昨年迄畑なりしより、肥料等も土壌に含まれ居れば本年の収穫は予想以外なるべしと。

（静岡新報）

428　**須山村農産品評会**　（一九一四）大正3・11・26

○須山農産品評会　駿東郡須山村農産物品評会授賞式は廿四日同村小学校に開会。太田郡長斎藤郡農監土屋村長の講演あり。続いて在郷軍人勅語捧読式及び同会員八名の表彰式を行ひ次に青年会秋季大会に移り斎藤農監村長の講話あり。来会者千三百、夜は入営者四名の送別会を栄屋旅館に開き盛会なりき。

（静岡新報）

429　**麦立枯病発生**　（一九一五）大正4・3・21

○麦立枯病発生　駿東郡鷹根村・金岡村・須山村の大麦裸麦に二月下旬より立枯病発生し、被害十町歩に及び蔓延緩徐なるも等閑に付す可らざるを以て目下駆除手続中なり。同病は従来愛鷹山麓開墾地麦作（主として小麦）に発生し、其被害毎年少からざりしも農民は之が駆除を怠りしものなりと。

（静岡新報）

② 茶・勧業関係政策

430　**養蚕伝習所の生徒募集**　（一八九八）明治31・4・12

勧第七五三号ノ一

本年養蚕伝習所ヲ原里村ニ設置シ該生徒拾七才以上ノ男女拾五名ヲ限リ募集致候旨、蚕糸業組合組長ヨリ通知有之候ニ付有志者ヘ御通知相成度、志願書ハ村役場ヲ経差出ベク、志願期限ハ本月二十日限リノ事。此段御通牒候也。

明治三十一年四月十二日

富岡
須山　村組合村役場印

常設委員
御中

（千福　横山正美氏所蔵「諸達綴」）

431　稲模範作競進会富岡村審査報告　（一九〇一）明治34・1・14

稲模範作競進会富岡村審査報告

本村ハ初メテ第二回静岡県稲模範作競進会ニ加ハリ模範地ヲ設置セシモ、素ヨリ初回ノ故ヲ以テ志望者僅少ニシテ、漸ク弐拾有余名ノ出品者ヲ得、本県耕種標準ニヨリ夫々設計セシメタリ。然ルニ、初会ノ故ヲ以テ各々其方法宜シキヲ得ス、或ハ選種ヲ怠リ、或ハ挿秧ヲ過マリ、或ハ季節ヲ失セシ等其欠点少ナカラズ。然レトモ、是カ審査ヲ為サンガ為メ、昨年八月二十四日ヲ以テ第一回ノ審査ヲナシ、町村選抜地五ケ所ヲ定メ是レヲ郡ニ報告セリ。然ルニ其後ニ至リ、潮風害・虫交モ至リ、総テ被害ヲ蒙ラサルワナシ。九月三十日及拾月一日ヲ以テ第二回ノ審査ヲ終リ、十一月四日ヲ以テ第三回ノ審査ヲ了シ是カ終局トナシタリ。其審査方法ニ於テハ、元ヨリ本県競進会ノ規定スル例則ニ準シ審査スト雖モ、審査員素人ナルヲ以テ、完全ナル鑑定ヲ下ス能ハサルモ、幸ニ本村選抜ニ於テハ、勝又市太郎ヲ郡三等ニ、勝又音吉・萩田和作ヲ郡四等ニ、渡辺平作・勝又清太郎ヲ郡五等ニ選定セラレ、残員拾五名ニ付キ此較審査シ、土屋伝四郎ヲ一等ニ、池ノ谷峰三郎ヲ二等ニ、杉本茂十郎外二名ヲ三等ニ、中川庄平外三名ヲ四等ニ、杉本若松外四名ヲ五等ニ定メ、是レガ等級ヲ付シタリ。其審査ノ方法ハ、種類、施肥、挿秧耕耘灌漑其他管理、病害虫予防駆除、収穫ノ五種ニ

別チ、種類ハ稲草ノ適否及米質ノ良否ヲ鑑定シ二十点ヲ満点トナシ、施肥ハ肥料ノ配合、季節ノ適否、用量ノ多少ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、挿秧耕耘灌漑其他管理ハ挿秧ノ整否、耕耘ノ精粗及灌漑ノ適否ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、病害虫予防駆除ハ予防駆除ノ適否ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、収穫ハ収穫ノ多少ヲ鑑定シ壱反歩ノ収穫高ヲ定メ三百点ヲ以テ満点トナセリ。総点数二百八十七点ヲ一等ト定メ、二百五十五点ヨリ二百八十六点ヲ二等ト定メ、二百三十点ヨリ二百五十四点迄ヲ三等ト定メ、二百七点ヨリ二百二十九点迄ヲ四等ト定メ、以下ヲ総テ五等トナシ是レカ等級ヲ確定セリ。元来、審査員ノ練熟セザルト出品人ノ不慣ナルトニ依リ充分ナル結果ヲ得ザリシニ、又道クベカラサル天変ノ為満足ナル得点者ナキワ遺憾ノ至ニ候得共、茲ニ審査ノ顚末ヲ御報告仕候間、願クワ相当ノ賞状ノ御授与アラン事ヲ。

明治三十四年一月十四日

第二回静岡県稲模範作競進会

駿東郡富岡村審査長

横山健吾　謹白

（千福　横山正美氏所蔵）

432　金原明善の講話会

（一九〇四）明治37・7・29

農第八七号

本県山林協会長金原明善氏来ル七月三十一日正午十二時ヨリ泉村天理教会所ニ於テ、林業ニ関スル有益ナル講話会催可相成旨通知有之候条、当日月時刻可成多数聴衆者有之ベキ様御手配相成度、此段通牒候也。

三十七年七月廿九日

農会

泉村役場　印

常設委員

勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

433 白穂抜取に関する通牒

（一九〇四）明治37・9・12

「白穂抜取ニ関スル件」（明治37年9月12日）

小農第七五ノ一

稲作螟虫駆除トシテ白穂抜取ニ関スル件ニ付本郡農事監督ヨリ別紙ノ通リ申越候ニ付テハ、右ニ依リ此際無洩実行候様御配慮相成度、此段御通牒候也。

明治三十七年九月十二日　小泉村農会長服部市太郎

農会部長　渡辺恵作殿

本年度稲作ハ挿秧以来気候適順ニシテ、早中晩種共今日予想ニ於テハ先ヅ十分ノ作柄ニシテ、害虫ノ如キ（浮塵子螟虫）被害ノ程度ハ僅少ナリ。然レトモ螟虫ノ如キハ毎年郡ノ南北ヲ分タズ発生被害セシム。之レガ駆除ノ農家トシテ一日モ忽ニスベカラズ。螟虫駆除トシテ苗代田ニ於テハ採蛾卵、本田ニ於テハ幼虫捕殺採卵等、今日ニ於テノ駆除ハ白穂抜取尤モ効多ナリトス。一茎ノ稲稈中少ナキハ参四頭多キハ六七十頭ノ幼虫生棲スルアレバ、白穂ハ即チ螟虫ノ居所タルノ標的ナレバ、此ノ得難キ時期ヲ逸スルコトナク農会員ハ一致協力シテ之レガ駆除セラレン事ヲ希望ス。若シ此時ヲシテ逸失スレバ何レノ時ニ此ノ効時期ヲ得ン。幸ニ農会役員ニ於テ充分督励機先ヲ制セラレン事ヲ訴フル。

白穂抜取螟虫駆除法

一白穂ハ穂首ニテ抜キ取ラズ白穂ノ茎ハ成ル可ク根際ヨリ切リ取ル事。

一抜取リシ藁ハ畦畔若クハ道路ニ捨ルコトナク協力シテ焼殺スル事。

明治三十七年九月六日　駿東郡農事監督　高橋六太郎

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

434 麦稈直田伝習所の生徒募集

（一九〇四）明治37・9・16

農第九七号

佐野農業補習学校構内ニ於テ麦稈及軽木直田伝習所開設

致シ候ニ付、左記事項御承知ノ上郡内伝習生多数応募候様御観誘相成度、且応募者氏名ハ来ル十八日迄ニ当農会へ御通知相成度、此段通牒候也。

明治参拾七年九月拾六日　　泉村農会

常設委員

勝俣藤三郎殿

一　始日ハ来ル二十日トス
一　授業料ハ無料トス
一　終業日数ハ弐週間トス
一　伝習時間ハ毎日午后第一時ヨリ五時迄トス
一　伝習生ハ年齢十二三才以上ノ者トス

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

435　農事監督設置

（一九一五）大正4・9・10

農事監督設置　　大正四年九月十日

由来当村ハ広漠タル共有山ニ於テ豊富ナル天産アリシ為メ農業者従ツテ安逸ニ流レタリ。然ルニ数年来天産漸次欠乏ハ漸ク覚醒ノ時季（期）ニ到達シ諸規約ノ成立ト相俟ツテ益々刺撃（激）セラレタリ。

之レカ為メニ農業ハ他ニ比シ甚タ幼稚ナリ。識者茲ニ鑑ミル所アリ。自ラ範ヲ示シ指導ニ力ム郡農会農業技術員ノ設置ヲ奨励スルヤ率先之レカ決議ヲナシ、大正四年九月十日小野東作氏ヲ専任農事監督ニ採用シ農業者ノ直接指導ニ任ジ技術ノ上達及ヒ利益ノ増進ヲ計ラントシ着々ノ其ノ途ニ着キツヽアリ。

一　品評会

農業者奨励ノ為メト御大典ヲ永ク記念スル為メ大正四年十二月二十日記念品評会ヲ開催シ、大正五年二月十一日地主作米連合品評会ト兼ネ褒賞授与式ヲ挙行シタリ。審査長審査員及ヒ受賞優等者左ノ如シ。

審査長　駿東郡農事監督　斉藤三郎
審査員　深良村農事監督　小野東作
同　小林聿

優等受賞者

米　　土屋辰五郎

同　　志村平吉

一　部農会主催品評会　大正四年十二月七日

本期内部農会主催タル品評会ハ切久保・遠道原連合菰米品評会一回開設ニ止マリ、村農会ヨリ農事監督ヲ審査長トシテ出御セシメ優等者参点ヲ挙ケ賞品ヲ授与セリ。

一　講話会

専任農事監督指導ノ一方針トシテ講事ノ或会ヲ講話会トナサシメ、夜間ヲ利用シ其要求ニ依リ出張セシメテ農業者ト直接会談シ農業上ノ智識普及改良ヲ奨励ス。其出張回数十七回部落名出御月日集合人員左ノ如シ。

部落名	第一回	集合人員	第二回	集合人員	第三回	集合人員	合計
岩波	十月廿三日	二〇					一
新田	十二月廿三日	二五	二月八日	二五			二
上丹須釜原	十月廿一日	二〇	二月十六日	二〇			二
	三月八日	二二					一
上原	十一月七日	二〇	三月一日	二三			二
切久保	九月廿七日	二〇	十月廿四日	二五			二
遠道原	十一月七日	一五	十二月五日	二〇	三月十二日	二三	二三
町田	十月五日	三〇	二月十八日	二五			二
和田市場	十一月十一日	二〇					一
南堀	三月三日	二五					一
計		二一七		一三七			二二一七

一　部長部監督協議会

大正四年九月十四日開会左記事項議定

水田稗拉ノ件　　稲ノ病害虫害ニ関スル件

同年十一月一日開会左記事項議定

過礒酸石灰共同購入ノ件　麦ノ塩水撰及麦奴予防ノ件　麦作ト紫雲英栽培ノ利害　副業ノ奨励

記念品評会ニ関スル件

大正五年三月廿五日開会左記事項議定

苗代肥料共同購入ノ件　籾塩水撰ニ関スル件

苗代指導ニ関スル件

一　煙草試作人会

将来有望ナル深良村煙草栽培ハ本年度ノ価格低廉ナ

リシ為メ試作者減少ノ傾向アルニ依リ、煙草試作人会及総代人会ヲ組織シ栽培法其他ヲ研究シ面目ヲ一新セントス。

大正四年十二月十五日開会左記事項議定

大正五年度試作反別ヲ前年ヨリ減少セシメサル方法手段

烟草肥料タル油粕ノ共同購入ノ件

大正五年一月廿五日開会左記事項議定

烟草苗床作製上注意スヘキ件　試作許可申請ニ関スル件

一　原種栽培

郡農会ヨリ配布セラレタル麦種ヲ左記ノモノニ相任セシメ本村原種栽培規定ニ依リ原種トシテ農会員ニ分ツ。

種別	種類	配布数量	予定納入量	栽培担当人
大麦	白穂揃	斗、四	七、〇斗	高田禄郎
同	青穂揃	、三	六、〇	小林僖一
裸麦	神力裸	、三	六、〇	湯山文太郎
小麦	白坊主	、二	五、〇	小林聿
計		一、二	二四、〇	

一　害虫駆除

稲苗代田本田害虫駆除　稲作害虫ニ関シテハ役場ト協議シ最ヲ定メテ励行ニ力メタリ。而シテ小学校生徒ノ害虫駆除ニ関シテハ奨励金ヲ交付シテ将励セリ。其成績左ノ如シ。

駆除ヘ従事シタル児童数	害虫捕獲数			施行期日
八〇人	蝮蛾	卵塊	嗅呤	自六月一日至六月十五日
	七五七一	六四三九		十五日間
計八十人	一四、〇一〇			

一　共同購入

農会ハ直接農業者ニ利益ヲ計ル目的ニテ共同購入ヲ斡旋シタリ。其ノ成績左ノ如シ。

種類	数量	購入総価格	単価	普通単価	差格	利益金
過燐酸石灰	四一八叭	三九六、二五〇	、九五〇	一、二〇〇	、二五〇	一〇四、二五〇
菜種粕	九二同	三二、一〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	、三〇〇	二七、六〇〇
茶実	五俵	九、〇四〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	、二〇〇	一、〇〇〇
固形苦塩	七吹	四、九〇〇	、七〇〇	、七五〇	、〇五〇	、三五〇
苦塩	二樽	二、四〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	、一〇〇	、一〇〇
種子	三五袋	五、九〇〇	、〇一〇	、〇一三	、〇〇三	、五九〇
計	八一九ケ	七四九、五九〇	七、九七〇	八、八三二	、九〇二	二三三、九九〇

以上大正四年九月十日本村農事監督設置以来大正五年三月末ニ至ル間ノ梗概ヲ摘録セリ。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

436　本田稲作害虫駆除施行要項　（一九一七）大正6

（富岡村農会）

大正六年本田稲作害虫駆除施行要項（富岡村農会）

一　一斉駆除ノ際ハ常設委員、部長ハ受持区域ヲ担任シ作人ノ集合所ヲ定メ駆除ノ督励ヲサレタシ。

但シ沼地ニシテ一斉駆除施行シ難キ事情アルモノハ便宜ノ方法ヲ講セラレタシ。

二　螟虫駆除ハ其被害茎（白穂）ヲ地際ヨリ切リ取ル様奨励セラレタシ。

三　螟虫駆除ト同時ニ稗ノ苅取ヲ励行セラレタシ。

四　苅取リタル被害茎及稗ハ畦畔道路等ニ捨ツルヲ禁シ常設委員部長等ニ於テ之ヲ取纏メ、適当ノ方法ヲ以テ処分シ駆除ノ効果ヲ大ナラシムルコトニ努メラレタシ。

五　浮塵子発生セル場合ハ道ニ之カ駆除ヲ督励シ蔓延セシメサル様注意セラレタシ。

六　一斉駆除ヲ施行セシメタル際ニ於テ駆除不行届ノモノハ再施行セシメ、若シ応セザルモノアルトキハ常設委員部長ハ其旨直ニ村長、農会長ニ急報セラレタシ。

七　常設委員、部長ハ部内駆除ノ状況ヲ農会長、村長ニ報告セラレタシ。

（御宿区所蔵「諸綴込帳」）

③　諸団体

437　**駿東郡富岡村勧業会々則**　明治28（一八九五）

駿東郡富岡村勧業会々則

第壱条　本会ハ農事改良ノ発達ヲ謀リ本村公共ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。

第二条　本会ハ富岡村勧業会ト称ス。

第三条　本会員ハ富岡村会ニ於テ本村公民中ヨリ選挙シタル者ヲ以テ組織ス。

第四条　第壱条ノ目的ヲ達センカ為、本会ニ於テ施行スベキ事項ノ概目左ノ如シ。

一　米麦改良ニ関スル事
一　蚕糸業改良ニ関スル事
一　桑三椏樹栽培改良ニ関スル事
一　茶業改良ニ関スル事
一　農事試験実施ニ関スル事
一　種苗交換並選択ニ関スル事
一　肥料ノ適否ニ関スル調査ノ事
一　米質精選及俵装ニ関スル事
一　害虫予防並駆除ニ関スル事
一　農具改良ノ事
一　農談会品評会ニ関スル事
一　山林改良ニ関スル事
一　前各項ノ外勧業上必要ノ事項

第五条　本会ハ他ノ農会又ハ勧業会ト気脈ヲ通シ其他官庁ノ諮問ニ答ヘ、或ハ意見ヲ開陳スルコトアルベシ。

第六条　本会ハ事業実施上ノ便ヲ謀リ、左ノ六区ヲ置ク。

第壱区　御宿　第弐区　千福　大畑　定輪寺
第参区　葛山　第四区　上ケ田　金澤
第五区　今里　第六区　下和田

第七条　本会ハ毎年春秋ノ二期ニ於テ会員ノ総会ヲ開キ事業ノ実施其他ニ関スル諸件ヲ討議ス。

但管理者ノ意見又ハ会員五分ノ二以上ノ請求ニヨリ臨時会ヲ開クコトヲ得。

第八条　本会員ハ第三条ノ外、殊ニ入会ヲ望ムモノニ於

テハ其正否ヲ糺シ入会セシムルコトヲ得。
但此ノ場合ニ於テハ本村会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス。
第九条　本会ハ本村長之レヲ管理スルモノトス。
但本村長ニ於テ会員中ヨリ理事二名ヲ選挙シ本会ノ事務ヲ補助セシム。
第拾条　本会ニ委員六名ヲ置キ各区ノ事務ヲ所理セシム。
但委員ハ其区ノ会員中ヨリ互選セシム。
第拾一条　委員ハ管理者ノ協議ニ参与シ又ハ急施ノ事件ヲ議定スルモノトス。
第拾二条　理事及委員ノ任期ハ各満二ケ年トス。
但再撰スル事ヲ得。
第拾三条　委員ハ名誉職トシ俸給ヲ支給セスト雖トモ管理者ノ意見ニヨリ実費ヲ弁償スル事アルベシ。
第拾四条　理事ハ壱ケ年壱円以内ノ手当ヲ支給スルモノトス。
第拾五条　本会ノ経費ハ総テ村費ヲ以テ支弁スルモノトス。
第拾六条　本会ノ会務ハ毎年春期ノ総会ニ於テ管理者ヨリ報告スルモノトス。
第拾七条　管理者ハ本会ノ施行ノ状況及其成績ヲ郡長ニ報告スルモノトス。
第拾八条　壱郡聯合又ハ他ノ勧業団体組織ニ関スル協議ノ為メ、会員ノ互選ヲ以テ正副委員二名ヲ置クモノトス。
但正員事故アルトキ副員之レニ代ルモノトス。

（裾野市役所所蔵「富岡村会決議書」）

438　**駿東郡小泉村農会々則**　（一八九五）**明治28・2・27**

議第八拾三号

駿東郡小泉村農会々則

第壱条　本会ハ本村農事ノ改良発達ヲ謀リ公共ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。
第弐条　本会ハ駿東郡小泉村農会ト称ス。
第三条　本会ハ本村会ニ於テ選挙セラレタル者ヲ以テ

会員トス。但会員ノ員数ハ制限ナシ。

第四条　第壱条ノ目的ヲ達セシカ為メ、本会ニ於テ施行スル可キ事項ノ概目左ノ如シ。

一　米麦作ノ改良ニ関スル事
一　蚕糸業ノ改良ニ関スル事
一　桑樹栽培ノ改良ニ関スル事
一　茶業ノ改良ニ関スル事
一　農事試験施行ニ関スル事
一　種苗交換並精撰ノ事
一　肥料ノ適否得失等調査ノ事
一　米質及乾燥方俵装等改良ノ事
一　農具改良ノ事
一　害虫予防並駆除ノ事
一　利水排水ノ事
一　勤勉貯蓄並凶荒予備ノ事
一　夜学等ノ方法ヲ以テ青年輩ノ農業上ニ於ケル智識ヲ養成スル事
一　談話会品評会開設ノ事
一　農事上ニ関スル統計調査ノ事
前各款ノ外農事上必要ナル事項

第五条　本会ハ他ノ農会又ハ勧業上ノ諸団体ト気脈ヲ通シ、其他官庁又ハ町村役場ニ対シ其諮詢ニ答ヘ、或ハ意見ヲ開陳スル事アルベシ。

第六条　本会ハ事業実施上ノ便ヲ謀リ左ノ六区ニ分ツ。

第一区　大字石脇
第二区　大字佐野
第三区　大字二ツ屋
第四区　大字伊豆島田
第五区　大字水窪
第六区　大字富澤

第七条　本会ハ毎年春秋二季総会ヲ開キ、事業実施上ニ関スル協議其他諸般ノ評決会員ノ談話等ヲ為ス。但管理者ノ意見又ハ会員多数ノ意見ニヨリ臨時会ヲ開ク事アル可シ。

第八条　本会ニ於テ決定シ、実施ヲ要スル事項ハ会員ニアラサル本村内当業者ニモ偏ク実行ヲ促シ、旦利害得失ハ之ヲ本会ニ報告スベシ。

第九条　本会ハ村長之ヲ管理ス。

但会員ノ互選ヲ以テ理事二人ヲ置キ村長ノ指揮ニ従ヒ本会ノ処務ヲ補助セシム。

第拾条　本会ニ委員六人ヲ置キ各区ヨリ会員ノ互選ヲ以テ一人ヲ選出ス。

第拾壱条　委員ハ常ニ其区内ノ会務ヲ処理シ、及ビ本会管理者ノ協議ニ参与シ又ハ臨時急施ノ事件ヲ議決スルモノトス。

第拾弐条　理事及委員ノ任期ハ満二年トス。

但改選ノ時ハ前任者ヲ再選スルコトヲ得。

補欠当選者ハ其前任ノ残任期間在職スルモノトス。

第拾三条　職員ニハ俸給ヲ支給セズト雖トモ管理者ノ見込ニヨリ実費ヲ弁償シ、又ハ総会ノ決定ヲ以テ臨時報酬スル事アルベシ。

第拾四条　本会ノ経常費ハ村費ヲ以テ支弁シ、其他ハ有志者寄贈金又ハ会員ノ出金ヲ以テ支弁ス。

第拾五条　一ケ年間ニ於ケル会務会計等ノ状況ハ翌年春季ノ総会ニ於テ管理者ヨリ之ヲ報告スルモノトス。

第拾六条　管理者ハ本会施行ノ状況並其成積ヲ部長ニ報告スルモノトス。

附則

第拾七条　一郡聯合ノ農会又ハ勧業上ノ団体組織ニ関スル協議ノ為メ、会員ノ互選ヲ以テ正副委員各二人ヲ置ク。

但副員ハ正員事故アルトキ代理スルモノトス。

明治廿八年二月廿六日提出

明治廿八年二月廿七日決議

駿東郡小泉村会議長
小泉村長　菅沼佐太郎㊞

同　議員
服部房太郎㊞

大庭竹次郎㊞
杉山角平
渡邉恵作㊞
中西庄吉㊞
水口常平㊞
土屋豊三郎㊞

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

439　千福報徳社定款

（一九〇九）明治42・2・21

千福報徳社定款

第一章　総　則

第一条　当社ハ遠江国報徳社ノ師伝ヲ受ク二宮先生ノ遺法ヲ遵奉シ勤倹推譲ヲ奨励シ報徳ノ事業ヲ立ルヲ目的トス。

当社ハ遠江国報徳社ノ指揮監督ヲ受ケ同社ヲ本社ト称ス。

第二条　当社ノ報徳金ト称スルモノハ左ノ二種トス。

一　土台金　二　善種金

第三条　報徳金ノ外各種ノ積金ハ都テ加入金トシテ取扱フベシ。

但一切ニ社外ヨリ預リ金ヲ為サス。

第四条　当社ノ結社年限ハ設立許可ノ日ヨリ六十ケ年ヲ以テ一期トシ満期ニ至リ総会ノ決議ヲ以テ更ニ継続ノ方法ヲ議定スルモノトス。

第五条　当社ハ千福報徳社ト称シ其位地(置)ハ静岡県駿東郡富岡村千福五百七十九番地ニ之ヲ設置ス。

第六条　当社ニ用ユル印章ハ左ノ如シ。

第二章　土台金

第七条　土台金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス。

1本社ノ下附金　2社員ノ寄附金　3社外篤志者ノ寄附金　4貸借上ヨリ生スル剰余金及雑収入

第八条　土台金使用法ハ左ノ事項ニ限ルベシ。

1社員賞与費　2社員恤救費　3公益慈善事業費　4吊祭(弔)費　5本社土台金寄附　6道路橋梁修繕費　7勧業教育衛生費　8貸付金損害補償金　9社用家屋建築費及社費

但支払残金ハ善種金ト同一ニ取扱フベシ。

第九条　本社ヨリ下附ノ土台金ハ永ク其名義ヲ記シテ元金ヲ消費スルコトナカルヘシ当社解散ノ場合ニ当テハ之ヲ本社ヘ返納スヘシ。

第十条　出精人ノ入札ハ二年毎三回トシ相当ノ賞品ヲ附与ス。

第三章　善種金

第十一条　善種金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス。

1社員余業積金　2社員節倹積金

第十二条　善種金ハ一口ノ積高金五十円ト定メ毎月金十五銭以上一ヶ年金一円八十銭以上ヲ出金スベシ。

第十三条　善種金ハ五分利ヲ以テ積立ツヘシ。五分以上ノ収利ハ之ヲ土台金ニ加フルモノトス。

但此利子ノ歩合ハ時ノ景況ニヨリ本社ノ認可ヲヘテ増減スルコトアルベシ。

第十四条　善種金一口五十円ニ満レハ善報金十円ヲ受クルヲ得ヘシ。以後五十円ニ充ル毎ニ善報金十円ヲ受クルヲ得ヘシ。

第十五条　善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ事故アルモ結社中一切返戻ヲ乞フコトヲ得ズ。

但他村他国ヘ転籍シタルモノハ本社ノ認可ヲヘテ返付スルコトアルベシ。

第十六条　善種金積立通帳ハ質入売買譲渡スルヲ許サス。

但家名相続人又ハ子孫ニ限リ無代譲渡ヲ為スヲ得ヘシ。譲渡ヲ受ケタルモノハ当社ヘ入社スヘシ。戸主死亡或ハ離縁ニヨリ父母相続シタルモ亦同シ。

第十七条　善種金ハ左ノ方法ニ依テ貸付ヲ行フベシ。

但猥リニ貸付ヲ行フヲ以テ主旨ト為スベカラズ。

一　社員奨励ノ為メ出精人入札ヲ以テ貸付ル事。

二　社員農業工業商業等有益ナル事業ニ付資本ノ為メ

申出及不時ノ災厄ニ罹リタル時願出ニ依リ貸付ル事。

第十八条　貸付金ハ社員積立額ノ多寡ニ応シ役員会ノ協議ヲ以テ適当ノ程度ヲ定メ之ヲ行フベシ。

但前条第二号ノ貸付ヲナス場合ニ於テハ相当ノ抵当ヲ差入シム。

第十九条　一時ニ数名ノ借用申込人アリテ何レモ有益ナル事業トスルモ金員足ラサルトキハ抽籤ヲ以テ抽籤者ニ貸付クベシ。

第二十条　第十七条第一号ニヨリ貸付ヲナストキハ無利足五ヶ年賦トシ、皆納後ニ報徳元恕金(年賦一ヶ年分)ヲ納メシムヘシ。其第二号ニヨリ貸付ヲナストキハ其返納期ヲ月賦年賦若クハ一期返納トス。利子ノ歩合ハ時ノ情況ニ依リ毎年ノ始メニ於テ役員会ノ評議ヲ以テ定ムヘシ。

但善種金社員ヘ貸付ノ残余ハ不動産ヲ所有シ有価償券ヲ購求シ又ハ預ケ金トナシテ利殖スヘシ。但シ社有財産ハ必要ナル場合ニ於テ役員会ノ評決ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得。

(第二十一条　脱カ)

第二十二条　本社土台金ハ社員一名ニ付毎月金五厘以上善種金ハ毎月金一銭以上ノ目的ヲ以テ土台金ハ当社土台金中ヨリ寄附シ善種金ハ当社善種金中ヨリ寄入スルモノトス。

第四章　加入金

第廿三条　加入金ハ社中奨励資本ノ為メ又ハ非常備ノ為メ社員ノ出金スルモノトス。其出金額及加入年限ハ本人ノ随意ニ任ス。利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ之ヲ定ム。

第廿四条　社員家族ノ積金及ヒ家名相続等各種ノ仕方金ハ都テ加入金ト為シテ取扱フベシ。

第廿五条　加入金ハ善種金ト同一ニ取扱ヲ為スヘシ。其取扱上ヨリ生スル利益ハ之ヲ土台金ニ加フ。

第五章　計　算

第廿六条　毎年十二月ヲ限リ業務報告貸借対照表ヲ調査

シ現量鏡二通ヲ調製シ翌年一月総会ニ報告シ本社ノ検査ヲ受ケ印刷シテ社員ヘ頒賦シ併セテ所轄官庁ヘ報告スベシ。

第廿七条　貸付金利子及元恕金収入社有財産収益ノ内善種金加入金ノ利子控除シ其余金ハ之ヲ土台金ニ加ベシ。

第六章　役　員

第廿八条　社員公選ヲ以テ当社ニ左ノ役員ヲ置ク

一　理事長一名　一　理事副社長一名

一　弁務二名　一　監事二名

第廿九条　役員ハ定式総会ニ於テ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選挙シ、有効投票ノ過半数ヲ得ルモノヲ以テ当選トス。若シ過半数ヲ得ル者ナキトキハ最多数ヲ得ルモノ二名ヲ取リ、之ニ就テ更ニ投票シ二名ヲ取ルニ当リ次ノ得票者ノ同数者アルトキハ抽籤ヲ以テ其内ノ一名ヲ取リ、之ト最高得票者ノ二名ニ就キテ更ニ投票シ最多数ヲ得ルモノ三名以上同数ナルトキハ抽籤法ヲ以テ其二名ヲ取リ更ニ投票セシム。此再投票ニ於テモ猶過半数ヲ得ルモノナキトキハ抽籤ヲ以テ当選ヲ定ム。時宜ニヨリ総会ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用ユルコトヲ得。

但最初ノ役員選挙ハ臨時総会ニ於テ之ヲ行フ。

補欠選挙ハ臨時総会ニ於テ之ヲ行フコトヲ得。

第三十条　社長ハ社務一切ヲ総理シ当社ヲ代表シ、副社長ハ之ヲ輔(補)佐シテ常務ヲ担任ス、弁務ハ社務ノ協議ニ与リ事務ヲ弁理シ社員ヲ誘掖ス、監事ハ社務一切ヲ監査ス。

第三十一条　社務施行ニ要スル規定ハ役員会ニ於テ之ヲ議定シ社員ヘ報告スヘシ。

第卅二条　理事ハ任期ヲ定メス。

但五ケ年毎ニ其功過ヲ詮考シ総会ノ決議ヲ以テ改選スルコトアルヘシ。初任詮考期ハ次年定式総会ノ日ヨリ起算ス。

第卅三条　弁務監事ハ任期ハ三ケ年トシ満期ニ及ヒ定式

総会ニ於テ改選シ之ヲ本社ニ届出ツベシ。

但再選スルモ妨ケナシ。補欠選挙ニ当選シタルモノハ前任者ノ任期ヲ継承ス。最初ノ臨時総会ニ於テ当選シタルモノハ任期満了後ノ定式総会マテ在任ス。

第卅四条　当社ノ役員ハ名誉職トス。

但事務取扱ニ係ル実費及社用ニ付旅行スルトキハ旅費ヲ給ス。

第七章　社員ノ権利義務

第卅五条　社員ハ入社ノ際其分ニ応シ当社ヘ土台金ヲ寄附スヘシ。爾後第八条ノ目的ヲ達スル為メ適宜寄附スルヲ要ス。

第卅六条　社員ハ毎月ノ常会ニハ善種積立金ヲ持参シテ必ス出席スヘシ。若シ無余儀事故アルトキハ其旨ヲ届出ツベシ。

第卅七条　社員ハ役員ヲ選挙シ及総会ニ於テ当社ノ利害ニ関シ発言投票スルノ権アリ。但投票ハ一名ニ付一点トス。

第卅八条　社員ハ何時ニテモ当社ノ簿冊ヲ検閲シ及総会ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スル権アリ。

第八章　総会及常会

第卅九条　当社ハ毎年一月社員定式総会ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ要件ヲ議定スヘシ。臨時総会ハ理事ノ必要ヲ認ムル時ニ於テ何時ニテモ之ヲ開クヲ得。

第四十条　定式総会ハ社員半数以上ノ出席ヲ以テ開会シ出席員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス総会ノ議長ハ社長之ニ任ス。社長事故アルトキハ副社長之ニ代ル総会ノ招集再度ニシテ出席員定数ニ充サルトキハ其数ニ関セス開会スヘシ。総会ノ招集ハ少クモ開会期日ヨリ五日前社長ヨリ書面ヲ以テ会議ノ目的タル事項ヲ示シ各社員ヘ通知スヘシ。

第四十一条　定款ヲ更正シ若シクハ特別ノ事件ハ臨時総会ニ於テ之ヲ決スヘシ。定款変更ニ係ル臨時総会ハ社員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ開会シ出席員十分ノ

八以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス。其他ノ臨時総会ニ付テハ総テ第四十条ヲ適用ス。

第四十二条　当社ノ常会ハ毎月一回(定日五日)開会シ報徳ノ道義ヲ講究シ実業改良ノ方法ヲ談話演説スベシ。

第九章　入社退社

第四十三条　当社ヘ入社セントスルモノハ定款ノ旨ヲ了知シ入社願ヲ当社ヘ差出シ許可ヲ受クヘシ。当社ニ於テハ本社ニ出願シ社員ノ証ヲ交付ス。但時宜ニヨリ試業員トナス事アルヘシ。試業員ニハ社員ノ証ヲ附セス。

第四十四条　試業員ハ善種金ト同額ノ加入金ヲ為シ社員同様ノ勤メヲ為スヲ要ス。満二ケ年間(第四十七条但書ノ場合ヲ除ク)其勤メヲ為ス時ハ社員トナシ若シ怠ルトキハ除名スヘシ。

但社員トナストキハ加入金ハ善種金ニ編入シ除名シタルトキハ元利返戻スベシ。

第四十五条　社員若シ事故アリテ退社願出ルトキハ事情ヲ聞糺シ不得止時ハ社員ノ証ヲ返納セシメテ退社ヲ許シ本社ヘ届出スヘシ。

第四十六条　社員若シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ刑期満了後満二ケ年以内社員ノ権利ヲ停止ス満二ケ年ヲ経過シテ猶悔悟セサルモノハ退社ヲ命シ社員ノ証ヲ返納セシムヘシ。

第四十七条　前条ノ刑ニ処セラレ刑期満了後満三ケ年ヲ経サルモノハ入社ヲ許サス。

但シ悔悟ヲ表スルモノハ満三ケ年未満ニ於テハ試業員トシテ加入セシムルコトアルヘシ。

(第四十八条　脱カ)

第十章　雑　則

第四十九条　雑則ヲ設クル左ノ如シ。

1法律命令規則等ヲ重ジ互ニ相誡メ之ニ背ク所為アラサルコトニ心掛クヘシ。

2納税ハ国民ノ最大義務ナレハ各自注意シテ納期ニ遅レサル様常ニ心掛クベシ。

3 火災ノ予防ニ最モ深ク注意スル事。
4 常会ニ於テ勉メテ斯道ニ熟達シタルモノヲ聘シテ講話ヲ乞フモノトス。
5 社員ハ専ラ信義ヲ重シ相互ニ勤倹力行シ苟モ不徳ノ行為ヲナサス永久親和ヲ計ルヘシ。
6 衛生上ニ注意シ特ニ伝染病予防ヲ怠ラサル事。

第十一章　解　社

第五十条　当社満期其他事由ニヨリ解社スルトキハ諸貸附金ヲ徴収シ財産ヲ処分シ加入金ヲ返付シ善種金ヲ支払ヒ其余土台金ハ本社ノ指揮ヲ受ケ慈善又ハ公共事業ニ支払フベシ。
但取扱上損害アリテ土台金ヲ以テ償フ能ハサルトキハ加入金及善種金トモ積立高ニ応シ損害ヲ被ムルヘキモノトス。

第五十一条　臨時総会ノ決議ニヨリ解社セントスルトキハ社員総数三分ノ二以上ノ出席ニシテ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ可決スルヲ得ズ。

右ノ通リ議定候候。(ママ)

明治四十二年二月二十一日

千福報徳社

（千福　横山正美氏所蔵）

440　優良報徳社調査　須山村

明治44・3・15（一九一一）

農第三一号

本月四日付甲農第一九八号ヲ以テ、御照会ニ相成候部内報徳社、其他ニ対スル社団中成積(績)優良ナルモノ取調方ノ件、右ハ別紙ノ通リニ候条、此段及御回報候也。

明治四十四年三月十五日

須山村長

駿東郡第二課長殿

記

一　社団設定以前ニ於ケル部落ノ状況

本部落ハ山間ノ僻地ニシテ人智未ダ開ケズ、依テ推譲

ノ道ニ疎ク自欲ニ厚クシテ、又貯蓄心ニモ乏シキ土地ナリ。

二　設定ノ動機

明治三十四年ノ頃、二宮先生ノ教ヲ聞キ、此地ニ報徳ノ道ヲ施行セバ、后来(ママ)大ニ見ルベキ者アラント有志ヲ取結ビ、設定ノ目的ヲ立テタリ。

三　業務経営ノ状況

当社業務ノ経営ハ、農業其他ノ事業ニ就キ漸次拡張シ、勤倹貯蓄ヲ行ヒ、推譲ノ途ヲ開カントスルニアリ。

四　報徳金ノ蓄積及其利用ノ方法

報徳金ノ蓄積ハ毎月一回定会ヲ開キ、其際ニ於テ善種金一口金拾銭以上ヲ積立テ、其集金ハ社ノ内外ニ貸付ケ、或ハ郵便貯金トシテ利殖ヲ計ルニアリ。

五　効果(有形無形共)

報徳社設立以来、村民ニ対スル効果トシテハ可モナシ不可モナシデアレ共、多少報徳ノ教ヘニ倣ヒ、勤倹貯蓄ノ傾向アルニ至レリ。

六　社団ノ業務発達上、特ニ貢献セル設立員ノ事蹟其他参考トナルベキ事項。

該項ニ就テハ未ダ特筆スベキ事蹟事項等見当ラザルナリ。

記

一　社団設定以前ニ於ケル部落ノ状況

本部落は山間の僻地にして人智未だ開けず、依て推譲の道に疎く自欲に厚くして、又貯蓄心にも乏しき土地なり。

二　設定ノ動機

明治三十四年の頃、二宮先生の教を聞き、此地に報徳の道を施行せば、后来(ママ)大に見るべき者あらんと有志を取り結び、設定の目的を立てたり。

三　業務経営ノ状況

当社業務の経営は、農業其他の事業に就き漸時拡張し、勤倹貯蓄を行ひ推譲の途を開かんとするにあり。

四　報徳金ノ蓄積及其利用ノ方法

報徳金の蓄積は、毎月一回定会を開き、其際に於て善種金一口金拾銭以上を積立て、其集金は社の内外に貸付け、或は郵便貯金として利殖を計るにあり。

五　効果（有形無形共）

報徳社設立以来、村民に対する効果としては可もなし不可もなしであれ共、多少報徳の教へに倣ひ、勤倹貯蓄の傾向あるに至れり。

六　社団ノ業務発達上特に貢献セル設立員の事蹟其他参考トナルベキ事項

該項に就ては、未だ特筆すべき事蹟事項等見当らざるなり。

右の通りに御座候也

須山報徳社長

明治四十四年三月十二日　　大澤寛大

須山村役場御中

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

(2)　養蚕・竹細工など特産品の発展

441　駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合　年月日不詳

規約

駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合規約

第壱条　当組合ハ駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合ト称ス。

但富岡村ヲ以テ区域トス。

第弐条　当組合ハ前条区域内ニ居住スル養蚕家ヲ以テ組織ス。

第三条　当組合ノ事務所ハ富岡村御宿ニ置ク。

第四条　当組合ハ養蚕ノ弊害ヲ矯正シ改良進歩ヲ図ルヲ目的トシ、其事業ノ概目左ノ如シ。

一蚕種ヲ共同シテ購買スル事

一蚕種ヲ共同シテ貯蔵スル事

一稚蚕ヲ共同シテ飼育スル事

一桑圃改良及蚍害ノ予防駆除ヲ実施スル事
一蚕室ヲ改良スル事
一其他必要ノ事件

第五条　当組合ノ事務ヲ処理スル為左記ノ通世話係九名ヲ選挙シ其任期ハ満二ヶ年トス。

但本部蚕糸業組合委員ハ撰挙ニ依ラスシテ世話係ヲ兼ヌルモノトス。

御宿壱名　桃園壱名　大畑壱名
千福壱名　葛山壱名　上ヶ田壱名
金沢壱名　今里壱名　下和田壱名

第六条　当組合員ハ其飼育セントスル蚕種ノ種類枚数及製造人等ヲ毎年　月　日迄ニ世話係ヘ届出ベシ。

第七条　世話係ハ前条ノ届出ヲ取纏メ、其製造人ヘ注文スル事。

第八条　当組合員ニ共同貯蔵器ヲ設ケ前条購入ノ蚕種其他組合員所有ノ蚕種、其他（ママ）組合員所有ノ蚕種（ママ）ハ世話係又ハ組合内熟練者ニ嘱託貯蔵スル者トス。

但適当ノ土地ニ於テ委託貯蔵スベキ完全ノ貯蔵所アルトキハ之ニ委託スルモ妨ケナシ。

第九条　地蚕共同飼育ハ拾戸若クハ弐拾戸協議ノ上、其共同者中熟練者ニ嘱託飼育ヲ為ス者トス。

第拾条　桑園ノ改良及予防駆除ニ関シテハ、組合員共同一致務メテ桑樹ノ害虫ヲ駆除シ、蚍蛹及蚍蠅ヲ撲殺シ、之レガ卵種ヲ滅絶セシムルニ注意スベシ。

第拾壱条　蚕室ノ新築或ハ在来ノ居宅ニ修繕ヲ加ヘ又ハ桑苗ヲ栽植スル等ノ場合ニ於テハ、世話係及本業熟練者ニ協議シ務メテ其完全ヲ図ルベシ。

第拾弐条　当組合員ハ事務所弁ニ関スル費用ヲ負担スベシ。

但事業上必要ノ費用ハ其関係者ノ負担トス。

第拾三条　組合費用ノ賦課徴収同支出方法ハ組合員ノ評決ヲ以テ定ムルモノトス。

第拾四条　当組合ノ規約ハ組合員ノ評決ヲ以テ定メタル者ニ付、組合員弐分壱以上ノ同意者アルニ非サレバ改

正増補スル事ヲ得ス。
第拾五条　当組合規約ハ本郡蚕糸業組合事務所ヘ届出テ其承認ヲ受クベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

442　模範養蚕所設置

（一八九九）明治32・4・13

本年度通常会ノ決議ニ依リ、金八百八拾円ヲ以テ教師ハ名ヲ聘シ、本部ニ模範養蚕所七拾弐ケ所ヲ設置シ、教師ノ受持ヲ定メヲ定（ママ）メ巡回教授セシムルニ付テハ、場所及設立者氏名、本月十六日迄ニ回答セラレ度旨、本郡蚕糸業組合長ヨリ照会有之候処、富岡村ニモ三ケ所設置ノ予定ト相成居至極好都合ニ候間、是非予定通リ丈ケハ設置致度、就テハ其大字当業者ニシテ適当ノモノモ候ハヽ篤ト協議ヲ遂ケ申出ラレ候様致度、尤モ設立者ハ該組合経常費中ヘ一ケ所ニ付金七円ヲ寄附致候事ニ決議相成候趣キニ付、右辺承知ノ上至急何分ノ取計相成度候也。

明治三十二年四月十三日

富岡村
須山村　組合村村長　湯山荘作

富岡村常設委員　横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

443　明治三三年蚕業調査報告

（一九〇一）明治34・3・12

農第一五号　村長㊞

明治三拾三年ニ於ケル蚕業其他ニ関スル取調書別紙ノ通調製候条及報告候也。

明治三拾四年三月十三日

駿東郡須山村長　勝田房平

第二課長駿東郡書記　太田彦一郎殿

明治三拾三年ニ於ケル蚕業其他ニ関スル調査

一	春夏秋蚕掃立枚数	四百枚
一	同上　総収繭量	百六拾石
一	同上　価　額	五千百弐拾円
一	蚕卵紙一枚ノ平均価額 繭一石ノ平均価額	壱円弐拾銭 参拾弐円

一	養蚕戸数 主ナル飼育者ノ住所氏名		百五拾四戸 末尾ニ記載ス
一	生糸製造高		製造者無之
一	同上　価額	○	
一	生糸壱貫目ノ平均価額	○	
一	繭買入地名 生糸輸出先地名		生糸製造者無之ニ付 繭買入無之
一	真綿製造ニ供スル繭量		製造者無之
一	真綿産額	○	
一	同上価額	○	
一	同上一貫目ノ平均価額	○	
一	製糸戸数 真綿製造者ノ住所名	戸数	
一	桑樹栽培反別株数及収量（貫ニテ計算スベシ）	○	反別　弐拾九町歩 株数　五拾弐万弐千株 収量　八万七千貫目
一	価額並ニ一貫目ノ平均価額		価額　弐千八百七拾壱円 壱貫目ニ付参銭参厘
一	山桑見積反別収量	無之	
一	同上価額及壱貫目ノ平均価額	○	
一	目下栽培セル桑樹ノ種類名	和種ヨヘイ	
一	主ナル繁殖法及仕立法（例令根刈中刈ト言フカ如シ）	根刈	
一	製糸用ニ供シタル繭量	製造者無之	
一	主ナル製糸者及真綿製造者ノ住所名	同上	

主ナル飼育者ノ住所氏名

須山村　十八番地士屋友十郎　須山村　六番地士屋勝三郎
同　廿五番地士屋　偉久　同　卅七番地士屋　仙松
同　廿四番地士屋　和作　同　卅四番地根上　大吉
同　廿八番地根上　松蔵　同　卅五番地士屋清五郎
同　廿一番地士屋　浅治　同　四拾番地手綱辰五郎
同　五番地士屋紋次郎　同　四拾五番地渡辺　郷作
須山村四拾六番地渡辺　恵格　須山村百拾壱番地士屋　伊平
同　五拾弐番地渡辺　春吉　同　百拾弐番地萩田市太郎
同　六拾九番地杉山熊次郎　同　百拾八番地菅沼久次郎
同　七拾八番地杉山　権作　同　百三十四番地小野田勝次郎
同　九拾番地渡辺重太郎　同　百五十八番地菅沼　平八
同　百三番地渡辺　福蔵　同　百四十二番地士屋平次郎
同　百四番地萩田　仲蔵　同　百三十九番地士屋　常吉

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

444　養蚕巡回講話会開催

明治37（一九〇四）・4・13

勧第八五号

本郡蚕業組合ニ於テ本年度改良事業トシテ養蚕巡回教師参名ヲ聘用シ、郡下各町村養蚕家ヲ巡回教授セシメ候事ニ決定相成候ニ付テハ、担当教師出張来ル本月十五日及十六日ノ両日、左記ノ通リ各大字ニ於テ順次蚕業講話会開会相成候条、可然聴衆者御勧誘相成度此段通知候也。

明治三十七年四月十三日　　駿東郡泉村役場印

常設委員　勝俣藤三郎殿

十五日　午前八時ヨリ　久根（観音寺）
　　午后六時ヨリ　公文名（元駐在所跡）
十六日　同　　茶畑（天理教会所）便宜平松部合併
　　同　　麦塚（東光寺）

追テ指定開場準備等ハ宜敷御取計相成度申添ヘ候也。

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

445　蚕病予防組合規約

（一九〇五）明治38

組合員人名調二月十日限リ報告ノ事

蚕病予防組合規約

第一章　総則

第一条　本組合ハ富岡村蚕病予防組合ト称シ、村内ノ蚕業者ヲ以テ組織シ事務所ヲ本村役場ニ設ク。

第二条　本組合ハ右事項ヲ施行ス。明治三十八年二月法律第廿二号蚕病予防法及農商務省令第七号蚕病予防施行規則ノ励行ヲ期シ、前項ノ施行ニ併セテ左ノ事項ヲ施行ス。

一　養蚕家ハ蚕室蚕具ノ消毒ヲナスコト。
二　養蚕室ハ蠶蛆病蚕又ハ蚕糞ノ床下ニ散逸ヲ防クニ足ルヘキ設備ヲナスコト。
三　蚕業者ハ病蚕斃蛹保蛹蠶蛆又ハ其蛹ヲ収容及滅殺ノ用器ヲ設備スルコト。
四　桑蚕毛虫尺蠖等ノ駆除ヲ励行スルコト。
五　上簇売ハ使用後水田中ニ鋤込ムカ又焼棄スルコト。
六　蚕業者ハ生繭運搬用綿布袋ヲ設備スルコト。
七　便宜ノ場所ニ共同殺蛹乾繭場ヲ設備スルコト。

八　村内数個所ニ投書函ヲ設備シ、蚕病予防違反者及組合規約ヲ遵守セサル事項ヲ記載ノ投函(ママ)セシムルコト。

九　蚕業者ハ漸次床下ヲ三和土ニ改造スルコト。

十　組合役員ハ時々蚕業家ノ殺蛹乾繭場ヲ巡検スルコト。

十一　組合ハ蚕病予防吏員警察官又ハ村長ノ臨検ヲ請シ、時々投書函ヲ点検シ夫々手続ヲナスコト。

十二　各乾燥場ニ乾繭名簿ヲ具備シ、実行ノ都度之レニ記名シ置クモノトス。

十三　屑繭ハ生繭ノ儘他ヘ譲与スルコトヲ禁止スルコト。

十四　当村内ニ繭買入場ヲ設クルモノハ本組合ノ規約ヲ遵守セシムルモノトス。

十五　蚕病予防ノ実施ヲ計ルタメ組合員ハ蚕種ノ共同購入ヲナスモノトナス。

第三条　本組合ハ富岡村長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス。

第二章　役員

第四条　本組合ニ左ノ役員ヲ設ク。

組長　一名　副組長　一名　幹事　九名

事務員　一名

第五条　役員中正副組長ハ組合員中ヨリ組合ニ於テ選挙シ、幹事ハ左ノ定員ヲ各区ヨリ選出スルモノトス。

御宿一人　桃園一人　大畑一人　千福一人　葛山一人　上ヶ田一人　金沢一人　今里一人　下和田一人

但任期ハ一ヶ年トス。

第六条　組長ハ組合諸般ノ事務ヲ総括シ副組合長ハ組長事故アルトキ之ヲ代理ス。

第七条　幹事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ処務ニ従事スルモノトス。

第三章　会議

第八条　組合会ハ本組合役員ヲ以テ組織ス。

第九条　毎年二月組合会ヲ開キ左ノ事項ヲ議定ス。

一　経費予算及前年度ノ決算

二　規約ノ変更

第十条　会議ハ組長之ヲ招集ス。議事ハ普通議事法ニ拠ル。但組長ノ意見又ハ組合役員五名以上ノ意見ニ依リ臨時会ヲ開クコトヲ得。

第十一条　毎年三月組合員ノ総会ヲ開キ、事業ノ報告併セテ斯業ノ講話会ヲ開クモノトス。

第四章　会計

第十二条　本組合ノ経費ハ組合員ノ負担トス。

第十三条　会計年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス。

第十四条　本組合決議ノ事項ハ村長ヘ報告ス。

第五章　雑則

第十五条　解散ノ決議ハ組合役員四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス。

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

446　請願書

（一九二二）
大正元・11

請　願　書

駿東郡全管下町村長某等連署謹ミテ一書ヲ裁シ全郡ノ輿論ヲ代表シテ、知事閣下ニ請願ス。仰キ願クハ覧観ノ栄ヲ垂レ賜ハンコトヲ。要ハ他ナシ郡内適当ノ地ヲ相シテ県立原蚕種製造所ヲ設置セラレンコトヲ希望スルニ在リ。

古来本郡ハ風土気候温順ニシテ頻ル蚕桑ニ適シ、郡民亦挙テ斯ノ天恵ヲ空ウセザランコトニ意ヲ効シ、斯業ノ改善発達ニ関シテハ、或ハ学理的ニ或ハ実地的ニ切劘（セッパ）琢磨、汲々諸レ日モ足ラス、所謂地ノ利人ノ和一体ヲ為セルモノニシテ、其ノ産額ノ如キ県下各郡内第二位ヲ占ムルヲ得ルニ至リシハ、某等ノ深ク幸慶トシ、且ツ永ク後昆ニ伝ヘント欲スル処ニシテ、斯業ハ実ニ本郡ノ将来拠テ以テ起ツヘキ郡是ナルノミナラス、国運発展ノ基ト確信致シ候、然ルニ近時伝ヘ聞ク処ニ依レハ、県立原蚕種製造所増設ノ議アリト。以上ノ次第ニ付、仰キ願クハ右製造所ヲ郡内何レノ地点ニカ御指定相成候様致シ度、之レカ敷地等ニ関シテハ御指命ニ応シ献納致シ度候ニ付、特ニ

明鑑ヲ垂レ願意御採納被下度奉懇願候也。

大正元年十一月　日

駿東郡沼津町長　河野鎗治郎
同　郡片浜村長　渡邊芳雄
同　郡　原町長　大竹熊次郎
同　郡浮島村長　片岡福松
同　郡鷹根村長　川口與五郎
同　郡金岡村長　植松久二
同　郡大岡村長　井口熊次郎
同　郡静浦村長　菅谷鎗太郎
同　郡楊原村長　奈良橋猪之作
同　郡太平村長　原忠三郎
同　郡清水村長　高田譲八郎
同　郡長泉村長　高田與三郎
同　郡小泉村長　渡邊恵作
同　郡　泉村長　芹澤多根
同　郡深良村長　井上伴學
同　郡富岡村長　芹澤孝三

同　郡富士岡村長　土屋辰三郎
同郡原里村印野村組合村長　芹澤十四郎
同　郡玉穂村長　勝又恵造
同郡高根村須走村組合村長　瀧口源太郎
同　郡北郷村長　池谷猶次郎
同　郡足柄村長　岩田精次郎
同　郡小山村長　湯山壽介
同　郡須山村長　土屋和作

静岡県知事法学博士　松井茂殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

447　**竹行李同業組合**　（一九〇八）**明治41・6・3**

○竹行李同業組合　本県富士駿東両郡の特産たる竹行李は年々三四十万円の輸出あり。海外貿易品として最も有望なるも粗製濫造のため聊か声価を損じつゝありしが、今回右両郡内当業者は大に省みる処ありて同業組合を組織し其弊を矯めんとし、富士郡吉原町堀内省吾氏外十一名は竹行李同業組合発起認可を申請中なりしが昨日其筋より認可されたり。（静岡新報）

448　**スズ竹採集認可**　（一九〇八）**明治41・8・13**

乙五二三九ノ一

静岡県駿東郡須山村弐拾四番地　土屋和作　外一人

駿河国駿東郡須山村字浅木塚ノ内、永峯臼塚外一御料地

内採収反別町歩
一スヾ竹弐千束
　此払下代金百円也
右明治四十一年七月廿日払下願ノ趣聞届候条、当庁沼津出張所ヘ出頭売買契約締結ノ手続ヲナスベシ。
　帝室林野管理局静岡支庁長
　明治四十一年八月十三日
　　帝室林野管理局主事　伊藤重介
（裾野市役所　須山支所所蔵「帝室林野管理局御料地関係書類」）

449　箱根の竹林(一)

（一九一三）大正2・8・22

○箱根の竹林(一)

▲産地及販路　箱根竹は通称女竹と称するものにして駿東郡泉、深良、富士丘、須山、富岡、印野の各村及田方郡錦田村函南村等より産するも、主として箱根山一帯富士山麓及び愛鷹山より産出するものにして、用途は筆軸、ラヲ竹、パイスケ、ステツキ、ペン軸、壁の小前竹等に使用され、此内ユリ竹、朝顔竹、パイプ、ペン軸、ステツキ等は多く輸出向にして、パイプは上海に、ペン軸は英国に、朝顔竹は欧米に輸出され、其他は多く内地用とす。該竹は伐採後枯るゝも尚自由に裂く事を得て作業容易なるを以て広く愛用され、而も此種の竹は他府県に其産出少なく只下総の海岸及び仙台の附近に僅に産するのみにて、本県に於ける如く未だ特産物と称するに至らざるのみならず其質大に劣れり。

▲産地の状況　箱根山の竹林は竹細工の需用増加するに伴ひ乱伐せられ、現今にては殆ど荒廃に帰したる処多く今は僅に駿東郡泉、深良、富岡、須山、富士丘の地籍中の一部に現存するのみに至れり。従来は産地豊富なりしかば、伐採に就ても幾分品質の選択を為し得たるも、現今にては其産地の区域縮少せる為め、品質の選択をなす事不能して品料非常に下落益々伐採区域減少し来り、深

良村深良、泉村茶畑、富士丘村神山を除くの外は殆ど荒廃の状態に陥れり。其原因は入会地にして入会者が自由に採取したると、近年パイスケの需用増加とス、竹（輸出向竹行李用）の原料払底となりしより女竹の新竹を以て之に代へんと盛に伐採するより、益々竹林縮少して良材を出すを得ざるに至れり。されば現今にては部落民も保護の必要を感じ、富士岡村神山区にては毎年新竹の伐採を禁じ、五月一日より八月末日迄は絶対に山入を許さざる事に規定し、之が保護を講じつゝあり。又錦田村山中新田にては竹材組合を設けて原料を他府県に販売せざる事に協議せり。

（新岡新報）

450　箱根の竹林（二）

（一九二三）
大正2・8・23

○箱根の竹林（二）

▲加工及産額　箱根竹の加工さるゝは駿東郡佐野駅附近及び沼津地方を重なる処とし、ラヲ竹、筆軸の原料及び加工品は毎年十月より翌年五月迄、約八ヶ月乃至十ヶ月間毎年百車を出し、パイスケ（石炭運搬用）は年々増加の傾向あり。パイスケは女竹の新竹を以て製作する時は長く使用に耐ふると製作に便なるとに依り益々乱伐製作をなし、一ヶ月の生産三万個鉄道院のみにて二万個、其他にて一万個、一ヶ年三十六万個、価格一万四千円に達せり。百合朝顔竹として輸出するもの一ヶ年二百万本以上に達し、一本三厘乃至一銭に売買され、平均一本五厘として約一万円。ステツキは四十年頃より開始され年々四五十万本より六七十万本の売行ありと称せられ、主として亜米利加に輸出さる。輸出当時は一ダース十八銭位なりしが漸次下落し、現今にてはダース六銭となれり。一ヶ年の製造高六十万本、価格四千円なり。パイプ製造に対しては従来沼津町に酒井工場及び沼津竹材工場との二工場ありしが、酒井工場は昨年の火災に焼失し、現今にては完備せる工場は竹材工場のみなり。同場は楊原村上香貫字川瀬にありて、明治四十二年三月の創立に係り、

電力九馬力の発動機を使用して、職工二百人にて一日二十万本余を製作し得べく、現今竹パイプペン軸等の注文は一ヶ月二百万本に達し、パイプは一本一厘三毛内外にて製造され、ペン軸は注文次第に依つて製造し、価格は一ダース十七銭にて商取引行はれ居り、工賃は一日男四十銭女三十銭位なりと、酒井工場はパイプペン軸等毎日四百万本の注文を受け居りしと。此外佐野駅在には東洋竹パイプ会社外四五の小工場ありて製造し居るも未だ盛なるに至らず。尚東京にても原料の供給を受けて、一ヶ月八百万本を製造し居れり。煙草専売局にても近時巻煙草アイリス等に平口パイプを使用するに至り、毎月二十五万本以上を使用すと。専売局に納むるものは一本一厘四毛位なりと。パイプの多くは上海に輸出され三国合同煙草会社に売渡さるゝなりと。初年(四十三年)頃は注文一ヶ年百万本位なりしが、現今にては五百万本以上にて、約五倍以上の注文を受けつゝあるも、製品は原料の払底となりし結果従つて製造の粗悪を来し居れり。要するに箱根竹の年産額は区々にして正確の数字を知り難きも、概算年三十万円内外と見れば大差なかるべしと。

▲需要と将来　以上の如く箱根竹は加工に依つて其需用を増加し販路を拡張し来れる結果、競ふて原料の県外供給と製品とに使用するより乱伐の弊を免れず、年々竹林の縮少を来すのみならず、其の生育を害し、原料の粗悪を来し、現今にては当初の約五分の四を減したる有様なるを以て、若し此儘にして経過せば暮年ならずして其跡を絶ち、結局ス丶竹の全滅せると同一の悲運に至るべしとて、商人間にも其保護を唱ふるに至れるが、今に於て当業者も反省して乱伐をなさゞる丶様警戒せざるべからず。県に於ても充分調査の上何等かの方法を講ずべしと(完)。

(静岡新報)

451　**輸出重要工産物の状況**　（一九〇八）**明治41・2・14**

農第三〇号控

第一一六号表　輸出重要工産物ノ状況・明治四十年、駿東郡須山村

	酒	木炭	竹行季（ママ）
製産状況	前年醸造ノ分品切レニ付本年ハ前年ヨリ約一割増	漸次改良ニシテ年次盛況ノ見込	専業者ナシ農業ノ副業ニシテ農事間隙ノ時期ニ於テ製造スルモノナルニヨリ一定ノ製造者ナシ。随テ利益モ薄少ニテ不振
原料需用供給	原料ハ土地ニ産出セザルニ付深良村・御厨町・御殿場地方ヨリ購入	充分	原料ハ土地ノ産出ニテ充分
製造費及収益ノ比較	税金ノ増加及諸物価ノ昂貴ニテ収益至テ薄弱	原料ノ騰貴ト労銀ノ昂騰並ニ運搬上不便ナルニヨリ収益薄少ナリ	収益薄少
相場	卸売一石ニ付三十一円六十銭、小売一石ニ付三十五円	百貫目ニ付九円	一番形二番形　二個組合シタルモノ一組一円二十銭
輸出及販売手続	海外ヘハ輸出セズ内地ハ従来ノ取引ニヨリ販売ス	輸出先ハ駿東郡御厨町・御殿場及小泉村佐野仲買業者ヨリ購求ニヨリ販売ス	輸出先ハ駿東郡御厨町・御殿場ニテ製造品ノ多少ニ不拘随時現金ヲ以テ販売ス
荷造法其費用及運搬費	伊丹樽及松本樽ヲ用ヒテ別ニ荷造ヲナサズ、運搬費ハ一里ニ付三十銭（一石）	俵ノ儘運搬荷造ヲナサズ一駄ニ付二十五銭	荷造ヲナサズ一駄ニ付御殿場迄廿五銭
内地ニ於ケル商況	嗜好多クシテ良況ナリ	良々好況	近年製造品ノ多数ナルト粗悪ナルニヨリ下落
改良スベキ要点及改良方法	別ニ改良ヲ認メズ	製炭伝習開始ニヨリ其製法ニヨリ改良	未ダ改良スベキ要点ヲ認メズ
事業盛衰ノ見込及其原因	近年ニ比シ盛衰ノ状態ナシ	漸次繁盛ノ傾向	副業トシテノ事業ナルニヨリ繁盛ヲ認メズ
販出先ニ於ケル需用嗜好	混合物ノナキ純粋ノ品ナルヲ以テ需用者多シ	炭質軟ナルモ需用者嗜好ス	製造者ノ多数ナルニ需用者ノ少キ為嗜好薄シ

右報告候也。

明治四十一年二月十四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「統計材料定期報告」）

452　**清酒・竹製品調査　須山村**　（一九一二）**明治45・7・13**

農第六四号

甲農第七一五号ヲ以テ御照会ニ係ル調査ノ件、別紙ノ通リ及回報候也。

追テ醤油、織物、紙、生糸等無之ニ付申添ヘ候。

明治四十五年七月十三日　須山村長　土屋和作㊞

駿東郡第二課長殿

清酒

一　起原沿革、酒製明治ノ初年ニ勝田宗次郎ナルモノ醸造ノ起原タリ。今猶引継キ是ヲ製ス。

二　原料ノ種類、米。

三　原料購入先、土地ノ産出ナキニヨリ、本郡深良村及御厨町方面ヨリ購入。

数量一ヶ年百石、価額六千円、単価一石六十円。

四　県内需用額六千円、県外ヘハ輸出セズ。販路先本郡富岡村、印野村及原里村ナリ。

五　輸送ノ経路及運賃、一里ニ付一石四十残位ナリ。

六　荷造方法及其費用、総テ樽ヲ用ヒルヲ以テ、別ニ荷造費ヲ要セズ。

七　荷為替ノ有無及其歩合、該当ナシ。

八　保険ノ有無及其率、該当ナシ。

九　取引慣習、村民購売ス。

十　施設事業改良、奨励販路拡張等、該当ナシ。

十一　収一ヶ年ノ産額ニ対シ六千円、支一ヶ年三千五百円位ナリ。

十二　生産ノ状態、両三年間ハ増減ナシ。

十三　販路ノ消長、年次増加ノ傾キナリ。

十四　競争品ノ有無及其優劣、該当ナシ。

十五　需用地ニ於ケル批評、混合物ナキ純粋ノモノナルヲ以テ需用者ハ好ム。
十六　使用機械ノ種類、該当ナシ。
十七　奨(将)来改良ヲ要スル点、別ニ改良ヲ認メズ。販路ノ拡張ヲ為シ得ヘキ方面、本郡御厨町方面ナリ。

以上

竹製品(竹行季(李))

一　起原沿革、竹行季(李)ハ明治三十年頃ヨリ僅少ノ製造者アリ年々拡張ノ見込。
二　原料ノ種類、ス、竹。
三　原料購入先、土地ノ産出ニテ充分、購入等ナシ。銘別大々十枚組合セ一ヶ年二百個、小袖一ヶ年八十個、大々価額三百二十円、小袖価額八十円、単価大々一個一円六十銭、小袖一個一円。
四　県内需用額、海外ヘ輸出スルヲ主トナスヲ以テ県内需用ナシ。輸出額一ヶ年四百位(ママ)。販売路先、本郡御厨町方面ノ仲買人ニ販売ス。
五　輸送ノ経路及運賃、一里ニ付一個金弐銭位ナリ。
六　荷造方法及其費用、仲買人ヘ売却スルヲ以テ荷造ヲナサズ。
七　荷為替ノ有無及其歩合、該当ナシ。
八　保険ノ有無及其率、該当ナシ。
九　取引慣習、各自製造ノモノヲ仲買人ニ売却ス。
十　施設事業改良、奨励販路打張等、該当ナシ。
十一　収一ヶ年ノ産額四百円、支一ヶ年八十円位ナリ。
十二　生産状態、専業者ナク農業ノ副業ニナレ共、年次盛況ノ状態ナリ。
十三　販路ノ消長、年次増スルノ向キ。
十四　競争品ノ有無及其優劣、該当ナシ。
十五　需用地ニ於ケル批評、海外ヘ輸出ヲ主トシ内地需用僅少ナリ。
十六　使用機械ノ種類、竹スキ機械。
十七　奨来改良ヲ要スル点　製造方ニ付改良スヘキ要点多

シ、販路ノ拡張ヲ為シ得ヘキ方面ハ主ニ本郡御厨町方面。

以上。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」）

(3) 近代工業の芽ばえ

453 静岡県駿東郡紙業組合規約（抄）　明治29（一八九六）

静岡県駿東郡紙業組合規約

第壱章　総　則

第壱条　本組合ハ静岡県駿東郡紙業組合ト称ス。

第二条　本組合ハ事務所ヲ駿東郡小泉村佐野ニ出張所ヲ駿東郡沼津町及御厨町御殿場ニ設置ス。

第三条　本組合ハ紙類製造仲買販売又ハ三椏楮栽培並三椏楮種苗ヲ販売スルモノ及ビ製紙ノ原料ヲ製造スルモノヲ以テ組織ス。

第四条　本組合ハ駿東郡ヲ以テ区域トシ之ヲ左ノ九区ニ分ツ。

第壱区（六合村　菅沼村　足柄村　北郷村／高根村　須走村　御厨町　玉穂村）

第弐区　原里村

第三区　富士岡村

第四区　印野村

第五区　須山村

第六区　富岡村　深良村　小泉村　泉　村

第七区（長泉村　清水村　大岡村　大平村／楊原村　静浦村）

第八区　沼津町

第九区（原　町　浮島村　鷹根村　金岡村／片浜村）

第五条　本組合ハ本郡三椏楮製紙ノ改良発達ヲ謀ルヲ以テ目的トス。其事項ノ概目左ノ如シ。

一紙類製造三椏栽培法ヲ改良スル事。

二販路ノ拡張ヲ謀リ営業上ノ弊害ヲ矯正スル事。

三本業ニ関スル得失利害ヲ調査シ又ハ統計ヲ調製スルコト。

第六条　本組合員ノ製造スル紙類ノ寸尺並枚数帖数ハ取

締所規約ニ定ムル所ニ拠ル。

第七条　原料黒皮ハ一束ヲ五貫目、白皮ハ一束九貫目及十二貫目ノ二種トシ、同皮ヲ以テ結束シ取締所規約ニ定ムル印章ヲ押捺スベシ。

第八条　甲ノ同業者ニ雇入レ中ノ職工ヲ乙ノ同業者ニ於テ雇入レントスルトキハ、甲者ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ乙者雇入ルヽヲ得ズ。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

454　湯山柳雄他二名駿東実業会を組織、明治38・3・7　春期大会を開催予定

（一九〇五）

○駿東実業会春期大会　駿東郡実業の振興革進を促さんとて同郡富岡村湯山柳雄・芹沢孝三諸氏発起し、鈴木藤三郎氏の賛成を得実業会を組織したるが、入会者絶えず既に会員数十名に達したれば、近々江原素六・渡瀬農学士諸氏の出席を乞ひ春季大会を開会すべしと云ふ。

（静岡新報）

455　桑皮綿会社設立許諾について　明治38・9・29

（一九〇五）

諮第壱号

株式会社設置許諾ニ関スル件

一大坂（阪）市南区天王寺上ノ宮町弐千九百四拾九番屋敷藤井熊吉ノ発明ニ係ル桑皮絹綿製造株式会社ヲ、本村内便宜ノ場所ヘ設立許諾ヲ需ムルモノアル時ハ之レヲ許容センコトス。

明治三拾八年九月弐拾九日

同　年同月同　日認定

駿東郡泉村会議長　泉村長　服部大浦（ママ）

同村会議員　勝又邦俊

勝又嘉六

服部大浦

室伏與三郎
寺田治三郎
柏木格太郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書　泉村役場」）

456　株式会社日本桑皮製綿模範所創立趣意書・定款　明治39（一九〇六）・6

趣意書

日清ノ戦役ハ我国ノ大捷ニ終リタリキ。日露ノ大戦亦我国ノ大勝ニ帰シタリキ。我国ハ古来兵馬武力ノ戦争ニ於テ一敗ヲモ取リタルノ跡ナク、将来亦必ズヤ此クノ如クナルベシ。然リト雖モ平和実業ノ戦争ニ於テハ武力ノ其レノ如クニシカク連戦連勝ノ好果ヲ収メ得ザリシノミナラス、敗退降伏ノ醜態ヲサヘ演ゼシ跡少ナシトセズ。即チ従来本邦各地ニ盛ニ栽培セラレテ農産物ノ主要部ヲ占メタリシ棉花ノ如キ甘蔗ノ如キ煙草ノ如キ藍ノ如キ、十数年来欧米ノ強敵ニ圧倒セラレテ今ヤ殆ト廃滅セントスルノ悲境ニアリ。誰カ之ヲ慎慨セザルモノゾ。殊ニ棉花ノ如キハ日常ノ被服ヨリ寝具ニ至ルマデ主トシテ棉製品ヲ用ヒ、加之年々五十万ノ人口ヲ増殖シツヽアル我国ニ於テハ、其需要日ニ月ニ莫大ノ増加ヲナスヘキヲ以テ、愈其栽培ニ力メ益其生産ノ増額ヲ企図セラルベカラザルモノナルニ、明治三十年ニハ七百四十余万貫ノ収穫アリシ棉花ガ、同三十四年ニ至リテハ僅々四百四十六万貫弱ニ減少シ、爾来連年衰運ニ向ヒツヽアリ。従テ海外ヨリ莫大ナル輸入ヲナスニ至リヌ。即チ明治三十五年ニハ其量五千六百貫余、価格約八千万円ヲ輸入シ、爾後年ヲ追フテ其額ヲ激増シ、昨三十八年度ニ於テハ実ニ壱億〇九（ママ）百万円余ニ達セリ。豈ニ驚カサルヲ得ンヤ。之レ主トシテ我国ノ地味ト気候カ棉花ノ栽培ニ不適ナルノ致ス所ナリト雖モ、若シモ一旦外棉ノ輸入杜絶スルカ又ハ価格ノ著シク騰貴スルアラハ、実ニ由々敷大事ニシテ今ニ於テ識者ノ大ニ考慮ヲ要スベキ一大問題ナリトス。

大坂（阪）市天王寺上ノ宮町ノ人藤井熊吉君ハ桑皮ノ繊維ヲ以

テ此ノ輸入棉花ノ代用ヲ為サンコトヲ考慮シ、掬躬精励六年ノ久シキ遂ニ素志ヲ貫徹シテ、明治二十八年十一月廿七日其筋ヲ特許ヲ得、翌廿九年十一月大坂桃山ニ工場ヲ起シテ斯業ニ着手セラレシモ、時機未タ熟セス、器械亦完備セザルニ加フルニ財界不振ノ余波ヲ受ケ、其他云フベカラザル幾多ノ事情ニ制セラレ不幸終ニ工場ヲ閉鎖スルノ止ムナキニ至レリ。而シテ当時ニ於ケル製棉ハ其質硬固ニシテ塊節ヲ生シ易キ等ノ欠点ヲ免ルヽコトヲ得ザリシカバ、更ニ困苦奮勉資財ヲ蕩尽シ専念研究ヲ重ネタル結果、遂ニ之等ノ欠点ヲ補フテ余リアル特殊ノ処理法ヲ按出シ、機械ヲ改善シテ初メテ偉業ヲ大成シ、昨三十八年五月農商務省ニ出願、同年八月十七日付特許第九二三〇号ヲ以テ拾五ケ年間ノ発明特許ヲ得ラレタリ。

発明者ノ云フ処ニ依レハ、桑園壱反歩ニツキ乾燥桑皮四十貫目ヲ得ベク、而シテ其乾燥桑皮ヨリ一割四分五厘ノ製棉ヲ得ベケレバ壱反歩ニ対スル製棉ハ五貫八百目ニ達スベシ。之ヲ全国桑園壱百万町歩ニ割リ当ツレハ、一ケ年ノ産額ハ実ニ五千八百貫ニ達ス。而シテ此製棉ハ其性状色沢ニ於テ棉花ニ比シテ優ルアルモ譲ル所ナシ。仮ニ一貫ノ価格ヲ壱円五拾銭ト見積レハ其総額実ニ八千七百万円トナル。而シテ其生産費ハ一貫目ニ付壱円ヲ出ザレバ、其純益金ハ弐千九百万円ノ巨額ニ上ルト云フ。果シテ発明者ノ言ノ如クンバ此事業ハ我国主要ノ産業タル養蚕業ノ普及発達ヲ速カナラシメ、且ハ外棉ノ輸入ヲ防遏スル上ニ於テ、加之毎歳伐採シテ殆ト廃物ノ如ク僅ニ燃料ノ一部ニ供セラレツヽアル桑枝ヲ莫大ニ利用スルノ点ニ於テ実ニ至重ナル国家的大事業ナリト云フベシ。

是ヲ以テ自分等ハ発明者ト相計リ、桑皮棉処理法ニ基キ昨三十八年十月以降第一回ヲ泉村平松ニ於テ、第二回ヲ同村久根ニ於テ細密ナル実地試験ヲナシ、約弐拾貫目ノ桑皮棉ヲ造リ、東奔西走各処ノ専門家ニ依リテ或ハ紡績シ或ハ手引糸トナシ数種ノ見本品ヲ製出セリ。又一面ニ於テハ桑皮棉ニ付テ要路ノ技師ニ質セシカ、本棉ハ光沢ニ富ミ弾力強ク且ツ柔軟性ナルカ故ニ実用ニ適シテ大ニ

有望ナル事ヲ明言セラレ何レモ良好ナル成績ヲ得タリ。此ニ於テ発明者ノ言ノ虚シカラサルヲ認メ、有志相図リ特許権ノ一部ヲ譲リ受ケ、株式組織ヲ以テ会社ヲ設立シ、以テ日本全国ノ模範所ナラシムルト同時ニ傍ラ伝習生ヲ養成シ大ニ斯業ノ発展ヲ計ラントス。乃チ左ニ会社組織ノ予算及説明書ヲ作リ、大方ノ劉覧ヲ供フ。発起人等ノ微衷幸ニ大方ノ賛助ヲ得テ実施スルトヲ得ハ、啻ニ発起人等ノ栄誉タルノミナラス、国家ヲ利益スル事亦尠少ナラサルベキヲ信ズ。

明治三十九年六月

株式会社日本桑皮製綿模範所

発起人敬白

株式会社日本桑皮製綿模範所定款

第一章　総　則

第一条　当会社ハ大坂(阪)市南区天王寺上ノ宮町二千九百四拾九番屋敷藤井熊吉ノ発明ニ係ル特許第九二三〇号桑皮繊維処理法特許証主ト別ニ契約ヲ締結シ桑皮綿製造及買売ヲ目的トス。

第二条　当会社ハ株式組織トシ株式会社日本桑皮製綿模範所ト称シ、会社ヲ静岡県駿東郡泉村久根八拾参番地ニ設置ス。

第三条　当会社ノ資本ハ金参万五千円トス。

第四条　当会社ノ営業年限ハ弐拾ヶ年トス。但株主総会ノ決議ニ依リ伸縮スル事ヲ得。

第五条　当会社ノ公告ハ所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ依ル。

第二章　株　式

第六条　当会社株式ノ総数ヲ千七百五拾株トシ、壱株金弐拾円ニシテ記名式トス。

第七条　日本帝国臣民ハ何人ニテモ株主タル事ヲ得。

第八条　当会社ノ株券ハ左ノ如ク記載シ取締役之レニ署名捺印ス。

（中略）

第拾四条　本契約証ハ会社成立ノ上公正証書ニ作製スル

モノトス。

右契約締結候処相違無之候也。

明治参拾九年四月弐拾九日

奈良県生駒(郡)那片桐村字小泉九百五拾参番地
平民特許証主　譲渡人　松村　嘉

原籍　大坂(阪)市南区天王寺上ノ宮町弐千九百四拾九番屋敷
当時　奈良県生駒郡片桐村字小泉七拾壱番地
　　瓊美川隼一方寄留発明者
　　保証人　藤井能吉

静岡県駿東郡泉村平松壱番地
平民　譲受人　服部大浦

同県同郡小泉村佐野四拾七番地
士族　同　飯田友吉

同県同郡長泉村下土狩弐拾五番地
平民　同　鈴木博夫

同県同郡富岡村葛山七拾八番地
平民　同　芹澤孝三

静岡市鷹匠町一丁目弐拾八番地
平民　同　井口彌男造

静岡県駿東郡泉村久根九拾六番地
士族　同　稲葉正経

同県同郡泉村久根九拾参番地
平民　同　勝又重喜

（久根　勝又重俊氏所蔵）

457 「株式申込書」(佐野原銀行)　明治40・2(一九〇七)

株式申込証

一 株式会社 佐野原銀行株券　参拾一株

此証拠金百五拾円也　壱株ニ付金五円ノ割

右ハ明治四十年二月十日作成ノ貴会社定款並ニ下記ノ各条項ヲ承認シ、前書ノ株式引受可申依テ証拠金相添ヘ申込候也。

明治四十年二月　日

住所　静岡県駿東郡泉村茶畑壱番地

柏木格太郎

株式会社　佐野原銀行発起人御中

一 定款作成ノ年月日　明治四十年二月十日

一 商　号　佐野原銀行

一 目　的　商法ニヨル銀行業一切取扱

一 資本総額　金壱万五千円

一 一株ノ金額　金五拾円

一 一回ノ払込金　金拾弐円五十銭

一 取扱役ガ有スヘキ株式数　弐拾株

一 本社所在地　静岡県駿東郡泉村平松

一 会社カ公告ヲナスヘキ方法　所轄登記所ノ公示スル新聞紙上

一 存立時期　設立登記後満廿年

一 創業費　金三百円

一 発起人人引受株数及ヒ住所氏名左ノ通リ

静岡県駿東郡泉村茶畑百四番地

八拾株　芹沢多根

同県同郡同村同所四十八番地

弐拾株　清水勘右衛門

同県同郡同村同所壱番地

参拾株　柏木格太郎

同県同郡同村同所同番地

拾株　柏木甚蔵

同県田方郡北上村佐野廿六番地

拾株　勝俣滝雄
同県駿東郡泉村平松拾三番地
拾株　服部栄治郎
同県同郡小泉村富沢四十七番地
拾株　渡辺恵作
同県同郡同村同所壱番地
服部房太郎
同県同郡泉村麦塚拾壱番地
参拾五株　勝俣藤三郎
同県同郡同村四(十二番地)
拾株　市川久(太郎)
同県同郡同村同所二百(五十九番地)
五株　芹沢(清根)
同県同郡同村公文名(拾八番地)
弐拾株　川村(宇太郎)
同県同郡深良村(二百八十番地)
参拾株　小林理三郎
同県同郡同村同所弐拾四番地
拾株　松井謙保

賛成員

静岡県駿東郡泉村茶畑百十八番地
拾株　芹沢峰三郎

(註)　カッコ内は破損部分を別史料で補ったものである。

(沼津市　柏木正男氏所蔵)

458　**日本桑皮製綿、フランス・パリより直接注文あり**　(一九〇七)　**明治40・8・4**

○桑皮製棉の需用　東海道佐野駅なる日本桑皮製棉株式会社に向け仏国巴里より直接注文ありたる由にて同会社は新規据付の器械にて精製の上発送すべしと。

(静岡新報)

459　富士ガス紡績期成同盟会日誌（抄）　（一九一〇）明治43・5

（表紙）

明治四十三年五月七日記

日　誌

富士瓦斯紡績株式会社

期成同盟会

（前略）

明治四十三年四月拾日

一　富士瓦斯紡績株式会社駿東中部工場設置期成同盟会ノ初会、佐野蓮光寺ニ於テ開会ス。別紙議事録ニ明細有之候。

同四月弐拾日

一　佐野蓮光寺ニ於テ評議委員会ヲ開ク。出席者凡二十五、六名、出席者ノ内ニテ撰挙ナシ鈴木萬次郎・上杉貞次郎・植松麻太郎・勝又嘉六・廣瀬貞次郎・渡邊梅吉・大庭茂太郎、計七名。

水利組合管理村長勝又邦俊ヲ訪問ナスモ不在ニシテ帰候。弐拾一日早朝、同氏ニ面会ナシ小山分工場我中部ニ設置相成候様、管理村長トシテ大ニ尽力ナシ呉レト懇篤相頼候処、同氏ノ答ニ東京電燈ト確約ノ都合有之ニ付期成同盟会ヲシテ解散ナシ、其趣キヲ新聞紙上ニ掲載ナシ候上ハ、各村長ト協議会ヲ開キ、其上組合会ヲ開キ、東京行等ノ費用ヲ議シ可申云々、出頭者ハ何レ協議ノ上ニ無之テハ答ノ出来ザル旨ニテ退場ス。

五月一日

蓮光寺ニ於テ協議会ヲ開ク。出席者勝又弥平治・菅沼佐太郎・三好作雄・鈴木萬次郎・持田友之助・勝又平治・上杉貞次郎・鈴木栄太郎・勝又嘉六・広瀬貞二郎・大庭茂太郎・一ノ瀬倉次郎・服部大輔（ママ）・星野徳三郎・植松麻太郎・久保庄作・大庭政五郎・斉藤盛政・湯山柳雄、其他出席ス。

一　湯山半七郎ヲシテ深良ノ小林甚五郎・小林理三郎・松井謙治ノ三氏ヲ期成同盟会ニ賛成ヲ乞ニ、総代ニテ出張ナシ呉ント一同ノ依来(頼)有之。

一　費用ノ義ハ有誌(志)者ノ寄附金ヲ乞事。

一　期成同盟会ハ悪迄(飽)モ効ヲ奏スル迄(ママ)モ解散セザル事。

一　会ヲ夕刻閉ゲ、夫ヨリ深良達三名ヲ五龍館ニ出頭ヲ乞、深良ノ賛成ヲ尽力スル事ヲ頼ム。

五月四日

一　五龍館ニ於テ俄ニ集会ヲナシ、出席者齋藤盛政・湯山柳雄・上杉貞次郎・鈴木萬次郎・星野徳三郎・勝又平治・植松麻太郎、計七名、鈴木萬次郎氏金五円寄附金出金ス。

同日幸ヒ外用ニテ芹澤孝三・飯田友吉、五龍館ニ参ルヲ以テ、最初芹澤孝三氏ニ同盟会ニ賛成ヲ乞候処、速ニ賛成ニシテ書面ヲ受取ル。次ニ飯田友吉氏ニ求メシヲ同氏ハ言ヲ左右ニシテ曖昧ニテ賛成ヲ表セズ。其後勝又弥平治氏(飯田友吉氏実家ノ兄)飯田氏ニ賛成スベキ様ノ書面ヲ次テ勝又平治氏、佐野ノ同氏ノ家ヲ訪問スルモ同氏賛成セズ。其後二三日ノ内ニ村長ヲ(ニ)辞表ヲ出ス。

(中略)

五月廿四日

一　植松氏ニハ富岡村ノ内、千福・上ゲ田・金澤・葛山ノ各字ニ期成同盟会賛成ノ調印取リ急ギ氏取リ呉レ候様依頼ニ回ル。

東京電灯会社重役左ニ、

社長佐竹作太郎、取締役田邊信夫・田中経一郎・田中平八・根津嘉一郎・小野金六・若尾逸平

監査役

若尾幾造・桜井安定・大倉喜八郎□(虫損)□

常務望月宇内

横浜電燈株式会社重役

木村利右衛門、常務上野吉二郎・同駒井宇一郎

太田黒重五郎・若尾幾造・渡邊福三郎

白杉政愛・平沼専蔵・日比谷平左衛門

監査役

田邊幸七・田邊信夫・松木福昌、四十二年十二月改正。

右書抜ヲ五月廿三日夕、東京市麻布区本村町五十一番地、江原素六先生ニ書抜送ル。

江原先生ニ懇篤相談、先生ニモ充分御尽力被下候事ニ承諾ニナル。

（中略）

明治四十四年一月十日

小泉邨佐野松葉屋杉山嘉七方会スル人名者左ニ、

湯山柳雄・杉山角平・星野徳三郎・長田政蔵・徳田小十郎・勝又秀七・渡邊孫三郎・土肥喜一・芹沢平作代理父・波邊岩吉・服部徳蔵・持田与之介・杉山喜代二郎・勝又平治・勝又憲三・菅沼治三郎・一之瀬倉吉・杉山彌太郎・高村熊吉・林亀吉・渡辺又次郎・勝又源吉代リ・勝又萬平・大庭歳太郎・勝又濱吉、合計廿六名。

（原町田）　（和田市場）　（上原新田脱カ）　（代理）

一　客年中、江原素六・清峯太郎之両氏ヨリ来信ニ拠リ、本県知事へ苦情申出ノ為メ出岡、十二月七日面会縷陳シ、尚同月廿六日服部大浦（ママ）・湯山柳雄ノ両氏、本邨長ニ面談具陳シタル旨ヲ陳ブ。

次テ本県知事及東電・横電・郡役所へ具申書提出方緊急ナル旨ヲ披露シ草稿文ヲ朗読シ各員ノ承認ヲ得タリ。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

460　東洋繊綿会社成立　（一九一三）大正2・2・1

○東洋繊綿会社成立　駿東郡泉村久根旧日本桑皮製綿模範株式会社は、桑皮製綿の廃物利用の計画たりしも製綿に付研究不足の点ありて、遂に同会社も解散の非運に接せしを重役勝又寿太郎氏は遺憾とし、爾来熱心運動の結果、横浜の若尾氏其他の援助に依り数万円の合資組織にて東洋繊綿会社と改称し、麻綿を製造の目的にて相談纏まり目下工場其他の設計中なりと。

（静岡新報）

461　**佐野町不景気**　（一九一四）大正3・8・28

○佐野町不景気　駿東郡中部は従来輸出竹パイプ、竹行李を専業とするもの多かりしが、欧洲戦(ママ)領以来販路杜絶したる為、何れも休業の姿にて職工は帰国するもあり日雇稼大工となるもあり、為に佐野町附近は未曽有の不景気なりと。

（静岡新報）

462　**御厨銀行・第六四期営業報告書**　（一九一五）大正4・1・31

（抄）

第六拾四期営業報告書

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

株式会社　御厨銀行

大正四年壱月壱日ヨリ仝年六月参拾日ニ至ル半ケ年間当銀行営業ノ成績ヲ蒐集シ別紙貸借対照表損益計算書ヲ添ヘテ茲ニ報告ス。

資本金

当銀行現在資本金壱百万円、株式弐万株（普通部九拾七万円　貯蓄部参万円）内払込高金六拾弐万五千円、払込未済高金参拾七万五千円ニシテ、当期間当銀行帳簿へ記入シタル株式売買譲与ノ総数ハ壱千弐百弐拾七株内六百九拾五株ハ無代価譲与ノ分、差引五百参拾弐株ノ内旧株（五拾円払込）壱百七拾八株此売買代金壱万六百九拾弐円、平均壱株金六拾円〇六銭余新株（拾弐円五拾銭払込）参百五拾四株、此売買代金七千弐百参拾九円弐拾五銭壱株、平均金弐拾円四拾四銭余ニ当レリ。

株主総会

一、大正四年壱月拾五日定時株主総会ヲ開キ、第六拾参期諸計算ノ認定及利益配当ノ割合ヲ議定セリ。

一、取締役満期ニ付大正四年壱月拾五日株主総会ニ於テ選挙ヲ行ヒタル処左記ノ通再選就任セリ。

駿東郡楊原村下香貫百六番地

森田泰次郎

同　郡富士岡村竈弐拾番地
杉山左門治

同　郡沼津町三枚橋百拾六番地
岡本市郎平

同　郡富士岡村竈六拾番地
小林秀三郎

同　郡泉村茶畑百四番地
芹澤多根

（中略）

営業ノ景況

本期営業ノ景況ハ前期以来欧洲ノ戦乱酣ニシテ終息ノ期測ルベカラズ。為ニ首要物産ナル生糸ハ暴落ヲ重ネ当業者ノ苦痛不尠。如フルニ米価ハ豊年ノ後ヲ承ケ近年其比ヲ見ザル低落ヲ告ゲ、農民ノ困難甚シク、茲ニ於テ政府ハ米価調節及蚕糸業者ノ救済方法ヲ講ゼシモ大勢ノ趨ク所効果ヲ奏スル不能。商況沈衰ノ中ニ当期ヲ経過セリ。然リト雖モ金融ハ昨年来一般ニ警戒ヲ加ヘタル反応トシテ中央都市ハ益緩漫ヲ来シ漸次地方ニ及ボシ期末ニ至リ当地モ頗ル緩和ノ情態ヲ見ルニ至レリ。本行ハ此間ニ処シ予定ノ利益ヲ収メタルハ至幸ト謂フ可シ。而シテ今期貸付利息ハ最高壱割参分最低壱割日歩最高参銭六厘最低弐銭四厘ニシテ各勘定ノ詳細ハ左表ニ掲記セリ。

第六拾四期貸借対照表

資産	金額	負債	金額
貸付金	一、五八一、九二八、五四六	公金預金	八、五八三、四一八
約定貸付金	一五五、五六九、〇〇〇	定期預金	一、〇六〇、一〇二、五一七
当座預金貸越	二三三、四四六、三五五	当座預金	二〇三、六五三、二三三
割引手形（約手）	一二〇、九九六、五〇〇	小口当座預金	一〇三、五九六、四二八
荷付為換手形	二、九四九、八〇〇	別段預金	七四、三八一、一九七
預ケ金	一四六、九八四、七〇〇	貯蓄預金	九九、一二八、六四九
国債証券	六二、九三五、〇〇〇	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
社債券	二、七〇〇、〇〇〇	積立金	一四〇、五〇〇、〇〇〇
諸株式	五、五二六、五〇〇	別途積立金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
他店貸（百七拾ケ所）	二一、九六五、九八九	他店ヨリ借（百五十五ケ所）	二四、三九三、〇四五
代理店勘定（七ケ所）	一一、五四七、二一三	恩給基金	一、一二七、〇〇〇
払込未済資本金	三七五、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越金	一四、七二二、五二六
営業用土地	九、一一八、六四〇	当期純益金	三七、一六四、三四三

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

大正四年六月参拾日　株式会社　御厨銀行

第六拾四期損益計算書

利益	金額	損失	金額
諸利息	二九、一八九四三	諸利息	七〇、六八六九〇
国債利息	一、七五八三〇	割引料	四七〇五〇
社債利息	九五六〇	手数料	一、七八五九〇
株式利息	一三五〇	諸税	四、九四〇八三〇
割引料	五、四三七四〇	新株額面超過金ニ対スル諸税	三、六〇九八四〇
手数料	三五六五〇	報酬	七三五〇〇

営業用建物	三、一四九六〇
同　什器	五、三四九五〇
所有建物	一、一〇〇〇〇
所有土地	二五四〇〇
電話使用権	三五三九〇
訴訟費仮勘定	一九四一〇
金銀有高	六、三三一三
内訳	
正貨	二、五四一、一三
兌換券	六五、七九〇〇〇
合計	二、八七、三五〇三四六

合計	
	二、八七、三五〇三四六

雑益	四五九七四〇
国債時価比較益金	二、三七三三〇〇
国債償還益金	九七〇〇
前期繰越金	一四、七三一五六
合計	一四、四五四七九

給料	四、〇七三五〇〇
旅費	四九一〇四〇
修繕費	一四一八〇〇
訴訟費	六七一〇
雑費	五、八一〇一九〇
不確実債権償却	三五七八五〇
純益金	一、一〇〇〇〇〇〇
役員賞与及交際費	四、〇〇〇〇〇〇
積立金	三七一〇〇〇
役員以下恩給基金	三、三五〇〇〇〇
配当金	一五、一六四八六九
後期繰越金	一四四、四五四七九
合計	

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

大正四年六月参拾日　株式会社　御厨銀行

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵「第六拾四期営業報告書」）

463　須山村商売状況調査

大正4・2・28（一九一五）

二農業第一六号

商賈　大正三年十二月末日現在

	卸売戸数	仲買戸数	小売戸数	計
米穀数（類）			三	三
清酒其他ノ酒数（類）	一	一	三	五
麦酒其他洋酒類			三	三
醤油及味噌類			四	四
酢			二	二
製茶類				
椎茸類			四	四
塩			二	二
粉及麺麭類			二	二
砂糖類			二	二
茶子飴及茶子種類	二		三	五
果物類			三	三
魚介類			一	一
鳥獣肉類			二	二
乾物及青物類			二	二
豆腐及蒟蒻類			三	三
糀				
人工飲料（醸造物陶）				
牛乳				
煙草			三	三
漬物及鑵詰数（類）			二	二
飲食店及料理店			二	二
右列記ノ外飲食料用品			三	三
履物及傘数（類）				
靴及皮革製造品			二	二
足袋及股引数（類）				
洋傘及洋杖数（類）				
古着数（類）				
洋服類			二	二
呉服反物類				
右列記ノ外衣服身飾品				
紙数（類）			三	三
筆墨硯数（類）			四	四
書箱（つゝ）数（類）				
新聞雑誌及絵葉書数（類）				

| | | |

花卉及愛玩植物数（類）					
種子及苗木数（類）					
葬具数（類）					
以上列記外ノ物品					
合計	五	八	七九	九二	

右報告候也

大正四年二月二十八日

須山村長　土屋和作印

駿東郡長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「統計材料定期報告」）

464　箱根水力電気

（一九一五）大正4・7・6

○箱根水力電気

芦の湖水利用

県会副議長芹沢多根氏は、京浜地方有力者の後援を得て箱根芦の湖水を利用し、資本金百五十万円の芦の湖水力電気株式会社を組織し、電力を駿、豆、相三州に供給販売せんと今春来計画中なりしが、昨今大に進捗して地元の有力者四十名を三日沼津町浮影楼に招待、経過報告を兼ねて発起人の選定をなしたるが、京浜の発起人と聯合協力して該事業完成を企図する筈にて同湖水の水面使用権は曩（さき）に東京電灯株式会社に於て数年前既得権ありしも本計画の中心が徳望ある芹沢氏なるより万事円満に予定の如く解決を告げ斯くは意外に早く進捗せるなりと同事業

▲設計の大略　を聞くに神奈川県足柄下郡箱根芦の湖より引用せる用水を利用し、其沿岸に発電所を新設して電力を供給販売するにありて、元来芦の湖は流域面積約八百万坪湖水面積約二百万坪高程海抜約二千三百八十尺にして、降雨量豊富なれば水力電気の水源地として最も適当なり。往古寛文六年中より灌漑の為め相、駿二州の境界なる湖尻峠に隧道（とんねる）を穿ち以て湖水を深良川に落し。駿東郡深良村外六ヶ村水利組合に於て引用し来れり。是が為め湖水灌漑季節前に満水し秋冬の候には低下するを常

として、引用水量は灌漑季節に於て一秒時につき最大約八十三方尺、冬季及春季の貯水時に於て一秒時につき約三十立方尺になり。仍つて最小水量三十立方尺を以て発電用として旧隧道出口なる下穴口より隧道を設けて引水し、八百九十尺と云ふ本邦稀有の落差を得、之によりて二千二百五十馬力の水車及千五百「キロワツト」の発電機各一台を運転し、千五百「キロワツト」の電力を発生せしめ、之を送電線路によりて駿、豆、相三州に電力を供給販売する金画なりと云ふ。完成の上は駿、豆、相三州事業界に一新紀元を劃するに至るべし。

（静岡新報）

465　株式会社佐野原銀行仮定款　　年月日不詳

株式会社佐野原銀行仮定款

第一章　総　則

第一条　当銀行ハ明治廿三年法律第七十一号銀行条例ニ準拠シ銀行業ヲ経営スルヲ以テ目的トス。

第二条　当銀行ハ株式会社佐野原銀行ト称ス。

第三条　当銀行ハ静岡県駿東郡泉村平松ニ設置スルモノトス。

第四条　当銀行ノ資本金額ハ金壱万五千円トス。

但株主総会ノ決議ニ依リ増減スルコトヲ得。

第五条　当銀行ノ存立時期ハ認可ノ日ヨリ満二十年トス。

但株主総会決議ノ上之ヲ継続スルコトヲ得。

第六条　当銀行ニ於テ使用スル社印ハ左ノ如シ（社印省略）。

第七条　法令又ハ定款ニヨリ当銀行ニ於テ公告ヲナス時ハ所轄区裁判所ノ指示スル新聞紙ニ三日以上其事項ヲ掲載スヘシ。

（後略）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

第三節　入会地をめぐる諸問題

466　薪採りについての回想

◎薪(たきぎ)採りの事。今では愛鷹山が入会となつて各自持分が定まつて居るので、薪採りや柴苅りに行く処は無いのですけれど、昔は勝手に薪や柴を採つたものです。薪と云つても誰でも自由に採れるのですから、鋸(のこぎり)で伐る様な太いものではなく、通称「もや」と云つて大体直径一寸以下位のもので、多く鎌で伐る程度のものでした。薪伐りにしても柴苅りにしても、荷車や馬を曳(ひ)いて行く人は皆弁当持ちで、「もや」は六把(わ)、柴も六把採つて来るのが一日の定量でした。荷車も馬も無い人は担ぎ棒をかついで徒歩で行くのです。そして二把担いで一日二回運ぶのでした。尤も夏草と云つて夏期に於ける柴苅りは徒歩のもの二把宛(ずつ)三回、馬は六把宛二回採つて運ぶのが定量です。又時々愛鷹山官林の枯損木又は風損木の払下げが有りました。之は皆薪にするのです。払下料金は一人大低(ママ)五十銭だつたと思ひます。そして納金と引換へに鑑札を下附されるのです。此の鑑札さへ有れば、払下期間内自由に官林に入つて枯風損木の印を打つたのを伐る事が出来るのです。之は腕かぎり、力かぎり運べるだけ運んで良いのですから、夜中起きしては二里も三里もある官林へ行つて、持てるだけ沢山運んで来たのです。然し今の様に牛車なんか有りませんので、馬を曳いてゆく人は馬に八把位積み、自分が二把は背負つて来ます。馬の無い人は荷車で運ぶので随分骨の折れた事だつたのです。二里もの山坂を車を曳き上げるだけでさえ実に容易な業ではありません。汗水たらして漸く官林に到着すれば直ちに薪を伐つて、再び之を積んで山を下るのです。実際骨の折れた事は想像以上だつたに違ひありません。今日では荷車を挽(ママ)く人は殆ど有りませんで、多く牛車か

馬力を使用して居りますので其の労力の差は比較になりません。

山行や野良行の弁当にしても、昔は大低(ママ)味噌か香のものがお菜だったのです。然し今日は鮭や鱒とか其の他色々のお菜を持つて行く様になりました。

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

467　愛鷹山払下願書および指令書（抄）　明治31・12・10（一八九八）

（表紙）

明治三十二年三月十八日謄写

愛鷹山払下願書并指令書

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地凡反別三千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内

一御料地反別凡参千町歩

此地代金四千五百円　但壱町歩ニ付素地代価金壱円五拾銭

右御料地原野ノ義ハ、明治十六年七月農商務省静岡山林事務所ニ於テ、明治十六年ヨリ同三十五年迄弐拾ヶ年季牧場地トシテ御貸与相成候箇所ニ有之候処、当時組合ニ於テハ牧畜事業ニ不熟練ナルニ付、当局技師ノ指揮ヲ受ケ爾来専心一意業務ニ従事仕、拾数年一日ノ如ク動物ノ繁殖ヨリ植樹開墾等ニ至ル迄逐次拡張仕、目今ニ相成候テハ積年ノ経験ヲモ相重ネ候為メ事業成頓(整カ)仕、完ク維持ノ方法相立候。就テハ未タ御貸与年限中ニハ有之候得共、前顕ノ事実ニ御座候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置(なしくだしおかれ)候素地代価ヲ以テ前記御料地此際御払下御許可ノ恩典ヲ仰キ、組合数万臣民ノ安堵(あんど)ヲ得セシメラレ度、就テハ本出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其段別ニ異動ヲ生シ候コト有之候トモ何等苦情申上間敷(まじく)候間、此段奉願上(ねがいあげたてまつり)候也。

明治三十一年十二月十日

静岡県駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長　江藤浩蔵㊞

駿東郡片濱村長　長倉計吉㊀

御料局長　男爵　岩村通俊殿

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地反別参千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内

一反別弐百七拾弐町壱反壱畝歩

内訳

小字八合反別拾八町七畝六歩
小字八合反別壱町四反四畝廿五歩
小字須釜入反別参拾四町三反六畝五歩
小字高山反別壱反六畝拾六歩
小字中尾反別六拾六町弐反五畝廿参歩
小字箕洞日陰反別六拾六町弐反参畝四歩
小字箕洞日陰反別拾六町九反弐畝五歩
小字中ゾリ反別拾町壱反弐歩
小字南山反別四拾参町壱反廿八歩
小字スカネ澤入反別拾五町四反四畝六歩

此代金四百八拾九円七拾九銭八厘　壱町歩ニ付金壱円八拾銭

右御料地ノ義ハ、既ニ民有引戻トシテ出願仕候通リ、古来ノ慣行成蹟ニ依リ民有地トシテ入会進退仕居候モノニ候処、明治八年中俄然官地ニ御編入相成候為メ入会組合人民ハ悲嘆ニ堪ヘス、直チニ当該官庁ヘ民地ニ据置ノ義出願シタル次第ニ有之。現ニ明治十六年中愛鷹山御料地ノ内参千町歩ノ拝借ヲ出願シタル当時ニ於テモ、該御料地ハ民有ニ据置ノ出願中ナリシニヨリ、其拝借区域内ヘ加ヘサリシ義ニ有之候。其後民地据置ノ出願ハ不許可ニ相成候ニ付、不得已該御料地ノ内幾部分ノ拝借ヲ出願シ御許可相成居候。然ルニ今般三千町歩ノ拝借区域内ハ素地相当代価ヲ以テ御払下可相成恩典ヲ仰クニ至ルヘキモ、本組合ノ内独リ千福・葛山ノ両大字ニ在リテハ該御料地ニ対スル民有ノ証蹟モ存在シ居ニモ拘ラス、今日御払下ノ恩典ニ浴スル能ハサル事ニ相成、実ニ同一組合ニ在リ

テハ甚タ遺憾且ツ困難ノ実情ニ有之ノミナラス、該御料地ハ参千町歩ノ区域内ト同一ノ性質ヲ有スルモノニ候間、何卒事情御洞察ノ上破格ノ御詮議ヲ以テ該御料地ヲ前顕ノ代金ニテ御払下被成下度、尤モ本出願地ハ前記名小字ノ全区域ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候。仍テ図面相添ヘ此段奉願上候也。

明治参拾壱年拾弐月拾日

静岡県駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者
駿東郡金岡村長　江藤浩藏㊞
駿東郡片濱村長　長倉計吉㊞

御料局長　男爵　岩村通俊殿

御料局一冊
第七四七二ノ五号

静岡県駿河国駿東郡沼津町
外拾ヶ町村組合管理者
駿東郡金岡村長　江藤浩藏

同　上

同　郡片濱村長　長倉計吉

明治三十一年十二月十日付払下出願
駿河国駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林反別
参千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内
一反別参千町歩
　此代金四千五百円
同上
一反別弐百七拾弐町壱反壱畝歩
　此代金四百八拾九円七拾九銭八厘

右許可候条、代金ノ納入方・境界ノ画定・実地ノ授受方等ニ付テハ当局静岡支庁ノ指揮ニ従フヘシ。

明治三十二年三月十四日

御料局長　男爵　岩村通俊㊞

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

468 **愛鷹山共有地伐木に関する訴願決議**　明治35・2・24（一九〇二）

管沼佐太郎
（ほか五名）

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

議第二二三号

愛鷹山共有地伐木ニ関スル沼津町外拾ヶ町村組合会議第四四号ノ決議取消方訴願ノ件

愛鷹山共有地内桃沢以東箕洞ニ至ル森林ノ義ハ、本村富沢・水窪・伊豆島田ニ係ル水源涵養ノ地ニシテ、之ヲ伐採セバ水源涸渇ノ憂アリ。随テ田用水及飲用水ニ害ヲ及スモノト認ム。依テ右伐採ニ関スル明治参拾五年弐月五日沼津町外拾ヶ町村組合会議第四四号決議取消方、長泉村・清水村ト共ニ其筋ヘ訴願ヲナスコト。

右決議ス。

明治三十五年二月廿四日

駿東郡小泉村会議長
小泉村長　大庭慎平㊞

同　議員

469 **愛鷹山割譲延期について今里の陳情書**　年月日不詳

愛鷹山割譲延期ノ義ニ付陳情書

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合共有愛鷹山ノ内、当富岡地籍ニ係スル字須釜入・須金澤・八合ノ譲受ケニ対シ、富岡村今里勝又覺三外弐拾有余名惣代杉本兵作・坂田佐七郎・勝又仁三郎等、該山譲受延期ニ関スル理由、左ニ陳情仕候。

抑（そもそ）モ該山ノ義ハ元富岡村ノ内葛山及今里地籍ニシテ通称須釜入・須金澤・八合ト称エ此反別凡七拾余町歩ニ有、元富岡村ノ内御宿・上ヶ田・金澤ノ入会ヲ許シ、往古ヨリ五（四カ）ケ字入会地トシテ進退致来リ候山地ニシテ、該山ノ内字須釜入ト称スル箇所ニ一ノ湧水有之。文久元年　不肖

等祖曾ニ於テ私費ヲ投ジ墜道百四拾余間ヲ開鑿シ、吾々廿有余戸ノ飲料用水ニ供シ来リ候処、明治八年一般愛鷹官林ニ御編入相成候。以来乱伐ノ弊、年ニ増長シ為メニ近来ニ至リテハ湧出ノ水量大ニ減少シ、百四拾有余名ノ生命ヲ繋クニ足ラサルニ至レリ。元来当今里ハ愛鷹ノ東北ニ面シ位置高燥ナルヲ以テ河川ノ便之レナク、唯僅カニ井水ヲ以テ日常ノ用ニ供スルノミ。然レトモ是レ亦地勢高燥ナルヲ以テ数尋ノ下層ニアラサレバ水脈之レナキニヨリ吾々祖曾ハ是レヲ憂フル事数年ニシテ、文久元年ニ至リ奮然私財ヲ擲チ墜道ノ開鑿ヲナシタルナリ。然レトモ近年ニ至リ水量大ニ減少セシノミナラス、旱天ニ至リテハ全ク涸渇シテ一滴ノ流水ナキニ至ルアリ。偶々雨水ノアルニ於テハ該水ヲ以テ浴用ニ供スル等実ニ名状スベカラザル惨況ヲ呈スル事茲ニ数年、之レニ依リ尚新規井水ヲ仰カントシテ数箇所穿鑿スルモ水脈乏シクシテ、今僅カニ弐拾有余戸ノ内三箇ノ井ヲ有スルノミニシテ到底使用ニ充ルニ足ラサルナリ。故ニ将来ニ於テハ湧出ノ水源附近ヲシテ欝蒼タル森林トナシ湧出ノ増水ヲ計ルニ若カサルヲ悟リ、去ル明治三拾三年五月貴組合ヨリ水源涵養地トシテ該附近ノ土地五町四反有余歩ヲ拾ケ年期拝借仕年々殖樹致来リ候モ、素ヨリ拾ケ年期ヲ以テ満足スヘキニ非ス。所謂無期ノ貸与ハ規定ノ許サヽル趣ヲ以テ拾ケ年期ト定メラルヽモ、殖樹ハ百年ノ長計ナルヲ以テ毎期継続出願許可相成ベキ精神ヲ以テ御貸与相成タリ。然ルヲ今回該水源地ヲ抱含シタル全部ノ山林ヲ葛山外四ケ字ニ割譲可相成趣ニ付キ、右ニテハ吾々廿有余名殆ト差支候ニ付、水源地附近ニ限リ吾々廿有余名ニ御割譲相願度旨ヲ以テ本年三月十四日願書差出候処、別段ノ理由モ明示セス願意採用難相成旨ヲ以テ御却下相成候ニ付、再応必要ノ事情縷陳仕候得共、管理者ニ於テハ更ニ御採用無之ニ付、葛山外四ケ大字ニ向テ割譲方数回交渉ヲナシタルモ亦レ是タ要領ヲ得サル次第ニシテ、彼是交渉中、貴組合管理者ヨリ五ケ字ヱ割譲相成候テハ到底吾々ノ意旨ヲ採容スベキ予想モ無之、遂ニ祖曾ノ遺功ヲ滅却セシ

ムルノミナラス百年ノ長計モ水泡ニ帰シ、弐拾有余戸ノ飲料用水ヲモ廃絶セシムルノ場合之レナシトモ認メカタク、畢竟(ひっきょう)五ケ字ニ於テ茲吾々ノ交渉ヲ容レサルニ於テハ、拝借期限満了ノ上ハ返地ヲ命スルカ或ハ過当ノ料金ヲ徴スルカ其意旨那辺ニアルヤ想像ノ除地(ママ)之レナク、実ニ憂慮ノ至ニ堪エサル次第ニ付、止ナク別冊ノ通リ割譲延期請願書提出致候義ニ付、賢明ナル諸君ニ於テハ吾々ノ徴衷(微カ)御洞察被下、願意徹底候様御配慮相仰キ度、若(もし)御割譲相成候上ハ前顕ノ通リニ付、到底吾々ノ意旨ヲ貫徹セシムルノ余地無之、空シク涙ヲ呑テ彼レノ指導ニ従フノ外之レナシ。然ラサルニ於テハ対五ケ字ト紛擾免レ難キ場合ニ遭遇仕候哉モ難計(はかりがたき)義ニ付、吾々弐拾有余戸ニ於テハ寧(むし)ロ貴組合ノ有ニシテ最初ノ精神ヲ継続相願候方、却テ万全ノ策トモ被存候ニ付、暫ク割譲方御延期出願仕候次第ニテ、敢テ事ヲ好ムノ所為ニ非スシテ止ムヲ得サルノ結果ニ外ナラサル義ニ付、吾々廿有余戸ノ衷情御採納被下度、茲ニ微衷ヲ裁シテ貴覧ニ供シ候。頓首。

駿東郡富岡村今里勝又覺三外廿名惣代
杉本兵作
坂田佐七郎
勝又仁三郎

（千福　横山正美氏所蔵）

470　愛鷹山割譲について千福の陳情書　明治37・8（一九〇四）

愛鷹山割譲ノ義ニ付陳情書

駿東郡沼津町外拾ケ町村組合有愛鷹山ノ内富岡村地籍内字八合外弐字

一反別七拾町八反七畝拾八歩

右土地ノ義ハ、貴組合ヨリ富岡村御宿・上ケ田・金澤・今里・葛山ノ四(五カ)ケ大字ニ割譲ノ義、去ル明治三十六年七月中御決議相成、本郡参事会ノ許可稟請相成候趣ニ候処、本郡参事会ハ公明ナル審理ヲ遂ゲラレ本年七月ニ至リ之レニ不許可ノ指令ヲ与ヘラレタリト聞ケリ。然ルニ管理者ニ於テハ之レニ服従セズ、進ンデ曲直ヲ上級法衙ニ争

フノ決心ヲ以テ已ニ行政訴訟ヲ提起セラレタリト伝フ。豈黙視スルヲ得ンヤ。抑々本件ノ議ニ上ルヤ、吾ガ大字ハ組合ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ、割譲処分ノ不当ヲ表白シ反省ヲ促シタリト雖トモ不幸ニモ採容ニ至ラズ。独リ吾ガ大字ガ反省ヲ求メタルノミナラズ、金岡・清水・鷹根ノ各村会モ均シク其不得策タルヲ唱導シ割譲決議ヲ非認セラレタリト聞ク。斯ク組合内統一ヲ欠クニモ拘ラズ之ヲ決行シ、剰サヘ本郡参事会ノ決定ニ服セズ之ヲ上級法衙ニ訴フルニ至テハ、其組合ノ利益ヲ毀傷シ自治ノ基礎ヲ危カラシムルモノト思考仕候条、左ニ其理由ヲ陳述シ悃願致候間、深ク事情御洞察ノ上、割譲ノ決議御取消相成度候。

一貴組合ノ維持上、之レガ割譲ハ甚ダ不利益ナルモノト信ジ候。該地ハ尤モ北境ニ僻在シ管理上多少ノ不便ハ免レベカラズト雖トモ、土地肥沃ニシテ植樹ニ適シ開墾シテ以テ耕耘ヲナスヲ得ベシ。管理スルニ其道ヲ以テセバ、之レヨリ生ズル利益頗ル豊富ナルモノアリ。然ルニ之ヲ売却スルトスレバ僅々タル価格ニシテ、而モ其収入シタル金員ハ費消セラレズトモ限ラレザルニ於テハ尤モ憂懼スベキモノニシテ、貴組合ノ維持上保存ノ優レルハ誠ニ見易キ義ト存候。殊ニ其価格ハ土地ニ伴ハズ、亦組合ハ此僅々タル収入ヲ他ニ需ムルノ途ナキニモアラザルベキニ於テハ、尚更其売却ノ必要ヲ認メズ候間、組合維持ノ上ヨリ打算スルモ同意致兼候。

二貴組合ガ之ヲ割譲セントスルハ、其ノ払下タル主旨ニ背反セルカト存候。元来貴組合ガ多年苦辛惨憺シテ漸ク之レガ払下ケヲ受ケタルハ、之レヲ転売センノ目的ニ出デタルニハ可無之、永遠之ヲ維持保存シ之レガ経営ヲナシテ利殖シ、以テ貴組合民ノ安寧幸福ヲ維持セントノ精神ニ外ナラザルベシト思考致候。之レ貴組合ガ疾クニ茲ニ着目シ、規定ヲ制定シテ其不割譲ヲ表明セシ所以ニ可有之、亦参事会ノ許可ヲ請フニ方リ、郡長ガ懇ロニ反省ヲ求メタル所以

ナリト存候。然ルニ急遽除外例ヲ設ケ強テ参事会ノ許可ヲ得ントシタルハ、全ク払下ヲ受ケタル精神ニ悖戻（はいれい）スルモノニシテ頗ル姑息ノ処置ト存候間、是レ亦同意致兼候。

三貴組合ガ、被割譲方四（ママ）ケ大字ハ割譲地ニ対シ古来入会権ヲ有シタル縁故アルノ故ヲ以テ割譲スルハ、将来ニ悪慣例ヲ作ル危険ナキヤト疑懼仕候。入会権ヲ有シタリシトノ縁故ニ基キ之ヲ割譲スルノ途、一度開クルトキハ全山亦何レガ入会ナラザルハナキ、（ママ）甲ヨリ乙ヨリ割譲ヲ迫マラルヽトキハ遂ニ之ヲ拒止スルノ辞ナク、遂ニ滅裂ヲ免レザルノ悲境ナシトモ断ズルヲ得ザルベシ。如斯（かくのごとく）ナラザルモ万一貴組合ノ維持上不安ノ兆候生セバ、特典ヲ賜リタル　帝室ニ対シ恐懼措ク能ハザル義ト思考仕候。此義尤モ同意致兼候。

四貴組合ガ被割譲方四（ママ）ケ大字ニ割譲スルハ却テ四（ママ）ケ大字ノ利益ナラズシテ、紛擾ヲ醸スノ恐レ可有之哉ト思考致候。四（ママ）ケ大字ノ内情ヲ観察スルニ、之レカ割譲ヲ受ケテ之レヲ四（ママ）ケ大字有財産トシテ維持シ其収得ヲ以テ公共事業ヲ経営セントスルモノニハ無之、該大字住民ノ或ル部分ノミ之ヲ所有シ、其使用権ノ法人的ナラザルハ今日ノ事情明ニ之ヲ証セリ。然ルトキハ其利益ノ分配、権利ノ受否等ハ絶ヘズ紛擾ノ因ヲナシ、却テ該大字ノ不利トナルノ恐レナシトセズ。此点ニ就テモ同意致兼候。

五組合民ガ一致セザル基本財産ノ売却ヲ本郡参事会ガ組合擁護ノタメ許可セザルヲ不当トシ行政訴訟ヲ提起スルハ、貴組合内ノ紛擾ヲ生ズルノ恐レナシトセラルヽヤ。貴組合ガ正当ニナスベキ開墾植林等整理ノ事業スラ幾多ノ紛擾ヲ生ジ漸ク平和ヲ克復シテ未ダ久シカラザルニ、組合中幾多ノ反対アル割譲事件ヲ強テ遂行シ剰（あまつ）サヘ行政訴訟ヲ起スハ、能ク組合民ノ悦服スベキヤ。其否ラザルハ火ヲ睹（みる）ヨリ明ナル事ニシテ、実ニ貴組合ノ不利益ノミナラズ、貴組合ノ

利益ヲ擁護セントスル参事会ノ決議ニ反シ、之レト法衙ニ争フ如キハ平和ヲ毀傷スルノ懼(おそれ)アル不利不徳ノ所為ト思考致候。此レ不同意ノ一理由ニ有之候。

六貴組合ガ之レヲ割譲セラルヽニ於テハ、吾ガ千福大字ハ尤モ之レニ近接シ直接ノ利害ヲ有スルヲ以テ、非常ノ不利ニ陥リ所有権ヲ失シ入会ヲナス能ハズ。実ニ七拾有余戸住民ノ権利消長ニ関スル一大問題ニ有之候ニヨリ、全然同意致兼候。

右ノ事情ニ付、充分御調査御審議被下、割譲決議及行政訴訟提起ノ義、御取消相成様(ママ)候様御高慮相仰ギ度、吾等漫(みだり)ニ事ヲ好ム次第ニハ無之候得共、貴組合ノ不利益ハ目前ニ顕出シ、従テ吾等大字ハ尤モ直接ニ其不利ヲ蒙ル義ニ付、黙スルニ忍ビズ止(やむ)ヲ得ザルノ結果ヨリ諸君ノ御賢慮ヲ煩ス次第ニ有之候。赤心深ク御洞察何卒御採容被下度、此段情ヲ具シ以聞仕候。敬具。

駿東郡富岡村千福人民総代

明治三十七年八月　　鈴木嘉吉　西島利平　西島寅蔵　池ノ谷蜂三郎　鈴木林平

（千福　横山正美氏所蔵）

471　須山一一三戸共有権売渡証

（一九〇六）明治39・3・27

土地共有権売渡ノ証

駿東郡須山村

字藤原

弐千弐百五拾五番ノ参拾九

一山林拾壱町五反参歩

字同所

同番ノ四拾参

一山林八拾参町弐拾壱歩

字同所

同番ノ四拾四

一山林百九拾七町四反五畝拾六歩
合計参筆
此共有権百拾参分ノ壱
此売渡代金五拾円也

右ノ土地共有権、前記代金正ニ受取貴殿ヘ売渡シ申候処実正也。然ル上ハ自今御勝手次第御所持可被成、右共有権ニ付テハ自他故障等一切無之候。為後日売渡証仍テ如件。

明治参拾九年参月弐拾七日

駿東郡須山村□番地
売主　□（人名）㊞

□殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

472　須山一一三戸共有誓約書　大正3（一九一四）

誓約書

静岡県駿東郡須山村

字大澤入ノ内堂ヶ尾・澤入・五本地
弐千参百拾壱番ノ壱
一山林弐拾壱町四畝弐拾壱歩
外畑壱筆山林拾九筆

前掲表示ノ土地ハ当須山村百拾参戸ノ共有土地ニシテ、此ノ土地ノ存否ハ当須山村ノ興廃ニ関スル主要ノ問題タリ。依テ将来是カ保護スル為メ、茲ニ是レカ存続保持ノ事ヲ評決シテ誓約スル要項、左ノ如シ。

第壱　此ノ共有土地ノ共有部分ヲ他ノ町村民ニ己人部分ノ共有権ヲ売買譲渡シ失格スルガ如キ事在テハ、当共有者ノ悪弊ヲ来シ自然当須山村全体ノ盛衰ニ関スル為メ、万々一不得止ニ方テ之レヲ他ノ町村民ニ売買譲渡セザルヲ得サルニ際シテハ、本誓約第弐項ノ誓約ニ則リ之レヲ実行スベキモノトス。

第弐　前第壱項、其己人々々ノ部分ニ充テラルベキ部分ヲ勢ヒ他ニ売買或ハ譲渡等セザルヲ得ザルニ際シテハ、其ノ己人部分ニ充テラルベキ部分ヲ惣持主タル共有人

ノ評決過半数ノ評定価格ニ依テ本村住民ノ壱名若クハ共有者全体ニ売買スベキコトヲ特ニ約諾ス。

第参　本誓約第二項ハ公ノ秩序ニ背反スルガ如キノ傾キアルモ、此ノ共有土地ハ其ノ往昔ヨリ須山村住民存続ノ為、我々祖先ノ苦心ニ依テ共有存続シ其ノ効果ニ依テ此ノ部落ヲ成シ来リタルノ慣行ト性質トヲ実践スルノ素志ニ在ル為メ、公ノ秩序ニ背反ノ此誓約ヲ茲ニ特記セリ。

第四　此ノ誓約ヲ為ス所以ハ、世ノ進ト倶ニ法令ノ百出スルアルト同時ニ悪分子モ進歩シテ、己人々々ノ共有ニ属スベキ部分ヲ他ノ住民ニ其所有権ヲ売渡シテ往昔ヨリノ慣行ヲ破リ、当須山村ノ将来依テ以テ活路ニ充当スベキ資源ヲ失却セントスル者アルニ依テ、此ノ誓約ヲ作製シテ是レヲ遵守シ以テ須山村ノ存続ヲ保持スルニアリ。

第五　本誓約書ノ土地ハ本来当須山村区民ノ共有権ヲ得タルニ在リ、此ノ須山村ニ住スル百拾参名ノ者ハ依然トシテ共有権ヲ有スベキニ、他ニ移住スル場合ハ自ラ此ノ共有権ヲ本村住民ニ売買失却スベキハ素ヨリトス。

第六　本誓約ヲ履行スル為メ各自署名捺印シ、万々一違約スルモノアルトキハ、評定価格ノ五分ヲ共有権者ニ違約金トシテ納付シ、其売買ヲ解除シ本村住民ノ壱名若クハ惣持主ヘ評定価格ヲ以テ売渡スベキコト。

本誓約書ハ当須山村百拾参名共有惣代ニ於テ永久保存スベキモノトス。

大正参年（ママ）月（ママ）日

弐番地　勝田大作㊞

（ほか一二一名）

（裾野市役所　須山支所蔵「第二号古文書綴」）

473

大野原御料地秣場下草払下継続願　**明治35・5・12**（一九〇二）

御料地秣場下草払下継続願

静岡県駿東郡須山村地籍

字大野

二千二百五十一番　外拾筆

合計元秣場反別九百四拾二町六反二畝十八歩

内

一採収反別五百七拾九町壱反弐拾六歩

此下草拾壱万五千八百二十三束　但シ一反歩一ヶ年二十束

此代金一ヶ年金百拾五円八拾二銭三厘　一束ニ付金一厘

右ハ従来部下人民ニ於テ別紙内訳書ノ通リ払下ヲ受ケ居リ候処、明治三十三年十二月年期明ニヨリ更ニ協議ヲ遂ゲ、私共ニ於テ元願人ヲ代表シ、明治三十八年十二月迄向フ五ヶ年間前記ノ代金ヲ以テ継続払下ヲ受ケ度、別紙内訳書添付、此段奉願候也。

明治三十五年五月十二日

駿東郡須山村長　勝田房平㊞

同郡（原里村 印野村）組合村長　芹沢十四雄

代理助役　長田喜昌㊞

同郡御厨町長　田代隆一郎

代理助役　梶常次郎㊞

同郡富岡村長欠員ニ付

代理助役　中川庄平㊞

同郡玉穂村長　勝又恵造

代理　芹沢長治郎㊞

同郡富士岡村長　土屋五東㊞

御料局静岡支庁長　秋山謙藏殿

内訳書

大字番	全面積	採収面積	数量	価単	惣額	新願人氏名	旧願人
須山大野 三五	一四五〇〇〇	一〇一四一	二〇四九	一	二〇四九	原里村杉名沢佐藤治郎平 原里村長芹沢十四雄	
同 三五一	八九六五一〇	三四三三	六八七	一	六八七	同人	
同 三五一	八九六五一〇	三四三三	六八七	一	六八七	同人	
同 三五四	一四九〇一〇〇	四九六〇〇	九九二	一	九九二	同人	
同 三五三	四一四五一〇	一九八一〇八	三九六三	一	三九六三	印野村池田彦三郎 原里村長芹沢十四雄	
同 三五二	八九六五一〇	一七七八一四	三五五八	一	三五五八	同人	
同 三五三	八九六五一〇	三四八八	六九七	一	六九七	玉穂村土屋為藏外一人 玉穂村長勝又恵造	
同 三五九	二〇四四八〇五 二〇三四〇三	八五四〇四	一七〇八	一	一七〇八	富士岡村中清水勝又重次郎 富士岡村長土屋五東	
同 三六八	三〇〇四五一七	一〇〇〇〇	二〇〇	一	二〇〇	同人 同人	
同 三六九	二〇四四八〇五	六二五〇〇	一二五〇	一	一二五〇	富士岡村沼田内田半十郎外一人 富士岡村長土屋五東	
同 三六九	二〇四四八〇五 二〇三四〇三	八九五一五	一七九一	一	一七九一	駒門渡辺元次郎外一人 同人	
同 三六八	三〇〇四五一七	四二五〇四	八五〇	一	八五〇	同人	

同	二四九	二〇四四八〇五	一六五九一三	三三九	一	三三九	須山村渡辺竹次郎外弐人	須山村長勝田房平
同	二五一	〇六二	六六	一三	一	同人	同人	同人
同	二五二	△二〇七	二〇七	二四	一	同人	同人	同人
同	二三四	八〇九	八〇九	一七	一	同人	同人	同人
同	二三四八	三〇〇四五一七	四六七〇一	九三〇〇	一	同人	同人	同人
同	二五二	八九六五一〇	六二九七〇四	二二五九四	一	同人	同人	同人
同	二五四	一四九〇一〇〇	一〇一三八一五	一〇一七七	一	同人	同人	同人
同	二五三	四一四五一〇	一六七〇三	三三五	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一五〇六一三	三〇一三	一	原里村板妻長田儀十郎	厚里村長芹沢十四雄	同人
同	二五三	八九六五一〇	五九八三	二一九七	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	五〇四三	一〇〇九	一	原里村鈴木元八	原里村長芹沢十四雄	同人
同	二三一	八九六五一〇	壱〇六〇一	二一七弐	一	原里村長田儀十郎	同人	同人
同	二五三	一四九〇一〇〇	八〇〇〇	一六〇	一	同人	同人	同人
同	二五四	三〇〇四五一七	一三弐一三	二六五	一	富岡村杉山宇三郎外弐人	富岡村長	二六五
同	二三一	一四五六〇〇〇	八七四一〇	一七四九	一	原里村芹沢小三郎	原里村芹沢十四雄	一七四九
同	二三一	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	八六六弐
同	二三一	二〇四四八〇五	四弐四〇〇〇	八四〇	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一〇一〇弐	二〇弐	一	同人	同人	同人
同	二三八	二〇四四八〇五	七七〇二七	一四弐弐	一	富士岡村二子渡辺善四郎	富士岡村長土屋五東	同人
同	二三一	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	原里村芹沢小三郎	原里村長芹沢十四雄	一七四九
同	二三一	一四五六〇〇〇	八七四一〇	一七四九	一	原里村芹沢十四雄	原里村長芹沢十四雄	一七四九
同	二五四	三〇〇四五一七	一三弐一三	二六五	一	富岡村杉山宇三郎外弐人	富岡村長	二六五
同	二五二	八九六五一〇	六二九七〇四	二二五九四	一	同人	同人	同人
同	二三四	三〇〇四五一七	四六七〇一	九三〇〇	一	同人	同人	同人
同	二三四	八九六五一〇	六二九七〇四	二二五九四	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一五〇六一三	三〇一三	一	原里村板妻長田儀十郎	厚里村長芹沢十四雄	同人
同	二五三	八九六五一〇	五九八三	二一九七	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	五〇四三	一〇〇九	一	原里村鈴木元八	原里村長芹沢十四雄	同人
同	二三一	八九六五一〇	壱〇六〇一	二一七弐	一	原里村長田儀十郎	同人	同人
同	二五四	一四九〇一〇〇	八〇〇〇	一六〇	一	同人	同人	同人
同	二五四	三〇〇四五一七	一三弐一三	二六五	一	富岡村杉山宇三郎外弐人	富岡村長	二六五
同	二三一	一四五六〇〇〇	八七四一〇	一七四九	一	原里村芹沢小三郎	原里村長芹沢十四雄	一七四九
同	二三一	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	八六六弐
同	二三一	二〇四四八〇五	四弐四〇〇〇	八四〇	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一〇一〇弐	二〇弐	一	同人	同人	同人
同	二三八	二〇四四八〇五	七七〇二七	一四弐弐	一	富士岡村二子渡辺善四郎	富士岡村長土屋五東	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	五弐六〇一二	一四一	一	富岡村下和田　万蔵	富岡村長	二四八
同	二三四	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	原里村芹沢小三郎	原里村長芹沢十四雄	一七四九
同	二三四	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	八六六弐
同	二三四	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	同人	同人	同人

474　**今里字木ノ根坂御料地下草払下願**　**明治40・7・9**（一九〇七）

（朱筆）「庶第五参八号」

下草継年期払下願

駿河国駿東郡富岡村今里字木ノ根坂

千百四拾六番御料地ノ内

採収反別八拾四町五反四畝歩

一下草壱ヶ年採収高壱万弐千六百八拾壱束

但壱町歩ニ付三尺縄〆百五拾束

此代金弐拾五円参拾六銭弐厘

但壱束ニ付金弐厘

此採収期限　自明治四拾年　至同四拾四年　五ヶ年間

右ハ本村内大字佐野・石脇・二ツ屋ノ三字人民、田畑肥料及牛馬飼料トシテ去ル明治参拾四年ヨリ同三拾八年迄御払下相成居リ候処、今回期限ニ付更ラニ前記ノ通リ継続御払下被成下度、御許可ノ上ハ御指示ニ従ヒ御規則遵守可仕候間、願意御聞届ケ相成度、別紙下草採収区域図・反別歩詰帳并地先村長承認書相添へ此段奉願候也。

明治四拾年七月九日

駿東郡小泉村長　飯田友吉㊞

御料局静岡支庁長

御料局理事　伊藤重介殿

（佐野区所蔵「大野原関係文書」）

475　**下和田字内山御料地下草払下願**　**明治42・4・11**（一九〇九）

下草継続御払下願

駿東郡富岡村大字下和田字内山千弐百六拾六番御料地

採収反別拾九町歩

一下草壱ヶ年採収数量参千八百束

此払下代金七円六拾銭

右ハ肥料及飼馬料トシテ去ル明治四拾壱年壱月ヨリ同年拾弐月迄御払下相受居候処、本年期満ニ付前記ノ通リ御払下被成下度、御許可ノ上ハ御庁ノ御規則并ニ御指揮等総テ遵守可仕候間、願意御聞届（ママ）相成度、別紙図面

相添へ此段奉願候也。

明治四拾弐年四月十一日

駿東郡富岡村下和田参拾六番地
願人　杉山喜三郎㊞
同郡同村同字参拾四番地
願人　杉山亀作㊞

帝室林野管理局静岡支庁沼津出張所長
御料局技手　葛西猛殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

476 大野原御料地陸軍省へ貸渡につき　明治44・7・21（一九一一）

注意

（朱筆）「庶甲第四六号ノ一〇」

駿東郡須山村長
土屋和作

予テ字大野外十一御料地下草年期払下許可相成候御料地ノ義ハ、今回陸軍射撃場用地トシテ同省へ貸渡相成候条、爾今右御料地ニ対スル下草払下代金ハ陸軍省ノ指示ニ拠リ同省へ納付スベシ。

明治四十四年七月廿一日

帝室林野管理局静岡支庁沼津出張所長
帝室林野管理局技手　葛西猛印

（裾野市役所　須山支所所蔵「帝室林野管理局御料地関係書類」）

477 大野原御料地下草払下に関し第一師団に対する請書　大正4・6・7（一九一五）

請書

駿河国駿東郡須山村字大野原地番二千二百四十六番及自二千二百四十八番至二千二百五十四番御料地反別八百四拾町壱反壱畝拾参歩ノ内

採取反別五百九拾七町九反五畝弐歩

此下草払下代金百七拾九円参拾八銭　但壱町歩ニ付金参拾銭

今般前記ノ通リ払下相受候ニ付テハ左ノ条項ヲ確守可仕

候。

一　下草払下期間ハ大正四年四月一日ヨリ同年十二月三十一日迄トス。

一　払下代金ハ納入告知書ニ依リ前納可仕事。

一　演習又ハ工作ノ為メ下草ノ収獲(ママ)ニ増減ヲ生シタルトキト雖トモ払下代金ヲ増減仕ル間敷(まじく)候。又刈取区域ヲ変更スルコトナクシテ収獲(ママ)高ニ増減ヲ来シタル場合、亦(また)同断ニ候事。

一　払受人ハ刈取区域内ニ於テ演習又ハ土工作業及射撃照準ヲ妨ケルコトナキ様、注意刈取掃除可仕事。

一　下草刈取ハ其成熟ヲ待タス屢々(しばしば)之ガ刈取ヲ為シ、決シテ所々ノ斑(まだら)刈ヲ為サス、且ツ其刈取タル下草ハ速カニ他所ニ搬出シ清潔ニ掃除シ、暴風其他避クヘカラサル事故アル場合ノ外、決シテ其儘(まま)現場ニ堆積シ若(も)シクハ散乱致間敷(まじく)、尚刈取掃除方ニ付テハ凡(すべ)テ官ノ御指揮ニ従ヒ決シテ違背不仕候事。

一　雑草刈取掃除ノタメ使役スル人夫ニシテ不正不徳ノ行為ナキ様注意シ、使役人夫ノ総ノ行為ニ付其責ニ可任候事。

一　刈取区域内ニ於ケル樹木苗木ノ保護ニ注意シ、若シ下草刈取ノタメ樹木苗木又ハ土地建物等ヲ損傷シタルトキハ其旨直ニ届出可仕事。

一　下草刈取御許可ニ基ク権利ヲ担保ニ供シ或ハ他人ニ譲渡等ノ所為、有之(これある)間敷(まじき)事。

一　前記各項ニ違背シ官ニ損害ヲ及ホシタルトキハ、之ガ賠償ノ責ニ任スルハ勿論、之ガ為メ刈取方禁止セラレ既納代金御還付無之(これなく)トモ、決シテ異議申立テズ候。其代理人又ハ使用人ノ所為ニ係ルトキモ亦同断ニ候事。

右請書差出候也。

大正四年六月七日

駿東郡須山村長　土屋和作

第一師団経理部

御中

（裾野市役所　須山支所所蔵「陸軍経理部関係ノ分　大野原御料地関係書類」）

478　茶畑山開墾樹木植付の請願書

明治28（一八九五）・1・25

請願書

当泉村茶畑ハ箱根山ノ西麓ニ位置スル山間ノ辟邑ニシテ、吾々村民ノ主トスル実業上ニ就テ直接巨大ナル利益ヲ得ル能ハザルハ言ヲ俟タズ。故ニ茲ニ将来ヲ慮リ蓄積ノ法方立サルベカラス。其法方タルヤ、吾々郷里アッテ蓋シ殖産興業ノ外他ニアラス。乍去其殖産興業ニ従事シ本業ヲ営マハントスルモ、寸歩ノ余地ナク如何セン致シカタ之レナク、想フニ当茶畑ハ広大ナル共有山アリ。此内相当ノ山野ヲ撰定シ開墾又ハ樹木植附、自今歳月ヲ経テ而シテ巨万ノ金ヲ得、以テ畜積シ、向来予定シ能ハサル天変地変ノ罹災救助ニ充ツ。且方今人口ノ増加スルモ恐レ、故ニ是等善後策ヲ構セサルベカラズ。仮令ハ天地変ノ事跡ヲ挙クレバ、昔シ天保年間饑饉、江戸ノ大地震、近クハ尾濃震災、其他数フルニ遑アラス。又人口ノ増加スル統計ハ、明治九年ヨリ十五年ニ至ル六ケ年間ニ増加スル事、二百三十一万余、又十五年ヨリ二十年ニ至ル五ケ年間ノ増加ハ二百三十六万余ニシテ、二十年ヨリ二十一年ニ至ル壱ケ年間ノ増加ハ実ニ五十三万余ナリ。而シテ明治九年ヨリ二十一年ニ至ル十三ケ年間ノ増加ヲ通ズレハ五百二十七万六千余ノ多キニ居レリ。平均壱ケ年四拾万余増加スル処ノ人口ハ、我国将来如何ノ法方ヲ計ランヤ。之レ本邦人口ノ増加スル、我泉村モ其何分ノ数ニ数ヘサルベカラス。依之向来ヲ観察スレバ還延ニ附ス能ハス。此急治策ヲ起図スルハ吾々村民ノ義務ナラン。之レ吾々村民ノ義ナリトスレバ、前陳起業ノ外他ニ良法無之モノト愚考ス。今既往ニ徴スルモ、向来果シテ災害ノ惨状ヲ見ルニ如カズ、其期ニ際シテ弥縫スル事能ズ。依テ一同協議ヲ遂ケ、左ノ条項ヲ録シ連署ヲ以テ請願ス。

条目

第壱条　当泉村茶畑人民ニシテ勤勉貯畜ノ為メ、茶畑共有山地秣場雑木小竹繁茂シタル箇所ヲ除キ、特ニ荊小笹等ニテ肥料薪等伐採得ヘカラサル地ヲ撰定シ、開墾又

ハ樹木植附ル事。

第二条　樹木ハ杉・松・椚等トス。

第三条　開墾地ハ五ヶ年目ニ至リ土地相当ノ苗木植附ル事。

第四条　開墾又ハ樹木ノ場所ハ、茶畑一字ノ共有地ハ勿論若シ入会地ナルトキハ入会ヘ協議ノ上、植附ベキ事。

第五条　樹木年間ハ明治廿七年ヨリ同三十六年迄十ケ年ノ間、壱ヶ年一戸毎ニ五百本トス。

第六条　茶畑毎戸ニシテ壱戸当リ第二条ノ苗木凡五百本此植込反別弐町歩トス。

但シ松苗八分、杉・椚苗弐分位ナリ。

第七条　当茶畑ハ仮ニ戸数百弐拾五戸ト定メ、植込総反別弐百五十町歩ニ樹木数三十弐万五千本トス。

第八条　植附苗木ハ、明治廿七年ヨリ同廿九年迄三ケ年分、此本数六万弐千五百本ハ購入シ、同三十年ヨリ三十六年迄七ヶ年分ハ茶畑字中丸・字滝頭・字坂下道上・字峯下市之瀬ノ四区ニ分チ、戸数ニ依リ其区々ニ於テ苗木ヲ栽培スル事。

但シ明治廿七年ヨリ栽培ヲ初ム。

第九条　前条苗木購入代金ハ茶畑協議費ヲ以テ支弁ヲ請フ事。

第十条　苗木及植込人夫・刈払人夫等ハ、悉皆各自ノ負担トス。

但シ第八条中六万二千五百本代金ハ除ク。

第十一条　樹木箇所撰定委員及植込等ハ係ル委員ハ茶畑人民総代又ハ協議委員ノ意見ニ随フ。

第十二条　樹木成長シテ后伐木スルトキハ、委員会若シクハ総会ニ附シ、伐木又ハ売却スルモノトス。

第十三条　金員畜積管理委員ハ茶畑ノ公撰ヲ以テ定ムル事。

第十四条　蓄積金ハ名望アル国立銀行ヘ預ケ置ク事。

第十五条　前条蓄積金ハ明治廿二年法律第壱号ニ依リ泉村長ノ指揮ヲ請フ事。

第十六条　天災地変及饑饉等ニ遭遇シタルトキハ、委員

会又ハ茶畑総会ニ附シ、畜積(蓄カ)高金ノ内配当金額ヲ定メ各自ヘ配分スルモノトス。

右請願ノ通、至急御決定相成度候也。

明治廿八年一月廿五日

駿東郡泉村茶畑人民

杉山鶴吉㊞

（ほか七一名）

駿東郡泉村茶畑人民惣代　柏木大蔵殿

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵「請願書」）

479　茶畑山樹木植付土地開墾および土地賃貸借に関する規定

明治33（一九〇〇）・4・7

議第十四号

樹木植付土地開墾及土地賃貸借ニ関スル規定ノ件

静岡県駿東郡泉村茶畑所有山林原野ノ内、樹木植付ヲ目的トシ開墾試作其他ノ件ニ付、泉村長ハ左ノ数条ニ定ムル処ノ制限範囲内ニ於テ、右土地ノ賃貸借契約其他ニ関シ之レヲ施行スルモノトス。

第壱条　茶畑一大字ニ属スル山野中、樹木植付ノ為メニ要スル開墾試作ハ、左記十七筆ノ土地ヲ以テ目的トス。

一　樹木植付ニ要スル開墾試作ノ場所ハ、泉村長及常設委員ト計リ其区域ヲ明瞭ナラシメ、標木又ハ土ヲ以テ塚ヲ建設スル事。

二　字下御座ノ尾　二千百三十三番　原野弐町五反参畝廿八歩　内凡(およそ)反別(ママ)　開墾試作地

（中略）

合反別(ママ)

内凡反別拾五町歩　開墾試作地

但　二千百三十五番　二千百三十六番　二千百三十七番ノ
　　二千四十一番　二千百五十番　二千百五十三番ノ
六筆ハ当明治三十三年度ニ於テ樹木ノ植付ヲ為スベキ部分ヲ含有ス。

第弐条　前条ノ土地開墾試作期限ハ明治参拾参年ヨリ同参拾五年十二月迄三ケ年間無料ニテ試作ヲ許シ、明治参拾六年壱月ヨリ同四十五年拾弐月迄拾ケ年期ト定メ、

試作地壱反歩ニ付試作人（賃借人ヲ指、以下同シ）ハ壱ケ年平均金五拾銭ツヽノ賃借料ヲ納ムルモノトス。

一　開墾試作地ハ壱戸ニ付参反歩トス。

第参条　賃借料ハ前後ノ弐期ニ分チ、前半期ヲ其年六月弐拾日、後半期ヲ同年拾弐月弐拾日限リ、試作一同連帯責任ノ義務ヲ以テ泉村役場ヘ相納ムルモノトス。

但、不納者アルトキハ、泉村長ハ試作人中資力アル者ニ向テ督促シ、又ハ相当ノ処分ヲ為スベキ事。

第四条　第一条ノ開墾試作地丈量ハ来ル明治卅六年弐月中ノ着手、同年参月末日迄ニ結了可致事。

第五条　丈量ハ泉村長ニ於テ之レヲ為スベキ者トス。

泉村長ハ丈量ヲ為スニ際シ、試作中実地熟知ノ者五名以内案内者トシテ丈量ニ従事セシムル事。

第六条　実地丈量結了ノ上ハ、泉村長ハ議第拾五号書式ニヨリ賃借契約ヲ締結シ、及左ノ各項ニ基キ其手続キヲ施行スベキモノトス。

一　字番種目反別等ヲ詳記シタル試作人名簿ヲ調製シ、賃借人ヲシテ該名簿ニ捺印セシムル事。

二　年度及大字ノ区分ヲ為シ料金徴収等ニ関スル帳簿ヲ調製シ其収入支出ヲ明カナラシムル事。

三　開墾試作其他ニ関スル諸帳簿等ハ、満期後ト雖モ成規ノ年限間本村役場ニ保存スルモノトス。

第七条　開墾試作料（即チ賃借料）ハ天災地変ノ外仮令（たとい）凶年ト雖モ延期ヲ許サス。

第八条　茶畑一大字ニ属スル公有地ニシテ開墾成功スルト雖モ、来ル明治参拾五年拾弐月迄ニ試作ノ目途無之（これなき）場所ハ、其地質ト位置ニ応シ相当ノ樹木ヲ植付ベキ事。

第九条　左記十一筆ノ土地ハ本年度ニ於テ樹木ノ植付ヲ施行シ森林ト為ス事。

字大久保
二千百卅五番　原野七反五歩
内凡反別（ママ）　開墾試作ノ分

（中略）

合反別（ママ）
内凡反別参拾壱町歩　本年度ニ於テ樹木植付ノ分

此苗木七万二千三百廿五本
内　松五万七百廿五本
　　杉二万一千六百本
凡反別拾五町歩　　開墾試作ノ分

第十条　前条植付タル森林ハ茶畑受持常設委員ニ於テ専ラ繁殖方法ヲ計リ、併テ必要ナル事務ノ処弁ヲ為スベキ事ヲ特ニ該常設委員ニ嘱托スベキ事。

第十一条　泉村長ハ第九条ノ森林ハ代(ママ)採セントスルトキハ茶畑受持常設委員ト熟議ヲ遂ケ、及売却シタル該代金ハ泉村茶畑基本金トナス事。

第十二条　泉村茶畑所有山地ニ生スル小竹類ノ繁殖及保護ノ為メ茶畑参名、麦塚・平松壱名、久根・公文名壱名、合五名ノ委員ヲ各其公民(寄留者ノヲ除ク)中ヨリ選出シ、小竹篠竹伐採運搬方其他小竹類ニ関スル一切ノ権ヲ専任シ、左ノ事務ニ従事セシム。

一　泉村長ハ有効期限ヲ壱ケ年ト定メタル鑑札ヲ造リ、委員ヲシテ小竹類伐採者ニ之レヲ交附セシム。

二　伐採者ヲシテ本条項ニ違背スルモノアルトキハ、委員又ハ泉村長ハ該鑑札ヲ取揚(とりあげ)一ケ年間小竹ノ伐採ヲ禁スルモノトス。

三　委員ノ任期ハ四ケ年トシ、其互選ヲ以テ委員長壱名ヲ置ク事。但シ委員ハ満期再選ヲ得。

四　委員長ハ小竹類及委員ニ関スル諸般ノ事務ヲ監督スルモノトス。

五　委員ハ小竹類伐採者資産其他事故ノ有無ニ不拘(かかわらず)伐採セシ小竹類(大小共)壱束ニ付金参厘ツヽ、料金ヲ取纏(まとめ)メ、其月分ヲ翌月五日迄ニ委員自己ノ責任ヲ以テ泉村役場ヘ納付スル事。

六　委員全数熟議ノ上ハ、泉村長ノ承諾ヲ得テ、信用アル他ノ法人又ハ個人ニ本事一切ノ事ヲ嘱托スル事ヲ得。

七　自家用料ノ為メニ伐採スル小竹ハ本条項ノ限リニアラズ。

第十三条　委員ハ便宜ノ地ニ事務所ヲ置キ、小竹ニ関シ入会大字ノ区分ヲ為シタル帳簿ヲ調製シ、各大字ニ係

ル料金ノ収支及小竹ノ束数、竹林保護ノ景況ヲ、其年一月ヨリ十二月迄渉ル分ヲ詳細ニ取調、毎年一月十日ヲ期シ泉村長ハ該報告ヲ為スベキモノトス。

但、泉村長ハ随時帳簿ノ検査ヲ為ス事ヲ得。

第十四条　左記ノ土地ハ多少ノ有益ト認ムルニヨリ、入札法ヲ以テ貸与ス。其年限ヲ十ケ年トシ尚十ケ年毎ニ契約ヲ更新シ継続貸与スル事ヲ得。

但、入札人心得書及料金額等ハ関係大字受持常設委員ト商議決定スベキ事。

一　字鳴ノ巣二千二百十二番ノ一　山林四町九反七畝拾壱歩ノ内凡反別六反歩ハ大明竹林ノ繁殖ヲ目的トス。

二　字同所二千二百十五番　山林壱町弐反廿三歩ノ内凡反別参反歩ハ前同断ノ事。

三　字水無山二千二百四十八番　山林四十一町九反廿歩ノ内凡反別十町歩在来ノ茅場ハ、落札者ノ希望ニ任シ畑地試作又ハ樹木ノ栽培ヲ許スト雖モ、期限満了ノ上土地所有主ヘ現在ノ儘返還スベキモノトス。

四　字蟹ヶ窪二千九十三番ノ一　山林八町七反四畝十五歩ノ内凡反別六反五畝歩、竹林造成ヲ目的トス。

第十五条　所有主泉村茶畑山野ニ存立セル松・杉・槻・桧ハ其幹枝共及小竹ノ一年生(即チ新竹)并ニ刈萱根ハ、自今関係大字常設委員ト商議ノ上ニアラザレバ伐採スル事ヲ許サズ。

但、自家用ノ為メ伐採スル新竹及鈴竹ハ此ノ限リニアラズ。

第十六条　従来入会山野火防線中不完全ノ場所有之(これあり)、為メニ間々(まま)失火シ森林原野ヲ焼失セシ実例不少(すくなからざる)ニ付、来ル明治卅四年度ヨリ場所ニ依リ之ヲ廃シ、更ニ巾十五間以内延長ハ其必要ニ応シ、無料ニテ開墾ヲ許ス事。

第十七条　竹木伐採其他便宜ノ為メ、字大沢山ニ通スル道路ヲ茶畑受持常設委員ノ見込ニ任シ改良スベキ事。

第十八条　大字平松入会山地中、左ノ十筆ノ土地ハ相当ノ場所ヲ選ミ樹木植付実行ノ為メ期限ヲ十ケ年以内ト定メ、開墾着手ノ翌年ヨリ試作地壱反歩ニ付金八拾銭

以内ノ賃借料ヲ納メシメ、開墾試作ヲ許ス事。

但、泉村長ハ茶畑及平松受持常設委員ト計リ、特ニ契約スル事ヲ要ス。

字南ノ沢日向二千百七十七番地　野地十一町五反六畝廿九歩

（中略）

合計　山林反別（ママ）　野地反別

内凡反別（ママ）　開墾試作地

第十九条　総テ開墾試作ハ樹木植付ヲ目的トシ之レガ期限ヲ定ムルト雖モ、試作満期ニ至リ継続ヲ必要ト認ムル場所アルトキハ、更ニ契約ヲ為シ尚十ケ年以内ノ継続ヲ許ス事ヲ得。

第弐拾条　賃借人ヨリ徴収シタル料金及小竹ノ伐採料ハ泉村茶畑基本金トシテ信用アル銀行ヘ利付預ケ入ト為ス事。

但、他ノ大字ニ属スベキモノハ本文以外ニシテ毎年一月廿日以前ニ於テ関係大字受持常設委員ト計リ、該料金ノ処分方ヲ決スベキ事。

第廿一条　今後茶畑ニ属スル公有山地ハ樹木植付ヲ為スノ外（ほか）開墾ヲ為サズ、田畑肥料ニ要スル秣刈敷場及茅刈場・牛馬飼料ニ必要ノ場所ハ、其旧慣ヲ変更セザル事。

第廿二条　本村内地水掛リ田地用水ノ水源ニ関スル山地ハ、今後開墾試作ヲ許サズ。

第廿三条　泉村長ハ本規定ニ係ル料金ノ収支、其事務ノ景況ヲ知ラシムル為メ、毎年壱月末日以前ニ於テ特ニ之レガ報告ヲ為スベキ事。

第廿四条　本規定ニ関スル賃借人ハ其契約年限満了（穀菜ノ類ハ其取入終ル）ト同時ニ、賃借ノ土地又ハ立木ニ対シ地上権・専有権等ヲ取得セザルモノトス。

第廿五条　第十五条ニ違背セシモノアルトキハ、其現品ヲ没収シ、該見積リ代金三倍以上五倍以下ノ科料ニ処ス。若（も）シ其資力ニ堪ヘサル者ハ十日以上二ケ年以内当公有山地ニ入ルヲ停止ス。

但、本村住民ハ本文違背者ヲ発見シタル時ハ管理者ニ対シ告発スベシ。

第廿六条　本規定ヲ改正増補セントスル時ハ泉村会ノ決議ヲ経ベキ者トス。

明治参拾参年参月弐拾九日提出

同年　　四月七日決議

泉村会議長

泉村長　柏木格太郎㊞

同村会議員

市川勉之助

（ほか六名）

（裾野市役所所蔵「村会決議書　泉村役場」）

480　開墾届出について茶畑非開墾者一同の陳情書　明治35・7・9（一九〇二）

開墾届出ノ義ニ付陳情書

当茶畑持山林原野開墾ノ義ニ付、今回開墾者一同ヨリ届出タルニヨリ、泉村長ニ於テハ直ニ其筋ヘ該届出ヲナスヘク（ママ）旨、当字人民惣代勝又喜一ヘ申聞ケ有之（これあり）タル旨ヲ以テ、非開墾者一同ヘ協議アリタリ。抑（そもそも）該山林原野ハ元来当茶畑法人持ニシテ、已（こ）ニ人ノ進退シ得ヘキモノニ無之ハ敢（あえ）テ言ヲ待タズ。然（しか）ルニ右開墾者ハ数年前ヨリ当茶畑・平松二ケ字入会ノ場所ニ於テ擅（ほしいまま）ニ水利涵養ノ山林ヲ伐採シ、加フルニ田畑肥料ノ主要タル原野ニモ無制限ニ開墾シ、一見驚クヘキ現象ヲ呈シタリ。右ニ付去ル明治三十二（三カ）年中、当時ノ村長柏木格太郎之レカ規定ヲ村会ニ提出シ村会ハ可決セシニモ不拘（かかわらず）、荏苒（じんぜん）経過、実施ノ運（はこび）ニ至ラス。続テ山本浅次郎村長ノ職ニ当ルヤ、其侵害ノ及フ所停止スルナキヲ以テ、本郡長及土屋五東氏ノ調停ヲ試ミシ事アルモ、其効ヲ奏セスシテ遂ニ今日ニ立至リタリ。如斯（かくのごとく）当茶畑ハ侵墾地ノ為ニ数年来ノ紛擾ヲ来タシ、未ダ非開墾者トノ間示談行届カサルニ、今回泉村長ニ於テ直ニ之レカ届出ヲナサントスルハ、其当ヲ得サル事ト信セラレ候。況（いわ）ンヤ当茶畑ニ於テ未タ区会設置ナキニ於テハ、非開墾者一同ノ首肯シ能（あた）ハサル次第ニ付、一同連署ヲ以テ陳情候也。

駿東郡泉村茶畑

明治三十五年七月九日　　勝又喜一

（ほか二七名）

横浜税務管理局長　斎藤重員殿

各一通

静岡県知事　山田春三殿

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

481

茶畑山開墾についての示談完結届　明治35・7・18（一九〇二）

示談完結届

第一　茶畑字持山林原野ノ内、字市場平ヲ除キ已未墾地共総反別ハ六拾町歩トシ、其範囲内ニ於テ関係入会地ノ分、開墾スヘキ場所反別等ハ、茶畑・麦塚・平松三字開墾者ニ於テ協議ヲ遂ケ割合スヘキ事。

但、已墾地ノ外水源涵養ノ場所ハ開墾ヲナサヾル事。

第二　開墾試作地使用料ハ、入会外ハ壱反歩金五拾銭、入会地ハ同六拾銭トス。

但、本年度分ノ使用料ハ、総反別ノ五分ヲ本年拾弐月ニ、来明治三拾六年度ヨリ期限中毎年六月・拾弐月ノ二期ニ分チ、其全額ヲ開墾者ヨリ茶畑ニ支払フヘキ事。

第三　開墾已未墾地共使用期限ハ本年ヨリ拾ケ年トス。

一　期限中途ニシテ使用シ能ハザル場所ハ、双方協議ノ上処理スヘキ事。

二　期限ニ至リ茶畑字ニ於テ畑地ニ必用ト認ムル場所ハ、料金及年限ヲ定メ更ニ耕作セシムル事アルヘシ。

第四　女竹ハ如何ナル事情アルモ一年生ハ自家用ノ外伐採セサル事。

第五　六拾町歩ノ境界ハ左ノ方法ヲ以テ定ムル事。

一　実測ノ上ハ各筆反別ヲ明確スヘキ調書ヲ添付スル事。

二　丈量ハ泉村長・茶畑人民惣代及案内者トシテ双方三名宛従事スル事。

三　入会地ノ丈量ニハ関係大字人民惣代ヲ立会ハシム

ルモノトス。

四　丈量ハ本年拾月末日ヲ限リ原形ニヨリ実測スベキト雖トモ、風雨等ノ為メ万止ヲ得サル場合ハ此限ニアラズ。

五　第壱項ニ基キ、割合ニヨリ得タル各自ノ使用区分調書ヲ作リ、各自調印シ泉村茶畑区代表者泉村長ニ差出ス事。

六　丈量費用ハ使用料ヲ以テ之ニ充ルモノトス。

但、入会字ニ対スル丈量費用及使用料金割合ハ旧慣ニヨリ十分ノ三トス。

第六　入会地外ニ已ニ植込ミタル杉・松ノ樹木ハ、総テ茶畑区有トス。

第七　前項苗木代金七拾四円及下草刈取リ其他総テノ費用金八拾七円ヲ、茶畑字ヨリ本年末ニ至リ戸数ニ賦課シ徴収ノ上、茶畑開墾者へ支払フベキ事。

第八　明治参拾五年弐月中鳩山・岸弁護士鑑定料及参拾四年度協議費ハ、茶畑住民一般ノ負担タルベキ事。

第九　茶畑開墾者ヨリ平松・麦塚両字住民ニ限リ入会地開墾ヲ承認セラレ度旨茶畑非開墾者へ書面ヲ差出シ、非開墾者ハ承認書ヲ開墾者ニ差出ス事。

但シ請求及承認書共茶畑区代表者泉村長保管ノ事。

第拾　開墾届出ノ義ハ茶畑人民惣代及関係大字人民惣代ヨリ届出ノ手続被致度旨、泉村長へ届出ヘキ事。

第十一　入会地開墾ハ其関係大字人民惣代ヨリ、一般異議ナキ旨、代表スル事。

前記各項ノ通リ示談行届キ一同承諾致候処相違無之ニ付、関係者連署此段及御届候也。

明治参拾五年七月拾八日

駿東郡泉村茶畑開墾者

芹沢弥十郎㊞

（ほか九六名）

駿東郡同村同字非開墾者

勝又喜一㊞

（ほか二六名）

駿東郡泉村大字平松人民惣代
岡田寅蔵㊞
同郡同村大字麦塚人民惣代
勝俣藤三郎㊞
駿東郡泉村長
服部大輔殿

右ノ通リ拙者共双方ノ間仲裁致シ候処、何レモ承諾セラレ事実示談完結候ニ付、連署致候也。

駿東郡泉村大字久根
仲裁人　勝又弥平治㊞
同郡同村大字公文名
仲裁人　室伏源六㊞
同郡同村大字茶畑
立会人　芹澤倉次郎㊞

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

482　茶畑山のうち麦塚・平松入会地開墾請求書および承認書　明治35（一九〇二）・7・18

請求書

今般私共当茶畑字持山林原野ノ内、麦塚・平松二ケ字ニ関スル入会地ヲ開墾致度ニ付テハ、此際同二ケ字住民ニモ相当ノ開墾為致度、就テハ明治三十五年七月十八日附ノ開墾示談完結書各条項確守可致候間、右御承認相成度、此段及請求候也。

明治三十五年七月十八日

泉村茶畑開墾者
芹澤弥十郎㊞
（ほか九六名）

駿東郡泉村茶畑非開墾者
勝又喜一殿
（ほか二六名）

承認書

別紙請求ニ依リ事情不得已場合ニ付、当茶畑字持山林原野ノ内、平松・麦塚ノ両字入会地ニ限リ、明治三十五年七月十八日付開墾示談完結書ノ条項ニ基キ、両字住民ノ開墾ヲ承認候也。

明治三十五年七月十八日

泉村茶畑非開墾者

勝又喜一㊞

（ほか二六名）

駿東郡泉村茶畑開墾者

芹沢弥十郎殿

（ほか九六名）

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

483　深良村山林組合規約

（一八九五）明治28・1

駿東郡深良村山林組合規約

第一章　総則

第一条　明治廿七年本県令第五十一号民有山林組合規約ヲ遵守シ、深良村山林所有者ヲ以テ当組合ヲ組織シ会員トス。

第二条　当組合ハ駿東郡深良村山林組合ト称シ、事務所ヲ深良村深良弐百九拾八番地ニ設置ス。

第三条　当組合ハ森林ノ保護繁殖ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第二章　保護栽植伐採方法

第四条　山林樹木ヲ伐採セル跡ハ、其地質及ヒ時期ヲ見計ラヒ適当ノ種苗植付ヲナスモノトス。

第五条　山林ノ立木ヲ伐採スルハ所有者ノ勝手タリト雖トモ、成ルヘク三ケ年内ニ種苗ヲ播殖スルモノトス。

但シ共有持ノ山林ハ一同ノ協議整ハスシテ伐採スルコトヲ得ズ。

第六条　下柴草等ハ（苗木植付ケノ年又ハ樹□（判読不能）播下ノ年ヨリ）毎年壱回ツヽ刈除クヘキモノトス。

第七条　火防線設置ノケ所（かしょ）及ヒ其ノ方法順序、左ノ如シ。

但シ既設ノケ所（かしょ）荒廃ニ属シタルトキハ其ノ都度修覆

スルモノトス。

一　神奈川県境仙石原村ニ接スル長サ参百六拾四間余

但シ此ノ竣工期限ハ来ル明治廿八年拾二月中トス

同　　元箱根村ニ接スル参百間余

但シ前同断

第八条　炭竈・椎茸竈ヲ設置スルトキハ周囲五間、鍛冶炭ヲ焼クトキハ周囲七間通リ、柴草等ヲ刈除キ掃除スヘキモノトス。

但シ炭竈ヲ開キ又ハ鍛冶炭ヲ焼キ終リタル後チ少ナリトモ弐時間以上現場ヲ離ルヘカラズ。

第九条　山林ノ火災又ハ害虫蔓延ノ兆アルトキハ、予メ定メ置キタル相図ニヨリ実地ヘ出頭シ、警察官吏・村長及組長ノ指揮ヲ受ケ防禦スヘキモノトス。

第十条　秣場山焼ノ節ハ、山林木立ノ場所ニ焼ケ入ラサル様、消防ニ従事スヘキモノトス。

第十一条　左ニ掲クルモノハ妄リニ伐採セサルモノトス。

但シ組合決議ノ上ハコノ限リニアラズ。

一　測量目標トナル林

一　深良村大字深良共有山林内ニアル欅

一　国郡町村ノ境界ヲ表スル林

第十二条　深良村大字深良共有山林ノ薪材伐採期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　毎年　十一月一日ヨリ始メ翌年二月末日ニ終ル　其ノ他ハ禁止ス

但シ　期日内ト雖トモ臨時ノ住人ヲシテ伐採スル事ヲ得ス尤モ落葉枯枝等ヲ拾ヒ取ルモノハ此ノ限リニアラズ

第十三条　深良村大字深良共有山林ノ薪材ヲ他町村ヘ売出期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　毎年　七月一日ニ始メ十月末日ニ終ル　其ノ他ハ禁止ス

但シ　婦女子ニシテ落葉枯枝等ヲ拾ヒ採リ売却スルモノハコノ限リニアラズ

第十四条　本村内ノ山林ヲ売買譲与スルトキハ組長ヘ届出ツルモノトス。

第十五条　本村内山林中野生ノ長芋ハ、本組合ノ認許証ヲ有スルニ非ラザレバ、猥リニ採掘スルヲ得ズ。

第十六条　長芋ヲ採掘セントスルモノハ組長ヘ申出、証票ヲ受ケ常ニ携帯スヘシ。

第十七条　組合ニ於テ長芋ノ採掘ヲ許シタルトキハ、左ノ証票ヲ交付スルモノトス。

但シ証票携帯ノモノト雖トモ、該芋ノ根際ヨリ五寸余ヲ残シ置キ其穴ヲ埋メ置クベシ。若シ違背セシモノアルトキハ後来其ノ採掘ヲ禁スルモノトス。

表

深良村大字　番地 山林内長芋採掘認許ノ証 第　号　姓　名

裏

心得
一　此証票所持ノ者ハ当山林組合規約第十七条但書ヲ堅ク相守ルヘキモノトス
一　山林中事変アリタルトキハ当所ヘ申出ツヘシ

年　月　日　駿東郡深良村山林組合事務所

第三章　役員及ヒ其ノ職務

（中略）

第八章　違約者ノ処分

第五十三条　組合員タルヘキ資格ヲ有スルモノニシテ故ラニ加入セサルモノハ、其ノ筋ヘ告発スルモノトス。

第五十四条　此ノ規約ニ定メタル経費ヲ其納入期日迄ニ納メサルモノハ、其ノ額ニ対スル二倍ノ違約金ヲ徴収スルモノトス。

第五十五条　共有山林ニ於テ過ツテ火ヲ失シタル者ハ、其ノ土地適宜ノ苗木ヲ樹植セシムルモノトス。

第五十六条　本組合内山林ヲ盗伐シ処刑ヲ受ケタルモノハ、自己ノ費用ヲ以テ其ノ盗伐物件ノ価格二倍以上ニ対スル苗木ヲ植継クベキモノトス。

右ノ条々確守ノ証トシテ別冊同盟簿ニ記名調印スルモノトス。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

484

大畑・千福・佐野共有山林保護規約書　（一九一三）**大正2・4・5**

富岡村大畑・同村千福・小泉村佐野共有山林保護規約書

第壱章　総則

第壱条　富岡村大畑・同村千福・小泉村佐野共有左記山林保護並ニ事業経営ノ為メ、此規約ヲ締結ス。

駿東郡富岡村大畑
字仏ヶ尾弐百七拾八番
一　山林弐町壱反参畝弐拾七歩

字同所弐百七拾九番
一　山林参町七反四畝拾壱歩
字マナイタヒラ弐百八拾番
一　山林壱反六畝弐拾七歩
字同所弐百八拾壱番
一　山林五反参畝九歩
字同所弐百八拾弐番
一　山林弐町六反九畝弐拾七歩
字同所弐百八拾参番
一　山林参町弐反九畝拾七歩
字大洞弐百八拾四番
一　山林四町七反拾弐歩
字同所弐百八拾五番
一　山林壱町弐反八畝拾壱歩
駿東郡富岡村千福
字仏ヶ尾千九拾参番
一　山林拾壱歩
字同所千九拾四番
一　山林弐拾歩
字同所千九拾五番
一　山林壱畝弐拾七歩
字同所千九拾六番
一　山林五畝参歩
字同所千九拾七番
一　山林壱反拾八歩
字同所千九拾八番
一　山林九町九畝弐拾弐歩

第弐条　本山林保護経営ノ為メ植林並ニ開墾ヲ為ス事。

第参条　本山林ニ対スル権利義務ハ総テ各大字平等タルベキ事。

第四条　本山林ハ将来分割又ハ売買譲渡等一切之ヲ為スコトヲ得サルモノトス。

第弐章　事業

第五条　植林ハ三大字ノ共営トナシ、開墾ハ三大字住民ニ貸付ケ、之ヲ為サシムル事。

第六条　植林地ノ区域又ハ開墾ヲ為スベキ区域ハ、毎年壱月評議員会ノ決議ニヨリ之ヲ定ム。

第七条　開墾貸附地ハ区画ヲ定メ、毎等壱反歩ニ対シ左ノ料金ヲ徴収ス。

壱等　金弐円五拾銭
弐等　金弐円弐拾五銭
参等　金弐円
四等　金壱円七拾五銭
五等　金壱円五拾銭

但シ本料金ハ時勢ノ変遷ニヨリ更正スルコトヲ得。

第八条　開墾地料金ハ毎年六月参拾日及拾壱月参拾日ノ弐期ニ徴収スルモノトス。

第九条　開墾地ハ弐反歩以上同一人ニ貸与スルコトヲ得ス。

但シ止(やむ)を得サル場合ハ此限リニ非ス。

第拾条　開墾地ノ貸附ハ五ケ年ヲ一期ト定メ、満期継年ヲ乞(こ)フトキハ之ヲ許スコトヲ得。

第拾壱条　開墾地借受人ニ於テ、料金ヲ怠リタルトキハ直ニ返地ヲ命スルモノトス。

第三章　役員

第拾弐条　山林保護事業経営ノ為メ管理者参名・評議員拾弐名ヲ置キ、一切ノ事務ヲ処理セシム。

第拾参条　評議員ハ其大字ニ於テ住民中ヨリ四名ヲ選挙シ、当選者ノ氏名ヲ人民惣代ヨリ書面ヲ以テ管理者ニ届出ツルモノトス。

但シ欠員ヲ生シタルトキハ直ニ補欠選挙ヲ行フベシ。

第拾四条　正管理者ハ評議員会ニ於テ三大字人民惣代中ヨリ之ヲ選挙シ、副管理者ハ其ノ職ニ在ル各大字ノ人民惣代トス。

第拾五条　正副管理者及評議員ハ名誉職トス。

但シ場合ニ依リ実費ヲ給スルコトヲ得。

第拾六条　評議員ノ任期ハ各四ケ年トス。

但シ補欠者ハ前任者ノ残期ヲ継襲ス。

第拾七条　正管理者ハ総テノ業務ヲ処理シ、本山林ノ取締ヲ為スモノトス。

但シ故障アルトキハ、年長ノ副管理者之(これ)ニ代ルモノト

ス。

第四章　会議

第拾八条　評議員会ハ管理者之ヲ招集ス。

第拾九条　定会ハ毎年壱月之ヲ開キ、臨時会ハ臨時急至ヲ要スルトキ之ヲ開ク。

第弐拾条　会議ハ議員三分ノ弐以上出席スルニ非ラサレハ開クコトヲ得ス。

但シ再会招集ハ此ノ限リニ非ラス。

第弐十壱条　会議ハ普通会議法ニヨリ之ヲ開キ、決議ハ出席議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第弐拾弐条　議長ハ正管理者之ニ当ル。

但シ故障アルトキハ年長ノ副管理者之ニ代ル。副管理者故障アルトキハ年長ノ評議員ヲ以テ議長トス。

第弐十参条　管理者ハ毎年予算ヲ定メ又ハ事業ノ報告並ニ収支ノ決算ヲ評議員会ニ提出スルモノトス。

第弐十四条　評議員会ニ於テ決議或ハ認定スベキ事項、左ノ如シ。

一　予算

二　決算

三　植林地及開墾地ノ区域

四　植樹ノ種類

五　開墾地ノ等級

六　其他重大ナル事項

第弐十五条　管理者、評議員会ヲ開カントスル場合ニハ開会三日以前ニ議事ノ件目ヲ記載セル書面ヲ以テ、評議員ニ通知スルモノトス。

但シ急ヲ要スル事件ニ付テハ此限リニ非ス。

第五章　会計

第弐十六条　会計年度ハ総テ暦年ニ依ル。

第弐十七条　予算ノ決議及決算ノ認定ハ毎年一月定会ニ於テ之ヲ為ス。

附則

第弐十八条　各字トモ互ニ本山林保護ノ責ニ任スルモノ

トス。

第弐十九条　本規約ノ改正増補ヲ要スルトキハ評議員三分ノ弐以上ノ同意ヲ得ルモノトス。

右規約ノ有効ヲ証スル為メ、各大字人民惣代及評議員各大字ヲ代表シ署名捺印シ参通ヲ作製シ、管理者及各大字ニ於テ各壱通ヲ保有ス。

大正弐年四月五日

関係者

駿東郡富岡村大畑

人民惣代　加藤幾太郎㊞

評議委員　加藤浅藏㊞

同　市川耕作㊞

同　加藤佐平㊞

駿東郡富岡村千福

人民惣代　鈴木嘉吉㊞

評議委員　横山健吾㊞

同　西島甚太郎㊞

同　鈴木林平㊞

駿東郡小泉村佐野

人民惣代　市川豊作㊞

評議委員　大庭政五郎㊞

同　三好作雄㊞

同　上杉貞治郎㊞

同　中西関太郎㊞

（佐野区所蔵）

第四節　明治の家 Topics III

(1)　明治の家族

485　本分家一族定書　（一八七三）明治6・2・15

（表紙）
明治六癸酉年
一家定書ノ事
二月吉日

定書

一今般明治元辰年已来追々御変革、旁々以事替リ穢た・乞喰・非人等迄、人民上下ノ差別無之趣御触達ニ相成候趣、此上ハ是迄ノ振合ニも難相成段戸長副衆より被申渡、且ハ五人組ノ義も番号順ニ組替ニ相成、左候上ハ幾々ハ相互ニ一家縁合も遠く相成可申候間、一同相談ノ上何所迄も家祖被申置候通り、一家は正ニ実意を不失様仕度、相定メ則左ノ通り。

一組合衆中立合候ノミニテハ都合ニも相成兼候節も有之候間、変事ノ節ハ一家立合格別余組ノ手数ニ不被相成候様可取斗事。

一一家ノ内ニ死縁有之候節ハ、聞及次第早速立合精々心配可致候事。

但し香料ノ義ハ印是いたし過分ノ義致間敷候事。

一婚礼有之節ハ其人ノ心持ニ寄テ可呼申事。

但し祝儀物ノ義も前同断過分ノ義致し間敷候事。

一年暮生身玉ノ義相止ニいたし一家ハ取鎚り不仕、祭礼ノ御祝儀ハ互ニ見舞可申候事。

一何連ノ家ニテも不埒ノ者出来候ハヾ、精々心配致し改心為被致候様可取計申事。

附り、不仕合ニテ相続人無之候節ハ為申合跡敷相談ノ上相撰相続為被致可申候事。

一休日礼日ノ節ハ氏神ェ参詣仕夫より礼可致事。
一他人ェ掛り合候事件出来候節ハ一同評儀ノ上談判可致候事。
附たり、同家ノ内ニテイロン・コラロン（ウか）・サカイロントラ（ウか）出来候共、成丈ハ一家ニテ相談いたし、外組合并村役人ノ手数ニ不被相成候様勘弁可致候事。
一年々一月九日御先祖横山文左衛門殿建日に相当り候間、年始為御礼と昼十二時ニ一同相揃可申候。
附り、六月九日忌日ニ候得共一月ェ取越し申候事
但し為御年玉と半紙ニ限り可申候事。
右ノ条々一同深く相談ノ上相定メ候上ハ幾々子孫末々ニ致ル迄、急度為申聞置堅ク相守り可申候。万一心得違ノ者出来候ハヾ、一同立合及談判ニ隠居被為致、跡相続ノ義ハ一同相談ノ上以目（明カ）鏡相定メ可申候。後日意（ママ）変無御座候様一同連判定書、仍テ如件。

時　明治六癸酉年　二月十五日

駿河国駿東郡鯨（鮎）澤庄片平之里　葛山之郷千福村　住

別家　横山源右ェ門㊞
同　横山　傳平㊞
同　横山　孫平㊞
同　横山義七郎㊞
同　横山新三郎㊞
同　横山　彦造㊞
同　横山又右衛門㊞
同　横山　米吉㊞
同　西嶋善吾郎㊞
同　横山新右衛門㊞

同　横山　民蔵㊞
傳平末家　横山源治良㊞
源右衛門末家　横山　惣助㊞

本家
横山文左ヱ門殿

右条目ノ内一月九日年礼ニ来り候節、正月振舞といたし米五合、銭　持参に付、膳左に相定メ置
一白飯　皿　塩物肴　平（口入とうふエあんかけ）　丼　こんにゃく白合　迄ニ
定メ
一酒　さかなハ有合ノ品
一吸物　壱通りハ餅　跡壱行ハ為見合有合ノ処
一酒五升ニ限り可申候

（千福　横山正美氏所蔵）

486　隠居相続取定

（一八七四）明治7・5

隠居面取定記

一田三反五畝歩　御宿村ノ内字和田
一田弐反歩　字久根添
此地所年季売渡申ニ付年明迄替地字五兵衛田相渡置候
一林壱ヶ所　字樫木坂台迄
一林壱ヶ所　字裏ノ山
南畑畔ヨリ津金澤打越マセロヨリ大川原久保平下ハ吉兵衛裏結ひ際迄
右ノ通リ親類組合立合当人承知ノ上示談ヲ解ケ、隠居面相分ケ御渡シ申上候処、相違無御座候也。

明治七戌年　当人　政五郎
五月　日　立合人　善　六
同　平　助
同　宗八郎
同　源太郎
元組　茂　平

御老父様

（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

487　**年季雇人引受之証**　（一八八三）**明治16・1・28**

年期（ママ）雇人引受ノ証

駿東郡葛山村

□

□

□（人名）

本年二十年

右ノ者貴殿へ御無心申上、年期（ママ）雇トシテ当明治十五年旧十二月廿八日ヨリ来ル十六年旧十二月廿八日迄、壱閧年期（ママ）ト相定メ、給料ノ儀ハ一ヶ年間金弐十弐円ノ御約定ニ御座候。只今正ニ請取申候処実正也。為仕着ノ義ハ前紙ノ通ニ被成下候。依テハ本人ノ義ニ付病気其他ノ事故出来致候共私共引請貴殿へ少も御苦労御損毛相掛ヶ申間敷候。且又万々一病気其他ノ事故ニ因リ三日以上　日間欠候節ハ相当ノ代人差出可申候。将又年期中無謂手間欠候節ハ約定ノ日より本金へ二割ノ利元差加へ無相違弁納可致候。為後日年期雇人引請ノ証依而如件。

右

明治十六年一月廿八日

□（人名）㊞

引受人

□（人名）㊞

□（人名）殿

（葛山　芹澤沢哲哉氏所蔵）

488　**奉公人請状之証**　（一八八三）**明治16・旧正月・1**

奉公人請状ノ証

駿東郡金沢村

□（人名）長女

□（人名）

右ノ者詳細存、慥成者ニ付我等請人ニ相立、当明治十六年旧正月ヨリ来ル同十二月迄御給金四円ニ相極メ、御奉公差出申処確実也。唯今為御取替金弐円也御渡被下、正ニ受取候。残金ノ儀ハ追々御渡可被下候。就テハ御家内ノ御作法急度相守可申候。若又取逃欠落仕候得バ早速尋

出請人ヨリ相弁ヘ少モ御損毛相掛ヶ申間敷候。若長煩又ハ無奉公等仕候ハヽ、引取金員返弁致候共或ハ人代成共御差図次第必然可仕候。為後日奉公人請人ノ証如件。

明治十六年旧正月一日

右本人　□（人名）

証人　□（人名）㊞

同郡葛山村

□（人名）殿

（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

489 家督相続願書

（一八八四）明治17・2・6

家督相続願

駿東郡御宿村

□番地平民農

戸主　□（人名）

嘉永五壬子年四月二十八日生

本月三十一年十一ヶ月

弟　□（人名）

安政三辰年五月十日生

本月二十七年十ヶ月

長女　□（人名）

明治九年五月十七日生

本月七年十ヶ月

右私義別紙医師診断書ノ通病発シ、長女セン生長致候迄家政活計難営ニ付、廃嫡シ依之親戚一同協議ノ上、私義隠居致シ、実弟真田安治郎ヲ以テ家督相続為致度奉存候間、御聞届ヶ被成降度、医師診断書相添親戚連署ヲ以テ此段奉願候也。

右願人

□（人名）㊞

親戚　□（人名）㊞

同断　□（人名）㊞

明治十七年二月六日

駿東郡長　窪　田　凸　殿

前書ノ通願出候間、此段上申仕候也。

戸長　湯川関太郎㊞

（朱書）「駿庶第七十五号

書面願ノ趣聞届候事。

明治十七年二月十四日

駿東郡長　窪　田　凸印」

（御宿区所蔵）

490　離縁復籍届

（一八九〇）明治23・9・15

離縁復籍御届

静岡県駿東郡小泉村富沢□番地

平民□（人名）妹

□（人名）

明治六年一月九日生

右ハ同県同郡同村富澤□番地平民□（人名）妻ニ差遣置候処、今度双方熟談ノ上離縁私妹ニ復籍仕候間、此段御届申候也。

右

明治弐拾三年九月拾五日

□（人名）

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「戸籍関係書類」）

491　縁組届

（一八九一）明治24・7・28

縁組御届

静岡県駿東郡小泉村富沢

□番地平民□（人名）弟

□（人名）

明治弐年八月弐十八日生

右ハ同県下同郡富岡村定輪寺□番地平民□（人名）長女□（人名）夫ニ差遣シ候間、送籍相成度、此段御届上申候也。

明治廿四年七月弐十八日

右□（人名）

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「戸籍関係書類」）

492　子守雇人之証および雇人規則

（一八九六）明治29・1・14

子守雇人ノ証

駿東郡泉村公文名

（人名）　弐女
（人名）

本年壱月拾四才

一金参円也　　但シ壱ヶ年給

右私シ弐女（人名）儀、本年壱月弐拾八日ヨリ同三十年壱月弐拾八日迄壱ヶ年間子守御便（ママ）被下、年給保証人立会正ニ落掌致候処実正也。仕着セノ儀ハ夏ハ木綿麻綾ノ単物壱枚、冬ハ前同様品袷壱枚御着セ可被候。旦勤中病気不埒差合等御座候ハ代人成返り金成共、貴殿ノ存意ニ随い其節御苦労御損毛相掛申間敷、為後日雇人ノ証如件

明治廿九年壱月十四日　駿東郡泉村公文名

本人（人名）
父（人名）㊞
同郡同村同所保証人（人名）㊞

同郡小泉村富澤
（人名）殿

雇人規則

第一条

一　朝夕銘々主人エ辞義ハ不及申、傍輩ノ者迄辞義可申候事。

第弐条

親戚重立候者客来ノ時ハ曩（さき）ニ会釈可致候事。

第三条

傍輩ニテ口喧嘩ハ決テ不相成、相互ニシンハウ可致候。万一真ニ堪兼候ハヽ主人エ可申出候事。

第四条

朝夕ホウカブリハ、居宅ハ決テ不相成候事。

第五条

一　馬士（人名）
一　同（人名）

第六条

一　歩行（人名）
一　同（人名）

一　同　（人名）

右ノ通リ確定仕候。

十八年二月十二日

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

493 **遺書草稿**　（一九〇〇）明治33・2

（表紙）

明治三十三年
遺　書　草　稿
庚子二月時正　　渡邊嘉六郎

予老年に及ぬれは、不時今ハ相成候も難計、其時の為遺書致置候也。天保七丙申年八月名主役、万延元庚申年三月退役、二十五年相勤申候。偖死後手軽に致、目覆壱人、棺式山門共壱人、外小道具壱人、〆三人位。決て花麗致間敷、乍去飲食は十分に取計可申候。墓所の義は、先葬の老母の上ニ埋へし。石碑其侭致置候ては如何。併瓶の義、先老母のかめ一寸改、水たまり有りても如何ニ付、いため可申候。たしか瓶も埋候時、いため可被下候。必右の通御取扱可申候。

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

(2)　人の一生

494 **勝俣藤雄誕生祝の覚**　（一九〇二）明治35

（表紙）

明治参拾五年
子々見祝儀貰請覚帳
勝俣藤雄

記

三月十七日
一糯米七升　伏見　相沢朝三郎
一小豆壱升　伏見　相沢朝三郎
一壱トツ身白絹綾織裏　伏見　相沢朝三郎
四月六日
一ジヲリ壱枚　村　高梨與五郎

一　四月六日　縮緬壱枚
一　ハウシャウ壱枚

記

一　四月十三日　金壱円
　　外ニ菓子一箱
一　金壱円
一　金拾銭
一　金五拾銭
一　金四銭
一　金五拾銭
一　金五拾銭
一　金二拾五銭
一　金五拾銭
一　金六拾銭
一　金六円
一　金五拾銭

松長　増山豊作
境川　柏木格太郎

一町田　鈴木宇市
村　中野里久三郎
村　高梨恒蔵
村　飯塚傳次郎
村　飯塚幸吉
村　飯塚源吉
村　飯塚徳三郎
村　遠藤多賀蔵
　　遠藤喜一郎
村　石川与祖次郎
堂庭　杉山善作
村　小佐野彦次郎

一　金参円
一　金参円
一　金一円
一　金四円
一　金二円
一　金一円
　　外ニ菓子一ツ
一　金参円
一　金参円
一　金二十銭
一　金五拾銭
〆金三拾弐円拾九銭

一　金五銭
一　金四銭
一　金五銭
一　金二十銭

村　勝俣邦俊
中丸　芹沢峯三郎
村　飯塚藤五郎
我入道　岩崎宗作
公文名　室伏幾太郎
中丸　芹沢多根
滝頭　市川久太郎
中丸　市川和雄
境川隠居　柏木甚蔵
道上　柏木大蔵

傳次郎小供
同小供モ
彦次郎小供
幹逸小供

一金二十銭　境川小供　一ウルチ白米二升
一金一円　三月三日魚代　一糯米一升
一金十銭　元次郎小供モ　一同壱升
一金十銭　和十郎小供モ　一同壱升
〆金一円七十四銭　一同壱升
（中略）　一同壱升
一糯米白米参升　村　高梨徳三郎　一同壱升
一糯米白米弐升　村　高梨恒蔵　一同壱升
一糯米参升　村　飯塚傳次郎　一同壱升
一小豆五合　村　飯塚傳次郎　一同弐升
一糯米参升　村　飯塚徳三郎　一粳白米一升
一ウルチ白米参升　村　石川与祖次郎　一同白米一升
一糯米参升　村　高梨与五郎　一同白米一升
一糯米五升　堂庭　杉山善作　一同白米一升
一糯米参斗　村　飯塚源次郎　一同一升
一ウルチ白米弐升　村　彦次郎　一同一升
一糯米三升　村　倉吉　一同一升
一ウルチ白米二升

村　伊太郎
村　滝仁三郎
飯塚幸吉
同　忠七
滝　清七
飯塚文吉
柏木伊三郎
飯塚宇市
飯塚傳蔵
飯塚惣吉
飯塚源作
同　政太郎
同　寅蔵
同　金太郎
同　常蔵
同　貞次郎
山田宇太郎

一同一升　　飯塚亀吉
一糯米五升　　中野里久三郎
一金一円　　境川村　柏木格太郎
一糯玄米三斗　　飯塚藤五郎
一糯米三斗　　勝俣治三郎
一粳玄米一俵　　新谷村　風間平造
一糯玄米三斗　　公文名　室伏幾太郎
一糯玄米二斗五升　　中丸　芹沢峯三郎
一糯玄米二斗五升　　滝頭　市川久太郎
〆玄米糯米参俵弐斗
〆白米糯壱俵弐斗四升
〆粳玄米一俵
　粳白米一斗七升
　小豆五合
四口〆糯粳六俵二斗一升
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

495　勝俣藤雄雛祭り・五月節句祝・ほうそう見舞の覚

（一九〇二）明治35・3・3

（表紙）
明治参拾五年
雛祭リ祝儀貰請覚帳
旧参月参日　勝俣藤雄

記

一金五拾銭　　境川村　柏木格太朗
一金五拾銭　　村　中野里久三朗
一金五拾銭　　村　小佐野彦次郎
一雛衣装天神一ツ　　新谷村　風間平造
一衣装天神一ツ　　村　勝俣治三郎
一金拾銭　　村　飯塚亀吉
一金五銭　　村　飯塚寅蔵
一金拾銭　　村　飯塚忠七
一金弐拾銭　　村　飯塚徳三郎

一金拾銭　村　飯塚伊太郎
一金四銭　村　滝仁三郎
一金弐拾銭　村　飯塚源吉
一金五銭　村　柏木伊三郎
一金拾銭　村　飯塚宇市
一金弐拾五銭　村　石川与祖次郎
一金壱円　村　飯塚藤五郎
一金壱円　中丸　芹沢峯三郎
一金壱円　滝頭　市川久太郎
一金拾銭　村　遠藤多賀蔵
一金五拾銭　村　高梨与五郎
一金五銭　村　滝　清七
一金参銭　村　山田宇太郎
一金五銭　村　飯塚金太郎
一金弐拾銭　村　高梨徳三郎
一金五銭　村　飯塚源次郎
一金弐銭　村　飯塚常蔵

一金弐拾銭　村　遠藤喜市
一金五銭　村　飯塚貞次郎
一金参銭　村　飯塚政太郎
一金拾銭　村　高梨恒蔵
一金四銭　村　飯塚文造
一金拾銭　村　飯塚源作
一金五銭　村　飯塚惣吉
一金拾銭　村　高梨倉吉
一金壱円　中丸　市川和雄
一金壱円　公文名　室伏幾太郎
一金拾銭　村　飯塚傳蔵
〆金九円四拾六銭

明治卅五年新五月五日
節句ニ付祝儀貰請
一金壱円　五月四日　中丸　芹沢峯三郎
一金壱円　五月四日　滝頭　市川久太郎

五月四日
一金壱円五拾銭　村　勝俣邦俊
五月四日
一金参拾銭　松長　小佐野彦次郎
一金弐円　我入道　増山豊作
一ガスシトエ壱枚　堂庭　岩崎宗作
一ネルシトエ壱枚　市場　杉山善作
一ガスシトエ壱枚　新谷　金子伊太郎
一ネズ縮緬壱枚　村　風間平造
四月一日
一金一円　勝俣重枝エ勝俣邦俊ヨリ
雛代貰請ク

三月廿四日
一雛一組　田方郡中郷村新谷　風間平造殿ヨリ雛ヲ貰請ク

勝俣藤雄
ほうそ見舞

一うるち白米弐升　中野里久三郎
一小豆四合　同人
一うるち白米壱升五合　高梨恒蔵
一小豆参合　同人

一ほうそもち壱組　飯塚徳次郎
一ほうそもち壱組　高梨与五郎
一ほうそもち壱組　小佐野彦次郎
一ほうそもち壱組　飯塚伊太郎
一ほうそもち壱組　市川和雄
一ほうそもち壱組　市川久太郎
一ほうそもち壱組　風間平造
一ほうそもち壱組　境川　柏木格太郎
一うるち白米弐升　勝俣邦俊
一菓子拾銭　高梨倉吉
一ほうそもち壱組　室伏幾太郎
一菓子八銭　滝清七
一うるち壱升五合　飯塚藤五郎
一小豆参合

（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

496　勝俣藤雄三歳祝の覚

（一九〇五）明治38・1・15

（表紙）

明治参拾八年

明治参拾八年一月拾五日　勝俣藤雄三ツノ祝ニ付祝儀覚帳

一月拾五日　勝俣藤雄

明治参拾八年一月勝俣藤雄ノ三ツノ祝ニ付祝儀貰請

（親）新戚ヨリ

記

一金参円　卅七年拾二月拾二日　松長　増山豊作宅ヨリ藤雄ニ祝儀貰請

一金参円　拾二月廿六日　堂庭　杉山善作

一金弐円　拾二月廿九日　滝頭　市川久太郎

一金弐円　拾二月廿九日　村ノ　勝俣邦俊

一金五拾銭　拾二月卅日　村ノ　高梨與五郎

一金弐円　拾二月卅一日　中丸　芹沢峯三郎

一金壱円五拾銭　拾二月卅一日　村ノ　飯塚藤五郎

一金拾銭　一月拾五日　村　飯塚惣吉

一金五拾銭　一月十五日　村ノ　中野里久三郎

一金五拾銭　一月十五日　村ノ　飯塚徳三郎

一金拾銭　一月十五日　村ノ　飯塚伊太郎

一金拾銭　一月十六日　村ノ　同　金太郎

一金拾銭　一月十六日　村ノ　滝　清七

一金拾銭　一月十七日　村ノ　飯塚忠七

一金弐拾銭　一月十七日　村ノ　高梨徳三郎

一金四銭　一月十七日　村ノ　飯塚文造

一金弐銭　一月十七日　村ノ　飯塚常蔵

一金五銭　一月十七日　村ノ　飯塚貞次郎

一金拾銭　一月十七日　村ノ　遠藤多賀蔵

一金五銭　一月十八日　村ノ　杉山傳吉

一金拾銭　一月十八日　村ノ　飯塚源次郎

一金拾銭　一月十八日　村ノ　同　宇市

一金五銭　一月十八日　村ノ　滝　仁三郎
一金拾銭　一月廿日　村ノ　柏木伊三郎
一金五銭　一月廿二日　村ノ　飯塚幸吉
一金五銭　一月廿二日　村ノ　山田宇太郎
一金拾五銭　一月廿三日　村ノ　飯塚傳蔵
一金拾銭　一月廿日　村　源作
一金三円　四月五日　我入道　岩崎宗作
外ニ風呂敷一筋
一金三円　四月八日　中丸　市川和雄
外ニ風呂敷一筋
一七子三ツ身一枚　平造
一八丈三ツ身一枚　新宅
〃十三円六十六銭　和枝
一金拾九円六拾六銭　勝俣藤雄有金
明治三十八年一月十五日
勝俣藤雄三ツ祝ニ付祝儀貰受ケ
一金拾九円六十六銭
内金三円預金
差引金拾六円六十六銭
〃拾九円六十六銭
十二月廿一日
一金壱円　一丁田　鈴木宇一郎
（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

497　勝俣藤雄七歳祝の覚　（一九〇九）明治42・1・26

（表紙）
明治四拾弐年
壱月
明治四拾弐年壱日　七ツノ祝ニ付祝儀覚帳
弐拾六
己壱月弐拾六日　勝俣藤雄

明治四拾弐年壱月弐拾六日ヨリ勝俣藤雄七ツノ祝ニ付新(親)戚ヨリ祝儀覚記ス

記

一　壱月七日　金拾円　外ニ菓子壱箱藤雄しげゑ弐人トモ　楊原村我入道　岩崎宗作
一　壱月廿二日　金参円　外ニ菓子壱箱　松長　増山豊作
一　壱月廿四日　金三円　中丸　市川和雄
一　壱月廿六日　金五円　滝頭　市川久太郎
一　壱月廿六日　金三円　外ニ砂糖一斤　公文名　室伏幾太郎
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ手拭弐筋　公文名　室伏源六
一　壱月廿六日　金参円　外ニ菓子一箱　堂庭　杉山善作
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ菓子一箱　中丸　芹沢多根
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ風呂敷　中丸　同　清根

一　壱月廿六日　金五円　小山　天野佐吉
一　壱月廿六日　反物一反　御殿場下宿　天野惣三郎
一　壱月廿六日　金五拾銭　公文名　室伏与三郎
一　壱月廿六日　金弐拾銭　外ニ風呂敷　内屋敷　柏木魁太郎
一　壱月廿六日　金四円　村　勝俣邦俊
一　同月同日　金壱円　村　同人・しげゑ分
一　同月同日　金三円　村　飯塚林太郎
一　壱月廿六日　金三拾銭　富沢　渡辺真吾
一　壱月廿六日　金五拾銭　道上　柏木慎次郎
一　壱月廿六日　金五円　茶畑　同　格太郎
一　壱月廿六日　金五拾銭　境川　隠居
一　壱月廿五日　金五拾銭　外ニ砂糖　外ニ手拭一筋　佐野　三好元精
一　一月廿六日　金五拾銭　外ニ菓子一箱　佐野　大出俊作
〆　金五拾一円

明治四拾弐年壱月廿六日七ツノ祝ニ付買物

一　金壱円拾五銭　壱月拾九日　車分一貫め
一　金五拾四銭　同月同日　印ノ舞
一　金拾銭　同月同日　千兵代
一　金三銭五厘　同月同日　割はし
一　金拾六銭　同月同日　椎たけ
一　金拾五銭　同月同日　小椎たけ
一　金五銭　同月同日　切いか
一　金拾四銭五厘　角天八本
一　金三拾一銭　同月同日　上中白二斤
一　金五拾四銭　同月同日　白あん六本
一　金九銭五厘　同月同日　伊豆のり
一　あじ　壱月廿五日　三拾五
一　さば　拾弐
一　鳥がい　一箱
一　むきみ　一箱
一　小だい　弐十
一　金廿銭　一月廿五日　をりばこ拾　壱ニ付二拾銭

宛

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

498　**慈眼院本光源隆居士忌中見舞の覚**　（一九一六）**大正5・8・23**

（表紙）

大正五年
慈眼院本光源隆居士
八月弐拾三日亡ス

慈眼院本光源隆居士八月弐拾六日忌中見舞

一　白米参升　村　石川与祖次郎
一　糯米参升　村　高梨与五郎
　　外ニ小豆壱升
一　糯米壱組　公文名　室伏正吉
一　糯米弐升　村　高梨恒吉

一糯米参升
外ニ小豆壱升
一町田
鈴木宇市

一糯米四升
外ニ小豆壱升
我入道
岩崎宗作

一糯米参升
外ニ小豆壱升
滝頭
市川久太郎

一糯米参升
外ニ小豆壱升
中丸
芹沢峯三郎

一金壱円
中郷村新谷
風間平造

一糯米参升
外ニ小豆壱升
村
勝俣邦俊

一金壱円
外ニ箱菓子壱箱
松長
増山豊作

一糯米参升
北上村佐野
三ツ石榮左衛門

一糯米参升
外ニ小豆壱升
村
中野里久三郎

一糯米参升
村
飯塚藤五郎

一粳米弐升
村
遠藤八太郎

一糯米弐升
村
小佐野彦次郎

一糯米弐升
村
高梨茂三郎

一粳米弐升
村
高梨倉吉

一粳米弐升
村
飯塚惣吉

一粳米参升
村
飯塚徳三郎

一糯米弐升
村
飯塚伊太郎

一糯米五升
外ニ小豆壱升
境川
柏木格太郎

白米参升
壱間

糯米参斗六升
拾三間

粳米九升
四間

小豆七升
七間

一金弐円
弐間

糯米壱組
壱間

一糯米三升
多呂
中野里庄太郎

外ニ小豆壱升

拾二月廿六日
外ニ死ニ見ニ
白木三升　栄右衛門（サノ）へ遣ス

大正五年九月拾一日
忌中払浜下リ節入費
一金四拾四銭　蓮根四本
一金三拾三銭　上晒あん三本
一金拾銭　寒切ふ代
一金弐拾銭　切スルメ代
一金七拾銭　中白六百目
一金五拾銭　寒天弐拾本
一金弐拾七銭　青板半たば
一金拾一銭　氷こん一わ
一金壱円八拾五銭　茶漬茶碗七拾、壱人前拾宛七人分
茶漬茶碗拾代金二拾六銭四厘ニ当ル
一金一円九十五銭　茶呑茶碗拾五本
壱人分拾宛壱人分拾五銭宛ニ当ル
一金四円五拾一銭　大正五年九月拾八日ニ東京亭ニテ
食料
一金五拾銭　沼津千本東京亭ニテ茶代
一金壱円廿五銭　庸銭
一金　沼津千本浜ニテ浜下ニ付テ菓子代
一金弐円　沼津ヨリ佐野迄ヲ回数乗車券
一金五拾四銭　茶附茶椀二人前、一人前拾ヅヽ
一金参拾銭　梨一貫目廿四
一金八拾銭　吸物魚代
一金五拾銭　三盆白一斤
一金拾壱銭　こんにゃく弐本
一金拾七銭五厘　豆腐三丁半
一金四拾九銭　炭一俵
一金弐銭　をかい弐本
一金五拾銭　東京亭へ茶代

一金弐拾銭　東京亭ノ女中へ
一金弐拾銭　三島ヨリ伏見迄車代
一金六銭　伏見停留場ヨリ沼津郡役所前迄電車代
一金拾五銭　氷水代四人分
〃金拾八円七拾五銭五厘
一金拾五銭　不二見千茶拾代
二口〃右計金拾八円九拾銭五厘
忌中払ノ掛リ
金拾八円九拾銭五厘
香料金弐円五銭
差引残金拾六円八拾五銭五厘
内ノ金ヲ使払可シ
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

499　**紹光院興室貞栄大姉二五回忌・孝順院玉芳重艶禅童女七回忌の覚**　大正15（一九二六）・2・22

（表紙）
紹光院興室貞榮大姉　弐拾五回忌
孝順院玉芳重艶禅童女　七回忌
大正拾五年弐月弐拾弐日　勝俣為治郎

紹光院興室貞榮大姉　弐拾五回忌
孝順院玉芳重艶禅童女　七回忌

一金弐円　菓子一箱　増山琢磨
一金三円　杉山久雄
一金壱円　外菓子一折　岩崎竹次郎
一金二円　線香一箱　勝俣正一
一金壱円　外ニ菓子一袋　鈴木宇二郎

一金参円	室伏正吉
一金弐円	室伏幾太郎
一金二円 外ニ砂糖一斤	市川　直
一金一円	柏木正枝
一金一円 外ニ砂糖一斤	柏木慎次郎
一金一円	芹沢　博
一金壱円	芹沢清根
一金壱円	芹沢　律
一金壱円	天野佐吉
一金弐円	大木茂三郎
一金二円	風間平造
一金壱円	風間和久
一金弐円	勝俣英逸
一金壱円	勝俣義夫
一金五拾銭	高梨与五郎
	飯塚藤五郎
一金壱円	室伏与三郎
一金壱円 外ニ砂糖一斤	大庭政五郎
一金三円	勝俣甲子夫
〆三十五円五十銭	

（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

500　**勝俣藤雄祝言祝の覚**　（一九二六）**大正15・3・13**

（表紙）

大　正　拾　五　年

大正拾五年参　月
拾参日勝俣富士雄祝言ニ付祝儀覚帳

新参月拾参日
旧壱月弐拾九日　勝俣富士雄

記

一金六円九拾銭　三十七　鳥四わ壱貫八百九拾目

金　トリ二わ一貫百目

一金六円参拾銭　障子紙　一金二円二拾銭　テウチン四ツ代
一金壱円参拾銭　三島へ荷ヲ取リニ行クニ付　一金四拾九銭　紙代
一金壱円五拾銭　昼食代　一金七拾銭　さらし一反代
一金八円五拾銭　玉子代　一金一円　足袋代
一金拾七円五拾九銭　シイタケ代　一金九拾銭　テフキ掛ケ外三品
一金拾壱円六拾銭　玉子代　一金一円五拾四銭　半紙二拾帖水引
一金壱円八拾銭　玉子代　一　祝儀袋
一金壱円二拾五銭　しきしま拾　一金五円　外ニ出ス
一金七拾二銭　ざる三ツ代　一金三円　下女下男へ
一金三円　さつき大玉壱ツ　一金五円　料理人へ御祝儀
一金一円　シイタケ代　一金二拾円　小学校教員へ菓子代拾一人分
一金八円卅銭　豆腐代　一金二円　外ニ諸品
一金　テアライバチ　一金三円　車夫へ祝儀
一金二拾六銭　テフキ掛ケ　一金三円五拾銭　諸品代
一金七拾八円　ヒバシ代　一金　三ツ目ニ付祝儀
一金　村方引物ヲジュウ（重）六拾人前　一金一円　他青年へ出ス
　　親類客へ引物赤ノ水サシ

一金一円　出ス
金百卅五円　カツシシ代
一金百円　借入
外ニ二百円納金ニ出ス

目録

一簞笥　弐荷
一長持　壱荷
一釣台　壱荷
一挟箱　壱荷
一縫機　壱荷
以上

右の通り幾久
敷愛てたく
御受納被成下
度候也。

風間平造

勝俣為治郎殿

大正十五年三月十三日

目録

一御反物　二
一寿留女　一
一子生婦　一
一志良賀　一
一寿恵広　一
一鮮魚　一
一家内喜多留　一
以上

右幾久敷愛て
たく御受納被
成下度候也。

大正十五年三月十三日

風間平造

勝俣為治郎殿

三月拾三日　親類ノ祝儀

一金五円　松長　増山琢磨
外ニセンス二本

一金拾円　堂庭　杉山久雄
一金五円　村　勝俣英逸
一金三円　村　勝俣義雄
一金二円　沼津市追手町　勝俣正一
一金五円　村　勝俣甲子夫
一金五円　裾野駅前　天野佐吉
一金五円　横濵　渡辺八郎
一金五円　新谷　風間和久
一金三円　中村　大木禎作
一金五円　公文名　室伏正吉
一金五円　同　幾太郎

一金五円　我入道　岩崎竹次郎
外砂糖
一金弐円　中丸　芹沢律
一金五円　内浦村長濵　大川準ノ助
松魚節（拾本）　金岡村沢田　江藤啓太郎
一金二円　茶畑　市川久太郎
一金三円　茶畑　芹沢博
一金五円　市川直
御かたみ　市川直

三月拾四日泉村有志

一金五円　境川　柏木甚三
一金弐円　道上　柏木慎次郎
一金壱円　茶畑　清水藤吉
一金壱円　茶畑　山本俊雄
一金壱円　茶畑　清水勘右門
一金壱円　茶畑　勝又良一
一金壱円　茶畑　市川虎三

一金弐円　茶畑　芹沢鐵太郎
一金弐円　茶畑　芹沢清根
一金弐円　末広二本　裾野駅前　川村宇太郎
一金弐円　裾野駅前　大出俊作
一金弐円　小泉村二本松　湯山辨作
一金壱円　小泉村佐野　大庭政五郎

学校教員

松魚節大箱一ツ
（教員）㋮横山恭仁夫
（教員）㋮服部英隣
（教員）㋮芹沢幸根
（教員）㋮秋津直一

一金弐円　公文名　室伏与三郎

役場委員

一金参円（役）　○飯塚林太郎
一金壱円　芹沢倉次郎
一金壱円　勝又嘉重
（役）○芹沢（五郎）
（役）○室伏正隆
（役）○市野昇
（役）○室伏次男
（役）○芹沢芳雄

一金弐円
泉村
巡査部長
杉浦
泉村巡査
岡本
山本太吉

金壱円　外御砂糖
〆百九円
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

第五節　〈教育〉による「国民」の再編成

(1)　小学校教育の再編と拡充

501　赤痢流行につき休校

（一八九七）明治30・8・10

富岡村
須山村組合村立嶽南尋常小学校
同　下和田尋常小学校
同　須山尋常小学校

右三校共伝染病流行ニ付小学校令第拾四条末項ニヨリ、向二週間休校為致候ニ付生徒父兄ェ無洩御示達相成度此段相達候也。

明治三十年八月十日

富岡村
須山村　組合村助役　中川庄平印

千福常設委員
横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

502　御真影ならびに勅語設置場所

（一九〇一）明治34・4・30

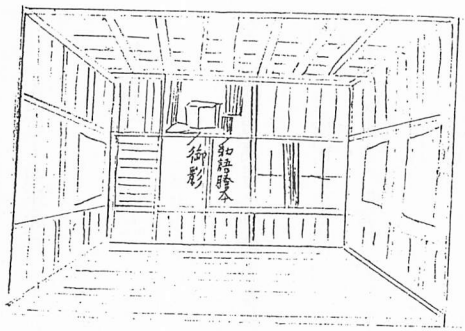

奉置所内面ノ圖

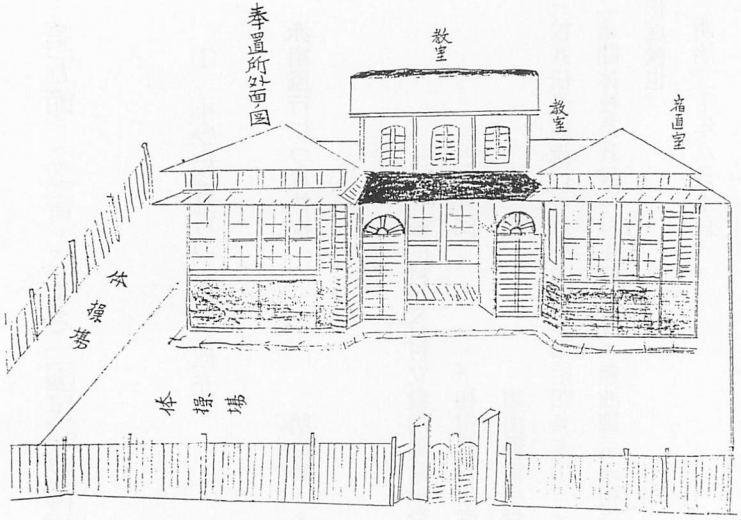

学第三七号

明治三十四年一月廿四日訓令甲第二号ニヨリ御影並勅語謄本奉置所別紙絵図面ノ通リニ御座候。此段開申候也。

明治三十四年四月三十日

駿東郡須山村長　勝田房平

静岡県知事　志波三九郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

503　佐野原高等小学校の事務引継内容　明治35（一九〇二）

学校組合事務ニ関スル件

一本学校組合ハ明治二十五年泉村ト組合ヲ設ケシ以来、校舎移転其他云々等前任者ヨリ引継キアリタリ。而シテ未ダ組合内ノ平穏ニ帰セサル折柄、生徒ハ追々増加シ教室ヲ建設スルニ非サレハ、児童不幸此上モナキ場合ニ立至リ、依テ組合会ニ事情ヲ陳述シ賛助ヲ得テ明治三十一年度末ニ於テ五間ニ六間ノ教室壱棟ヲ増築セリ。然レドモ猶入学スル児童年一年ヨリ多ク、本年度

ニ至リテハ生徒ヲ容ルヽノ余地ナク、猶又五間ニ五間ノ副築ヲ為スニ至レリ。又学級ヲモ八学級ニ変更致シ候。

一当組合学校有財産ハ更ニ金員無之、校地及建物其他ノ財産ハ別紙台帳ニ詳記シ有之候。

一生徒授業料ハ、明治三十参年勅令第三百四十四号改正小学校令ニヨリ、明治三十四年度ヨリ三ケ年間生徒一人ニ付一ケ月金拾銭ヲ徴収スル事ニ認可ヲ得、其徴収方ハ期日ヲ定メ毎月収役ヲ出校トサシメ徴収シ来リ候。

一教員中精勤ニシテ特ニ職務勉励ノ者ニハ、年末ニ於テ県知事ニ具申シ手当金ヲ贈与シ来リ候。

一明治三十三年小学校令発布セラレテヨリ教員ノ勤怠其他ヲ監視セシムル為メ、公民中ヨリ出ツル学務委員ヲ毎月壱人壱回宛各番ニ出校セシムル見込ニ有之候。

一明治十九年四月公証三好季次及日吉又四郎ヨリ佐野村外十二ケ村宛地所売渡シノ証弐通引渡シ申候。

一佐野高等小学校家屋貸供料ノ義ハ壱ケ年金拾円五拾銭宛、明治参拾弐年ヨリ同三拾四年迄三ケ年、杉山角平外壱名ノ代理トシテ組合長ヘ請求致シ来リ候。尤モ参拾壱年度分ハ請求不仕候。

（後略）

（石脇　大庭力氏所蔵「事務引継演説并目録書」）

504　小泉尋常小学校の設立　（一九〇七）明治40・4・30

諮第壱号

尋常小学校位置選定ノ件

本村ハ明治二十三年勅令第三百四十四号小学校令第七条ニ依リ、明治三十八年泉村ト学校組合ヲ設ケタルモ校舎ノ設備不完全ナルヲ以テ移転改築ヲ要スルモノトス。然ルニ其位置ニ就キ両村ノ協議整ハザルヲ以テ本村ハ同令第六条ニ依リ、尋常小学校ヲ設備スルノ見込ミニヨリ其位置ヲ左ノ場所ノ内ニ選定セントス。

小泉村佐野字下追分千四拾六番

一畑反別弐反七畝弐歩

同　村佐野字二本松千四拾九番
同　千五拾番

右諮問ス

明治四十年四月三十日　小泉村長　飯田友吉

決議

理由

佐野原尋常高等小学校ハ明治三十八年四月一日小泉村ト泉村トノ学校組合ヲ設ケタルトモ、校舎狭隘ニシテ児童ヲ収容スルニ足ラス。且ツ廃頽甚タシキヲ以テ改築ヲ要スルニ付、寧ロ適当ノ位置ニ移転スベシトハ両村ノ異議ナキ所ナレトモ、其位置ニ対シ両村所見ヲ異ニシ到底協合ノ見込立タサルモノト認メ、本村ハ独立シテ一校ヲ設備セザルヲ得サルモノト信シ茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリトス。

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

505　泉村立小学校創立記念林の造営　明治41（一九〇八）・3・24

議第七号

学校紀(記)念林造営ニ関スル件

学校紀(記)念林造営ニ関スル件

学校其本金ニ充ツルノ目的ヲ以テ左ノ各項ニ遵ヒ本村ニ於テ学校紀(記)念林ヲ造営スルモノトス。

一　本村大字茶畑持通称東山入会山地ニ於テ約参拾町ノ学校記念林ヲ造営スル事。

二　造林地ハ平松麦塚公文名久根ノ四ケ大字ハ各五町歩内外、茶畑大字ハ拾町歩内外トシ、各大字実地ニ就キ調査シ適当ノ箇所ヲ選定シ字番反別等ヲ村長ニ届出ベシ。

三　造林スル五ケ大字ハ土地使用料トシテ壱反歩ニ付壱ケ年金弐銭ヲ所有者茶畑ニ支払フ事。

四　造林事業ハ村長監督ノ下ニ各大字ニ之ヲ委託ス。

但、造林ハ杉檜ノ二種ニ限ル。

五　造林地ハ二十五ケ年乃至三十ケ年ノ後ニ於テ其立木

ヲ第一期ノ売却ヲナシ、其売却代金十分ノ三ヲ其大字造林奨励費ニ交付シ、十分ノ七ヲ教育基本金ニ充ツ。

但、立木売却跡地ハ前各項ニ遵ヒ直チニ植継グ事。

明治四拾壱年参月弐拾四日提出

同　年　同　月　同　日決議

泉村会議長

泉村長　勝俣邦俊

同村会議員　服部大誧

（ほか一〇名）

理　由

明治四拾壱年度ニ於テ泉村ハ小泉村トノ学校組合ヲ解キ単独ニ経営ヲ為サヾル可ラズ。一ハ以テ泉村立小学校創立ノ紀念トナシ、一ハ以テ学校将来ノ基金ヲ豊富ナラシメントス。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

（裾野市役所所蔵「村会決議書」）

506　就学児童調査の差異について注意　（一九〇四）明治37・10・31

甲学第九三八号

従来町村長ヨリ報告ノ学齢児童調査甲号表及小学校長ヨリ報告ノ小学校児童調査年表ニ依レハ、学齢簿面ニ在ル就学者数ト小学校ニ在学セル児童数トノ間ニ著シキ差異ヲ見ルコト有之候処、右ハ主トシテ左記ノ事情アルニ因ル義ト認メラレ今後一層調査ヲ正確ニシ就学事務ノ整理ヲ期スヘキ旨其筋ヨリ申越ノ義有之候条、今後充分御注意調査ヲ正確ニセラレ度此段及通牒候也。

明治三十七年十月三十一日

第三課長駿東郡視学　松平勝種㊞

須山村長　渡辺春吉殿

記

一　学齢簿ノ加除ヲ往々成規ノ通リ取扱ハザルモノアル事。

二　学齢簿面ニハ就学トシテ取扱ヒ、事実ハ未タ学校ニ

出席セサル児童アルコト。

三　一旦就学セルモ学年間一日モ出席セザル児童ヲ尚学齢簿面ニ就学トシテ存スルモノアル事。

四　三月ニ卒業セシ児童ヲ学齢簿面ニ卒業者トセス、尚現就学者トシテ取扱フ者アルコト。

五　小学校児童年表中、三月一日現在児童数ノ調査ガ同表様式備考第三号ノ調査方法ニ違フモノアルコト、例之三月一日ニハ出席セザルモ、其学年内ニ一日以上出席セシ者ヲ除キシモノアルコト、又ハ三月一日ニ在籍スルモ其学年内一日モ出席セサル者ヲ其儘加ヘアルモノアル事。

（裾野市役所須山支所所蔵「学事関係書類」）

507　学齢児童の就学猶予免除について　（一九一一）明治44・2・24

（朱筆）「甲学第二三五号」

学齢児童就学猶予ノ件ニ関シ別紙認可稟申ノ処、貴村学齢児童中此ノ以外就学ヲ猶予、若ハ免除ヲ要スルモノ更ニ無之候哉、一応承知致置度尚ホ又御申出ノ四名ハ何レモ年長児童ニシテ家計モ亦裕ナラズ就学上困難ノ事トハ存候ヘ共、中ニハ多少ノ財産ヲ有スルモノモ有之、コレト同程度ノ家庭ニ於テ男児ハ就学致シ居ル場合女子ナリトテ就学ヲ猶予スルハ義務教育ノ本旨ニ副ハサルコトヽモ被存候条、学齢ニ達スル迄ハ三十五年十二月県訓令甲第三十号年長児童特別教授ニ関スル要項ニ拠リ取扱フカ、或ハ其ノ他ノ適法ヲ講シ何トカシテ就学セシムル様致度ニ付御再考相成度依命書面返戻此段及照会候也。

明治四十四年二月二十四日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

508　教師より父兄への要望　（一八九八）明治31・10・14

本日御村民の御集会有之候趣きを以て態々御使を蒙り、御手数の段謝し奉り候。就ては即時参上の心得の処、生

憎両三日来脳病の気味にて薬用致し居り候次第、且つ又北堀氏にも風邪に有之出張致し兼ね候間左の件々取敢つの御説示下され度此段申進め候也。

一近時生徒の出席多分に遅れ勝ちにて授業上不都合に候間、成るべく遅刻欠席無之様御談し下され度候。

一学校にて授業候模様は時て父兄に於ても御問試み下され度候。

一作法の義は父兄に於ても相当に御答礼下され度候。之れ礼法の奨励に有之候。

一家庭と教師とは常々相談教養致度に付、時々刻々父兄にも学校を問れ度、然る上は教授上至極好都合に有之候。

一外には父兄諸君の御注文も多々可有之に付、御聞取御報に相成度御手数様ながら御願申上候。

先は右迄申進め候也。

十月十四日　　奥原良吉

横山源治郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

509　正副組長設置規定　（一九〇六）明治39・9・25

明治三十九年九月廿五日、各字ニ組長副組長ヲ置キ、参校及帰宅ノ途中監督ノ任ニ当ラシム。其組織及心得左ノ如シ。

一　小泉村ヲ分チテ七組トス

一ノ組佐野　但、学校ヲ中心トシ上下二組ニ分ツ

二ノ組石脇　三ノ組富沢　四ノ組二ツ屋

五ノ組堰原　六ノ組水窪　七ノ組伊豆島田

二　泉村ヲ分ツテ五組トス

一ノ組茶畑　但、坂台、坂下ノ両部ニ分ツ

二ノ組公文名　三ノ組久根　四ノ組麦塚

五ノ組平松

途中心得

一　組長副組長はまじめに、しつかり自分の職務をつく

すべきは云ふまでもないが、少しでもおごりたかぶるよーなことがあつてはなりません。

一　学友は何事にもすなほにして、組長や副組長のいひつけを守らねばなりません。

一　途中にて荷車、馬車などにあつた時は気をつけるです。とりわけ鉄道線路の踏切や橋の上をとほる時は、よく気を付けねばなりません。

一　何かつがうがあつて列を離れようとする時は、ことはりなしではいけません。

一　組をはなれる時は相互に敬礼をしなければなりません。

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校沿革誌二」）

組長規定

第一条　児童ノ自治心ヲ養成シ、兼テ訓練上ノ一助トシテ各大字ニ組長正副二名ヲ置ク。

第二条　正副組長ノ任期ハ一ヶ年トシ、学校長之ヲ命ス。

其様式左ノ如シ。

第学年
誰
何字組長（副組長）
ヲ命ス
年月日
校名

第三条　正副組長ハ六学年ヨリ任命スルヲ常例トス。

第四条　組長ノ心得ベキ要務左ノ如シ。

一　時間ニ遅刻ナキヤウ注意スルコト。

二　欠席児童ニ注意ヲ与フルコト

三　往返ノ途中、不都合ナキヤウ注意スルコト。

四　学校ノ命令、若クハ訓諭ニ違フモノニ注意ヲ与フルコト。

五　児童ニ善行、若クハ不良ノ者アルトキハ申出ツルコト。

六　毎朝其字ノ出席ヲ整理シ、担任職員ノ検閲ヲ受ク

ルコト。

七　毎月末其字ノ出欠調査ヲナシテ、担任職員ノ検閲ヲ受クルコト。

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校　校規」）

510　家庭通告表

（一九〇六）明治39

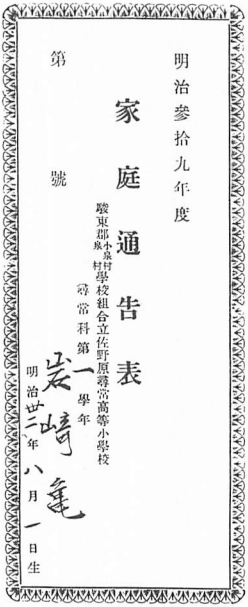

次ぎの項目は学校に於て児童の訓練上特に注意しつゝある所なれば家庭におかれても殊に其の御心得ありたし。

一　父母教師其の他目上の人の命令訓誨等によく服従し、速かに行ふへきこと。

一　規則命令及び約束などは之を守り服従すべきこと。

一　父母教師及目上の人には勿論、兄弟姉妹朋友の間などは礼儀作法を行ふへきこと。

一　言葉には相当の敬語を用ふること。

一　自分の力相当に学校の仕事と家事の手伝とをなし、よくつとむること。

一　欠席遅刻早引欠課をせぬこと。

一　衣、食、学校用具は質素を旨とすへきこと。

一　小遣銭、便賃及自分の働いて得たる金銭は之を貯ふへきこと。

一　貯畜は之を奨励して児童をしてよく集め、よく散するの美徳を養ふこと。

（各自不慮の災難に備ふるの外、人の為め世の為め公共の為め適当に消費すること。）

一　児童相当に自身になし得へきことは、つとめて人手を借りぬやう独立の気象の自治の習慣を養ふこと。

一　尚進みて自ら善と信することは躊躇なく之を行ひ、不善と知らは直ちに之を改むること。

一公共の物件場所には特に注意すへきこと。
一服装は質素になすは勿論、運動に都合よくすべきこと。
一帯は必ず後にしむること、其他羽織の紐帽子の被り方に注意すること。
一いくら寒くとも襟巻手袋等は務めて見合すこと。
但し病気若しくは体質等によりては此限りにあらす。
一日々手拭は携帯すること。
一児童日々の登校は始業の凡十五分前か二十分前を適度とす。
一始業時間限は五月より十月迄は午前八時、其他は午前九時なり。
一児童の監督者は屢々参校ありて其実況を観察せられたきこと。
一幼年生に過度の復習は害あれとも学年の進むに従ひて一時間位、高等科には二時間位に於て復習を兼ねて下しらべを為さしめたし。
一図書習字等の成績物、自己の工夫によりてなりたるものは時々検閲して奨励ありたり。
一左記物品は平日学校に備へ置くことを許す。
一硯箱及其附属品　一　草紙　一　石盤
一算盤　一　雑巾(長八寸巾六寸)
一尋常四年以上の女子は裁縫用具(之は学校の定むる寸法)　一　上草履

(佐野　岩崎達生氏所蔵)

511　児童成績物の回覧　年月日不詳

成績品回覧規程

一　家庭ノ回覧ニ付スベキ成績物ハ綴方、図画、書方、手工トス。但、手工ハ時宜ニヨリ省クコトアルベシ。
二　回覧物ハ全級児童ノモノヲ一綴トシ(各科毎ニ)、第一学期末第二学期ニ取纏メ、第二学期中及第三学期中ニ回覧セシムベシ。
三　回覧成績物綴ハ左ノ如ク表記シ、別ニ家庭ノ一覧済検印欄及批評欄ヲ設ケ、学級備付風呂敷ニ包ミ、一家

庭ニ留ムベキ日限ヲ定メ輪次ニ児童ニ持参セシムベシ。

明治何年度何学期末
尋常科第学年　何科成績物
小泉尋常小学校

児童成績物廻覧要項

一　成績物は左の大字順に綴ってあります。
佐野一の組　佐野二の組　佐野三の組　石脇
富沢　二ツ屋堰原　伊豆島田

二　成績物は児童一人一日留めとし、順次お廻し下さい。

三　成績物へ御覧済みの印を願ひます。

四　御注意のことや御批評は沢山批評欄へ御記載を願ひます。

明治四十三年十二月

批評欄

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校校規」）

512　学芸会開催の通知

（一九一七）大正6・10・2

拝啓益御清栄奉賀候。扨て来る四日木曜日（雨天順延）午前九時より十二時迄本校に於て学芸会開催仕り候。従来本校に於て分校合同の全校各学年に渡りての学芸会を致したること無之ゆへ共新校舎増設にも相成候間、此際開催仕候。孰ては児童平素の学業の成果を御覧被下且つは今後指導教養上の御意見等御漏しの栄を得たく父兄、母、姉どなた様にても御一名御来校被下度此段御案内申上候。

以上

十月二日　嶽南尋常小学校

岩瀬重吉殿

（御宿区所蔵「諸綴込帳」）

513　秋期陸上運動会挙行の通知

（一九一八）大正7・10・3

秋冷の候、益々御清穆賀上候。来る十月六日午前九時より本校々庭に於て秋期陸上運動会挙行仕るべく候に付、

御来観の栄を得度此段御案内申上候。　敬具
追々雨天の際は順延に相成可申候。
尚甚だ失礼には候へ共、当日は御粗末なる昼食差上可申候。
大正七年十月三日
嶽南尋常小学校長　増田隆一
湯山半七郎殿
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

514　**郷社・村社の祭典日を学校休業日とすること**　（一九一〇）**明治43・9・26**

甲学第一三〇三号
学校所在地ノ官国幣社県社及特ニ由緒アル郷社村社ノ祭日ハ一日間学校休業日トナシ、若シ年内ヲ通シテ祭典休業日二日以上ニ及フトキハ日数ト事由トヲ具シテ管理者ニ於テ県知事ノ許可ヲ受クヘキ件、三十四年一月県令第五号「小学校ノ教科及編制ニ関スル細則」第四条ヲ以テ規定相成居候処、前記一日間休業ノ場合ニ於ケル管理者ヨリ県知事宛届出並二日以上ニ及フ場合ニ於ケル同稟甲手続未済ノ向ハ此際、時ヲ移サズ御処理相成度本件及左記追書該当事項無之町村ハ其向御報相成度此段及通牒候也。
明治四十三年九月二十六日　駿東郡第三課長印
須山村長殿
追テ従来旧暦日ニ依リテ届出又ハ許可相成居候分ハ旧暦廃止ノ結果、自然日取ヲ変更スル場合可有之モ右ハ単ニ変更ノ時日県知事ニ御報告可然此段申添候。
（朱筆）「学第五六号」
本月二十六日付甲学第一三〇三号ヲ以テ御通牒ニ相成候祭日ニ対スル休日ノ件、右ハ該当事項無之ニ付此段及御回報候也。
明治四十三年九月二十九日
須山村長

駿東郡第三課長殿

（朱書）「甲学第一、三三六号」

貴村小学校ニハ祭典休業日無之旨、本月二十九日付学第五六号御申越ノ処、貴村郷村社祭典ニ学校限リ毎年休業スル様ノ儀無之哉、由緒アル郷村社ノ祭典一日間ハ敬神ノ意ヲ表セムカ為ニ休業差支無之候次第ニ付、若シ祭典休業日ヲ定ムル必要モ有之候ハヽ、此際神社名社格祭典休業日（大陽歴（ママ）ニ依リ而シテ年々異動ス可ラズ、即チ一定ノ休業日トスルコト）ヲ具シテ御届出相成度書面留置此段及照会候也。

明治四十三年九月三十日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

学第五七号

郷社浅間神社祭典ニ付学校休業届

駿東郡須山村

村立須山尋常小学校

右学校毎年四月拾七日郷社浅間神社祭典ノ為メ、一日間休業致シ候間此段及御届候也。

明治四十三年十月四日

右管理者

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　石原健三殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

515　女児の髪飾りの廃止

（朱筆）「学第六四号」

近頃小学校女児、又ハ幼稚園幼児中、リボン又ハ花簪等ノ髪飾ヲ施シ登校スルモノ往々有之、右ハ華奢ノ風ヲ馴致シ延キテハ多少家庭ノ経済上ニモ影響ヲ及ボシ、従テ一般児童ノ就学ヲ困難ナラシムルノ憂モ可有之、目下一層児童ノ就学ヲ督励スルト同時ニ出来得ルタケ学資ヲ軽

（一九一〇）明治43・12・7

減スルノ必要ヲ認メ居リ候場合ニモ有之、可成前記ノ如キ華奢ナル髪飾ヲ廃シ質素ノ風ヲ養ヒ、以テ教育ノ効果ヲ堅実ニシ一面ニハ益々就学ノ普及ヲ謀リ候様致シ度ク駿東郡第三課長ヨリ右ノ趣旨、部内学校長ニ通達方申越ニ付此段及御通牒候也。

明治四十三年十二月七日

須山村長

須山尋常小学校長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

516　手工科加設許可願

（一九一）
明治44・4

（朱筆）「学第一九号」

手工科加設ニ付許可稟申

須山尋常小学校

右小学校へ来明治四十四年五月ヨリ手工科ヲ加設致度ニ付御許可相成度左記事由相具シ此段及稟申候也。

明治四十四年四月　日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　石原健三殿

事由書

一　教育的価値多大ナルカ為メ
一　図画理科其他教授ニ利センカ為メ
一　眼及手端ノ練習ヲ謀ラムカ為メ
一　実用的知識技能ヲ受得セシメンカ為メ
一　其ノ他手工科本来ノ目的ヲ達セムカ為メ

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

517　「高等小学修身書　新制第三学年用書」の誦読通知

（一九一〇）
明治43・4・20

甲学第五九一号

明治四十三年四月二十日

駿東郡第三課長㊞

須山村長殿

今回編纂ノ高等小学修身書新制第三学年用書ハ、我国体ニ基キ忠孝一致ノ大義ニ関スル道徳ノ教旨ヲ詳細ニ編述シ我カ民族固有ノ特性ヲ発揮シ帝国臣民タル思想ノ根抵ヲ鞏固ニシ、且実際生活ニ適切ナル心得ヲ授クルヲ旨トシ、最後ニ戊申(ママ)詔書ノ大意ヲモ説明シタルモノニ有之、其ノ内容及程度等補習科又ハ地方青年団ノ講習等ニモ適当ノモノト被存候条、可成使用通読セシムル様御部内小学校長及公私立実業補習学校長ヘ御通達方御取計相成度、其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

518　**大葬につき学校・図書館等休業**　（一九二二）**大正元・7・31**

甲学第一、五九七号

明治四十五年七月三十日　　駿東郡第三課長印

各町村長殿

天皇陛下

崩御遊ハサレ候ニ付テハ追テ何分ノ通達アル迄ハ不取敢、公私立学校、幼稚園、図書館、講習会等ノ修業ヲ休止スヘキ旨其ノ筋ヨリ通牒有之候条、此ノ旨御部内各学校長等ヘ御通達相成度依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

519　**御真影拝戴式次第**　（一九一五）**大正4・10・28**

御真影拝戴式次第　（大正四月十月二十八日執行）

一　午後二時二十分左ノ順序ニヨリ一同式場（郡役所会議室）ヘ入場整列。

（備考）管理者又ハ設立者ハ右ニ、学校長ハ左ニ就ク

二　参列員、郡長入場。一同敬礼。

三　郡長　御下賜ノ辞。

四　御真影ヲ郡視学、捧持シ来リテ卓上ニ　安置ス。此ノ際一同最敬礼「直レ」号令ニテ直立不動ノ姿勢ニ復ス。

五　郡長ヨリ前見学校順ニ依リ御下賜。

（備考）点呼ニ依リ一校毎ニ管理者又ハ設立者及学校長

相並ヒテ郡長前ニ出テ、管理者(管理者又ハ設立者出頭セサル向ハ学校長ノミ)拝戴他ヲ待タズシテ直ニ別室ニ退キ帰還ノ準備出来次第各自随意帰還。但シ上リ汽車乗車ノ向ハ互ニ待チ合セ郡役所ヨリ一同列ヲ成シテ沼津駅ニ向フコト。

拝戴スルニハ郡長ノ前凡ソ三歩ノ処ニテ立止マリテ敬礼シ(夫迄ハ敬礼ナシ)再ヒ進ミテ両手ニテ拝受シ、其ノ儘三歩退キ故ノ処ニ復リテ敬礼(夫迄ハ敬礼ナシ)廻レ右ヲナシテ退出ノコト。

以上

附記、上リ汽車乗車ノ向ハ沼津駅内特別室ニ於テ汽車ノ着ヲ待合セ特別二等室(他人ハ乗者セズ)ニ乗車、車内特別備付ノ卓上ニ安置ス。

(裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」)

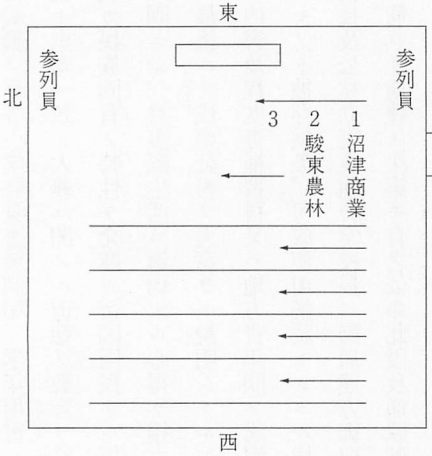

1沼津商業　2駿東農林　3御殿場実業　4駿東高女
5佐野補習　6沼津尋高　7沼津女子尋高　8片浜尋高
9原　尋高　10楊原尋高　11大岡尋高　12静浦尋高
13清水尋高　14長泉尋高　15富士岡尋高　16御殿場尋高
17成美尋高　18菅沼尋高　19浮島尋常　20鷹根尋常
21金岡尋常　22大平尋常　23小泉尋常　24泉　尋常
25深良尋常　26嶽南尋常　27須山尋常　28印野尋常
29原里尋常　30玉穂尋常　31高根尋常　32須走尋常
33北郷尋常　34足柄尋常

520　御大礼奉祝景況報告　（一九一六）大正5

御大礼奉祝景況報告

一　儀式挙行の状況

(イ)大正四年十一月十日午前六時、村吏員小学校職員小学校ニ参集、校庭ニ於ケル式場準備ヲナス。午後壱時二発ノ煙火ヲ合図ニ村吏員名誉職、在郷軍人、神職、小学校生徒、対立実業補習学校生徒、赤十字社員、愛国婦人会員、青年団、処女会員、其他村民一同集合式場ニ参列ス。午後二時荘厳ノ裡ニ御真影ニ対シテ拝賀ノ式ヲ行ヒ御大礼奉祝ノ儀ヲ表ス。午後三時二十五分一同西方ニ向ヒ最敬礼ヲ行ヒ、同三時三十分村長主唱ノ下ニ万歳ヲ三唱シ衆之ニ和ス。

(ロ)午後四時、村内高齢者八名ニ恩賜金並ニ記念木盃ノ伝達ヲ行ヒ、次ニ村吏員名誉職、在郷軍人、小学校職員ニ記念品ヲ贈呈ス。

御大礼奉祝式次第

一　国歌　（二回）
二　拝賀
三　学校長勅語奉読
四　村長ノ祝詞奉読
五　御大典ニ関スル訓話
六　御大典奉祝唱歌

以上

二　余興的施設

イ、大正四年十一月十日午後五時、生徒村民合同シテ校庭ニ参集、青年団ノ仮装隊ト合シテ提灯行列ヲ行フ。出発ニ先チ（ママ）在郷軍人、会長ノ音頭ニ天皇陛下万歳ヲ三唱シ、衆之ニ和シ校庭ヲ出デ郷社浅間神社ニ参拝、次ニ神明社、次ニ権現社ヲ拝シ村内ヲ一巡シテ再ビ校庭ニ帰リテ万歳ヲ三唱ノ後解散ス。

ロ、同　十一月十一日午前九時小学校生徒、青年団、在郷軍人、処女会員、小学校ニ参集。各自国旗ヲ携帯シテ奉祝唱歌ヲ唱ヘツヽ行列シテ村内ヲ一巡シ校庭ニ帰

リ万歳ヲ三唱シテ解散ス。

ハ、村立実業補習学校生徒モ合同ニ付略之

三　奉祝記念事業

イ、一御大礼記念事業トシテ村共有地ヲ借地シ植林ヲ行フ。

1　反別五町歩

内 村記念林　三町歩。
　 小学校記念林二町歩。

2　杉、檜苗五千本ヲ植付ク。

3　村民共同植村作業ニ従事ス。

ロ、御大礼記念図書館ヲ設置ス。

1　名称、村立御即位記念須山図書館。

2　小学校内ニ設置シ一般公衆ニ縦覧セシム。

3　維持費、村費並ニ有志者寄附。

4　申請書並ニ規則書ハ別紙ノ通リ。

以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

521　富岡村学齢児童救護規程　大正4（一九一五）

駿東郡富岡村学齢児童救護規程

第一条　本村学齢児童中貧困ニ因リ就学ノ義務ヲ完了スルコト能ハサルモノヲ救護センカ為メ、本規程ヲ設ク。

第二条　保護者家計ノ状況ヲ按シ救護トシテ左ノ物品、又ハ之レニ該当スル料金ノ一部若クハ全部ヲ左ノ金額ノ範囲内ニ於テ給与スルモノトス。

但、物品ノ貸付ニ止ムルコトアルヘシ。

一、教科書及文具　一ヶ年金壱円

二、雨具　同　金三拾銭

三、被服　同　金壱円五拾銭

四、弁当　出席日一日金参銭

第三条　救護スヘキ児童及救護ノ程度ハ家庭ノ実況ヲ調査シ、学務委員及学校長ノ意見ヲ聞キ村長之ヲ定ムルモノトス。其停止又ハ歩合ヲ変更セムトスル

トキ亦同シ。

第四条　救護スル児童ニシテ左ノ各号ニ該当スルトキハ随時救護ヲ停止スルモノトス。

一、家計ノ状況補助ヲ要セスト認メタルトキ

二、他町村ヘ転シタルトキ

三、就学ヲ免除又ハ猶予セラレタルトキ

四、保護者カ其児童ノ就学ヲ怠リタルトキ

第五条　児童ノ救護ハ当該年度限リトシ、次年度ニ於テハ更ラニ調査決定スルモノトス。

第六条　本規程施行ニ要スル経費ハ村費篤志者ノ寄付金、慈善金、救護基金、又ハ其利子基他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

第七条　救護基金ヲ設クルトキハ貧困児童救護ノ外、積立金額ニ応シ一般児童ノ就学又ハ出席奨励費ノ途ニ充用スル事アルヘシ。

第八条　本規程施行ニツキ収支及金品ヲ給与又ハ貸付ニ関シテハ、所要ノ帳簿ヲ備ヘ置キ常ニ出納及給貸ノ実況ヲ明ニスルモノトス。

第九条　本規程施行ニ要スル細則ハ必要ニ応シ別ニ之ヲ定ム。

（裾野市役所所蔵「富岡村会決議書」）

522　嶽南尋常小学校舎移転に関する陳情書　明治42（一九〇九）・3

陳情書

謹テ本村学校問題ニ付キ賢明ナル知事公閣下ニ一書ヲ捧呈シ公明ナル御裁断ヲ仰キ度、茲ニ事情具陳仕候。

一去ル明治四十二年三月三十日村会議員芹沢孝三ヨリ、本村立嶽南尋常小学校舎移転ノ建議アリシタメ、遂ニ移転ヲ主張スルハ葛山、金沢、今里、下和田ノ四大字ニシテ非移転ヲ主張スルハ御宿、上ケ田、千福、大畑、桃園ノ五大字トナリ、紛議ノ末当時ノ村長助役辞職シ後任者ヲ選挙スルニ当リ、移転論者ノ多数議員等ハ移転論者ノ首遵者芹沢孝三ヲ村長ニ、勝又隆三ヲ助役ニ

挙ヶ移転ハ一時駿東郡長ノ預ル所トナレリ。

一　駿東郡長ハ明治四十三年一月本村ニ出張セラレ、学校問題ニ付キ左ノ如ク提案セラル。

一、嶽南尋常小学校舎現場維持スルトキハ、敷地ハ非移転主張ノ方ニ於テ提供シ、増築費ノ幾分ヲモ負担スベシ。

二、現在学校ヨリ拾町以内ノ大字御宿西北ニ移転スベシ。

右弐項ノ提案ニ付キ、駿東郡長ハ双方ノ意見取調中ノ所、去ル二月二十七日嶽南尋常小学校父兄懇話会ノ席上、駿東郡視学松平氏ハ公衆ノ面前講話中、本村資産家ニ対シ不穏当ノ例ヲ発セリ為メニ本村中流以上ノ者ノ感情ヲ害シ一層ノ紛擾ヲ増大ナラシメタリ。加フルニ突然松平郡視学ハ三月一日甲第二一六号ヲ以テ、嶽南尋常小学校移転ノ敷地ヲ富岡村御宿六百八十一番、六百七十八番、六百七十九番、六百七十一番、六百七十七番、六百七十六番等ノ畑地附近ト指定シ、去ル五日村長芹沢孝三ハ之レヲ村会ヘ諮ラレタリ。之レ移転論者ノ村長芹沢孝三ト結托シ、自ラ敷地ヲ指定シ益々移転論者等ノ気勢ヲ高メタルモノトス。

以上ノ理由ニ依リテ見ルニ、前陳事実ノ如ク松平郡視学ハ郡長ノ中裁中ヲモ顧ミス、身視学ノ職ニアルヲモ忘却シ勅令ニ違反シ、自ラ敷地ノ指定ヲシタルハ不法ニシテ越権モ又タ甚シト云フヘシ。是レ職務ヲ重ンセス、政争中ニ加担シ郡長ノ指揮ヲ受ケス勝手ノ振舞ヲナシ、本村ヲシテ益々紛擾ヲ増大ナラシムルヤ歴然タリ。未ダ嶽南尋常小学校舎ノ移転ヲ決定シタルニアラズ。然ルニ松平郡視学ノ不法違反ノ指定ニ服スルヲ得ンヤ。

仰キ願クハ松平郡視学ノ如キ不法ノ処知(ママ)ヲナシタルハ教育上、不利甚シキ義ト奉存候。就テハ本年三月一日甲学第二一六号ノ指定ハ取消ノ御命令ヲ松平郡視学ヘ発セラルヽト共ニ、相当ノ御処分ヲ加ヘラレ度此段陳情以テ奉願候。頓首

知事宛

523　下和田校舎請願書

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

明治42（一九〇九）・4・1

請願書

本村立下和田尋常小学校々舎ハ明治弐拾年、本村今里・下和田ノ弐ケ大字ニ於テ建設シ、爾来学制ノ編遷ト共ニ村立小学校トシテ両大字生徒ヲ収容シ来リ候処、明治四拾年勅令五十二号ヲ以テ国民教育義務年限ノ延長ニ伴ヒ相当設備ヲナスベキノ処、木村会ハ据置クモノト決議シタルニ、以後数閲（ママ）月ニ至ルモ何等設備セザルガ為メ弐ケ大字ハ協議ノ結果委員ヲ設置シ本村長ノ意志ヲ糺シタルニ、本村長ハ出費多端ノ折柄両校舎ノ増築及之ニ伴フ設備ヲナサヾルベカラザルモ到底負担ニ堪ヘズ、故ニ両大字ハ該校増築及敷地ノ提供ヲ摘サラレタル依リ委員ハ両住民ニ対シ熟議ヲ重タルモ到底其要求ニ応スル事不能ニ付、不得止両大字ハ両校ニ対スル区ヲ設置シ各々之ガ支弁ノ諾否ヲ求メタルモ、本村長ハ之レヲ非シテ飽迄前指摘事故ノ要求ヲ促サレタリト雖モ、両大字ハ教育普及ノ策トシテ数次協商指導ヲ村理事者ニ仰ギタリトモ、何分ニモ前説ヲ固守スルニヨリ少数部落トシテ数百金ノ出費、教育発展ノ策ト雖モ公課其他之ニ伴フ出費多端ノ折柄、無止暗涙ニ忍ビテ岳南尋常小学校ノ分教場トシテ四ケ年ノ科程ヲ設置スルト内意スルニ於テハ、目下岳南尋常小学校ハ明治十四年御宿・上ケ田・金沢・葛山・千福ノ五ケ字ガ建設シタル其当時ニ於テモ南隈ニ片シタルヲ、爾来今ニ来ル迄弐拾有余年間ノ変遷ト共ニ目下村立トシテ維（ママ）時シタルアルモ、別紙地図統計ニ示セルガ如ク同校ヲ起点トシテ南部ヨリ通学スル生徒ハ在級生徒ノ四分ノ壱弱ナルニ北部最端ヨリ通学スル児童ハ遠路険坂ヲ壱里弐拾有町ヲ越ヘザレバ通学スル不能ルノ不幸ニ想偶（ママ）セリ。故ニ本村教育普及上、目下該校舎ヲ本村中央ニ設置シ児童通学ノ至便ヲ計ラン事ヲ懇願シアルニ、本年三月議第一九三号ヲ以テ経済上維持スル不能旨ヲ以テ下和田尋常小学校ハ廃止セラルヽモ、岳南尋常小学校ハ目下ノ設備

不完全且ツ該校敷地ハ一部ノミ校舎敷地トシテ公課其他免除セラルヽノ恩典ニ浴スルノミニシテ、大部分ハ民有地タル良田ナルガ故ニ永遠相当小作料ヲ支払スベカラザル不運ニ想隅(ママ)シツヽアリテ、如斯高価ナル良田ヲ不毛ナラシムルハ国家生産上ニモ甚ダ不利益ニシテ、加フルニ目下敷地狭隘人家稠密ノ場所ナルガ故教育上ニ最も不適当ニシテ今後到底増設スル事不能ノミナラズ、土地湿潤ニシテ衛生上最モ憂慮セザルベカラス。故ニ関係部落ハ児童通学ノ至便ヲ不図ニ於テハ本村北部最端部落ノ不幸是ヨリ大ナルハナク、或ハ国民教育ノ義務ヲ果ス事不能ヤ難計ト確信スルモノナル故ニ関係大字ハ熟情ヲ具シ此ニ事情開陳致候間、特別ノ御詮議ヲ以テ相当御指揮ヲ得テ本村北部教育普及上ノ利便ヲ与ヘ候様懇願ノ至リニ堪エズ、関係部落惣代人連署ヲ以テ此ニ請願候也。

静岡県駿東郡富岡村
大字金沢惣代　杉本茂十郎印
明治四拾弐年四月壱日　永田喜左衛門印
大字葛山惣代　塩崎竹蔵印
中村宇三郎印
大字下和田惣代　根上喜十郎印
杉山喜三郎印
勝又吉三郎印

駿東郡長　辻芳太郎殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

524　嶽南尋常小学校移転に関する決議書　明治43・3・10（一九一〇）

決議書

嶽南学校移転問題ニ対シテハ吾々同志者ハ契テ左ノ数項ヲ実施セントス。

一　嶽南学校ハ従前ノ位置ヲ変更セズ、悪マデ現状ヲ維持スル事。

一　同校ヲ移転セントスル者ニ対シテハ、極力対抗シテ目的ヲ貫徹セシメサレバ止マサル事。

一　右実行ノ為メ委員拾名ヲ選挙シ、此レカ任ニ当ラシムル事。

右決議ス。

明治四十三年三月十日

委員御宿

真田富太郎

（ほか一二名）

千福委員

横山茂十郎

（ほか二名）

合計十九名

上ヶ田四名

柏木彦太郎

（ほか三名）

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

525　富岡村紛争再燃　（一九一四）大正3・3・12

○富岡村紛擾再燃　駿東郡富岡村紛擾に就ては屢々報じたる如く明治四十二年来地勢上南北の二派に分れ学校移転問題分離問題村税同盟滞納問題等を生じ紛争絶へざりしが、一昨年大庭駿東郡書記同村役場に就任鋭意刷新を図りし結果、同年末には全部の整理を了へ多年の紛争も一段落を告げたるより、大庭氏は小笠郡に転任し其後沈静し居りしが去月十三日字御宿なる嶽南小学校教室一棟類焼せるより芹澤村長は臨時村会を召集し新築の件を議せるに又々紛擾を生じ南部の移転論北部の新築論の二説に分れ容易に決せず、南部派は常に北部派議員多数の為め圧迫さるゝを憤慨し八日に至り、南部派なる同村字御宿大畑千福上ヶ田桃園の五字の有志百五十余名は協議の上分離の決議をなし運動委員として湯山英男湯山一氏外三名を選出せり。委員は九日郡役所に出頭。太田郡長に陳情せり。

526　嶽南尋常小学校の位置に対する内紛調停依頼

（一九一七）大正6・2・5　（静岡新報）

陳情書

本村嶽南尋常小学校位置ニ対スル本村ノ内紛ニ関シ貴官ノ御賢慮ヲ煩ハス事一再一止ラスト雖トモ、未タ解決ノ機運ニ達セス村政前途ノ多憂慮ニ堪ヘサル次第ニ候処、亦々所謂ユル北部派ト称スル村会議員等ハ客月廿二日村公益ニ関スル件ニ付、村長並ニ郡長ヘ意見上申ノタメナリト称シ村会開会ヲ要求シ之レヲ議了シ去リ候得共、談決議カ本村多数人民ノ意旨ヲ代表シタルモノニ無之ハ、左ニ記スル事実ニ照合シ明瞭ナル事ニ可有之ト存候。

一　該村会開会ノ請求ハ村会議員岩佐茂市・勝又幸治郎・真田新治郎・勝又平治郎・勝又鶴吉ノ五名ヨリ提起シタルモノニシテ、岩佐茂市・勝又幸治郎ハ葛山、真田新治郎ハ金沢、勝又鶴吉・勝又半治郎ハ今里ノ各大字ニ住居ヲ占メ常ニ移転説ヲ主張スルモノナリ。

一　該村会開会ノ要旨ハ本村公益ニ関スル件ト云フニアレハ彼等ニシテ真ニ村ヲ愛スルノ衷心ヨリ出ツルモノナランニハ、提出以前ニ方リ彼等以外ノ議員乃チ現状維持説ヲ持スル議員トモ一応ノ交渉ヲナシ、広ク民議ニ問ヒ円満安当ノ決議ヲ要望セラルベキニ比挙ニ出テサルノミナラス却テ之レヲ隠秘シ村民ニ考慮ノ暇ヲ与ヘサラントセシハ、提出ノ日ヨリ十日以内ニ村会ヲ招集セヨト云フニ徴シテ明白ナリトス。而モ該決議カ前後九ケ年ニ渉ル本村問題ニ觸ルヽモノニシテ其趣旨カ彼等ノ唱導スル移転説ヲ貫徹セントスルモノタルハ論争ノ余地ナキモノタルニ於テハ、提出者等ノ衷心ニ一点ノ疑心ヲ挟ムモノアルモ強チ理由ナキコトニハアラサルベシ。

一　本村ノ現状ヲ大観スルトキハ本問題ニ対スル民意ノ趨向左ノ如クナリ。

(イ)移転説　大字葛山・金沢・今里合戸数二百五十七戸

(ロ)現状維持説　大字御宿・千福・上ケ田・下和田　合戸数　三百廿八戸
(ハ)中立　大字桃園・大畑合戸数　二十八戸
以上ノ内決議賛成側・移転派タル三ケ大字決議反対側ハ現状維持派タル四ケ大字ニシテ、決議賛成側大字中ニモ隠レタル幾多ノ現状維持説ヲ有スルモノアルハ本村ノ事情ニ通スルモノヽ、何人モ首肯スル所ナレハ、提出者等カ主張スル村公益ト称スルハ村民多数者ニ好意ヲ以テ迎ヘラレサルノミナラス、却テ悪感ヲ与ヘ糾紛ノ度ヲ濃察ナラシムルモノナリ。

一　客月廿二日村会開会ノ際ハ出席議員村長ヲ併セテ七名ニシテ、多数ノ欠席者アリシヲ以テ議長ハ成ルベク多数議員ノ審議ヲ望ムタメ開会延期ノ同意ヲ求メタルニ、提出者等ハ之レヲ排シテ突差議了シ去リタリ。之レ提出者等ヘ表シ村ノ公益ヲ標榜スルモ、内心ハ自己主張ノ貫徹ヲ計ラントスル真意ヲ表向シテ余リアルハ明白ナリト断スルモ不可ナカルベシ。

一　御宿・千福・上ケ田・下和田ノ四ケ大字人民ヲ代表シタル湯山一外二名ハ提出者並ニ村長ニ対シ該議ノ点ノ際ニ於ケル議決ハ徒ラニ反対人民ノ感情ヲ害スルニ止マリ、何等効果ヲ奏セサルノミナラス紛糾ノ度ヲ増重セシムルモノトシ、適当ノ時期マテ決議ヲ延期セラレンコトヲ切望シタル書面ヲ送リテ意見ヲ開陳シタルモ、一顧ダニ与ヘラレザリキ。

一　調停者トシテ渡辺秀敷・湯山柳雄並ニ貴官代理官等ニ於テモ此際之レヲ議決スルハ村政前述ノタメ利益ナラサルノミナラス、調停其者ニモ悪影響ヲ与フルモノナレハ、一時提出ノ議案ヲ撤回スヘク交ニ懇到周蜜(ママ)ノ交渉ヲ重子ラレタリト雖トモ彼等ハ頑トシテ之レニ応セサリシノミナラス、調停中ニ之レヲ議決シタメニ調停不調ニ終リタリ。

以上陳述シ来リ候通リ、客月廿二日ノ決議ハ本村多数人民ノ意向ニ反スルモノナレトモ法律上具体的成案トナリタル今日村長ハ無論之レニ準拠シ、貴官ニ対シ意見上申

候事ト思考仕リ候モ、多数人民ハ決シテ之レニ心服スルモノ無之、強テ決行セントセバ、村政ノ紊乱益々極致ニ達シ遂ニ収拾ノ途ナカラントスルハ我等村民ノ尤モ憂慮ニ堪ヘサル所ニ御坐候。之レヲ本村過去ノ歴史ニ考ヘ当面ノ村力ニ顧ミ此ノ際執ルヘキ処置トシテハ、乃チ現状ヲ維持シ力メヲ内容ノ充実ヲ計リ村力ヲ養成シ発達向上ノ民心ヲ善導シテ着々諸般ノ改良発展ヲ期スルカ本村目下焦眉ノ急務カト愚考仕候。此趣旨ニ基キ本問題ヲ解決セントセハ勢ヒ左ノ二項ニ拠ルノ外可無之ト存候。

一　嶽南尋常小学校ハ全然現位置ニ於テ敷地ヲ増加シ在来ノ校舎ニ適当ノ修繕ヲ施シ、教室ノ不足ハ増築スル事。

一　下和田分教場ニ対スルモ亦同様ノ施設ヲナシ適当ノ時機ニ於テ漸次拡張ヲ計ル事。

賢明ナル貴官夙ニ茲ニ憂慮アラセラルヽ事ニ候ヘバ、妥当ノ御措置有之候事トハ相信シ候得共、村政前途ノタメ黙視スル能ハス、茲ニ衷心ヲ披瀝シテ所見開陳仕候次第ニ御坐候。仰キ希クハ愚意ノアル所深ク御洞察ノ上多年五里夢中（ママ）ニ彷徨セル民心ヲ帰一シ、村政前途ノ上ニ一通ノ光明ヲ認ムル様御明鑑ヲ垂レ賜ハンコトヲ我等署名大字人民ヲ代表シテ謹ンテ事情具陳仕候也。

大正六年二月五日

駿東郡富岡村御宿住民惣代
湯山　一
湯山栄男
勝又萬平

同郡同村千福住民惣代
横山健吾
中野政雄
西島恒三郎

同村上ヶ田住民惣代
柏木彦太郎
柏木英太郎

同村下和田住民惣代
真田萬作
杉山宇三郎

杉山孫吉
杉山文次

駿東郡長　鎌田介政殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

527　裁定書

（一九一七）
大正6

裁定書

富岡村立嶽南尋常小学校位置問題ニ関シテハ久シク紛糾シテ決定ヲ見ス為ニ教育上ノ支障少カラザルノミナラズ、延テ村治ニ及ボシ、本村ノ発達ヲ阻礎スル虞アルヲ以テ、爰ニ本件ヲ解決スルニ当リ其ノ発生及経過ヲ叙シテ本裁定ノ趣旨ヲ明ニセムトス。

本村ニハ以前独立セル二箇ノ小学校アリシガ、明治四十年小学校令改正□□（判読不能）義務教育年限ノ六箇年ニ延長スルヤ経済上ノ都合ニ依リ明治四十二年五月下和田尋常小学校ヲ廃止シテ之ヲ嶽南尋常小学校ノ分教場トシ、四学年迄ノ児童ヲ収容スルコトトシタリ。然ルニ本校舎ハ明治十四年ノ建築ニ係リ腐朽廃頽甚シキノミナラズ、教室不足シテ児童ノ収容ニ差支ヘ、且シ南部ニ偏スルヲ以テ校舎新築ノ為ニハ通学距離ノ上ヨリ中ヲ得ル場所ヲ選ミテ新ニ校地ヲ定ムルヲ正当トスルノ論議アリ。之ニ対シテ現状維持ヲ可トスルノ説アリ。互ニ相下ラズ、為ニ校舎ノ建築モ行ハレズシテ今日ニ至レリ。

之ヲ今日分教場収容児童ノ学年ニ照シ、又本村各大字ヨリノ通学便否ニ考フルトキハ所謂本村北部派ノ主張スルガ如ク校地移転ヲ正当ト認ムレトモ、斯クスルトキハ建築工事ニ多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ主トシテ経済上ノ見地ヨリ所謂南部派ノ希望ヲ容レ現在ノ場所ヲ拡張シテ校地ヲ作リ、其拡張スベキ部分ハ南部ガ通学上利スル故ヲ以テ之ヲ村ニ無料提供シ以テ北部ノ不利ヲ補フヲ相当ト認メ慎重考量ノ末裁定スルコト次ノ如シ。

覚書

第一条　駿東郡富岡村ハ富岡村立嶽南小学校（学校名変改アル場合ヲモ含ム。以下同ジ）校地トシテ工作物及竹

木ヲ所有スル為メ、駿東郡富岡村御宿参百七番地湯山芳香所有ニ係ル左記ノ土地ニ地上権ヲ有スルモノトス。

駿東郡富岡村御宿字宿頭参百四拾参番ノ壱

一宅地弐百弐拾壱坪　所有者　湯山芳香

同所　参百四拾参番ノ参

一田弐反九畝六歩　所有者　同　人

第二条　地上権ノ存続期間ハ富岡村立嶽南尋常小学校々地トシテ使用スル期間トス。

第三条　使用スル土地ノ地代ハ壱ヶ年金九拾円トシ富岡村御宿、千福、上ヶ田ノ三大字ニ於テ負担土地所有者ニ年々納付シ、地上権者ハ無償ヲ以テ使用スルモノトス。但シ時代ノ変遷ニ因リ合議上地代ヲ更正スルコトヲ得。

前項ノ土地ニ関スル地租其他ノ公課ハ一切土地所有者ノ負担トス。

第四条　地上権者ハ校地トシテ必要ナル工事ヲ施シ、土地ノ原形ヲ変更スルモ土地所有者ニ於テ異議ナキモノトス。

第五条　境界ヲ他日ニ明瞭ナラシムル為メ別紙図ヲ添属ス。

右契約シ此ノ証書弐通ヲ作リ内壱通ハ地上権者、壱通ハ土地所有者ニ於テ所持スルモノトス。

大正六年四月壱日

駿東郡富岡村代表者

地上権者　富岡村村長　西島親則

駿東郡富岡村御宿参百七番地

土地所有者　湯山芳香

此ノ覚書ノ条項ハ、村会議員及村長ハ勿論関係官庁ニ於テモ之ヲ尊重シ、恣ママニ地上権ヲ解除シ村費ヲ以テ覚書ノ土地ヲ買得シ又ハ有料借地トナスガ如キ無キヲ互ニ保證スル者ナリ。

右□□(判読不能)候也。

大正六年　月　日

仲裁者　湯山柳雄

渡邉秀敷

立会官

駿東郡長代理

駿東郡書記　大場藤五郎㊞

同　郡視学　清水吉彦㊞

本村長及村会議員一同ハ本裁定ノ趣旨ヲ賛シ、後日ニ至リ多数ヲ恃ミ濫ニ変更スルニ於テハ互ニ匡正ヲ図ルベク仍テ此ニ署名捺印スル者ナリ。

大正六年弐月弐拾七日

富岡村長　西島親則㊞

富岡村会議員

芹澤孝三印

岩佐茂市印

勝又幸次郎印

真田新治郎印

湯山一印

湯山栄男印

勝又鶴吉印

勝又平治郎印

横山健吾印

杉山亀作印

根上喜十郎印

（今里区所蔵）

(2)　青年教育の組織・制度化

528　沼津簡易商業学校の設立

明治32（一八九九）・2・13

学第六号ノ一

本郡沼津町簡易商業学校設立ノ儀、其筋ノ認可ヲ経、来四月一日ヨリ校業開始相成、他町村有志ノ子弟タリトモ入学相許シ候趣キニテ入学者勧誘方沼津町長ヨリ照会有之候条、其大字内有志者へ篤ト通達シ適当者モ候ハヽ奨励入学候様取計ハレ度候也。

明治卅二年二月十三日

富岡村
須山村　組合村役場印

横山源次郎殿

追テ校則抜抄一覧ヲ望ムモノハ左記ノ箇所ニ就キ閲覧セラルヘシ。

富岡村
須山村組合役場　大畑常設委員　加藤彦次郎
葛山常設委員芹澤孝三　下和田常設委員根上喜十郎

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

529　**裁縫教授支場設置**　（一九〇三）明治36・9・4

○裁縫教授支場設置　田方郡西豆村小下田山田壱蔵妹すて子は曩に当市人宿町三丁月（ママ）静岡裁縫教授場にて業を卒へ同場助教授たりしが、今回駿東郡小泉村佐野に支場を設置し今四日より授業を開始するに付き、本場主吉田琴子は卒業生数名を随へ右支場へ出張し四日より六日迄三日間何人にも袴、シヤツ、ズボン下其他を無謝儀にて教授する由。尚ほ本場には目下生徒六十七名内寄宿生廿五名なるが、来十五日までは本科生十五名速成科十五名を募集すると云ふ。

（静岡新報）

530　**小泉村外三ケ村佐野農業補習学校組合規定**　（一九〇七）明治40・4・30

議第一〇号

小泉村外三ケ村学校組合規定ノ件

駿東郡小泉村外三ケ村学校組合規定

第一条　佐野農学校設置ノタメ静岡県駿東郡小泉村、泉村、富岡村、深良村ノ四ケ村ヲ以テ学校組合ヲ設ク。

第二条　本組合ハ駿東郡小泉村外三ケ村学校組合ト称ス。

第三条　本組合ニ於テ設置スベキ佐野農学校ノ位置ハ小泉村佐野ト定ム。

第四条　組合会議員ハ拾弐人ト定メ各参人ヲ選出ス。

第五条　組合会議員ハ各村会ニ於テ其公民中、村会議員ノ被選権ヲ有スルモノヽ中ヨリ選出ス。

第六条　組合会議員ノ選挙ハ各村ニ於テ之ヲ行ヒ、其当選者ノ住所氏名年令ヲ管理者ニ報告スベシ。

第七条　組合会議員中、欠員ヲ生ジタルトキハ直チニ補欠選挙ヲ行フモノトス。

第八条　本組合ノ費用負担ハ左ノ歩合ニ拠ル。

小泉村　千分ノ弐百八拾九
泉　村　千分ノ弐百四拾壱
深良村　千分ノ百八拾四
富岡村　千分ノ弐百八拾六

第九条　各村負担金ハ村会ニ於テ其ノ賦課方法ヲ議定シ、徴収ノ上本組合ニ納付スルモノトス。

第十条　組合管理者ハ組合内村長ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ、任期ハ其村長ノ任期ニ依ル。

第拾壱条　本組合管理者故障アルトキハ管理者所属ノ助役ヲ以テ代理者トス。

第拾弐条　本組合ニ係ル出納事務ハ管理者所属ノ収入役ニ之ヲ取扱ハシム。

第拾参条　本組合ハ前各条ノ外、総テ町村制ノ規定ヲ準用ス。

明治四拾年四月三十日提出

小泉村長　飯田友吉

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

531　佐野農業補習学校

（一九〇八）明治41・3・19

▲佐野農業学校　十六日午前十一時李家知事一行は駿東郡小泉村外三ヶ村組合立佐野農業補習学校に臨みたり。同校は明治三十六年四月の創立にて経費予算二千二百余円、男生徒七十五人、女生徒五十人を収容せり。管理者は勝俣邦俊氏、校長は小木曾茂蔭氏にて両氏とも献身的に尽瘁せる事とて校運年と共に隆昌に赴き、来年度よりは組織を改良して乙種程度の農学校となす計画なり。この学校の特長とも云ふべきは女子の農事実習にて十三四歳より十五六歳なる女児が裁縫、料理等の学習をなす傍ら、鍬鎌を執りて農業実習地に労働せる有様は世の所謂ハイカラ風の虚栄的令嬢を愧死せしむるの概ありといふ（以下次号）。

532

佐野農業補習学校と卒業生の進路　大正6（一九一七）

（静岡新報）

校地及校舎

一　校地ノ面積

総面積

校舎地積

運動場地積

農業実習地

イ、田

ロ、畑

ハ、桑園

ニ、山林ナシ

二　校舎面積

職員室並図書室　八坪

御真影奉安室　六坪

器具器械室　五坪

応接室兼校長室　五坪

職員宿直室　弐坪弐合五勺

小使室　三坪

肥料舎　四坪

農具舎　三坪

鶏舎　五坪

生徒便所　八坪

第一物置　六坪

第二物置　四坪

機織室　八坪

第一教室　弐拾坪

第二教室　弐拾坪

第三教室　弐拾坪

第四教室　弐拾坪

第五教室　弐拾坪

裁縫室　弐拾坪

養蚕室

五　卒業生方向調

（静岡県立裾野高等学校所蔵「本校一覧」）

年度	職業別	農業従事		教職従事		在営者	東京高等師範学校	本県立師範学校	本県立農学校	高等女学校	各種学校	本県立農事試験場	郡村役場吏員	鉄道院	裁判所書記	郵便局事務員	会社員	銀行員	蚕病予防事務員	医業	産婆	海外	死亡	死亡	合計
男女		男	女	男	女	男	男	男	男	女	男	男	男	男	男	男女	男	男	女	男	女	男	女	男女
17		七	五	二	三		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一
21		一三	六	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25		七	一五	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21		七	八	○	一		○	一	○	一	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26		一二	一〇	一	一		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○
35		一二	二	○	○		○	○	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37		一八	一一	一	一		○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41		一九	一〇	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54		一八	一四	一	〇		○	○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23		三四	八	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54		一四	一七	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○
29		三三	一二	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58		一六	一九	○	○	○	○	○	○	二	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
441		三五	計	243	146	5	1	1	2	3	3	1	1	3	1	1	6	2	1	3	1	1	1	1

533　須山実業補習学校学則

（一九一一）明治44・5・10

（表紙）

（村立）
須山実業補習学校学則
第一類　須山村

学第三二号

実業補習学校設置ノ義ニ付認可稟請

本村ハ富士愛鷹ノ山間、海抜千六百尺ノ高所ニアル交通不完ノ僻地ニシテ、村民ノ生業ハ農ヲ本位トスルヲ以テ之レガ改良進歩ヲ謀リ、時運ニ伴フ村民ヲ養成セシメンガタメ青年ヲシテ農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ、普通教育ノ補習ヲナスノ目的ヲ以テ村立実業補習学校設置仕度候条御認可相成リ度、別紙学則其他必要書類相具シ村会決議ヲ経テ此段及稟請候也。

明治四十四年五月十日

駿東郡須山村長　土屋和作印

静岡県知事　石原健三殿

一、名称　村立須山実業補習学校
二、位置　駿東郡須山尋常小学校附設
三、学則　別冊ノ通リ
四、生徒定員　三十名
五、敷地建物ノ図面　別紙ノ通リ
六、経費維持ノ方法
経費ハ村費支弁トシ、収入ハ村費及授業料、有志者ノ寄附又ハ青年労働収益金ノ寄附等ノ内ヲ以テ之ニ充ツ。
七、設置区域ニ於ケル当該実業ノ状況
本村ハ一般ニ農業ヲ営ミ副業トシテハ蚕業、製炭、木挽、竹行李ノ製造等ニ従事ス。
八、開校ノ年月日　明治四十四年五月二十日

駿東郡村立須山実業補習学校学則

第一条　本校ハ農業ニ従事シ或ハ従事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ、農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス。
第二条　教科目ハ農業ニ関スル科目及修身、国語、算術ヲ授ケ地理、歴史、図画ノ補習ヲナス。
但シ㈠修身ハ国語ニ附帯シテ授クルコトアルベシ。
㈡国語ハ之ヲ読書、作文、習字ノ三分科トス。
国語及算術ハ修業年限四ケ年ノ高等小学校卒業ノモノ及丁年以上ノ者ニ対シテハ随意科目トス。
第三条　農業ニ関スル科目ヲ左ノ五種トス。
一、物理、化学、博物
二、土壌、肥料、及作物等
三、耕耘、及農具等
四、園芸
五、病虫害
但シ農業ニ関スル科目ハ、生徒各自ノ志望及学力ニヨ

リ選択学習セシムルモノトス。

第四条　本校ハ生徒ノ年齢学力及家庭ノ状況等ニヨリ、昼間教授スルモノトス。

第五条　毎週教授時間並ニ課程

教科目		教授要旨及程度	各学期毎週教授時数
修身		人倫道徳ノ要旨、農業ニ従事スルモノノ須知心得	二
国語	読書	普通文、官報、新聞紙等ノ読解	五
	作文	普通文、往復文、公用書類、契約書類	二
	習字	日用須知ノ文字、普通文	三
算術		加減乗除、小数、分数、比例、百分算、利息算、開平開立ノ初歩、珠算	五
地理		日本地理及外国地理ノ大要	一、五
歴史		日本歴史ノ大要	一、五
図画		農業上日常必要ナル器具及動植物ノ写生（鉛筆画）	一
農業		農業一斑（サン）ノ大要	二
計			二三

第六条　修業期間ヲ二箇年トシ之ヲ二期ニ分チ、一箇年ヲ一期トシ各期始業ハ四月十日ニ始マリ、翌年三月二十日ニ終ル。

第七条　本校ノ毎週教授時数ハ二十三時間以下トシ、日ノ長短及生徒家業ノ繁閑等ニヨリ午前九時ヨリ午後二時間ニ於テ之ヲ定ム。

第八条　休業日ハ日曜日、大祭祝日、夏季休業、学期休業、冬季休業、農繁休業トス。

但シ農繁休業ハ、春蚕時期六月ニ於テ三十日間、及秋季収穫時期拾月十五日ヨリ拾壱月十四日ニ至ル三十日間トス。

第九条　本校入学者ハ尋常小学校卒業ノ者トス。

第十条　本校ハ卒業者ノ為ニ更ニ研究科ヲ置キ、規定学科中随意ノ課目ヲ学習セシム。

第十一条　入学セントスルモノハ保護者連署ノ上、左ノ書式ニヨル願書ヲ差出スベシ。

入学願

県　郡　村　番地

何誰子弟

何誰

年月日生

何年何月何日何々尋常小学校卒業
右ハ御校へ入学志望ニ付御許可被下成度、尤モ御許可ノ上ハ御規則堅ク相守ラセ可申此段奉願候也。

右

年　月　日　　入学志望者　何　誰　印
住所族籍
父兄、又ハ後見人　何　誰　印

須山実業補習学校長　何某殿

第十二条　一旦入学シタルモノ病気其他止ムヲ得ザル事情アルモノノ外、自己ノ都合ニヨリ半途退学ヲ許サザルモノトス。

第十三条　在学生ニシテ一般生徒ノ妨害トナリ、若シクハ風儀ヲ紊ス等ノ行為アルモノハ退学ヲ命ズルコトアルベシ。

第十四条　授業料ハ一ケ月金五拾銭以下トシ徴収期日ヲ其月二十日限リト定ム。

第十五条　一ケ年毎ニ其期間ノ出席及成績ヲ考査シ修了証書ヲ授与シ、二期ノ終リニ於テ卒業証書ヲ授与ス。又成績優良ナルモノニハ褒状ヲ授与スルコトアルベシ。

第十六条　修業証書及卒業証書書式

修了証書

校印

県　族　氏　名
年月日生

右ハ本校ニ於テ第一期ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

年　月　日

駿東郡須山村立須山実業補習学校長印

卒業証書

校印

県　族　氏　名
年月日生

右本校所定ノ教科ヲ卒業セリ仍テ之ヲ證ス

年　月　日

駿東郡須山村立須山実業補習学校長印

附則

第十七条　随時斯道ニ精通セル人ヲ招キ実業上ニ関スル

講話ヲ請ヒ、生徒ノ外汎ク有志者ノ傍聴ヲ許ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

534　深良農業補習学校経費予算　（一九一三）大正2

深良村立深良農業補習学校経費予算（大正二年度）

収入ノ部

第一項	授業料	一六〇〇	生徒四十名一ヶ月一人金十銭四ヶ月分
第二項	村費支出	四四〇〇	
合計		六〇〇〇	

支出ノ部

第一項	教員給料	三六〇〇	教員三人一ヶ月一人平均金三円四ヶ月分
第二項	備品費	七〇〇	参考図書、器具
第三項	消耗費	二〇〇〇	石油、木炭、用紙
第四項	雑費	六〇〇	証書、褒状、式場費
合計			

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

535　千福村夜学会　（一九〇三）明治36・9・8

○教員の美事　駿東郡富岡村岳南尋常高等小学校長横山良吉氏は温厚篤実教務に熱心の聞えある人なるが、今同村民の語る処に依れば、氏は赴任以来同校の教務刷新は勿論、傍ら附近の青年をも教育せんとて同村字千福に夜学会を興して読書算術其他修身斉家の法を講じつゝあり。為に同地方の青年は大に面目を一新し、地方少年の模範と称するに至れり。而して其費用は祭日休日の如き際、会員をして山より薪を採り其売却代価を以て支弁し居り、他より厘毫の出金を仰がず、勧倹（ママ）貯蓄の法を実践する事を努め居り、殊に今春の大阪博覧会には其経費の中にて青年会員十八名を引卒し菅笠、草鞋の質素なる姿にて観覧に赴き、途中各地農会を歴訪せしより、農会にては宿泊の便利を与へ、又鉄道局にては其挙を賛して乗車賃銭の割引をなしたりと。実に美挙と謂つべし。

（静岡新報）

536　千福村夜学校絵図面　（一九〇二）明治35

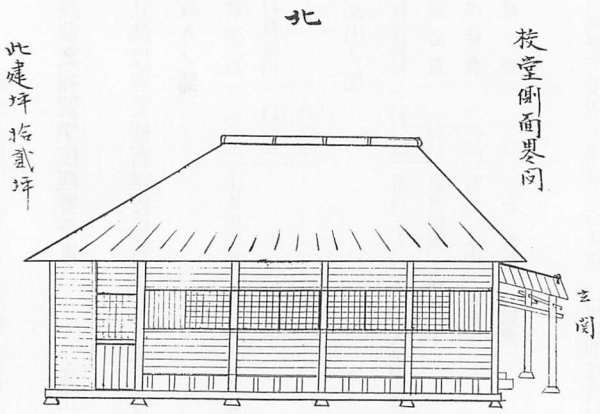

537　旧弊矯正の祭典　（一九〇二）明治35・9・18

（千福　横山正美氏所蔵「夜学校沿革法起草案」）

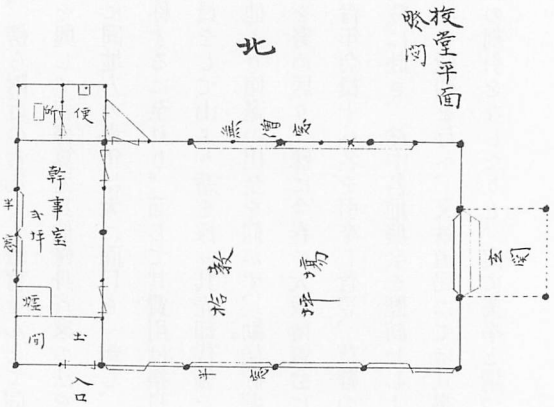

○旧弊矯正の祭典（各地も此の例に倣ふべし）

駿東郡富岡村千福村社祭典は旧暦八月十二日執行し来り

しが、従来同地は避地（僻）の事とて芝居、神楽等にて参詣人の足を留め、夜に入ては近在の若者共が皆頬冠り等何者とも見分らざる服装をなし、或は押し合ひ揉み合ひ女子の間に入り乱れて騒ぐ例にて見苦しき事甚だしく、尤も此の地方は独り同地の祭典に留まらず万事此の風あるを患ひ、去る七月中、横山直明・同良吉氏等尽力し、同地の夜学生及び若者より青年会なるものを組織し、以後大に面目を改めしが、今回の村社祭典には右青年会員が三四人宛分れ、五六日前より職業の傍ら飾物を考案し近年稀なる盛典なりしが、中にも出来の優りしは「アーチイ」「浦島太郎」「加藤清正虎退治」「死は鴻毛よりも軽く義は大山よりも重し」等にして、加藤の鎧に青年が夜学に於て使用する読本清書双紙を用ひしは好評なりしよし。されば夜に入ても不行跡の者壱人もなく、偶々見受くる頬冠りは他村のものにして、祭典の一新軌軸を開きたり。翌十三日は例に依り俗に「はちはらひ」と称し青年の祭典慰労会を開きしが、是又従来の皿を叩き甚句とか情歌とかを歌ふの乱暴極まるものに出ずして、地方有力家として名声高き湯山柳雄・横山健吾の両氏及び二三の士を招待し、演説を乞ひ大に得る所あり。後各青年席順に立ち杯間に意志のある所を吐露し、歓を尽し一同散会したるが、総ての費用を通算するも前年の十分の一に止まりたり云々。同地よりの通信に見ゆ。

（静岡新報）

538　通俗講談会、幻燈会の奨励

（一九〇六）明治38・4・7

甲学第二二九号

今回ノ戦役中各地方ニ於テ、特ニ開催セラレタル通俗講談会、幻燈会等ハ、教育上多大ノ利益ヲ与ヘタルコト、存候。今后ニ於テモ尚此種ノ施設ヲ継続シ、益々拡張普及セシムルハ通俗教育上スコブル有効ノ儀ト認メ候ニ付、御部内学校其他適当ノ場所ニ於テ右通俗講談会等ヲ開催候様、御奨励相成度、且祝祭日其他ノ休業日ニ於テ学校ヲ開放シ、器械標本絵画模型等ヲ公衆ノ観覧ニ供シ、之

ガ通俗的説明ヲ与フルカ如キハ、通俗教育上裨益不尠存候条、是亦御奨励相成度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条、依命此段及通牒候也。

明治三十九年四月七日

第三課長

駿東郡視学　松平勝種印

須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

539　須山村の社会教育

（一九〇九）明治42・6・26

甲学第六七九号

明治四十二年六月廿六日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

貴部内ニ於テ社会教育施設ニ関シ規定セラレタルモノ有之候ハヽ、左記事項ニヨリ至急御回報相成度、其筋ヨリ申越ノ次第モ有之、此段及照会候也。

記

一、青年団、婦人会、図書館（文庫）、矯風会、夜学、其他社会教化ニ資スベキ施設ニ関スル準則若クハ規定

二、右ニ関シ奨励ノ方法

（朱筆）「学第二一号」

本月二十六日付甲学第六七九号ヲ以テ御照会ニ係ル会（ママ）社教育施設ニ関スル取調ノ件、左記ノ通リニ候間、此段及御回報候也。

明治四十二年七月一日

須山村長

駿東郡第三課長殿

一、報徳社

本社ハ理事社長一名、副社長一名及幹事三名ヲ置キ選任ハ全社員ヨリ之ヲ選挙シ、任期ハ三ケ年トス。社員ハ善種金トシテ毎月金拾銭以上ノ貯金ヲナシ、又年末ニ至リ土台金ノ内ヘ身分相当ノ寄付ヲナシ、毎月十五

日ヲ以テ常会日ト定メ、会員ハ須山報徳舘ニ集リ報徳ニ関スル談話会ヲナシ、合セテ農事ニ関スル談話会ヲナスヲ以テ例トス。

㈠奨励法

毎年一月総会ヲ開キ会計其他ノ報告ヲナシ、社員中、斯道成績宜シキモノ及ビ前年中、常会総会無欠者ニハ社長ヨリ賞状ヲ授、并ニ賞品ヲ授与スルヲ以テ奨励法トナシ、励行シツヽアリ。

一、農会

本会ハ会長一名、副会長一名及幹事五名ヲ置キ会員ヨリ之ヲ選挙ス。任期ハ三ヶ年。毎年一回総会ヲ開催、農事ニ関スル件ヲ協議シ、尋テ品評会ヲ開キ農産物ノ選抜ヲナシ優等者ニハ賞品ヲ附与ス。又主トシテ肥料ノ共同購入及蚕種ノ共同購入ヲナス。

一、在郷軍人会

本会ハ会長一名、副会長一名及幹事二名ヲ置キ、会員之ヲ選挙ス。任期ハ無期。年二回総会ヲ開催、村民全般ノ軍事思想ノ注入及在郷軍人ノ品位ヲ保持スル件及軍人ノ身上異動其他ノ件ヲ協議ス。別ニ奨励法ヲ設ケズ。

一、愛国婦人会

未ダ会則及奨励法ヲ設ケズ。

一、青年夜学会

小学校長之ヲ督シ、教員二名ヲ指名シテ教授ヲ受持チ、教科書ハ随意ナルモ多クハ農書ヲ用ユ。会開ノ期ハ其年十一月ヨリ翌年四月迄トス。別ニ奨励法ヲ設ケズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

540　金沢処女会発会式

（一九一四）
大正3・5・4

○金澤処女会発会式　駿東郡富岡村金澤処女会発会式は去る一日夜八時より同村杉本藤十方に於て開会。杉本会長の開会の辞、会員及び来賓の演説ありて十一時閉会したるが、出席会員卅有余名にて頗る盛会なりしと。

（静岡新報）

541　須山村より図書館設置につき申請　（一九一五）大正4・12・23

図書館設置ニ付申請

本村ハ山村僻陬（へきすう）ノ地ニシテ、村民ハ一般ニ見聞狭ク自然世ノ文化ニ後ルヽヲ以テ、民業ノ発展ニ影響スルコト多大ナリト感ズ。今ヤ義務教育ノ延長ニヨリ、国民教育ノ程度ハ称々（ママ）進歩ヲ認ムト雖モ、未ダ以テ国民ノ素養ヲ作ルニ足ラス。故ニ小学六年卒業者ヲシテ、更ニ進テ高等小学若ハ其ノ他ノ学校ニ入学セシメントスルモ、交通不便ノタメ不可能ニ終ルヲ遺憾トス。然レトモ漸クニシテ実業補習学校ヲ設置シテ、之等児童ヲ収容シテ補習教育ヲ施スニ至レルハ喜ブベキ現象ナリトスルモ、二ヶ年修業後ノ指導ニ関シテハ未ダ良法ヲ得ルナク、只自修ヲ促スニ止マレリ。茲ニ於テカ曩ニ有志者ノ企画ニヨリ、社会ノ趨勢ニ鑑ミ民状ヲ察シ、後進子弟ヲシテ読書趣味ヲ感ゼシメ、読書力ニ依リテ一般普通ノ知識ヲ会得セシムヘク、村内二部落ニ文庫ヲ設ケ之ヲ青年会ニ附属セシメ閲覧ノ便ヲ与ヘシモ、未タ充分ナル功果（ママ）ヲ挙グルニ至ラズ。依テ今回御即位記念事業ノ一トシテ、其ノ規模ヲ拡張シ、之ヲ開放シテ広ク公衆ノ利便ニ供セントスルノ目的ヲ以テ公立図書館設置仕リ度ニ付、御認可相成度、別紙村会決議書相添ヘ、図書館令施行規則第一条ニヨリ左記事項相具シ、此段申請候也。

大正四年十二月二十三日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　安河内麻吉殿

記

村立御即位記念須山図書館収支予算書

収入ノ部

一金拾円　村費支出

一金参拾円　寄附金

合計金四拾円

支出ノ部

一金弐円　管理費

一金弐拾円　図書購入費
一金拾円　書架巡回文庫函及必要ノ器具調製費
一金参円　諸帳簿調製其他諸消耗品費
一金五円　諸雑費
一金〇　臨時費
　合計金四拾円
右ノ通ニ候也。
大正四年十二月二十三日　須山村長　土屋和作

図書館設置ニ関スル事項
一　名称　村立（御即位記念）須山図書館
二　位置　須山尋常小学校内
三　経費及維持方法
　村費并特志者ノ寄附金予算ハ別紙ノ通リ
四　敷地建物ノ坪数及図面
　建物ハ村立須山尋常小学校々舎ノ一部ヲ使用ス
(1)図書室五坪　(2)閲覧室三坪
　図面別紙ノ通リ
五　開館年月日　大正五年一月五日
六　館則　別紙ノ通リ
　以上

村立（御即位記念）須山図書館々則
第一条　本館ノ目的ハ実業、経済其ノ他各種通俗図書類ヲ備付ケ青年及公衆ノ閲覧ニ供シ、以テ本村教育ヲ進メ併セテ村民ノ生業及修養ニ資スルニ在リ。
第二条　本館ハ村立（御即位記念）須山図書館ト稱（ママ）シ、須山尋常小学校内ニ設置ス。
第三条　本館ハ村長之ヲ管理シ、小学校長図書保管ノ任ニ当リ、小学校職員本館一般ノ事務ニ従事スルモノトス。
第四条　本館ニ図書目録并必要諸帳簿ヲ備フルモノトス。
第五条　本館ハ左ノ方法ニヨリ図書ヲ備付クルモノトス。
一、須山尋常小学校備付図書ノ一部ヲ仮借スルコト。

村立 御即位記念 須山図書館設置略図

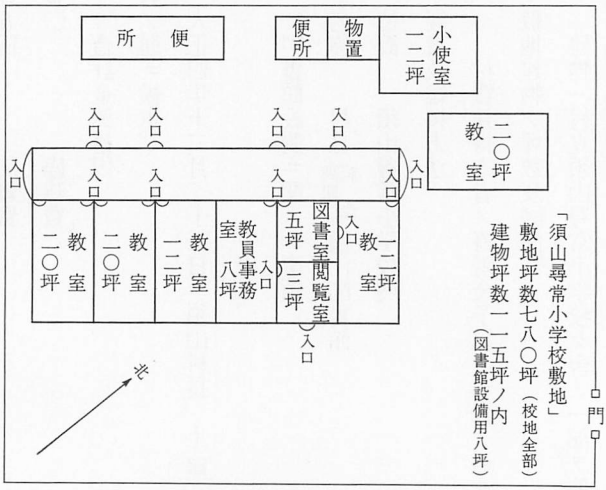

申受クルコト。

四、個人、団体、又ハ書肆等ニ就キ図書ノ寄贈ヲ請フコト。

第六条　本館ハ社会風教上、不利益ト認ムル図書ハ一切備付ケサルモノトス。

第七条　本館ハ青年会及公衆ノ便ヲ図リ、特ニ巡回文庫ノ制ヲ設ケ一定ノ期間閲覧セシム。

第八条　村内ニ左ノ巡回文庫区ヲ設ケ、年二回以上交互ニ両区ヲ巡回セシム。

甲、上村区　乙、田向区

第九条　巡回文庫閲覧所ハ、前条両区支部青年会事務所ヲ仮用シテ之ニ充ツ。

第十条　巡回文庫開閉時限及閲覧心得等ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一条　巡回文庫ノ保管及事務ハ、各支部青年会長及其ノ他ノ役員之ニ当ル。

第十二条　本館ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄閲覧ヲ許

二、村費ヲ以テ図書ヲ購入スルノ外、有志者ヨリ寄附金ヲ申受ケ、必要図書ヲ購入スルコト。

三、本村或ハ他ノ有志者ヨリ蔵書ノ借用、若ハ寄附ヲ

スモノトス。但シ時機ニヨリ夜間閲覧ヲ許スコトアルベシ。

第十三条　閲覧者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘキモノトス。

一、図書ヲ閲覧セントスルトキハ其ノ旨事務員ニ申出テ許可ヲ受クルコト。

二、館外ニ於テ図書閲覧セントスルトキハ理由ヲ具シ役員ノ許可ヲ受クヘキコト。

三、閲覧ノ図書ハ鄭重ニ取扱ヒ、苟モ汚損セザル様注意スベキコト。

四、館内ニ在リテハ静粛ヲ旨トシ喧噪ノ行為アルヘカラサルコト。

五、館内ニ於テ音読シ又喫煙スベカラサルコト。

六、本館ノ規定ヲ無視スルカ若ハ事務係員ニ於テ不都合ノ行為アリト認ムル者アルトキハ、閲覧ヲ拒絶シ直ニ退館ヲ命シ、其情状ニ依テハ或ル期間ヲ指定シテ図書ノ閲覧ヲ謝絶スルコトアルヘキコト。

第十四条　閲覧人、図書ヲ破損又ハ紛失スルトキハ、同一ノ図書若ハ相当ノ価格ヲ以テ之ヲ弁償セシムルルモノトス。

第十五条　本館ハ村費又ハ特志者ノ寄附金ヲ以テ維持経営スルモノトス。

第十六条　本館則(ママ)施行ニ関スル必要ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

村会決議書

一図書舘設置ノ件

(1)名称　村立御即位紀念須山図書舘

(2)位置　須山尋常小学校内

(3)経費及維持方法

経費ハ村費并ニ特志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

村長管理ス

(4)舘則ハ別ニ之ヲ定ムルコト

右大正四年十二月十二日提出

同　　日決議

駿東郡須山村長　土屋和作印

（裾野市役所　須山支所所蔵「決議書綴」）

542　軍事思想普及の為、陸軍将校の派遣　大正4（一九一五）・12・28

三第八一九号

大正四年十二月二十八日　駿東郡第三課長印

各町村長殿

明年二、三月ノ交、町村青年会其ノ他ノ有志及各学校等ニ於テ、軍事思想普及ノ目的ヲ以テ、陸軍将校派遣方御希望ノ向有之候ハヽ、左件御了知ノ上、明年一月十二日限リ左記要件ヲ具シテ当役所ニ御申出相成度、第十五師団司令部ヨリ本県ヘ通知有之候趣ヲ以テ其ノ筋ヨリ被申越候条、御部内各学校及青年会其ノ他、御心当リヘ御伝示、前記ノ通リ御取計相成度、此段申進候也。

追テ御要求ノ全部ヲ充足シ得ルヤ否ヤハ予メ確定難致趣ニ候条御了承置、又旅費ハ不明ナルモ軍隊ヨリ派遣ニ付、招聘者ニ於テ負担ニ及ハスト被存候。尚又期限ヲ経過セサル様致度申添候。

左記

一、派遣地域ハ第十五師管内ニ限ル。

二、可成未タ軍事講話ヲ実施セサル地方ヲ選定スルヲ要ス。但シ交通路ノ関係等、特ニ事情アルモノハ此限ニアラス。

三、講話ノ為、一地方ニ滞在スルコトハ一日限リトス。

四、学校、青年会其ノ他ノ有志ハ、可成合同ノ上企画スルヲ要ス。

五、実施ノ月日時刻及場所。

六、講題等ニ特ニ企望（ママ）アルモノハ其ノ企望ヲ明記スルヲ要ス。

七、従来現役将校ヲ聘シテ軍事講話ヲ実施シタル地方ハ其回数ヲ明記セラレタシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

543　**冬季有志講習会開催通知**　（一九一六）**大正5・12・12**

別記

一、日課、専ら町村自治並に青年指導に関する事項及心身強健法等の研究にして、日常起居の間に於て互に意見を交換す。

二、場所、駿東郡桃郷学習院遊泳部寄宿舎。但し天幕使用のことあるべし。

三、期間、大正五年十二月廿八日午后（ママ）三時集合
　大正六年一月二日午前十時解散

四、服装及携帯品、制服ある学校生徒は制服制帽、其の他は詰襟洋服又は適宜の服装。毛布二枚以上（寝具用）白木綿七尺（腹巻）寝衣及外套（適宜用意）手拭二筋、紙、雑記帳、鉛筆、小刀等。

五、費用総て実費負担と雖も差当往復の車馬賃自弁の外に食費一人一日参拾銭当五日間分、雑費として壱円五拾銭、計金参円を到着当日前納するものとす。但し精算の上、過不足により返還又は追徴す。

六、申込改良半紙に住所氏名、生年月日、在校名（又ハ職業）を記し十二月廿日迄に静岡師範学校気附冬季有志講習会宛御申込ありたし。

（此ノ第六項ハ青年会員及実業補習学校生徒ニ限リ期日迄ニ郡役所ニ申込ムコト）

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

544　**公民思想の涵養奨励**　（一九一六）**大正5・12・14**

三第六三七号

大正五年十二月十四日

第三課長印

須山村長殿

依命通牒

地方自治ノ実績ヲ挙ゲ国利民福ヲ増進セムニハ公民思想ノ涵養ヲ緊切トシ、公民思想ノ涵養ハ青年時代ニ於テス

ルコトが最モ捷経且有効ナルコトハ申ス迄モ無之ニ付、自今実業補習学校ノ経営及青年ノ指導ニ関シ左件御配意相成事実ノ上ニ現ルヽ様致サレ度候。

記

一、公私立実業補習学校ノ教料中ニ公民科ヲ特設シ或ハ修身、国語ニ附帯シテ便宜之ヲ教授スルコトヽシテ此ノ趣旨ニ副ハサル学則ハ之ヲ変更スルコト。

二、公民科ノ教授ハ成ル可ク町村長又ハ町村吏員中適当ノ者、若クハ町村有志者中経歴相当ニシテ声望アルモノニ嘱託スルコト。

右差当リ該当者ナキトキハ町村立小学校教員中、適当ナル者其ノ任ニ当ルコト。

三、町村青年会員ヲ常ニ自治的ニ訓練シ、且時ニ臨ミ機ニ応シ公民思想ノ涵養ニ務ムルコト。

四、町村青年会役員ヲシテ会員ノ公民思想涵養方法ニ関シ、常ニ研究企画セシムルコト。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

545　深良村青年会々則　（一九一六）大正5

深良村青年会々則

第一章　名称及目的

第一条　本会ハ深良村青年会ト称シ事務所ヲ深良尋常小学校内ニ置ク。

第二条　本会ハ教育勅語并ニ戊申詔書ノ御趣旨ニ基ツキ協力一致風俗ノ改善、智能ノ錬磨、実業及経済ノ発達ヲ謀リ、以テ善良ナル日本国民タルニ恥チランコトヲ期スルニアリ。

第二章　会員

第三条　会員ヲ分チテ左ノ三種トス。

一、名誉会員、本村役場吏員、学校職員、本村駐在巡査、村会議員其他特ニ本会ノ為メニ功労アリタルモノ并ニ本村僧侶ヲ推薦ス。

二、特別会員

イ、在郷軍人

ロ、前会員ニシテ特ニ功労アリタルモノ

三、通常会員

満十四歳以上二十五歳以内ノ本村居住者トス。

第四条　会員タルモノハ常ニ長者ヲ敬ヒ幼者ヲ愛シ奮励努力事ニ従ヒ、以テ本会ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期スヘシ。

第三章　役員及会議

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置キ全会員中ヨリ通常会員之ヲ推薦ス。

一、会長一名　二、副会長一名

三、幹事若干名　但シ会長推薦ス

四、支部長九名　但シ支部長ハ支部会員之ヲ選挙ス

五、評議員十一名　但シ各支部ヨリ一名ズツ選出ス

（切遠、上丹、須釜支部ハ二名トス）

第六条　役員ノ職務左ノ如シ。

一、会長ハ本会ヲ統督指導ス。

二、副会長ハ会長ヲ補佐シ本会ノ事務ヲ掌理ス。

三、幹事ハ会長ノ命ニヨリ本会ノ事務ヲ分担ス。

四、支部長ハ常ニ本部トノ連絡ヲ保チ支部ニ関スル事務ヲ担当シ一切ノ画策経営等ニ任シ、其発展ヲ期スルト共ニ支部会員ヲ代表シテ本会ノ決議ニ参与ス。

五、評議員ハ会長ノ招集ニ応シ本会ノ重要ナル事件ヲ評決スルト共ニ、本会発展ニ関スル一切ヲ建議スルノ権ヲ有ス。

第七条　役員ハ総テ各誉職トシ其ノ任期ヲ弐ケ年トス。

第八条　任期満了再選スルコトヲ得。

第九条　役員会ハ春季ニ於テ会長之ヲ招集シ、事業ノ施設経営、総会予算決算及会則ノ補修改正、其ノ他重要事項ヲ決議ス。

第四章　事業及ヒ帳簿

第拾条　本会ノ目的ヲ達スル為メニ左ノ事業ヲ行フ。

一、実業ノ奨励　二、農作物ノ試作

三、講習会　四、旅行及運動会

五、基本財産ノ蓄積　六、共同作業

七、品評会其ノ他

第十一条　春秋二季ニ於テ定期大会ヲ開キ会務ノ報告講話会及ヒ善行者ノ表彰ヲ行フ。

第十二条　前十条諸項ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十三条　本会ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ会務ヲ整理ス。

一、会則　二、会員名簿　三、沿革誌
四、役員名簿　五、記録簿　六、日誌
七、寄附名簿　八、会計簿　九、帳簿目録
一〇、其他必要帳簿

第五章　会計

第拾四条　本会ハ左ノ収入ニヨリテ維持ス。

一、共同作業ヨリ得タルモノ　二、公費補助金
三、特志者ノ寄付金　四、会費

第拾五条　会計事務ハ幹事之ニ当ル。

第十六条　役員ハ毎年二回会計事務ヲ監査ス。

第六章　入会退会

第十七条　本会ニ入会セントスルモノハ其旨支部長ヲ経テ会長ニ申出デ其承認ヲ受クルモノトス。

第十八条　退会セントスル者ハ其ノ旨支部長ヲ経テ会長ニ申出デ其承認ヲ受クルモノトス。

第七章　賞罰

第拾九条　本会員ニシテ其ノ行為、他ノ模範トスルニ足ルモノアルトキハ役員会ノ決議ニヨリ表彰スルモノトス。

第二十条　本会員中若シ怠惰不品行ニシテ本会ノ体面ヲ汚スカ如キ行為アリト認メタルトキハ役員会ノ決議ニヨリ退会ヲ命シ、又ハ除名スルコトアルヘシ。

第廿一条　退会若クハ除名ノ処分ヲ受ケタルモノニシテ改心ヲ認メタルトキハ、役員会ノ決議ニヨリ満一ケ年後ニ於テ復会セシムルコトアルベシ。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

546　須山村青年会の事蹟の大略　（一九一五）**大正4**

須山村青年会ノ事蹟ノ大略

一　沿革と現在(ママ)織

本会ハ明治廿七八年戦役後国状ニ鑑ミ各部随意ニ会ヲ起シ、明治二十九年十一月三日田向部青年会成立、引ヒテ明治三十三年十一月三日上村部青年会成立シ、各部落ニ於ケル徳望学識高キモノヲ会長ニ推シ、学校職員顧問トシテ指道(ママ)ノ任ニ当リ、村民又ヨリ青年開発ニ力ヲ尽スニ至レリ。後明治三十五年田向部落ニ夜学校舎ノ建築成リ、次デ明治卅八年上村部ニ夜学校舎竣工シ、茲ニ於テ両部共青年ヲ収容シテ補習(ママ)教育ヲ施ス事トナリ、昼ハ農業ニ労シ夜ハ学ヲ習ヒ教ヘヲ聞クノ機運ニ達シヌ。明治四十三年両部協議ノ上統一シテ須山村青年会ト称シ、会長ニ村長土屋和作、副会長ニ校長勝田秀作ヲ推シ、名望家并ニ学校職員ヲ顧問トシ、夫々役員ヲ定メ会則ヲ作成シ、会一同其実行ヲ期シ愈々面目ヲ改ムルニ至レリ。明治四十四年村長土屋和作、助役渡辺郷作、私立須山実業補習学校トシテ認可ヲ乞ヒ許可セラレ、学校職員ニ教授ヲ依嘱シ季節ヲ定メ補習教育ヲ施シツヽ今日ニ至ル。会則ハ別紙写ノ通リ。

二　団体員ノ結束指導方法

青年ノ指導ニ関シテハ既ニ補習学校ヲ設立シ、尋常科六年卒業以上丁年未満ノ者ニ対シ補習教育ヲ施ス外、年二回ノ大会ヲ開キ名士ヲ招キ講演ヲ乞ヒ、又ハ会員双(ママ)互ノ思想発表ヲ奨励シテ修辞法ノ練習并ニ演説ヲナサシメ、又ハ時々教員ノ講話ヲ聞カシメ、一致共同ノ下ニ勤勉質朴ノ気風ヲ養成センタメ常ニ誘掖指導ヲナス。

三　施設経営事項ト其ノ成績

自治体観念修養ノ一端トシテ公共的共同作業ヲ執ラシメ、年々富士登山道ノ修復工事ヲ嘱託シ并ニ村内里道ノ修理、村有林学校基本林ノ下刈及道標ノ監督修理等ヲナサシム。

外ニ桑園ノ試培、各種苗木ノ仕立植林、入営者并ニ其家族ノ慰問、祖先崇拝ニ関スル実行、大正貯金、娯楽

機関ノ設備、夜警、其他ノ労働等ニシテ青年ノ気風追々質実ニ進ミ、事業何レモ着々実績ヲ挙ゲツヽアリ、村民ノ信頼ヲ担フニ至レリ。

四　青年ノ智徳修養方法

図書館ヲ設置シ、上村・田向両部補習学校ニ文庫ヲ備ヘ、新刊図書ヲ購入シテ青年ノ読書ヲ勧メ、又一般村民ノ閲覧ヲモ許シ智識増進ニ資ス。見聞ヲ広ムルタメ年一回修学旅行ヲナシ社会趨勢ヲ観察セシム。精神的方面ニハ常ニ神ヲ敬ヒ祖先ヲ崇拝ニ関スル実行ヲ促シ、神社ノ洒掃（さいそう）、忠魂碑建設地ノ整理ヲ担当セシメ、村内老年者ノ慰安等ヲナサシム。

雑

壮丁者ノ教育ハ年三ヶ月ニ渉リ実行シ、実科ハ除隊兵重（ママ）ニ受持チ、学科ハ除隊兵若シクハ教員ニ依嘱セリ。

大正元年ヨリノ実行項目ハ大正貯金ト五分刈筒袖トシテ、今日現ニ実行シツヽアリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

第六節　村の政治と人々の暮らし

(1)　戦中・戦後の行財政

547　深良村村内取締同盟規約書

（一八九四）明治27

村内取締同盟規約書

一近来各地方ニ無頼ノ徘徊シ此処彼処ニ於テ賭博アルヲ見聞スル事、或ハ偸児ノ被害ヲ蒙ルモノアリ。博徒多ク徘徊スルトキハ其流害亦少カラズ。是レガ為メ良民ノ子弟等誘惑セラレテ正業忘却シ、終ニ窮困ノ惨状ヲ見ルモ難計。依テ本村内ニ於テハ旧来ノ弊風ヲ矯メ益々正業ヲ励ミ遊惰ニ陥ラン事ヲ防カンガ為メ、茲ニ同盟規約ヲ設ク。

第一条　本村ヲ三分シ（壱部天田上　壱部天田下　壱部大字岩波トス）各壱部ニ正副取締各壱名宛ヲ置キ、三部ヲ左ノ拾区ニ小分シ一区ニ各一名宛ノ世話係リヲ置ク。

壱部　（震橋）（町田）（南堀）（和田、市場）（切久保、遠道原）

弐部　（上原）（上丹）（原、須釜）（新田、前ノ原）

参部　（大字岩波）

第弐条　正副取締人及ヒ世話係リハ左ノ事項ニ拠リ撰定スルモノトス。

一　正副取締人ハ壱弐各部内ノ組親内ヨリ、又世話係リハ其区内ニ居住セル人民ヨリ、投票ヲ以テ定ム。

二　高点者ハ事故ナクシテ其当撰ヲ拒ム事ヲ得ス。

三　任期ハ各二ケ年トシ、任期中ハ故ナクシテ退職スル事ヲ得ズ。

但、任期中ト雖モ事情ニ仍リ村長ヨリ其改撰ヲ命スル事アルベシ。

四　満弐ケ年ノ後、改撰ハ再撰スルモ妨ケナシ。

第三条　正副取締人及世話係リハ総テ無給トスト雖モ、其事件ノ軽重繁閑ニ依リ臨時実費ヲ支給ス。

但、此規約ニ依リ生スル実費徴収法ハ、其違背者ヨリ取立タル科怠金ヲ以テ是レニ充テ、尚ホ不足ノ分ハ同盟人一同協議ノ上、其徴収法方ヲ議決スルモノトス。

第四条　正副取締人ハ勿論、各区世話係リハ互ニ其気脈ヲ聯通シ、平素聞知シタル事ハ他区ノ者ト雖モ其区ノ世話係リニ通報スルモノトス。

第五条　正副取締人及各区世話係リ人名ハ村役場及所轄警察署ヘ届置クヘキ事、及異動ヲ生シタルトキ又同シ。

第六条　他ノ人民ニシテ本村ニ居住及滞在セントスルモノハ本籍寄留ヲ問ハス、居住ノ日ヨリ拾日以内ニ当村役場ヘ其届ヲ為シ、他ヘ出スルモノモ又同シ。其他宿屋営業ニ非スシテ旅人及諸芸人或ハ他人ヲ故ナク宿泊寄寓セシム可ラズ。

第七条　同盟人ハ宿屋及飲食店営業者ヲ問ハス、総テ身元詳ナラサルモノ、賭博ヲ為スモノ及無頼ノ徒、其他平生所行正シカラサルモノハ寄寓セシム可ラズ。

第八条　総テ私有及共有ノ田畑作物ハ勿論、山林原野又ハ畦畔等ノ草木竹等ヲ猥リニ伐採シ又ハ苅取ル可カラス。

第九条　本村内ノ用水路ニ対シ謂レナク堰留メ、或ハ許可ヲ請スシテ劇薬器物ヲ以テ魚鳥ヲ捕ヘ、又ハ用水ニ妨害ヲナシ、及衛生上ニ関スル一切ノ障礙ヲ為サシムヘカラズ。

第拾条　碁・将基（棋カ）タリトモ凡テ物品ヲ賭ケ勝負事ヲ為ス可ラズ。

第拾壱条　花札及其他之レニ類似セルモノハ物品ヲ賭ルト否トヲ問ハス、決シテ弄スベカラス。

第拾弐条　諸芸人演芸等総テ看客員ヲ集合セシムル場合ニハ、木戸銭ヲ取ルト否トニ関ハラズ、村内ノ承諾アルニ非サレハ是レヲ為ス可ラサル事。

第拾三条　戸主ハ其子弟ニ対シ本規約ヲ守ラシムヘキモ

ノトス。

第拾四条　前数条ノ外、同盟人ハ左ノ各項ヲ遵守スル事。

一　賭博及賭博ヲ誘導セサル事。

二　賭博ヲナスモノニ房屋器具ヲ貸与シ若クハ自己ノ所有地内ニ於テ賭博アルヲ黙認セサル事。

三　凡テ賭博者ノ用ヲ弁セサル事。

四　強迫ケ間敷所為ヲナシ他ニ迷惑ヲ掛ケルモノアルトキハ、是レガ取押ヘニ助力シ取締人ニ通報スル事。

五　賄博ヲ為ス事ヲ認知シタルトキハ、速ニ其筋ニ密告スル事。

但、犯罪ノ事情ニ拠リ同盟人ハ何人タリトモ巡査駐在所或ハ巡回巡査ニ告知シ、又ハ事実ヲ明記シ無名ニテ駐在所ヘ投書シ、巡査ノ助力ヲ乞フ事アルベシ。

第拾五条　総テ此規約ニ違背セルモノアルトキハ、同盟人ハ直チニ臨機ノ処分ヲ為シ正副取締人或ハ世話係ニ通知シ、此通知ヲ受ケタル者及正副取締人ハ其違反者ヲ取調ノ上、科怠金トシテ金三拾銭ヨリ少カラス壱円ヨリ多カラサル違約金ヲ出サシメ、又ハ三日ヨリ少ナカラス十日ヨリ多カラサル里道修繕ヲナサシムベシ。其工事ハ村役場ノ差図ニ随フベシ。

第拾六条　本規約書改正ノ場合ニ於テハ謄本壱部ヲ所轄村役場及警察署ヘ届出スル事。

右規約ハ所轄警察署ヘ届済ノ上、施行候ニ付テハ同盟人堅ク相守可申候。依テ村民一同連署候也。

駿東郡深良村

鈴木秀太郎㊞

（ほか二七九名）

（裾野市役所　深良支所所蔵「村内同盟規約ニ係ル書類」）

548　須山村分離の件

（一八九八）明治31・5・19

一須山村分離ノ件ハ年来同村ノ希望ナリシニヨリ、明治廿九年中、富岡村須山村組合村会ノ決議ヲ経テ分離出願候処、詮議ノ次第有之旨ヲ以テ延期相成居候処、明

治三十年九月ニ至リ郡制実施セラレタルニヨリ、郡制第五条ニヨリ郡会議員ノ全数ヲ改選セサレバ詮議難及旨ニテ、未タ許可相成ラサルモ、須山村ニ於テハ大旱ノ雨ヲ望ムカ如ク一日千秋ノ思ヲナシ督促有之。故ニ去ル三月中、委員同道出県ノ上知事・書記官ニ面陳セシモ、郡長ノ職権トテ要領ヲ得ズ、遂ニ今日ニ至リシニ、昨今ニ至リ郡長ニ於テハ郡会議員半数改選ノ期、即チ明治三十二年九月ニ至リ許可可致旨ノ内命モアリ、富岡・須山両村会ノ決議ヲ要スル旨ニ付キ猶両村会ノ決議ヲ以テ分離請求セラレン事ヲ望ム。

（千福　横山正美所蔵「村長事務引継演説書」）

549　須山村愛鷹神社の合祀届　（一九〇二）明治35・1・9

合祀御届

静岡県駿東郡須山村

無格社　愛鷹神社

右神社従来信徒ヨリ祭祀都度経費ヲ支弁シ来リ候ニ付、今回維持資本金ヲ醸出シ規定ノ経費支弁仕度、種々計画仕候得共、到底維持シ得ベキ資本ヲ得ズ候ニ付、静岡県駿東郡須山村郷社浅間神社ニ合祀仕度、此段御届申候也。

明治三十五年一月九日

右信徒惣代

杉山権作印　須山村七拾八番地

土屋浅治印　同村弐十番地

勝田秀作印　同村六十弐番地

郷社浅間神社社司

渡邉量次郎印　同村九十一番地

同社氏子惣代

渡邉福蔵印　同村百三番地

同　菅沼平八印
同村百五十五番地
根上松蔵印
同村二十八番地

静岡県知事　志波三九郎殿

前書ノ通相違無之候也。
明治三十五年一月九日

駿東郡須山村長　勝田房平

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

550 下和田の改革約定証

（一九〇二）明治35・2・18

約定証

一近年ハ非常ノ諸物価下落、為メニ金額（ママ）不融通ニテ一般ノ困難ニ際シ、当字一同協議ノ上、約定左ニ。
一本年ヨリ向フ五ヶ年間験約（倹カ）ノ事。
一改革年次ハ字費ニテハ酒宴等一切謝絶スル事。
但、他人ニ対スル事故及非常ノ事ニ付テハ験約（ママ）スル事、此限リニアラス。
一婚礼又ハ葬式等ニ付テハ最寄委員弐名ヲ置キ、上中下ヲ以テ委員ニ任セ、験約（ママ）所分取計可申事。
一万神講、其他講事及諸振舞等ニ付テハ酒弐合徳利壱本壱名宛、其他更ニ謝絶スル事。
一普請等ニ付テハ飲食物更ニ謝絶スル事。
但、蔵普請・隠居・居宅新築・立替等ハ其限リアラス（ニ脱カ）。
一諸勧化（かんげ）・物貰・押売等ハ謝絶スル事。
一消防組ハ当字火災・他出火災・大演習ノ節ハ酒壱樽、小演習ノ節ハ酒五升、当字ヨリ差上可申事。
但、他火災ノ節途中ニテ立帰リ候節ハ御礼等更ニ無之（これなき）事。
一青年ハ振舞ノ所（かしょ）ヲ招待無之時ハ、更ニ相望ミ申間（まじく）敷候事。
但、青年ヨリ祝儀差向ケ候義ハ更ニ無之事。
一旧盆・年暮・諸節句ニ付テハ餅及飲食物ニ限リ相配リ

候義、更ニ無之候事。

一民費検査係リ、組長・協議委員以外ノ者弐名ヲ置、協議費割又ハ惣代事務引継ノ際、惣代事務取扱帳簿取調可申事。

但、名誉職トス。

一当字神社祭典ノ義ハ資本金利子ヲ以テス。其余ハ更ニ致間敷候事。

右ハ一同協議ノ上確定仕候ニ付、違議無之様連印仕候也。

駿東郡富岡村下和田

明治参拾五年弐月拾八日　　杉本佐十郎㊞

（ほか六八名）

検約（倹カ）委員

（ほか九名）

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

551　須山村基本財産処分に関する顚末　明治35・36（一九〇二・一九〇三）

「議第二十九号」（朱筆）

株式会社伊豆銀行株百株　壱株五十円券

此ノ額面五千円也

右銀行株式（須山村基本財産）時価ヲ以テ売却シ、其ノ代金ハ確実ナル土地ヲ抵当ニ設定シ人民貸付保管ノ件

但シ時価金参千弐百円（一株ニ付金参拾弐円平均）

提出理由　明治卅四年度以向伊豆銀行行務ノ措置、其ノ当ヲ失シ株金ノ欠損ヲ生シタル為メ、従来一割ノ利益配当ヲナシタルモ以後僅ニ最低四分最高六分ノ配当ニ不過（すぎず）。実ニ須山村ノ損害重大ニシテ、到底伊豆銀行急速回復ノ見込立タズ。之レガ回復ヲ待タンヨリハ（ママ）ムロシ売却シ確実ナル方法ヲ以テ人民ニ貸付クル方、得策ニシテ利益アリ。

明治卅五年十月二十八日提出

同　　日決議

駿東郡須山村会議長

須山村長　勝田房平㊞

同　　村会議員　土屋偉久

（ほか五名）

（「決議書」須山村役場）

甲議第一二九号

町村其他地方公共団体基本財産等ノ蓄積ニ就テハ、近時一層之レカ企画経営ニ注意シ、特ニ条例ヲ設定シテ之ガ励行ヲ期セントスルモノ、亦増々増加シ来ルノ情況ニ有之候ヘ共、其管理ノ方法宜シキヲ得ス、為メニ失体ヲ演出セルモノ往々有之。蓄積ノ前途ニ関シ甚タ憂慮スヘキ義ニ付、之レカ管理監督方、一層留意セラレ度。而シテ財産中殊ニ現金ハ其運用上、概テ其団体内ノ人民ニ貸付又ハ預入ヲ為セルノ例アルヲ以テ、其間ニ自ラ情弊ヲ生シ、或ハ担保ナクシテ資力不相応ノ貸付又ハ預入ヲ為シ、或ハ弁済期ヲ経過スルモ之レヲ等閑ニ付スル等、管理ノ方法兎角疎慢ニ流レ易ク、其利殖ノ算定モ徒ラニ有名無実ニ帰シ、遂ニ収利ハ勿論、元本ノ回収ニモ困難ヲ極メ之レカ整理ニ苦ミ、偶々非常ノ凶歉ニ遭遇シ救恤其他臨時ノ経費ヲ要スルノ際、尚且ツ多年ノ蓄積モ之ヲ利用スルヲ得サリシ事例モ有之。旁々特ニ之レカ管理ノ方法ヲ確立鞏固ナラシムルハ、目下ノ急務ニ可有之ト存候。就テハ今后個人ニ対シ貸付又ハ預入ヲ為スカ如キハ可成之ヲ避ケ、事情ノ許ス限リハ勗メテ公債又ハ農行銀行株券ヲ購入セシメ、其他或ハ郵便貯金又ハ確実ナル銀行ニ預入ヲ為サシメ、収利ノ多カランヨリハ寧ロ収利ノ確実ナルヲ旨トセシメ、之レカ管理督監ヲ厳密ニセラレ度、若シ又個人ニ対スル貸付等ヲ遽ニ廃止シ難キ事情アル場合ニ於テハ、相当ノ担保ヲ徴シ以テ管理上遺算ナキヲ期セシメラレ度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、依命此段及通牒候也。

明治三十六年四月二日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　勝田房平殿

（「議事関係書類」須山村役場）

（朱筆）「甲議第一四一号」

基本財産処分ノ件ニ付、別紙ノ通リ稟請ノ処、其事由タ

ルヤ、伊豆銀行株券ヲ売却シテ村民ニ貸付ケントスルニ過キザルヲ以テ、到底許可六ケ敷、篤ト思考候条、篤ト御再考被成度、別紙一ト先返戻、此段及照会候也。

明治三十六年四月十日

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　勝田房平殿

（「議事関係書類」須山村役場）

（裾野市役所　須山支所所蔵）

552　深良村の改革規程

（一九〇四）明治37・3・31

深良村改革誌

時局益々進行シ民費多端ノ折柄、今ヤ帝国議会ハ地租ノ増徴・諸税増収等、国民軍国ノ財用負担スル責任愈々増加セラルヽニ当テ、剰サヘ第壱回国債募集ノ挙アリ。幸ニ我帝国臣民ノ義挙衆人ノ驚クベキ極点ニ達シ、国債一億ニ対スル五億以上ニ達スル応募額超過ヲ見ル。是レニ反シテ彼レ敵国ハ我十倍ノ民ヲ有シ、領土ハ我幾倍ヲ知ラズ。聞ク所ニ依レバ、彼レ僅カニ四億ノ国債ヲ外債ニ仰グト聞ク。豈此ノ比較的相違セル、欣喜雀躍ニ堪ヘザル所、然リト雖トモ国民ノ義務ハ后来如何募集アルヲ知ラズトセンヤ、将ニ此時ニ当テ此挙アリトセバ、五千万同胞奮テ之レニ応募シ、軍国ノ財用ヲ強固ニシ、出征戦士ノ家族保護、国税増徴等、頗ル責務ノ重大トナルヤ必セリ。畏クモ我　天皇陛下ニハ御秘蔵ノ古金銀ヲ以テ国債ニ応募セラレ、皇后陛下ニハ御頭ノ御飾リヲ全廃セラレ恤兵部下賜セラルト拝承ス。我皇室スラ是レ斯ノ如シ。国民トシテ感泣奮起セザランヤ。将ニ此ノ時ニ当テ我深良村千九百有余ノ同胞、協同一致、旧慣贅費ヲ削リ、益々勤倹蓄財ノ良俗ヲ守リ、余裕ヲ貯ヘテ以テ軍国ノ用途ニ応スルノ準備アルヲ要ス。是レ陸海軍人軍務ニ服シテ躬カラ剣銃ヲ秉リ砲烟弾雨ノ間ヲ馳突スル陸海軍人ノ尽忠報国ノ誠意、鋤鍬ヲ操テ田圃ニ拮据シ以テ軍国ノ財用ヲ負担スル任務モ、報効尽忠ノ赤誠ハ是レ同一ナリト

ス。是ニ於テカ深良村全村一致協心同力、別紙各項ノ旧慣ヲ沿革（改カ）シ、進ンデ文明的勤倹蓄財ノ良俗ノ基礎ヲ立テ励行センカ、唯リ今日有事ノ時ニ際シテ報効ノ実ヲ尽クスニ遺憾ナキノミナラズ、本村将来ノ昌栄亦以て期スベキノミ。聊カ我深良村沿革（ママ）規程ヲ設定スル所以ナリ。之レヲ本村会・常設委員会ノ協賛ヲ経テ、以来全村民契テ是レヲ励行シ且ツ実行セラレン事ヲ望ム。

深良村改革規程

第壱条　新年ハ元旦ニ学校拝賀式ヘ一同参列シ、拝賀式終テ一同新年祝ヲ述ベ散会スル事。依テ各自門礼ハ全廃スル事。

但シ親戚ハ此限リニアラス。且ツ年礼ニ手拭或ハ紙等ヲ持参スルヲ廃シ、名刺ヲ差出ス事。

第二条　婚礼ノ節ハ膳部ハ可成質素ヲ旨トシ、酒ハ一人ニ付徳利一本トス。且ツ聟見又ハ「オカタミ」ト称シ赤飯ノ送受スル事ヲ禁ス。

但シ是迄祝儀ノ外米壱升贈ヲ例トスルガ故ニ右壱升ハ全廃ノ事。

第三条　伊勢参宮ノ際ハ招待ヲ受ケタル者ノ外ハ祝儀ト カ或ハ草鞋銭等ハ贈ル事ヲ禁ス。且ツ参宮者帰郷ノ際、下向ト称シ、駄荷ヲ附シテ馬印ヲ立テ、其他種々飾リヲナシ帰宅スル等ヲ禁ズ。

但シ前条ノ通リ壱升義理モ禁ズ。且ツ猥リニ参宮者ヲ周旋スベカラズ。

第四条　初節句ハ親戚ト雖トモ雛ヲ贈ル事ヲ禁ジ、総テ五節句ハ家祝ノミニテ、他ヲ一切招待ヲナス等ヲ禁ズ。

但シ重箱ノ送受ヲナス事ヲ禁ズ。

第五条　葬祭膳部ハ質素ニシテ、酒ハ一切禁ジ差出サヾル事。

第六条　組合ノ者ノ内、親戚等ニ死亡者有リタル時ハ、遠近ヲ不問是迄一同悔ミニ参リタル処、是レヲ廃シ代人ヲ立テ香奠ヲ取纏メ一人ニテ参ル事。香奠ノ外物品ヲ贈ル事ヲ一切禁ズ。

但シ村内ニ死亡者有リタル節ハ、村内ノ者ニ縁故者

アリテ普通悔ミニ参リタル時ハ飲食物一切差出サヽル事。

第七条　盆祭ニ生身玉ノ送受ヲ禁ズ。

第八条　譜請（普カ）・屋敷替等ニハ依頼ニ（ママ）受ケタル者ノ外、猥リニ手伝ニ行クベカラズ。且ツ家見舞ニテ祝儀或ハ壱升等贈ル事ヲ禁ス。

但シ前顕ニ係ル総テ振舞ニ対スル手伝人ニハ男女ニ不拘本人ヨリ依頼ナキ者ハ猥リニ手伝ニ行ク事ヲ禁ズ。

第九条　諸興行ハ一切禁ズル事。

第十条　諸勧化・物貰・押売等ハ一切謝絶スル事。

第十一条　「ハマオリ」ハ全廃ノ事。

第十二条　親戚ハ勿論近隣ニ於テ初産有リタル際、俗言（帯立ト称ス）子供ニ対シ衣類ヲ送ル事アリ。是レヲ廃スル事。

第十三条　日待講毎一切全廃ノ事。

但シ無尽頼母子ハ此ノ限リニアラズ。

第十四条　平素職人其他雇人ヲ雇ヒタル時ハ、酒ハ一切全廃ノ事。

第十五条　若者ノ月見及春祈禱等ハ廃シ、右出費ハ貯蓄スル事。

右条項ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス。

右条項実施スル為メ、各最寄ニ一名或ハ二名ノ世話係ヲ撰出シ、実施スルモノトス。

右規定ハ村内一般協議ノ上実施励行スルモノトス。

明治三十七年三月三十一日

深良村常設委員

岩波　井上伊三郎

新田　勝又源吉

上丹須釜　小林熊治郎㊞

原　高橋廣蔵㊞

上原　志村弥十郎㊞

切久保　林信次郎㊞

遠道原　近藤房吉㊞

和田市場　松井豊吉㊞
南堀　大庭小次郎㊞
町田　大庭政次郎㊞

（裾野市役所　深良支所所蔵「村内同盟規約ニ係ル書類」）

553　須山村戦時財政の状況

（一九〇四）明治37・6・2

（朱筆）「税第八六号」

別紙戦時財政ノ状況及御送付候也。

明治三十七年六月二日

駿東郡須山村長　渡邉春吉

沼津税務署長　石山忠政殿

戦時財政状況　　須山村

㈠各種ノ献金及国庫債券募集ノ状況及結果

振古未曽有ノ国難ニ方リ、国家ノ安危栄辱ノ繋ル秋ナレバ、報国尽忠ノ誠意ヲ以テ武装シテ起ツノ義務ハ、国民トシテ本村百六拾七戸ノ主権者ハ、其負担ニ堪ユル限リハ応分ノ軍資及国庫債券ニ応ゼント欲スル思想ヲ抱有ス。然レトモ中ニハ只一時ノ競争的ヨリシテ、農業ノ財料（ママ）・肥料ノ資本ヲ挙テ応ゼントスル者ナキニシモ非ザレバ、茲ニ注意ヲ要シタルハ、財源涸渇ノ窮体ニ陥ラザラン方法、即チ生産増殖ノ利潤ヲ得ル目的ヲ以テ、将来ヲ鑑ミテ積極的進取ヲ採ル方針ヲ促シ、竟ニ其結果、軍資献納者弐人内十円壱人、弐円壱人、恤兵部へ献納者弐人内拾円壱人、物品壱人、国庫債券ノ配当額ハ八百円ナルモ、応募者三十一人ヨリ壱千四百円、農会ヨリ四百弐拾五円ノ応募アリタリ。配当額八百円ニ対シ殆ンド三倍ノ増額ニ達シタルハ、戸数ニ比シ栄誉トスル処ナリ。

㈡地方財政ノ消長

本村ハ本郡北部ノ一小村ニシテ水田ハ皆無、重ナル生産ハ養蚕・木炭及玉蜀黍・三椏等ニテ、其得ル処ノ利潤ハ幾分カ年次増加ヲ見ルモ、三十二年七月ヲ以テ富岡村ノ組合ヲ分離シ一村独立トナリ、尚世ノ進歩ニ伴ヒ年ヲ追テ人民ノ負担ヲ増加シ、拾年前ニ比較スルニ漸次衰頽ノ

傾向ヲ来タシ、因テ殖産ノ方法其他ノ計画ナシ居レリ。

(三)事業ノ操延(繰カ)ノ関係

前年ヨリ事業ヲ起シ未タ竣功セザルモノナキニヨリ、随テ操延(ママ)事業ニハ関係ナシ。

(四)勤倹貯蓄ノ状況

予(かね)テ其筋ヨリ賞励(ママ)モ有之(これあり)、且(かつ)災害ヲ救済スルノ緊要ナレバ常ニ之ヲ為ス可(べ)キニ因テ、屢々(しばしば)之ヲ督励シ、個人トシテハ郵便貯金ヲ相当ナシ居レリ。又農会員ハ毎月一人十五銭宛(ずつ)ヲ郵便局ヘ貯金シ居リ。

(五)金融ノ状況

春夏蚕収穫ノ季五六七八ノ四ケ月間ハ寛慢ナルモ、其他ハ常々逼迫セリ。

(六)物価及労銀ノ高低

日用品等ハ総テ他所(沼津御殿場)ヨリ五分方高価ナルハ、土地ノ交通不便ニ因リテナリ。又労銀ハ農夫ハ平時ト差違ナシ。職工(大工其他)平時ヨリ漸々低廉ナリ。

(七)兵丁召集及徴発ノ影響

最初予備五人・第一補充兵三人召集セラレ、各自奮テ応召シタルモ、其後ニ予備二人・補充三人ハ一時待命トシテ除隊帰郷、後各自農業ニ従事ス。残リ予備三名ハ既ニ戦地ヘ向ヒタルモ、未タ異変ノ報ニ接セズ、該家族ニ対シ疾病又ハ生活上ノ異状ヲ認メズ。

(八)産業ノ災廃

麦作ハ平年ニ比シ収穫ニ於テ二割五分減収ノ予想、春蚕ハ目下三眠ニ至ル所ナレバ予知スル事能(あた)ハザルモ、季候(ママ)ノ冷気ナルニ依リ生育不充分ニシテ、平年ヨリ一割方減収ノ予想、其他ハ別ニ異変ナシ。

(九)土地売買価格・小作料・賃貸料ノ高低、土地ノ売買・貸入・抵当件数ノ増減

戦時ノ影響ヨリ土地売買セシモノナキモ、殖産工業ノ発展ニ伴ヒ年次騰貴ノ傾向ナリ。又小作料ハ本村ニハ水田ナキガ故、畑地ハ自作者ノミ、遇々(たまたま)アルモ小作者至リテ僅少ニシテ壱反歩ニ付平均五円。

賃貸料ハ輓近(ばんきん)高利ノ日歩貸ナル業者弐、三名アルガ為メ

風俗ヲ害スガ故、其悪弊ヲ矯正セント之カ方法ヲ採リツヽアリ。

土地ノ売買ハ稀ニシテ、貸入抵当件数ハ増加ヲ来セリ。

(十)土地ノ開墾整理改良等ノ事業興廃ノ状況

開墾整理ハ昨年来一、二件アルモ、原野ヲ畑地トナスニ止マリテ、原野ヲ開キテ工業ヲ興シ又ハ牧場ヲ開ク等ノ類ハ之ナシ。

(十一)公債・社債募集ノ多寡及応募力ノ状況

右募集ハ軍事公債三百円、各種ノ社債壱万五千円ヲ有ス。応募力ハ目下資力甚タ稀薄ナリ。

(十二)各種営業者ノ開廃ノ状況

物品販売業者ニシテ僅少ノ物品ヲ売買スル者ノ如キハ、其得ル処ト其納税額トノ収支相償ハザルニヨリ、廃業者多クシテ開業者少シ。其他ノ営業及職工ノ種類ハ比年ト別ニ差違ナシ。

(十三)酒ノ消費者ノ増減并ニ節酒禁酒其他風教ニ関スル影響

近年勤励貯金ノ励行ヨリ、五節句及祝言其他祭典等ノ送物・酒宴ヲ廃シタル結果、大ニ消費者ヲ減ゼリ。又開戦以来多少節酒シタルモ、別ニ禁酒シタ者ハ之ナシ。又風教ニ関シテハ漸次ニ開明ノ風ニ感化セリ。

右ノ通リ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

554　須山村の第二回国庫債券応募状況　**（一九〇四）明治37・6・16**

（朱筆）「庶第一一二号」

第二回国庫債券本村応募見込額ノ儀、曩ニ庶第一〇六号ヲ以テ其旨及御回答候処、其爾来勧誘ハ惰ラス為シタルモ如何セン、目下民間金融逼迫ノ季節ナルガ故、意外ノ不結果ニシテ漸ク弐百円ノ応募ニ不過。依テ三百七十五円ハ村有財産ノ内ニテ応募ノ見込ナリシモ、財政上ノ都合三百円以外ハ支出上少シク支障有之候間、本村配当額五百七拾五円ニ対シ七拾五円ノ不足額ヲ生シタルヲ以テ、本村応募額ヲ五百円ト御変更相成候様御取計相成度、

此段及御報知候也。

明治三十七年六月十六日　須山村長　渡辺春吉

第一課長駿東郡書記　水谷高賛殿

追テ前記五百円ノ応募申込ヲ本日御殿場銀行へ申込候間、此段添申候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

555　須山村地租納税額別人員表

（一九〇六）明治39・2・1

（朱筆）「税第五号」

明治参拾九年一月一日現在地租納額別人員表　須山村

区分	人員 定率ニ依ルモノ	人員 定率・増徴ヲ合シタルモノ
弐拾銭未満	八拾七人	七拾八人
弐拾銭以上　弐拾七人		拾　人
五拾銭以上　拾　八人		拾　六人
壱　円以上　四拾六人 内法人壱人		弐拾五人
弐　円以上	参拾壱人	拾　五人
参　円以上	四　拾　人	参拾六人 内法人一人
五　円以上	弐拾九人	参　拾　人
七　円以上	四　人	弐拾八人
拾　円以上		参拾参人
拾五円以上		拾　壱　人
二拾円以上		
計	弐百八拾弐人	弐百八拾弐人

右及報告候也。

明治三十九年二月一日

駿東郡須山村長　渡辺春吉

沼津税務署長　中筋栄二郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

556　五か村合併の件

（一九〇七）明治40・10・28

（朱筆）「甲議第二九三号」

泉・小泉・富岡・深良・須山五ヶ村合併ノ件ハ、協議六

ケ敷点有之。一時見合相成候間、依命此段及通知候也。

明治四十年十月廿八日

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

557 小泉村制限外課税についての決議および理由書

（一九〇八）明治41・9・27

議第拾弐号

直接国税ノ附加村税制限外課税ニ関スル件

第一条　本村税ノ内、地価割・営業税割・所得税割ハ、明治四十一年法律第三十七号第五条第一項ニヨリ内務・大蔵両大臣ノ許可ヲ受ケ、左ノ通リ課税スルモノトス。

一　地価割　地租千分ノ四百四拾八

一　所得税割　所得税千分ノ参百九拾弐

一　営業税割　営業税千分ノ参百九拾弐

第二条　本課税標準ハ明治四十一年度ヨリ向フ四ケ年度間有効トス。

明治四十一年九月二十七日提出

同　年同月　同　日決議

駿東郡小泉村長　飯田友吉

理由書

本村ハ戸数僅カニ四百、地価八万ニ過キサル薄資ノ一村ニシテ、教育・衛生・土木・勧業等ノ公共的施設ヲ要スベキ事件ハ頻至シテ止マス。数年以来、農学校ヲ設ケテ農業教育ヲ奨励シ、道路ヲ改修シテ交通ニ便ジ、隔離病舎ヲ建築シテ伝染病予防ノ計画ヲ立ツル等、着々施設ニ怠ラスト雖其費額随テ多ク瘡痍未ダ癒ヘサルニ、今亦小学校ヲ新タニ一校設備セサルベカラサルノ機運ニ際会シ、其工費実ニ八千有余円ヲ算シ、之レニ本年度経常費ヲ加フルトキハ壱万弐千有余円ニ上リ、村民ノ負担誠

ニ苛重ナリトス。然レトモ本村ハ不幸ニモ基本財産トナスヘキ財源ヲ有セス、僅カニ節約ノ結果ニナリタル畜積（蓄カ）金品千四五百円ヲ有スルニ過キス。故ニ村民ノ負担如何ニ苛重ナリト雖トモ、小学校教育設備ヲ完キヲ望ム上カラハ、勢ヒ村税ニ賦課シテ村民ノ負担トナサヽルヘカラス。然ルニ各種ノ税源夫々制限ヲ設ケアルヲ以テ、経常費ノ課税已ニ其極度ニ達セリ。只独リ戸別割ノ一税アルモ是亦一戸ノ課率五、六円ニ上リ、如何ニ無制限ノ税源ナリト雖トモ、此ノ上ノ賦課ハ誠ニ佳良ノ成績ヲ得ンコトハ得テ望ムヘキニアラス。如之戸別割ノ徴収ハ徴税上尤モ困難トスル所ニシテ、町村税ノ多クハ之レヨリ生スルヲ以テ、常ニ村税ノ徴収カ国税・県税ノ如クナラス、滞納者続至シ整理ニ全力ヲ傾注スル所以ナリトス。然ルモ尚ホ且ツ本村ハ小学校建築費ノ大部分ハ此戸別割ニ仰カサルヘカラサルモノニシテ、徴税者・被徴税者ノ苦痛、想像ノ外ニアリトス。故ニ本案直接国税附加村税制限外課税ノ規程ヲ設ケテ、幾分ニテモ戸別割ノ軽減ヲ希ハントスル所以ナリ。地租・所得税・営業税ノ如キモ非常特別税ノ増徴、県税ノ附加税等、其負担決シテ軽シト云フヘキニハアラサレトモ、納税者ノ多クカ村内中流以上若クハ営業者ニシテ、戸別割ノ負担ニ比スレバ比較的軽易ナルモノト信ス。而シテ之ヲ四ケ年ニ渉リ継続セントスルハ、到底本年度ノミニテハ此ノ建築費ノ負担ニ堪ヘサルヲ以テ、明治四十一度ヨリ向フ四ケ年ニ継続支弁センコトスルニ因ルモノナリ。

（裾野市役所所蔵「小泉村会決議書」）

558　戊申詔書の趣旨普及について須山村の報告

（一九〇九）明治42・2・13

「庶第一五号」（朱筆）

一客月二十八日付甲庶第七四号ヲ以テ御照会ニ係ル戊申詔書ノ御趣旨ニ関シテハ、左記ノ通リ奨励シツヽ有之候ニ付、此段及報告候也。

明治四十二年二月十三日

須山村長

駿東郡第一課長殿

一　本年一月ヨリ一戸ノ戸主タル者ハ一ヶ月金拾銭ツヽ貯金スル事。尚家ノ主婦タル者ハ一人一ヶ月金五銭ツヽ貯金スル事。

右ノ貯金シタル金ハ皆、郵便貯金ニ預ケ入ルヽ事。

右貯金管理法方ハ別ニ設ケザレ共、当村ヲ十三組ニ別チ組ニ組長ノ設ケアルヲ以テ、是レガ管理ニ付テモ組長其任ニ当リ貯金ヲ励行セシムルノ法方ナリ。

二　貯金シタル金員ノ使用ノ法方等ニ付テハ未ダ規定ヲ設ケス。

右ノ通リ励行致シ居リ候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

559　戊申詔書について郡長の注意

（一九〇九）明治42・3・3

甲庶第（朱筆）一二四七」号

須山村長

戊申詔書奉戴ニ関スル心得方ニ就テハ、已ニ部内ニ訓諭シテ　聖旨ノ普及ニ努メ又其ノ貫徹ヲ期スルニ於テ、各地種々ノ企画モ之レアルベシ。但タ其ノ地方ニ依リテハ単ニ節約ノ一方ニ傾キ、日常ノ生活礼節ニ必須ナル費用ハ論ナク、其ノ産業ノ発展上欠クヘカラザル資料スラ尚且ツ之ヲ省約セムトスル者之レアラムカ。斯クノ如キハ啻ニ　聖旨ニ副ハザルノミナラズ、勤労ヲ倍シテ各自其ノ業ニ励ミ、一家一郷ノ繁栄ヲ増スヘキ積極進取ノ気風ヲ沮喪スルニ至ルヘク、洵ニ遺憾ニ堪ヘズ。夫レ富力増進ノ基ハ国民自彊ノ精神ト其ノ実行ニ存シ、而カモ民資ノ充実ニ由テ之ヲ大成スルコトヲ得ヘシ。故ニ苟モ奢侈ノ弊風アル地ニ在テハ、此際ヲ期トシ克ク適応ノ節制ヲ加フヘキハ固ヨリ必要ノ挙ナリトス。之レニ関シテハ（ママ）詔書ニ宣示セラレタル如ク、華ヲ去リ実ニ就キ忠実業ニ服シ、民力ノ発展ヲ期スルノ大意ヲ愆ルコトナカラシムル様、特ニ留意アルベシ。之ヲ要スルニ、戦後日

尚浅キ今時ニ当リテ民力ノ伸暢ト風気ノ作興トヲ図ルハ最モ急務トスル所、随テ一面進取経営ノ風ヲ奨メ民力ノ作興ヲ計リ、一面信義醇厚ノ俗ヲ養ヒテ国民ノ品位ヲ上達セシメ、実力ノ発展ト風気ノ興振ト両々相俟テ国家ノ進運ヲ扶翼スルハ　聖詔ノ御趣意ヲ対揚スル所以ノ途ニ外ナラザルナリ。此際一層普ク　聖旨ノ存スル所ヲ闡明シテ、苟モ之レカ誤解ナカラシメ、長ヘニ其ノ効果ヲ挙ケシムルノ方法ニ就キ、更ニ一層ノ注意ヲ要ス。

明治四十二年三月三日

静岡県駿東郡長　辻芳太郎印

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

560　富岡村分割に関する宣言書

（一九一〇）明治43・4・23

宣言書

大字御宿・千福・上ケ田ハ、富岡村ヨリ合離シテ一村ヲ構成セントス。吾カ三大字ハ富岡村ニ属スル他ノ大字トハ地勢ヲ異ニシテ、随テ利害ノ関係ヲ異ニスルヲ以テ、明治二十二年富岡村ヲ組織シテ以来屢々辛キ経験ヲ嘗メ、熟思懇考以テ分離スルノ吾人カ将来ニ於ケル利益ト幸福トヲ認視スルニ至レリ。吾人ハ歴史ノ誨ユル所ニ随ヒ、尤モ勇敢ニ尤モ耐忍ニ、目的ヲ遂行スルノ道途ニ向テ奮進セントス。是レ茲ニ宣言シテ其ノ盟誓ヲ明確ナラシムルモノナリ。

明治四十三年四月廿三日

湯山栄男印

（ほか一九名）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

561　富岡村分村期成同盟団規約書

（一九一〇）明治43・4・29

分村期成同盟規約書

第一条　本団ハ明治四十三年四月廿三日大字御宿・千福・上ケ田ノ住民カ表示シタル分村ノ宣言ニ基キ、該大字ヲ富岡村ヨリ分離シテ一自治区ヲ構成スルヲ以テ目的トス。

第二条　本団ハ大字御宿・千福・上ケ田ノ住民ヲ以テ団員トス。但シ特ニ反対ノ意旨ヲ表示シタルモノハ此ノ限リニアラス。

第三条　団員ハ分村ノ目的ヲ遂行スルタメ委員ヲ嘱托シ、其受托者ニ対シ委任状ヲ発スルモノトス。

第四条　第三条ノ委任状ニ調印シタルモノハ、凡テ本団ノ目的ヲ賛成シ、此ノ同盟規約ニ服従ノ義務ヲ盟誓シタルモノト見做ス。

第五条　本団ハ其ノ事務ヲ整理センタメニ左ノ役員ヲ置ク。

団長　一人　　副団長　一人
幹事　四人　　常議員　人（ママ）

第六条　団長・副団長・幹事ハ常議員ニ於テ互選シ、常議員ハ各大字適宜之ヲ撰出ス。但シ其割合ハ、

御宿　人（ママ）　千福　人（ママ）　上ケ田　人（ママ）トス。

第七条　団長ハ本会ノ事務ヲ総理シ、幹事会・常議員会ヲ開閉ス。

第八条　副団長ハ団長ヲ補佐シ、団長故障アルトキハ之ヲ代理ス。

第九条　幹事ハ団長ノ指揮ヲ受ケ本団ノ事務ヲ整理シ、団費ノ収支ヲ管掌ス。

第拾条　常議員ハ団長ノ招集ニ応シ、本団ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル事項并ニ団費ノ収支ニ関スル事項ヲ評決スルモノトス。

第拾壱条　常議員会ハ熟議評定スルヲ旨トスト雖トモ、説多数ニ分ルヽトキハ多数決ニ依ルモノトス。

第拾弐条　常議員ハ本団ノ目的ヲ遂行スルニ関係アル官公吏ノ諮問ニ答ヘ、又ハ官衙公署ニ提出スル書面ニ署名スルモノトス。

第拾参条　本団ノ役員ハ凡テ無給トス。但シ他出其他費用ヲ要スル場合ハ其実費ヲ支給ス。

第拾四条　本団ノ費用ハ三大字ノ地価・戸数ニ分賦シ、各大字其負担額ヲ徴集シテ団長ニ納付スルモノトス。

明治四拾参年四月弐拾九日決定

湯山　一㊞
（ほか一九名）
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

562　富岡村分割に関する陳情書

（一九一〇）明治43・8・31

陳情書

大字御宿・千福・上ヶ田ノ住民千有余人ヲ代表シ、泣血再拝謹ンデ書ヲ栽（ママ）シテ、我賢明ナル富岡村会議員諸君ニ告白ス。

我カ三大字ハ富岡村ヨリ分離シテ一村ヲ構成シ、独立ノ自治区タラントノ希望ヲ有シ、本年五月六日ヲ以テ其請願書ヲ村長ニ提出シタリ。

抑々（そもそも）我カ三大字カ独立ノ希望ヲ起スヤ、其起ルノ日ニ起ルニ非（あら）ラス。其因（よう）テ来ルヤ実ニ久シキモノアリ。明治廿二年町村制ノ施行セラルヽヤ、我三大字ハ富岡村ノ区域ニ入リ、他ノ六ケ大字ト共ニ一団トナリテ、自治ノ恩恵ニ浴スルコトヽナリ、爾来数年ハ勿論（もちろん）創始時代ニ属スルヲ以テ、其治蹟ノ顕著ナラサルモ深ク咎（とが）ムヘキニアラス。

廿七八年ノ戦役ヲ経過シ、国威ヲ発揚シ国運隆盛ニ至リ至ル所、教育ニ衛生ニ将（はたま）タ勧業・土木ノ事、競ツテ改善ヲ計リ、亦（また）一方ニハ基本財産ノ増（ママ）成ニ勗（つと）メ、殖林ノ計画ヲ立テ、貯蓄ヲ奨励スル等、著々効果ヲ奏シ、延テ三十七八年ノ大戦ヲ経テ一層ノ奮励ヲ来シ、遠ク全国ニ例ヲ求ムレハ、模範町村トシテ其名喧伝スルモノ少カラス。之ヲ近隣ニ見ルモ、深良村ノ如キ小泉村ノ如キ将（はたま）タ清水村・北郷村ノ如キ、何レノ町村ニ至ルモ巍然タル宏屋ハ小学児童ノ教養所トナリ、輪煥（ママ）タル建築ハ伝染病防遏ノ隔離病舎トナリ、自治政ノ発動所タル役場ハ適当ノ位置ニ適当ノ施設ヲ以テ配置セラレ、内ニ和気靄々（あいあい）タルノ村民ハ殖産ニ興業ニ日夜精励シ、村運隆々トシテ年ト共ニ福祉増進ノ状況ニアリ。此ノ時ニ方（あた）リテ我富岡村ハ如何ゾヤ。遠ク喧伝セラルヽ模範町村トハ云ハス、近隣諸村ニ比シテ遜色ナカランヤ。進歩発展ノ点ニ於テ遺憾ナカランヤ。之ヲ教育ニ見ルニ、児童心身ノ教養所タルベキ

校舎ハ破ルヽモ修理至ラス、児童溢ルヽモ増築ノ計ヲ聞カス。之レヲ衛生ニ見ルニ、不幸伝染病ノ侵襲ニ遭遇スレハ、患者ヲ人ノ尤モ忌避スル社寺堂宇ニ逐迫シ一見惨鼻ノ極ニ達スルモ、曾テ隔離病舎ノ計画アルヲ聞カス。其他土木・勧業将タ殖産興業ノ如キ、云フニ忍ヒサルモノアリ。嗚呼我富岡村ハ何ンカ故ニ此ノ遜色アルカ。何ンカ故ニ此ノ荒廃ヲ来セルカ。其原因ニシテ足ラサルベシト雖トモ、一言ニシテ之ヲ掩フトキハ、一致団結ノ実ヲ挙クル能ハサルニヨル。否、挙クル能ハサルニアラス、挙ケザルニ因ルモノト信スルナリ。

人稍モスレバ、本村ノ地形カ南北ニ狭長シ、西ニ高山ヲ負ヒ東ニ大川ヲ控ヘ、地ノ理已ニ他村ニ比シテ非常ニ不利ナルモノアリ。南方水田ニ富ミ、北方陸田ヲ主トシ、南方ノ暖、北方ノ寒、自然人情ヲ別ニシ風俗ヲ異ニス。是レ本村カ常ニ一致ヲ欠キ、団結ニ乏シキ所以ナリト。然リ大ニ夫レ然ラン。然レトモ吾人ヲ以テ之レヲ見ル、一致ノ実ヲ欠クノ原因他ニ存シ、茲ニアラサルモノト信スレトモ、村民ノ多クハ不幸吾人ト所見ヲ異ニシ、全ク人情風俗ノ異、地形交通ノ不利、到底本村ヲ打ツテ一団トナス能ハサルモノト信スルモノヽ如ク、容易ニ吾人ト其所見ヲ一致スル能ハザルノミナラス、疑懼ノ念充溢シ、稍モスレハ保安ヲ害シ紛乱ヲ醸ス。是レ一致ノ実ヲ挙クル能ハサルニアラス、挙ケサルナリト断スル所以ナリ。

之レヲ施政上ニ見ルニ、本村ハ明治廿二年自治制度実施以来廿二ケ年、其間行政ノ主脳タル村長其人ヲ更フルコト幾回ナルヲ知ラス。就任長キモ三ケ年、短キハ一年内外ニシテ退職スルモノアリテ、未タ曾テ任期ヲ全フシタルモノアルヲ見ス。如何ニ秀材ヲ以テシテモ、如何ニ輿望ヲ以テシテモ、其短時日能ク其経綸ヲ行ヒ、能ク其抱負ヲ行フコトヲ得ルモノアランヤ。概ネ一事ヲ計画スレハ忽チ甲部ノ反感ヲ招キ、一件ヲ処セントスレハ忽チ乙部ノ反対ヲ受ケ、蹉跌亦蹉跌、蹶然勇退スルモノ相次ク。之レ因ラスンバアルヘカラス。茲ニ於テカ紛乱ニ次ク紛乱ヲ以テシ、村民其堵ニ安ンセス、各大字親蜜（ママ）ノ情

ハ年ト共ニ減衰シ、漸ク収拾スル能ハサルニ至ル。吾人ハ廿二年間ノ歴史ヲ回想スル毎ニ其弊根ノ浸潤スルヲ見テ、肌ニ粟ノ生スルヲ覚ユルモノナリ。吾人カ分村ノ希望ヲ抱ク、豈偶然ナランヤ。誠ニ之レ起ルノ日ニ起ルニアラス、其因スル所久シキ所以ナリ。

明治四十一年ノ交、偶々小学校令ニ変更ヲ来シ、下和田尋常小学校ノ置位ニ変動ヲ生セントスルヤ、物論沸騰シ、延テ岳南尋常小学校ノ位置ニ動揺ヲ来サントシ、時ノ村長其人カ平和ノ解決ヲ見ント苦心セラレタルモ、猛火ノ如キ物論ハ一顧ヲモ与ヘス、到底平原ヲ焼尽セスンバ止マサルノ勢力トナリ、我カ三大字ヲ除ク以外ノ各大字ハ互ニ手ヲ握テ同盟シ協約ヲ結ヒ、吾人カ信スル反対ノ方向ニ向テ奔逸シ来レリ。茲ニ於テ自然本村世界ニ二ツノ分野ヲ生シ、廿二年以来幾回トナク回転シタル紛乱ハ亦発現スルコトヽナリ、政権ノ中枢ヲ失シテ一方ニ傾斜シ、村長ヲ出シ助役ヲ出シ議政ノ権能ヲ挙ケテ掌握セントシ、我カ三大字五万有余ノ地価ヲ有スル土地、千百余ノ人民ハ実ニ無告ノ民タラントスルノ異観ヲ生スルニ至レルハ、誰以テ奇異トセサルモノアランヤ。嗚呼、已往ニ鑑ミ現在ニ考ヘ之ヲ将来ニ推セバ、豈寒心セサラント欲スルモ得ヘケンヤ。是レ吾人カ分村ヲ希望スル年来ノ意旨ヲ表示シ、請願書ヲ提出スルノ動機タル所以ナリ。

人或ハ曰ク、町村ハ国家為政ノ根元ニシテ、自治区ノ強弱ハ直チニ国家ノ大政ニ影響スルモノナレハ、容易ニ廃置分合ヲナスヘキモノニアラス。今三大字カ分離ヲ唱導スルカ如キハ、一時ノ感情ニ駆ラレ国家百年ノ大計ヲ顧サル無謀ノ挙ナリ。本村ハ現下紛乱ヲ重ヌルト雖トモ、揖睦親和、近キ将来ニ於テ克復シ、光風霽月ヲ見ルノ幸運ニ達センコトハ、期シテ待ツヘキナリ。然ルヲ之ヲモ顧ミス、微弱ナル二ケ村ヲ作リ互ニ負担ニ苦シカ如キハ誠ニ策ノ得タルモノニアラス。必ス悔悟ノ時至ルヘシト。

所論誠ニ適切ニシテ、吾人ト雖トモ此ノ感ナキモノニアラス。然レトモ論者ノ説、其立論ノ基礎ヲ誤ルヲ以テ、吾人ハ之レニ敬服スル能ハサルナリ。如何トナレハ、論

者ハ立論ノ基礎トスル所、只現状ヲ視テ廿二年間ニ於ケル歴史ノ見サルモノナレハナリ。夫レ病ノ膏肓ニ入ルモノハ姑息ノ投薬ヲ以テ説スヘキニアラス。本村カ重ヌル紛擾ノ因已ニ業ニ膏肓ニ入リ、一刀両断ノ処置ニアラサレハ到底全癒ヲ望ムヘキニアラサルヘク、医ヲ待ツテ後知ラサルナリ。吾人カ上来舒述シ来リ処、只大要ニ過キス。其弊根ヲ深ク抉出セント欲セハ、豈片紙ノ能ク尽ス所ナランヤ。素ト是レ□□□ニ鬩キ、骨肉相反噛スルモノ、如何ソ吾人ハ之ヲ舒述スルニ忍ンヤ。啻此ノ因アリ。故ニ論者ノ言ニ敬服スル能ハスト云フニ過キス。

嗚呼賢明ナル村会議員諸君ヨ、吾人カ縷々数言ヲ重ヌルモノハ之ヲ一言スレハ、本村ハ不幸一致団結ヲナシ得ルノ雅量ニ乏シク、已往ノ歴史ニ徴シ其然ルヲ証スルヲ以テ、将来ニ於ケル亦知ルヘキモノアリ。故ニ利害ヲ均スルモノ相因リ、以テ各々一村ヲ組織シ、現在及将来ニ於テ紛擾ノ禍乱ヲ避ケ、各々天与ノ幸福ヲ享受シ以テ国家ニ奉セント謂フニ過キサルナリ。希クハ吾人真意ノ存スル所ヲ諒察セラレ、願意ヲ達セシメ、千有余ノ無告ノ民タラトスル悲況ニ沈淪スル吾人ラシテ、自治ヲ行フヲ得セシメラレ度、殺活ノ権、誠ニ諸君カ掌中ニ存ス。諸君、夫レ之ヲ憫了セラレヨ。恐懼再拝。

明治四十三年八月三十一日

富岡村御宿人民惣代
湯山　一　外拾弐人
同村千福人民惣代
鈴木嘉吉　外拾四人
同村上ヶ田人民惣代
柏木倉次郎　外三人

富岡村会議員御中

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

563 **須山村郵便貯金奨励に関する調査**　明治45・1・8（一九一二）

（朱筆）「議第一号」

明治四十五年一月八日　　須山村長

駿東郡長殿

客年十二月十四日附甲議五七八号ヲ以テ御照会ニ係ル郵便貯金奨励ニ関スル件、別紙ノ通リ御回報候也。

調書

一　須山村ニ於ケル貯金奨励上施行シタル事項

(イ)一般ノ施設

本村ハ明治三十五年ヨリ郵便貯金ヲ奨励シ、各毎戸ニ於テ月極(つきぎめ)金拾銭位ヲ積ム。是レヲ各組ノ共同貯金ト称シ現ニ実行シツヽアリ。又個人貯金トシテ随意ニ若干ノ貯蓄ヲナスアリ。

(ロ)学童ニ対スル貯金

本校ハ児童ヲシテ勤倹貯蓄ノ習慣ヲ養ハンカ為、特ニ此ノ点ニ注意シテ毎週修身科教授ノ際ニ於テ、教育勅語・戊申詔書ノ御主意ヲ奉体シ、二宮尊徳翁徳行ノ例ヲ引キ、之レカ実践躬行ヲ促カシ、左ノ方法ニ依リ奨励実行シツヽアリ。

一　児童日常使用スル物品ノ取扱上、特ニ注意シテ節倹ノ大切ナル事ヲ知ラシメ、猥(みだ)リニ物ヲ捨ツベカラサル習慣ヲ養フ。

二　常ニ父母又ハ他人ヨリ貰(もら)ヒシ小使(ママ)及其他ノ場合使賃等ニテ得タル金銭ハ、必ズ郵便貯金トシテ預ケ入レシム。

三　貯金日ハ毎週土曜日ト定メ、児童ハ学校家庭間ノ通帳ニ貯金ヲ添ヘテ差出サシム。学校ニテハ各級受持教員之レヲ受取リ、台帳及該通帳ヘ記入捺印シテ児童ニ返付ス。斯(か)クシテ貯金ハ其都度切手ニ替ヘ貯金台紙ニ帖付(ママ)シ、金弐拾銭ニ満ツル毎ニ本通帳ト共ニ郵便局ニ送リ預入ノ手続ヲ了ス。

四　毎学期ノ終リニ於テ貯金額ノ総計表ヲ掲示シ一般児童ニ知ラシメ、且(かつ)父兄ニ報告シ、各級最多額者五名以上ノ者ニ付、文房具類又ハ切手貯金台紙若干ヲ賞トシテ与フ。

効果

一　学校家庭間ノ通帳作成ノ后ハ預金ノ額明瞭トナリ途中間違ナキニ至リ、父兄喜ビテ奨励スルニ至ル。

二　学期毎ニ総額ノ報告及賞与ニ対シテハ、父兄又賛同シテ学校ノ意ヲ迎ヘ勤倹貯蓄ノ実行ヲ補佐セラル。為ニ本年度ハ昨年ニ比シ貯金額ノ増加ヲ見ル。

(ハ)労働者ニ対スル貯金奨励ニ関スル工場其他ニ於ケル施設、該当ナシ。

(ニ)官衙公署会社工場其他各種団体等ニ於ケル規約貯金、該当ナシ。

(ホ)各地ニ於ケル貯金奨励ニ関スル講話其他ノ方法其効果、該当ナシ。

(ヘ)其他貯蓄奨励ニ関シ特殊ノ施設其状況

一　本村ノ毎戸ノ主婦ハ必ス月極金五銭ノ貯金ヲナスノ慣アリ。之レ等ハ皆郵便貯金トセリ。目的タルヤ一定ノ極ニ達スレバ払下ヲナシ、以テ一家ノ必要ナル什器及寝具等ノ購入ノ資ニ充ツ。

二　有志者・青年団体等ニ於テ貯蓄奨励上施設シタル事項、本村青年会成立以来会員一人ニ付月額金参銭宛ノ貯金ヲ奨励シ今猶蓄積セリ。有志者トシテハ銀行貯金等ヲナシツヽアリ。青年貯金ノ財源ハ休日ヲ利用シテ共同力行シ、又常ニ節倹ヲ重シ贅費ヲ省キ、以テ貯蓄セリ。

三　貯金ヲ躬行実践シ若シクハ之レカ奨励ヲ尽瘁シ、其効労顕著ニシテ特ニ模範トスルニ足ルベキ篤志者団体等ナシ。

四　郵便貯金ト銀行貯金トノ関係

(イ)競争的幣害モ見エザルトモ、銀行側ノ意嚮ハ利率ノ上ヨリ競争スルノ意ナランカ。

(ロ)銀行界ニテ競争ノ結果、郵便貯金ヨリ銀行貯金ヲナスノ傾キ多々アリ。之レ等ハ利率ノ関係上ヨリ出タルナラン。

五　比年郵便貯金ノ増減等ニ付、記載事項ナシ。

六　要求事項モ目下ノトコロナシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

564　**須山村国税徴収慣例調査報告**　（一九一二）大正元・11・1

（朱筆）「税第五一号」

貴署庶第二二八号ニテ御照会ニ係ル国税徴収ニ付、従来ヨリ慣例上調査ノ件、別紙ノ通リ及回答候也。

大正元年十一月一日

駿東郡須山村長　土屋和作印

沼津税務署長殿

調書

一　本村ハ駿東郡西北部富士・愛鷹ノ山間ニ位置シ、交通不完ノ僻陬地ニシテ、外界ノ刺激薄ク自然ニ世ノ文化ニ遠サカルヲ以テ、人智ノ進歩遅クルハ甚ダ遺憾トスル処ナルモ、人情風俗ニ於テ古来ヨリ郡中其ノ比ヲ見ザルノ美風ヲ保チツヽ今日ニ至レリ。村民ノ多クハ農業ニ従事シ、隣保相助ケ勤倹ニシテヨク村吏ノ命ニ服従シ、共同一致村是ノ改良発展ニツトメツアリ。殊ニ村民脳裡ニ片時モ忘ルベカラザルハ、一ハ兵役ノ義務、一ハ納税義務、一ハ国法ニ遵フノ義務ニシテ、此ノ三大義務ヲ重ズル風ハ、他ノ範トスルニタルノ惑アラシム。抑モ此動機タルヤ、遠因・近因ニ分チ、遠因(1)村民各戸平均ニ裕福ナルコト。庄屋名主中、屢々大偉人現ハレ勤倹ヲ奨励シ、又広大ナル土地ヲ購入シ共有財産ヲ作リ、平均ニ植林事業ヲ促セシニヨル。

(2)地勢上他ト交通疎ナリシ結果、自然ニ団決心ヲ強メシニヨルコト。質朴ノ風ヲナスニヨル。

(3)古来庄屋・名主等ニ偉人潔士現ハレ、人民ヲ愛撫シ勤倹力行、年貢等ノ怠慢ナカラシメ、維新后自治政ヲ布クニ至リ、為政者又古人ノ遺志ヲ次ギ民心一致融和ヲハカリシニヨル。

近因(1)自治体ヲ布カルヽニ当リ村吏員、村民一同ノ内選ニヨリ唯一ノ名望信用アル者ヲ挙ケ、公選シ村吏ヲ出ス。

(2)村吏ハ名誉職トシテ一意専心其ノ職ニ当リ村政ヲ執行シ、国民ノ三大義務ニツキテハ一層力ヲ尽シ、殊ニ納税ニ関シテハ右ノ方法ニヨリ奨励セリ。

二　国税徴収慣例ニ関シテハ、従来ヨリ村内ヲ拾四区ニ分チ是ニ組名ヲ付ケ、組内ヨリ組長ヲ選出シ村役場ニ申出デ、村長ヨリ辞令ヲ受ケ就任、自宅ニ於テ事務ヲ取扱フ。任期ハ満弐ケ年ニシテ報酬年額金壱円ヲ支給ス。

三　村役場ニテハ、国税及各税金ヲ不問(とわず)、納税告知書ハ皆組内ヲ壱綴トナシ組長ニ交付ス。組長ハ直ニ順位各義務者綴ノ儘(まま)廻送ヲ命ス。納税義務者ハ各自ノ納税金額ニ対シ期日了知ノ上、順位廻送、終ルヤ組長其ノ告知書ヲ納期迄預リ置キ、納期前夜、義務者時間ニ違(たが)ハス相互ニ呼ビ集ヒテ、組長宅ニ於テ納税ス。組長ハ徴収シタル金額ヲ其ノ翌日役場ヘ持参シ、村役場ヨリ交付ヲ受ケタル諸税金受領通帳ナルモノト組内納税告知書ヲ収入(役脱カ)ニ差出シ、受取方ヲ請求ス。収入役ハ直ニ徴収原簿ニ引合セ領収シ、其ノ金高(及何年度何税何期分受領)ヲ記載シ渡ス慣例ニシテ、古来ヨリ人民対村吏員間ノ信用ヨリ出デタル行為ニシテ、一回ダモ誤謬ヲ来シタル事ナシ。

四　本村ハ助役・収入役兼掌ニシテ、助役他ヘ出張中ノ場合ハ、書記・小使ニ至ル迄其ノ納税金ヲ預リ置キ通帳ニ記載、受取者認印ヲ捺印シ以テ領収スルハ常習ニ之レ有ルモ、未タ収入役以外ノ者、領収ヲ預リテ過失アリタルコトナシ。

五　本村内ノ納税義務者ニシテ、従来ヨリ期日経過、滞納処分ヲ受ケタルモノ壱人モナシ。

但シ納税義務者参百弐拾五人

六　本村ハ維新后(ご)百拾参戸ノ小戸数ナリシガ、逐次戸数増加シ今ヤ百九拾戸ニ至ル。共有財産及基本財産トシテハ数千町歩ノ山林ト数千ノ金額ヲ有シ、貢租資本金ト称シテ金八千円(国税地租両期ニ充ツルモノ)銀行株ヲ購入シ、其ノ利益配金ヲ納期迄預ケ置キ、納税期日ニ至

テ貢租資本金管理者ヨリ是ヲ各権利者ニ配分ス。一戸分配額平均金参円七拾銭位ナリ（畑雑地租第一期ニ配当スルモノ）。本村ハ前陳ノ通リ人民質朴ニシテヨク其ノ業ヲ励ミ、産業ニ熱心ニ殖林ノ盛ナル為メ、従テ其ノ材木ヨリ生ズル利益多量ニシテ、人民一般農休ノ間（冬春ノ間）山稼ギニ従事シ、労金ヲ得ル事多大ニシテ、上下共ニ納税義務ノ良好ナルハ是等ニ原因スル所以（ゆえん）ナリ。

右ノ通リ。

大正元年拾壱月壱日

駿東郡須山村長　土屋和作印

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

565　小泉村納税者奨励規程

（一九二三）大正2・2・28

議第七号

小泉村納税者奨励規程

第一条　小泉村納税者ハ毎年一回以上適宜会合シテ、当該吏員ノ出張ヲ請ヒ、納税及勤勉貯蓄ニ関スル講話会ヲ開キ、納税思想ノ発達ヲ図ルト同時ニ勤勉貯蓄ノ美風ヲ養成スルコトニ努ムルモノトス。

第二条　毎年納税成績表ヲ作リ、其成績顕著ナルモノニ対シ之レヲ表彰スルモノトス。

第三条　毎年度ノ始メニ納税義務者中ニ就キ、前年度ノ納税成績ノ優等ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノヲ撰抜シテ、之レヲ表彰スルモノトス。

㈠業務ニ勤勉忠実、其行績善良ニシテ、五ケ年以上毎納税ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈡同四年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈢同三年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈣同二年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈤同一年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

第四条　表彰ハ左ノ等級ニ依リ之レヲ定ム。

一等賞	賞状	金品
二等賞	賞状	金品
三等賞	同	金品
四等賞	同	金品
五等賞	同	金品

附則

第五条　本規程施行前、第三条各号ニ該当スルモノニ対シテハ特ニ之レヲ表彰スルモノトス。

第六条　本規程ハ大正二年四月一日ヨリ施行ス。

大正二年二月二十八日提出

大正二年二月二十八日決議

小泉村長　渡辺恵作

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

566　**小泉村村税賦課徴収規程**　（一九一六）**大正5・4・27**

議第一三号

小泉村村税賦課徴収規程

第一条　駿東郡小泉村税ハ本規程ニ依リ賦課徴収ヲナスモノトス。

第二条　小泉村税地租附加税ハ毎年四月一日及十月一日ノ現在地租額ヲ標準トシ、左ノ課率ノ二分ノ一ヲ毎期ニ賦課徴収ス。但、賦課後地租額ニ異動ヲ生シタル場合ト雖モ、追徴又ハ還付ヲナサヾルモノトス。

一　宅地
二　其ノ他ノ土地　｝地租壱円ニ対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ之レヲ定ムルモノトス。

第三条　地租以外ノ国税ニ対スル小泉村税ハ当該官庁ノ調定額ヲ標準トシ、左ノ課率ニ依リ賦課徴収ス。

一　国税営業税附加税
二　所得税附加税　｝調定額壱円に対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ之レヲ定ムルモノトス。
三　売薬営業税附加税
四　前項掲記外国税附加税

第四条　県税ニ附スル小泉村税ハ各其ノ本税額ヲ標準トシ、左ノ課率ニ依リ賦課徴収ス。

一　県税営業税附加税
二　県税雑種税附加税
三　県税戸数割附加税
（本税壱円ニ対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ定ムルモノトス。）

第五条　小泉村税ノ徴収期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　地租附加税
前半期四月三十日　後半期十月三十日

二　国税附加税（地租附加税ヲ除ク）
前半期・後半期共ニ本税ノ徴収期ニ依ル。
但シ本税ヲ四期ニ分納セシムルモノニアリテハ、其ノ第一期及第三期ノ徴収期ニ依ル。

三　県税附加税（戸数割附加税ヲ除ク）
前半期・後半期共ニ本税ノ徴収期ニ依ル。

四　県税戸数割附加税
前半期五月三十日　後半期十一月三十日

第六条　前各項ノ外、随時ニ本村税ヲ納ムヘキ義務ヲ生シタルモノニハ、其ノ本税ヲ標準トシ予算ノ課率ニヨリ本税ト同時ニ賦課徴収ス。

附則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之レヲ施行ス。

明治三十八年三月議第四号営業税附加税賦課条例ハ之レヲ廃止ス。

大正五年四月弐拾七日提出
大正五年四月弐拾七日決議

静岡県駿東郡小泉村長　渡邉伊三郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

567　小泉村基本財産蓄積条例　（一九一六）大正5・4・27

議第一八号

小泉村基本財産蓄積条例

第一条　本村ハ本条例ノ規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス。

第二条　基本財産ノ蓄積ハ、従来蓄積シタル基本財産現金ヲ合セ壱万円ニ達スルヲ以テ限度トス。

第三条　左ノ各号ニ該当スル収入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一　基本財産ヨリ生ズル収入ノ全部又ハ一部
二　国税徴収法及明治三十三年勅令第八十一号府県税徴収ニ関スル規定ニヨリ収入スル交付金ノ全部
三　戸籍法ニ依リ収入スル手数料
四　歳計剰余金ノ弐分ノ一以内

第四条　公債ヲ起ス場合ニ於テハ其ノ償還ヲ了スル迄ノ間、又ハ非常ノ災害ヲ被リタル年度ニ於テハ村会ノ議決ヲ以テ、当該年度ノ蓄積ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得。

第五条　基本財産トシテ蓄積スベキモノハ総テ予算ニ編入スベシ。

附則

本条例ハ発布ノ日ヨリ施行ス。

大正五年四月二十七日提出
大正五年四月二十七日決議

駿東郡小泉村長　渡邉伊三郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

(2)　富士裾野演習場と人々の暮らし

568　帝国在郷軍人会富岡村分会の歴史　（一九〇四～一九二三）明治37～大正2

（抄）

分会結社前ノ沿革

日露間ノ国交急ヲ告ルヤ、明治三十七年二月八日富岡村居住ノ在郷軍人及村有志者相謀リ、富岡村在郷軍人会ヲ組織シ顧問ニ砲兵軍曹芹沢潔・同勝又文作・歩兵軍曹荻野文治郎ノ三氏ヲ会長ニ西島親則氏ヲ挙ゲ、専ラ軍人精神ノ発輝（ママ）、軍事能力ノ向上、士気ノ振作ニ努メ、勇躍シテ日露大戦役ニ当レリ。

分会発会式後ノ記録

帝国在郷軍人会組織成ルヤ、其筋ノ促ス所ニ従ヒ明治四拾参年八月拾五日岳南尋常小学校ニ於テ静岡聯隊区司令官ノ臨席ヲ乞ヒ発会式ヲ挙ゲ、全国一般ノ例ニ倣ヒ帝国在郷軍人会富岡村分会ト呼称ス。当時ノ役員如左。

会長　予備陸軍歩兵伍長　杉山定吉
副長　同　陸軍看護卒　横山直明
同　同　陸軍歩兵上等兵　坂田太一
理事　同　同　真田留吉
同　同　同　一等卒　中川　貴

一明治四拾参年拾壱月参日遥拝式後、会員申合セ評議員ヲ分会長指名ニ托シ左ノ評議員ヲ置ク。

評議員予備歩兵上等兵　真田徳三郎
同　同　中村太吉
同　同　小野和十郎
同　同　真田留吉
同　予備歩兵一等卒　西島今太郎
同　同　岩瀬健吾
同　同　勝又榮作
同　同　輜重輸卒　柏木保利
同　同　市川市太郎
同　同　砲兵一等卒　杉山與五郎

一、大正元年八月　分会長杉山定吉、副長横山直明辞任申出ニ付、協議ノ結果副長在任者壱名アルヲ以テ之ガ補欠ヲナサズ爾后壱名ト決シ、分会長ノ選挙ヲ行ヒタルニ大多数ヲ以テ左記当選就職ス。

分会長　後備陸軍一等看護長　西島親則

一、大正元年九月　会員相謀リ会印分会長印其他必要備品及分会旗購入ス。

一、大正弐年　総会決議ニ依リ有志者寄附金ヲ募集シ明治参拾七、八年戦役紀念表忠碑ヲ建設スルコトニ決シ、寄附金募集員ヲ置ク。其人名如左。

杉本三美
坂田太一
小野和十郎
中村太吉
勝又榮作
柏木保利
中川　貴

岩瀬健吾
西島今太郎
市川市太郎

（後略）

（裾野市役所　富岡支所所蔵『歴史』）

569 軍人行賞賜金消費額調書

（一九〇七）明治40・7・13

軍人行賞賜金消費額調書　明治四十年七月十三日現在　駿東郡須山村

消費全額	摘要	官等	氏名
二〇〇〇円	山林四反拾壱歩ヲ購求ス	工兵曹長勲七等	横山栄次郎
八二〇〇〇円	駄馬壱頭居宅壱棟ヲ購求ス	歩兵伍長勲八等	細谷石次郎
一五〇〇〇〇円	駄馬壱頭ヲ購求シ負債消却ス	歩兵上等兵勲七等	渡邉兼蔵
一四二〇〇〇円	御料地拝借権利ヲ買求　金三十一円 駄馬一頭買求ス　金三十五円 残ハ営業資金トス　金七十五円	歩兵一等卒勲八等	土屋太市郎
一四二七五〇円	畑二反二畝十歩山林三反五畝歩購求ス	歩兵一等卒勲八等	勝又伊作
一八二〇〇〇円	駄馬一頭購求　金八十円 負債返却　金百弐円	歩兵一等卒勲八等	渡邉茂作
六七二五〇円	畑壱反参畝弐拾弐歩山林弐反六畝拾八歩購求ス	輜重輸卒勲八等	渡邉軍作
七二五〇〇円	家屋建築費ニ消費ス	輜重輸卒勲八等	土屋平三郎

七九二五〇円	負債返済ス	輜重輸卒勲八等	渡邉清吉
三〇〇〇〇円	負債償却ス	歩兵一等卒勲八等	中村留作
一、一四七七五〇			計

右及報告候也。

明治四十年七月十五日

駿東郡須山村長　土屋和作

簡閲点呼執行官

陸軍歩兵大尉　長谷川栄造殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

570 兵事関係調査報告

（一九〇七）明治40・8・12

甲兵第七〇七号（大至急）

別紙兵事事項取調方其筋ヨリ申越ニ付、直ニ御調査ノ上、折返シ記入返送有之度、依命比段通達候也。

明治四十年八月十二日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

追テ本文ノ件ハ来十七日迄ニ必ス本県へ到着ヲ要スヘキ調査書ノ材料ニ付、当衙ヘハ遅クモ十六日午前八時迄ニ到着候様、御手廻相成度特ニ申添候也。

兵事調　　須山村

軍隊ニ対スル一般人民ノ感情	戦時ハ勿論、平時ニ於テモ国家ノ干城的ヲ以テ之ヲ待遇ス
兵役ニ対スル壮丁及一般ノ感情	二十七・八年ノ役以来壮丁自身現役ニ服スルコトヲ名誉トシ一般ノ人民又現役者ノ多数ヲ望ム
服役者　人員	四十年三月末日現在（在営者）　二人 四十年三月末日現在　町村全人員　軍人ト否トヲ問ハズ総人員　一千百五十八人
在郷軍人ノ数	二十九人　（在郷軍人名簿記載ノ者悉皆）
兵役ニ服スルタメ生産力ニ及ボス影響	入営者一人　一人一ケ年間ノ影響　約百円 （三十九年度ニ依リ調査ノ事）
一般ガ軍人ノ遺家族ニ対スル待遇ノ状況	戦時中ハ相当ノ待遇ヲ与ヘ平時ニアリテモ出来得ル限リ便利ヲ与ヘツヽアリ
軍隊ノ行軍及演習ニ依リ一般ガ受クル影響	毎年五月ヨリ十月迄ノ間ハ、大野原開墾地ノ耕作及下草刈取并ニ養蚕ノ時季ニハ、開墾地ノ桑葉摘取ニ差支ヲ生ズル場合アルモ、別ニ待遇等ニ要スル費用ハ之ヲ要セズ
在郷軍人就業ノ状況	農業ニ専ラ従事シ、又ハ副業トシテ養蚕及炭焼業ニ、其他ニ従事シ無業者ハ無之
同無業者数	―人
動章（ママ）等褫奪セラレタル者ノ数	―人
在郷軍人ニ於テ組織セル団体数及名	数一　須山在郷軍人会
其ノ団体ノ目的	目的　壮丁ノ教育在郷者相互ノ業務賞励（ママ）ノ方法
在郷軍人品行ノ良否	良好
軍人団体及町村団体等ニ於テ軍人ノ遺家族ニ対シ生業扶助等ノ事業ヲ為シツヽアラバ其状況	軍人ノ遺家家族ニシテ貧困ナル場合ニハ生業扶助等ノ事業援助ヲ為スモ其他ハ之ヲ為サズ
三十七八年戦役ノ功ニ依リ行賞ノ恩典ニ浴シタル者ノ数及金額	人員　十七人 金額　二千百六十円

（一回又ハ一期間ノ行軍、演習ニ就キ大略ナル仕訳ヲ記ス）

（生産物ニ蒙ムル影響種類並ニ待遇等ニ要スル費用）

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

571　**在郷軍人会状態調査　須山村**　（一九一〇）**明治43・9・8**

兵第七四号

本月弐日付静発第二六七号ヲ以テ御照会ニ相成リ候管内在郷軍人会状態調査ニ付、別紙ノ通リ該会長ヲシテ記入セシメ候条、此段及御回送候也。

明治四十三年九月八日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡聯隊区司令官　中井與三殿

在郷軍人会状態調書　駿東郡須山村

項目	同上概要
一、基本金高及其醵出法	現今ノ処基本金ナシ。又会員ノ年醵金ヲ徴集セズ。而シ明四十四年ヨリ幾分ヲ徴シテ本会ノ積立金ニ充ツル予定ナリ。
二、会費及ビ其支出景況	無之。
三、四十一四十二年度例会ノ景況	毎年三月十日、七月十日、十一月三日ヲ以テ定期総会ヲ青年夜学校ニ開ク。会員四十三名ニシテ、総会当日ニハ洩ナク出席ス。先ヅ会長ヨリ会務報告、来賓トシテ村長ノ軍人ノ目的ニ対シ種々ノ訓示等アリ。終リテ軍隊ニ関スル種々ノ研究ヲ為ス。最后ニ銃剣術ノ練習アリ。又毎年八月二日祖霊社前ニ本村戦死者招魂祭ヲ開キ会員正列（ママ）参拝ヲナスヲ例トセリ。（右ハ四十二年四十三年例会ノ景況ヲ記スナレド毎会以上ノ如クナリ。）
四、会員ノ状態	本村ニ於ケル会員ノ重ナル職業ハ農ニシテ一般ニ勉励ナリ。従テ風評佳ナリ。会員ニシテ素行修マラザル者ハ無之。
五、処刑及勲章記章褫奪者景況	更ニナシ。
六、重ナル事業	毎年入営者ニ対シ入営者一ケ月前ヨリ本村小学校舎ノ一部ニ於テ、毎夜下士交体（ママ）シテ軍事学ノ注入等ヲナス。

明治四十三年九月八日

須山村在郷軍人会長　細谷石治郎㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

572　**帝国在郷軍人会小泉村分会の歴史**　（一九〇四～一九一三）**明治37～大正2**

（抄）

帝国在郷軍人会小泉村分会歴史

分会ノ創立

明治三十七年　在郷軍人ノ一致団結ノ必要ナルヲ認メ一月小泉村在郷軍人会ヲ創立シ、同月其ノ発会ノ式ヲ小泉村佐野蓮光寺ニ於挙ゲ、二十三ヶ条ノ会則ト十二ヶ条ノ細則トヲ定ム（会則及細則別冊ノ通リ）。然シテ会長以下役員ヲ左ノ如ク選任、会務ヲ掌ラシメ、事務所ヲ小泉村役場内ニ置ク。

会　長　水口善三
副会長　中西關太郎
幹　事　長澤文治郎
同　鈴木幹作
協議員　大庭勉
同　永田源十郎
同　服部銀作
同　山口留吉
同　關野治郎作

同　菅沼悦造

時ニ会員三十九名

同年二月　露国ニ対シ宣戦ヲ布告セラレ会員ハ追次召集セラレ殆ンド全員出征ス。

明治三十九年　二月十一日第二回総会ヲ開ク。

明治四十年　二月十一日第三回総会ヲ佐野夜学校ニ於テ開ク。

明治四十一年　二月十一日第四回総会ヲ開ク。

同　年　入営者ニ対シ軍事予備教育ヲ施ス事ニ決シ、歩兵軍曹大庭勉・歩兵伍長星野榮作・歩兵上等兵杉山徳次郎・歩兵上等兵杉山久作ノ四名ヲ教官ニ指名シ、十一月一日ヨリ同月二十四日迄午後六時半ヨリ九時迄予備教育ヲ実施ス。

明治四十二年　二月十一日第五回総会ヲ開キ会長以下役員ノ改選ヲ行フ。

選挙ノ結果左記ノ者当選就任ス。

会　長　砲兵曹長　中西關太郎
副会長　補充兵輸卒　鈴木幹作
幹　事　歩兵曹長　永田源十郎
同　砲兵補助輸卒　服部正策　同　年
協議員　歩兵上等兵　杉山久作
同　歩兵伍長　星野榮作　同　年
同　歩兵上等兵　水口茂太郎
同　歩兵一等卒　菅沼悦造
同　輜重輸卒　關野治郎作
同　同　服部銀作

時ニ会員五十三名

明治四十三年　二月十一日第六回総会ヲ開ク。
副会長鈴木幹作、幹事永田源十郎、協議員星野榮作、菅沼悦造辞職ニ就キ選挙ノ決果(ママ)左記ノ者当選就任ス。

副会長　歩兵曹長　永田源十郎　同　年
幹　事　歩兵上等兵　杉山徳次郎　同　年
協議員　一等水兵　久保竹次郎
同　歩兵上等兵　菅沼眞治郎

時ニ会員五十六名

三月十日日露戦役戦病死者ノ招魂祭第七年祭ヲ小泉尋常小学校々庭ニ於テ挙行ス。
八月帝国在郷軍人会設立セラル。
然シテ全国市町村在郷軍人会ヲ統一シ、本部ヲ東京市麹町区九段坂上偕行社内ニ、支部ヲ各聯隊区司令部ニ分会ヲ各市町村ニ置ク事ト決シ(十一月三日発表)、陸軍大将大勲位伏見宮貞愛親王殿下ヲ総裁トシテ奉戴シ、陸軍大将子爵寺内正毅閣下ヲ会長ニ戴キ、静岡支部長ニ陸軍歩兵中佐小野田一殿就任セラル。
十二月一日従来ノ名称ヲ帝国在郷軍人会小泉村分会ト改ム。
十二月ヨリ分会基本財産造成ノ為、有志

者ヨリ寄附ヲ得ベク全分会員ハ努力セリ。

明治四十四年　一月勅諭ノ写シヲ下賜セラル。

同　年　三月十日小泉尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ行ヒ、式後改称後ニ於ケル第一回総会ヲ開ク。

同月分会旗及書類入レ簞笥並ニ勅諭保管箱其ノ他分会附属ノ備品一切ヲ購入ス。

同　年　同年九月迄ニ寄附金総額参百五拾九円拾銭ヲ得、此ノ内ヨリ会旗其ノ他ノ備品等ヲ購入ニ、並ニ発会式(改称式)招魂祭々典費等ヲ支払フ。其ノ支払総額壱百七拾参円八拾弐銭也。

右ノ支払総額差引残額ノ内金壱百八拾円ヲ基本財産トシテ始メテ御厨銀行佐野支店ニ預ケ入レ、残額五円弐拾八銭ヲ次年度歳入ヘ繰入ル。

大正二年　明治四十五年　三月十日小泉村尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ挙行、式後総会ヲ開ク。分会長中西關太郎・副長永田源十郎辞職ノ結果改選ヲ行ヒタルニ左記ノ者当選ス。

分会長　歩兵伍長　星野榮作

分会副長　歩兵上等兵　杉山徳次郎

大正元年　七月三十日予テ御不例中ニアラセラレタル聖上陛下遂ニ御登遐(とうか)遊サル。

同日　今上陛下御即位アラセラル。

七月三十一日ヲ以テ年号ヲ大正ト改メラル。同日陸軍海軍人ニ対シ勅諭ヲ賜フ。

九月十三日　明治天皇御大喪ニ際シ小泉尋常小学校々庭ニ於テ遥拝式ヲ挙行ス。

同月十四日　御霊柩列車裾野駅御通過アラセラルヽニ際シ分会員ハ裾野駅構内ニ於テ奉迎送申上ゲタリ。

三月十日小泉尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ挙行、式後総会ヲ開ク。

（平松　市川せつ氏所蔵「帝国在郷軍人会小泉村分会歴史」）

573　演習実施上の事務について

（一八九九）明治32

甲兵第五九二号

町村役場

軍隊ノ行軍演習ニ際シ、道路、橋梁及宿舎等ノ便ヲ計リ又其艱苦ヲ犒（ねぎら）フヘキハ論ヲ俟タサレトモ、之レヲ犒フニ当リテハ一時ノ虚礼ニ失セサル様厚ク注意シ、一意誠実ヲ尽シ努テ実際ノ利便ヲ図ルヘシ。而シテ地撰択ノ結果或ハ毎歳施行地ニ該当スル方面ナキヲ期シ難シ。如此場合ト雖、終始切実ヲ表スヘキハ勿論、師団管区ノ関係等ニ拘ハラス、何レノ軍隊ニ属スルモ同一ニ誠意ヲ尽シ候様特ニ注意スヘシ。且行軍演習ニ付テハ、明治十九年三月十八日并ニ同月三十日本県号外ヲ以テ達セラレ候処、其待遇ニ就テハ別紙心得書ニ準拠可致旨、本県ヨリ達セラレ候条厚ク注意シ、不都合無之様取計フヘシ。

明治三十二年十月二十七日

静岡県駿東郡長　河野鎗次郎㊞

（異筆）「三十四年五月二十三日夜会ノセツ左記条項ヲ堅ク談シタリ」

町村吏員心得条件

一　町村役場ノ設ケナキ部落ニ軍隊宿泊ノトキハ其地ニ出張所ヲ設ケ之レニ詰合フ事。

一　演習又ハ行軍地方道路ハ予メ調査シ、危険ノケ所アル事ヲ発見シタルトキハ速ニ修理ヲ加ヘ、其町村ノ担当ナラサルモノハ県庁又ハ郡役所ヘ速ニ報告スヘシ。

一　軍隊ノ通過線路ハ十分清潔ナラシムル事。

一　石橋ハ砲車通行ノ際、破折ノ虞レアルヲ以テ可成（なるべく）橋上ニ土ヲ盛ルカ又ハ藁若クハ莚ノ如キモノヲ敷キ、其傍ニ石橋タル事ヲ標示スル事。

一　道路ノ修理ヲ加ヘタルケ所ハ、小石又ハ草根ヲ途上ニ放棄スルカ如キ不注意ナキヲ要ス。

一　行軍演習ノ道筋ニハ町村ノ境界毎ニ郡町村名ヲ記載シタル標札ヲ建ツルモノトス。

但、夜間ハ軍隊通過ノ便ヲ計リ、標札ヲ建テタル場

所及路傍人家ニ於テハ点灯ヲ為スモノトス。

一　軍隊通行又ハ滞泊中ハ隊伍中ヲ横切リ或ハ兵器ニ触レ演習中猥リニ其線内ニ立入ル事ナキ様、予テ諭達シ置クヘキ事。

一　演習地ヘ行商ヲ為スモノニ対シテハ高利ヲ貪ル事ナキ様、懇篤説諭ヲ加フヘキ事。

一　軍隊ノ宿泊スヘキ見込ノ町村ハ、徴発令第十五条第十八条等ニ依リ、毎戸ノ坪数ヲ調査シ左ノ雛形ニ依リ毎戸ノ入口ニ掲クヘシ。

八寸

五寸

姓名	総坪数		
	畳数	板敷	土間
宿舎用坪数			

板又ハ厚紙ヲ用フル事

一　前項ノ町村ハ予テ地所及家屋ノ略図（毎戸ノ姓名并ニ宿舎用畳数間数ヲ記事）ヲ製シ置クヘシ。

一　馬繋場ヲ予定スヘキ事、但、杉檜等ノ林ヲ以テ充ツルヲ最便ナリトス。

一　毎戸風呂数ヲ調査スヘキ事。

一　軍需ニ応スル物品不時ノ高利ヲ貪ル事ナキ様、堅ク取締置クヘキ事。

一　演習参観人ノ損害ヲ与ヘシ土地耕作物ハ賠償ノ途ナキヲ以テ作人ニ於テ充分注意セシメ、且吏員ニ於テモ警察官ト協議ノ上相当ノ注意スヘキ事。

一　宿主ヨリ万一故障ノ申立アルトキハ綿密ニ聞糺シ相当ノ処置ヲ為スヘキ事。

一　聯隊旗ニ対シテハ最敬礼ヲ表スルヲ要ス。故ニ同旗ヲ留ムル宿所ハ予メ承知シ、特ニ宿主ニ注意ヲ加フヘキ事。

一　宿賄ノ節ハ自然甚シキ不均一ヲ生スヘキ虞アルヲ以テ、可成ハ概略ノ献立付ヲ配付シ、之レニ依リ料理セシムル方可ナルヘシ。汁其他ニ於テ味キモノ少ナキヨリハ寧ロ多量ノ仕向ケヲ可ト為スヘシ。弁当ノ如キハ一手ニテ調理セシムルモ可ナルヘシ。

但、弁当ヘハ菜ノ外、漬物ヲ添ル事。

一舎内ニ於テ火鉢・茶・茶碗等必要品不足ナキ様、殊ニ注意スル事。

一入込タル場所ニアル宿舎往復ノ便利ヲ与フル為メ便宜ノ地ニ案内標ヲ立ツル事。

一米・麦其他軍隊必需ノ物品ハ日時ヲ移サス可及的迅速ニ調達ヲ図ル事。

一参観人ノ頬冠リ又ハ鉢巻ハ演習兵ニ紛ハシキ恐レアルヲ以テ之ヲ制止スル事。

一不熟ノ菓物(ママ)等ハ警官ト協議シ可成販売セシメサル様注意スヘキ事。

一演習若クハ宿営セントスル地方ニ六伝染病及馬疋ノ伝染病等アルトキハ其旨軍隊ヘ通報スヘキ事。

一伝染病患者ノアル家(現在患者アラサルモ、平癒若クハ死亡後五日ヲ経過セサルモノヲ含ム)ニハ赤紙(半紙半枚位)ヲ門戸ニ貼付スル事。

一伝染病者(ママ)・避病舎・其他汚物埋却場等ハ其地ニ建札ヲ為ス事。

一演習ノ際、県郡町村会議員・赤十字社員・学校生徒等参観ハ相当ノ便宜ヲ与ヘラルヘキヲ以テ、参観者アルトキハ前以テ郡吏員ヘ申出ツヘキ事。

一演習ノ方略ニ関スル事ハ必秘密ヲ守ル事。

一町村役場ニ於テハ、軍需品代金・宿舎料・事務室借受料等軍隊ヨリ支払ハルヘキ金額ハ、係官出発前必ス請求ヲ為シ、支払未済ナキ様注意スルモノトス。

但、宿舎料ハ宿舎券ヲ以テ料金ヲ請求スルモノトス。

一買上物品代価ハ概ネ即日支払ハルヽヲ例トス。其物品ト引換ニ支払ハルヽトキハ物品受領証ヲ請求スルノ必要ナシト雖、否ラサルトキハ保存スルモノトス。

一軍需品ノ集積地ヨリ他町村ヘ回送シ納品セシトキ、其運搬費ハ現品ノ代価ニ加ヘ支払ハルヽ筈ニ付、正当ナル該費ハ此手続ニ依リ賠償ヲ受クル事。

一秣ハ宿舎ニ於テ弁達シ難キトキハ藁ヲ代用スルモ苦シカラス。

一露営ノ際ハ町村吏員現場ニ出張シ、飲料水其他需用上差支ナカラシムル事。

一町村吏員ハ町村境又ハ便宜ノ地ニ於テ送迎スル事。

但、郡町村会議員等有志ノ者カ、本文ノ行為ヲ為スハ無論差支ナシ。

一宿泊ノ際ハ、町村吏員ハ将校ノ宿所（中隊本部以上）ヲ訪問スルモノトス。

一演習ノ事務ニ従事スル吏員ハ、左ノ徽章ヲ左肋ニ佩（お）フル事。但、其期ニ際シ当該軍隊ヘ報告スル事。

（町）町吏員　（村）村吏員

径一寸白地（地質適宜）ヘ黒字ヲ以テ記スモノトス。

一人民ノ心得条件ハ適宜ノ方法ヲ以テ普ク之レヲ心得置カシムヘキ事。

一演習ノ際、耕地作物等ノ損害賠償ニ関シ立会ヲ要スル場合ニ於テハ之レニ立会シ、公平ナル意見ニ依リ取扱ヲ為スヘキ事。

一前各条ノ外、待遇上必要ト認ムルトキハ、臨機ノ処置ヲ為スヘキ事。

一行軍演習ニ就テノ事務ハ総テ之ヲ記録シ保存スヘキ事。

軍隊通行演習ノ際人民ニ注意セシムヘキ事項

○一軍隊ニ対シテハ誠意ヲ旨トシテ、決シテ軽薄ノ振舞アルヘカラス。

○一軍隊通行ノ際ハ一切道路ニ出サヽル事。

○一軍隊通行ノ途次ニハ、飲料水（一旦煮払（ママ）シタルモノ）又ハ麦湯（冷シタルモノ）及馬飼水ヲ差出シ置ク事。

但、飲料ニ供スル容器ニハ蓋ヲ為シ、柄杓・茶碗等ヲ備ヘ、馬飼水ハ四斗樽ノ類ニ入レ柄杓ヲ備フルヲ要ス。尤沿道ニ河川アル向ハ馬飼ニ便ナル場所ヲ設ル事。

○一軍隊ニ販売スヘキ物品ハ平常ノ価格ニ依リ、決シテ高利ヲ貪ルヘカラサル事。

○一聯隊旗ニ対シテハ敬礼ヲ行フ事。

○一軍隊ノ宿舎ニ充ツル各戸ハ左ノ各項ニ依ルヘキ事。

○一　各宿舎ニ於テハ掛竿又ハ綱ヲ張リ（竿綱ハ被服ヲ掛ルニ備フ）及銃掛ヲ設備スル事。

但、雨雪等ノ節ハ湿衣干燥等ノ注意ヲ要ス。

一　賄ヲ為サヽル場合（宿舎ノミ供給セシトキ）ニ在リテモ、食用器具・茶及漬物ヲ供スヘキ事。

○一　手洗器・水桶（水共）・灯火・火鉢等ハ可成差支ナキ様配置スヘキ事。

○一　軍人ヨリ舎主ノ力ニ及ヒ難キ事件ノ依頼ヲ受タルトキハ町村吏員ニ申出、其指揮ヲ待ツヘキ事。

○一　室内外掃除注意ノ事、殊ニ便所ヲ清潔ニ為スヘキ事。

○一　見苦シキ畳・建具ハ可成注意スヘキ事。

一　提灯・手燭（蠟燭トモ）・枕等有合ノ品、準備ノ事。

一　茶碗其他食器ノ洗滌ヲ怠ラサル事。

○一　用務ヲ託セラレタルトキハ急速便達スル事。

一　風呂ハ到着（帰宿トモ）前ニ入湯、差支ヘサル様注意ノ事。

一　各宿主ハ門戸出迎フ事。

一　宿舎賄ノ場合ハ供食ノ時刻ヲ違ヘサル様注意ノ事。

一　軍人ニ浴湯ヲ供スルハ勿論ナルモ、入浴ノ済否ニ拘ラス時刻ニ至ラハ食事ヲ供スル事。

○一　時刻ヲ誤ラサル様、軍人ノ時計ニ自家ノ時計ヲ合セ置ク事。

但、時計持合セナキモノハ軍人ニ就キ能ク時間ヲ聞合セ置ク事。

一　宿賄ノ節、器具ノ乏シキ場合ニ於テハ一人毎ニ膳ヲ供スルヲ要セス、共用飯台ノ如キモノヲ用フルモ妨ケナシ。

一　夜具・枕ハ出来得ル丈ノ準備ヲ要ス。夜具壱人一枚以上ヲ要ス。止ムヲ得サス場合ハ二人ニ一枚ナルモ妨ナシト雖モ寒気ヲ受ケシメサル様注意スル事。

○一　軍隊并ニ砲車・輜重車等ニ行キ逢（ママ）フタルトキハ自分ノ左傍ニ避クヘキ事。

一　徴兵慰労会ハ三十一年満期兵ヨリ規約ヲ変更シ報公義会ト名ツケ以テ施行ノ事ニ決シ、委員会ヲ経テ名誉会

員ノ意見ヲ問ヒシニ異議ノ申立無之ニ付、其規約ニ基キ今回三十一、三十二両年ノ満期兵ニハ紀念品ヲ贈テ入営中ノ慰労ヲ為サントス。之ヲ本会ニ問フ。

盃ヲ与フルコト。一人分大凡五十銭。

模様ハ幹事ニ一任ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

574　大野原砲台建設　（一九〇八）明治41・5・9

○大野原砲台建設

陸軍築城本部にては今回築城法研究法並に砲台効力試験の為め井上工部長外数員を派遣し、駿東郡須山村勝田秀作方に本部を置き清水舘に派遣事務所を設置し、五月一日より数百の人夫を使役し同村大野原狐塚に永久及半永久の二個砲台築造に着手し、十月までに完成せしむる見込なるが、該砲座は三百六十坪の区域にて、地下二十尺の底より石材を畳みセメントにて固め、平面はコンクリート、凸凹の胸壁は一切ペトン仕上にて、中間に鉄板をはさみ非常に堅固なる構造なりと。愈々完成の上は重砲兵隊の実弾射撃試験をなす由。工費約三万円の予定工事なりと云ふ。

（静岡新報）

575　実弾射撃に関する危険予防心得　（一九〇八）明治41・8・20

告示第七号

本月二十二日ヨリ約五十日間本郡大野原ニ於テ実弾射撃施行ノ旨、陸軍重砲兵射撃学校ヨリ申越ニ付、警戒方ニ関シ左記ノ事項可心得右告示候也。

明治四十一年八月二十日

駿東郡須山村役場

実弾射撃ニ関シ危険予防心得

一　射撃間注意スヘキ一般ノ心得ハ主要ナル道路ニ掲示ス。

二　射撃ヲ行フ日ハ早朝ヨリ射場ノ認メ易キ個所ニ警戒

ノ赤旗ヲ樹テ、尚射撃開始前号砲一発ヲ放テ合図トナス。

三　射撃ヲ行フ時間ハ日ニ依リテ差異アリト雖モ大概午前八時ヨリ午后四時ニ至ル間トス。

四　射撃ヲ行フ方向及区域概ネ左ノ如シ。

一川柳滝川原方面ヨリ駱駝山(字北畑北方約二千米附近)方面ヲ向フ。

二板妻附近ノ地域ヨリ御料林狐塚字北畑ニ亘ル地域ノ間ニ向フ。

五　警戒赤旗ヲ掲ケタル日ニハ射場内ニ立入ルベカラザル事。

六　緊要ナル地点ニハ歩哨ヲ配置シ或ハ巡邏セシムルヲ以テ、通行人ハ之ガ指示ニ従フベキ事。

七　電柱ヲ抜キ電線ヲ切リ標的其他ノ物品ヲ持去ルベカラザル事。

八　許可ヲ得タルモノヽ他、打捨ノ弾丸・破片ヲ拾フベカラザル事。

九　許可ヲ得タルモノト雖モ破裂セザル全弾ハ危険ニ付堀リ取ルベカラザル事。

(裾野市役所　須山支所所蔵「告示関係書類」)

576　**大野原砲台竣工　明年四月より執行**

(一九〇八)
明治41・8・25

○大野原砲台竣工

明年四月より執行

富士山麓須山村地先大野原目標砲台に就ては既に記したるが、今二十五日竣工したれば、来三十日築城本部長の臨検を仰ぎ落成式を挙ぐる筈なり。今聞く処によれば同砲台は十二珊(サンチ)砲二門を据付く設備にて、主要部は弾薬堡の構へあり。地下二十五尺地上十尺に至る六間四面はコンクリートペトン仕上げ、中間最下に二間四面の弾薬庫を設け、正面二間を経て左右より階段にて昇降し得と。其他砲坐の前後壁並に台前三十米突(メートル)を隔てゝ長さ三十間巾(はゞ)二十間深さ三十尺の塹濠を穿ち、周囲の内壁はペトン

を打ち中間に石崖の障壁を積み上げたり。右は一見其の所在を知らざる様の設備を為しあれり。これに向つての実弾射撃試験は明年四月より執行し、目下滞営の砲兵隊は附近特別の目標に向つて射撃すと。

（静岡新報）

577　発射砲弾破片の採集について

（一九一二）明治45・5・10

御請書

陸軍重砲兵射撃学校ニ於テ発射スベキ砲弾破片採収ニ付左ノ条項堅ク相守可申、此段御請申候。

一砲弾破片拾得ノ期間ハ明治四拾五年五月十日ヨリ同校射撃終了後三日間トス。但第一回分トス。

一砲弾破片拾得ノ場所ハ富士裾野板妻上射場下射場全般ニ亘ル地域トス。

一不発弾ハ拾得スルコトヲ得ス。

不発弾ヲ発見シタルトキハ其ノ位置ヲ直チニ監的場将校若シクハ演習場主管ニ届出、指揮ヲ受クベシ。

一不発弾ヲ拾得シ又ハ隠匿シ或ハ他ニ売却スル等ノ不正行為アリタルトキ、損害賠償トシテ壱発ニ付金弐円ヲ徴収シ、其隠匿ニ属スル現品ハ之レヲ没収ス。

一砲弾破片拾得ノ為メ切開シタル堀穴ハ勿論其他ノ陥穴ト雖モ、車輪馬蹄等ノ没セサル如ク地盤ヲ固メ直ニ原形ニ復スベシ。尚復旧漏レ陥穴ハ演習終了ノ上必ス指揮ニ従ヒ整理スルモノトス。

一耕作地内ニ於テ砲弾破片ヲ拾得スル時ハ特ニ其作物ノ保護ニ注意シ、可成損害ヲ尠ナカラシムル事。

一拾得人ハ観的場ニ標旗植立中、各標的ノ前後ハ勿論其左右参百間以内ノ地区ヲ徘徊ス可カラス。

一拾得人左ニ掲クル場合ノ一ニ該当シタルトキハ何等補償ナス事無ク、其其(ママ)拾得権ヲ解除セラルヽモノトス。

(1)拾得者ガ完成(ママ)ニ本請書ノ事項ヲ履行セサルトキハ又(ママ)

ハ履行スル能ハサルモノト認定シタルトキ。

(2)拾得者ニ於テ不正ノ行為アリタルトキ。

一止ムヲ得サル事故ニヨリ採収ノ権利ヲ他ニ移転スル場

合ニ於テハ、必ス監督人ヲ経テ村長ノ認定ヲ受クベキモノトス。

但、雇人ヲシテ採収セシムル場合ハ其都度監督人ヘ届出ツルモノトス。

一　採収期間内ニ於テ法令ノ改廃其他予知スベカラザル事故ニ起因シ、其期限ヲ伸縮セラレ発射弾数ヲ減少セラルヽ事アルモ、収得人ハ何等異議ナキモノトス。

但、之ノ場合ニ在リテモ拾得人ハ損害賠償ヲ要求スル事ヲ得ス。

一　拾得人ハ五月十日午前八時演習場主管事務所前ニ集合シ、演習場主管ヨリ採収ニ関スル注意ノ指示ヲ受クルモノトス。

前各項ノ外、随時村長及監督者ニ於テ命スル指揮命令ハ堅ク遵守スベキモノトス。

明治四十五年五月十日

静岡県駿東郡須山村

滝口政吉

同県同郡同村

渡辺治作

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

578　**板妻演習場実弾射撃施行について**　（一九一二）**明治45・7・5**

兵第四五号

板妻演習場実弾射撃施行ノ件通牒

明治四十五年七月五日

組長

須山村役場

各組長殿

近衛歩兵第一聯隊ニ於テハ七月十一日ヨリ同月二十六日迄板妻廠舎ニ出張中、左記日割ノ通リ晴雨ニカヽワラズ別紙略図ノ線内ニ於テ射撃施行旨、該聯隊ヨリ厳重ナル通牒有之候ニ付、一般組内ヘ無漏見廻シ相成リ度、此段及御通牒候也。

《但シ変更ノ節ハ掲示致スニ付申添ヘ候》

左記

射撃方向ハ高塚附近ヨリ狐塚方向ニ又山神社附近ヨリ字大胡山方向ニ対シ射撃ス。

七月十二日　正午ヨリ午後六時迄

同　十三日
同　十四日
同　十五日
同　十八日
同　十九日
同　廿三日
同　廿四日

午前六時ヨリ午後六時迄

板妻演習場射撃使用区域略図　近衛歩兵第一聯隊

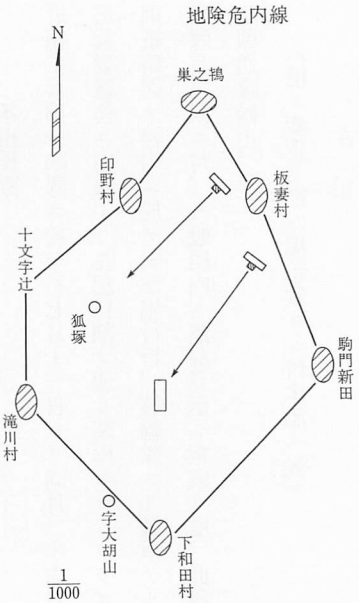

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

第七節　村と戦争―日露戦争―

(1)　兵士召集

579　静岡県人の尚武心について

（一九〇一）明治34・9・13

静岡県駿東郡長　河野鎗治郎印

甲兵第六六七号

町村役場

陸海軍諸生徒等勧誘方ニ就テハ、従来屢々本県及当郡役所ヨリ諭達通牒等致置候処、第三師団長ヨリ管下一般尚武心喚起発達上ニ関シ、別紙写ノ通、静岡県ニ対スル希望ノ大意ヲ本県ニ回致候ニ就テハ、右希望ノ趣旨普及（ママ）撤底候様可取計旨、本県ヨリ通牒有之候ニ付、右相心得取計フベシ。

明治三十四年九月十三日

静岡県ニ対スル希望ノ大意

抑モ静岡県人ノ気風ハ、一般ニ怜悧ニシテ且有為ナル気象ニ富ムモ、惜哉同県人ハ其所謂同県ト云フ観念ニ於テ、太タ乏（ハナハ）トボシキノカン観アルノミナラズ実ニ国民ノ性格上、最大要素トスル所ノ尚武心ニ欠乏セル実アル事ハ世上ノ認ムル所ナリ。今ヤ其一例トシテハ、別表第三師管各聯隊区内将校及下士生徒志願者比較表ニ就テモ、其一斑ヲ知ルニ足ルベシ。於是吾人ハ今其然ル所以ノ原因ヲ推考スルニ、前者ハ蓋シ旧幕府ノ頃、今ノ所謂静岡県ノ地ハ、無数ナル代官政治ト二、三小諸（侯）ノ政治ノ下ニ分轄セラレ、各風教ノ異ニセル各個各別ノ小社会ニ成形シテ、利害ヲ共通セサリシカ為メ、其観念ノ及フ所自ラ一地域ニ限リタル事、彼ノ西南地方ノ諸県人カ、当時一大諸雄藩ノ治下ニ於テ大同化セラレタルモノヽ比ニアラサルノ遺習ニ因ルニアラサルヲ得ン乎。後者ハ或ハ明治ノ尚武ハ封建時

代ノ遺伝性ニシテ、多クハ旧時ノ武門武士ヨリ伝ハリタルモノトスルナラバ、静岡県ノ如ク元来ノ士族僅少ナル地方ニ在リテハ、今ノ如キ状態ヲ致セル事亦太タ怪ムニ足ラス。殊ニ該県ハ有力ナル土着軍人ノ先輩者トシテ、後進子弟ヲ将励（奨）シテ適方ニ指導スルモノ幾ント絶ヘテアラザルカ如シ。凡ソ是等ノ諸事情ハ皆其誘引トナリテ、以テ今日ノ状態ヲ惹起シタルニアラザルヲ得ン乎。果シテ然ラバ今之ヲ刷新セントスルカ為メニハ、主トシテ行政及教育上ノ諸機関ト、其他各種ノ方面ヨリ鼓吹シテ無邪気ナル県民ノ頭脳ニ先ツ左ノ理由ヲ注入スルヲ必要ト思考ス。

一　輓近ノ軍制ハ一ノ聯隊区ヨリ、一ノ歩兵聯隊ヲ出スヘキ制度ニシテ、即チ第三師管ニ就テ言ハ、名古屋聯隊区（尾張全国）ハ歩兵第六聯隊、豊橋聯隊区（三河全国ト遠江ノ一部）ハ同第十八聯隊、津聯隊区（三重全県ト内伊賀ノ二郡ヲ除ク）、同第三十三聯隊静岡聯隊区（静岡全県ノ内遠江ノ三郡ヲ除ク）ハ、同第三十四聯隊ヲ編成スル制度ナリ。抑モ其然ル所以ハ、軍隊ハ元来国家自衛ノ要具ニシテ、国家自衛ト云フ事ノ意義ハ、恰モ愛国心ト云フ事ノ意義ガ身ヲ愛シ、家ヲ愛シ、郷里ヲ愛スル情操ノ積極タルト均シク、身ヲ衛リ、家ヲ衛リ、郷里ヲ衛ル方法ノ積極タルニ過キサルヲ以テ、地方結合ノ精神ヲ保持シテ、何処迄モ解体セシメサル事ヲ有利トスルニ外ナラズ。

是故ニ歩兵第三十四聯隊ノ総テノ素質ハ、皆静岡県民ノ子弟ヨリ成立スルモノタルヲ以テ、此解隊ハ取モ直サス、静岡県民ノ総テノ者ガ国家ニ対シテ負担スル兵役義務ヲ代表スルニ異ナラズ。故ニ、其名ハ其称号ノ如ク歩兵第三十四聯隊ト云フヨリ、寧ロ静岡聯隊ト云フヲ最モ適切ト信ゼズンバアラズ。夫レ其関係已ニ然リ、故ニ此聯隊カ現在ト未来トニ論ナク、名誉ヲ得ルト否トハ直チニ静岡県民ノ名誉如何ニ影響スル事、例ヘハ次ノ如キモノアラン。

今茲ニ戦争アリ。是時ニ当リ此聯隊カ大ナル名誉ヲ得タ

リシトセンカ、人ハ必ス詳(評カ)スルナラン。夫ハ元来聯隊ノ素質タル静岡県民カ強クシテ勇敢ナルノ結果ナリ。若シ其素質ガ弱キトキハ如何ノ如此ヲ得ンヤト、之レニ反シテ此聯隊カ大ナル不名誉ヲ得タリトセンカ、人ハ亦評スルナラン。夫ハ元来聯隊ノ素質タル静岡県民ノ弱クシテ意気地ナキ結果ナリ。若シ其素質ガ強キトキハ、如何ノ如此キヲ得シヤト云フガ如キ、譏誉(ママ)是ナリ。其他現在ノ事柄ニ就テモ善カレ悪カレ如此ク皆影響ヲ受ケツヽアルナリ。由是レ観之歩兵第三十四聯隊ト静岡民ト互ニ栄辱ヲ担フ事実ニ大ナリ。別言スレバ該聯隊ノ外ニ顕ハルヽ声価ノ如何ハ取モ直サス、静岡県民カ軍事思想ノ厚薄如何ヲ表明スル反映器トナリ居ルヲ以テ、苟モ県民トシテハ独リ一船ノ名誉ニ於テ注意ヲ要スルノミナラス、実ニ各自ノ各誉ニ於テモ大ナル注意ヲナサザル可カラズ。是レ蓋シ県民ノ猛省スベキ要件ニシテ、又必ス猛省セサル可カラザル自然ノ義務ト信スルナリ。

二　軍隊ハ或ル意味ニ於テハ国民自ラノ武技学校ニシテ、彼ノ大中小学校等ガ国民自ラ必要ノ為メ、文字ヲ教ユルト同一ノモノアリ。説言スルハ国民ハ自家生存ノ必要ヨリ共同団結ノ必要ヲ生シ、共同団結ノ必要ヨリ共同自衛ノ必要、即チ国家自衛ノ必要ヲ生シタル訳ナリトスルナラバ、苟モ国民トシテ自衛ノ任務ニ堪ヘ得ル者ハ、必ス之ニ必要ナル武技ヲ自カラ習ハサル可ラス。於是国家ハ常ニ軍隊ナル教習所ヲ設ケテ、以テ国家ノ子弟ニ入学ヲ命シ、而シテ或ル一定ノ期限内ニ其業務ヲ卒業セシムルト同時ニ、又新ナル生徒ヲ入レ、年々歳々如此クシテ多ク学生ヲ育テルニ異ナラズ。故ニ軍隊ハ平時ニ在テハ、全ク国民ノ武技学校ニシテ、所謂徴兵ハ生徒ニ過キス。而シテ地方ハ恰モ其家庭ニ等シキ筈ノモノタリ。是故ニ軍隊ト地方トハ常ニ一致ノ連繋ヲ保チ、互ニ提携スルニアラサレバ、生徒ヲシテ適当ナル卒業ヲ得セシメザル事、例ヘバ次ノ如キモノアリ。

今夫レ児童ノ教育ニ於テ、学校教師ハ骨ヲ折テ其知徳ノ発達ヲ望モ、苟モ家庭ノ教カ之レト反対ナル場合ハ、其

児童ハ果シテ如何、今軍隊教育ニ於テモ亦実ニ之レト同シキモノアリ。即チ教育担任者タル各幹部ハ、軍人精神ノ養成ト尚武心ノ発達トニ就キテ幾等骨ヲ折ルト雖モ、苟モ地方ノ気風カ之レト反対ナル場合ハ、格別ナル成績ヲ得サル事ハ、吾人ノ夙ニ経験スル所アリ。故ニ国民カ其自己ノ必要上ヨリ武学生徒ヲ出シタル側ヨリ言フモ、又軍隊カ学校トシテ生徒ヲ教ユル側ヨリ言フモ、他日有事ノ場合ニ当リ死生ヲ共ニセントスル側ヨリ言フモ、良成績ヲ得ントスルニハ先ツ、其家庭ノ位置ニ立ツ地方ノ気風ヲシテ尚武的タラシメサルベカラズ、是最モ易睹理（ママ）ナリ。故ニ地方ノ人士ニシテ果シテ、前項ノ理由ニ鑑ミ猛省スル事アランニハ、先此事ニ尽力セラルヽヲ第一ノ要件ト思考ス。

三　其他最モ必要ナルハ歩兵第三十四聯隊ノ幹部、即チ将校及下士ノ大多数ヲ静岡県民ヨリ出スニアリ。蓋シ其然ル所以ハ独リ該聯隊ノ総テノ素質カ地方的ナルニ依リ、之ヲ指揮監督スルモノモ亦地方的ナルヲ以テ、理論上至当トスルニ止マルニアラズ。其友誼其心情及其親愛ノ度カ一層ニ深厚ナルハ勿論、諸種ノ感情観念等ニ至ル迄、純然タル地方的ニ一致シ得ベキ利ナルヲ以テ、其発動ノ及フ所益々団結ノ精神ヲ固クシ、地方独特ノ石（ママ）物トシテ一頭角ヲ抜クガ如キ良成績ヲ顕ハスニ至ルハ、更ニ疑ヲ容レザルナリ。果シテ然ラハ是独リ聯隊ノ名誉ノミナラズ、実ニ地方ノ大名誉ナリ。故ニ静岡県民トシテハ此奮発ナカルベカラズ。

然ルニ今ハ果シテ如何、歩兵第三十四聯隊ニ於ケル将校ノ定員ハ約七拾余名（但シ目下尚ホ多数ノ欠員アリ）ナルニ、其中静岡県人タル肩書ヲ有スルモノハ、僅ニ下級将校中六・七名ヲ数フルニ過キス。其余ハ総テ他県人ナリ。是豈静岡県人ノ利益ナランヤ。之ヲ譬フルニ静岡県人ハ他県人ト均シク国家ニ対シテ租税ヲ払ヘル故ニ亦他県人ト均シク国会議員ヲ撰（選）出シテ、之ヲ監督シツヽアル事ハ人ノ知ル所ナリ。今兵役ハ或ル意味ニ於テ国民ノ血税ナリ。即チ国民ノ国家存立ノ必要上、租税ヲ払フト均シク

国家自衛ノ必要上払フ所ノ血ノ税ナリ。而シテ今静岡県民ハ他県民ト同一ニ、此ノ血税ヲ負担シナカラ之ヲ指揮監督スル将校ニ至リテハ、実ニ上文ノ如キ有様ナルハ、是レ猶ホ租税ヲ負担シナガラ、国会議員ヲ撰(選)出セサルト同一ノ理由ニアラスヤ。其損失モ此ニ至テ亦実ニ大ナリト謂フベシ。但シ下士ノ現在数ニ至リテハ、従来種々差繰リシテ多ク同県人ヲ入レタルカ為メ、自ラ将校ニ比シ良景況ヲ呈出シアルモ、而モ尚ホ昨年度ニ至リ補充ノ方法ヲ一変シテ各聯隊ノ下士ニ補充ハ勉メテ、其地方ヨリ募集セントスルニ際シ、其志願者ノ少ナキ事ハ別表比較表ノ如シ。是レ亦静岡県民ノ為メ決シテ利益ニアラサルナリ。即チ大ナル損失ナル事ハ猶ホ上文将校ノ為メニ、説キタル所ト同一ナリ。豈鑑ミサルヘケンヤ。

其然リ歩兵第三十四聯隊ト静岡県民トノ関係ハ如此シ。故ニ今ノ場合ニ在テハ、先ツ県民ノ総テヲシテ此関係ヲ知ラシムルヲ要ス。然ル時ハ一般ノ注意カ自然此聯隊ニ傾注セラルヽニ至ルベキヲ以テ、其結果ハ少ナクモ先ツ、其子弟ヲ奨励シテ憤発セシムルノ必要ヲ感スルナルベシ。此感(観)念ト奨励トハ、即チ尚武心ノ一現象ニシテ、久クシテ之ニ慣ルヽトキハ、社会自然ノ制裁力トナリ、後進者子弟ヲ感化スル事極メテ大ナルニ至ルナラン。果シテ然ラバ将校及下士生徒志願者等ノ続々輩出スルハ勿論、将来新兵タルベキ者モ、未タ入営セザルニ先タチ、已ニ此制裁力ノ感化ニ因リテ確乎タルニ、精神即チ若シ我々ノ身ニ於テ不名誉ノ事アルトキハ、独リ我々ノ不名誉ニアラス、少ニシテハ郷党隣里、大ニシテハ静岡県民一般ノ不名誉トナルベキヲ以テ、大ニ慎重ナルベカラスト云フガ如キ精神ノ確立スルニ至ル事ハ、吾人ハ先回征清役ノ場合ニ鑑ミ、固ク其理ヲ信セントスルナリ。

試ニ看ヨ。爾時我兵気ノ彼(ママ)レカ如ク振起シタル所以ノモノハ果シテ何(ママ)ニ根由セシムル事ヲ軍隊平素ノ数育ト、我国固有ノ精神トニ基モノアリト雖トモ、吾人ヲ以テ之レヲ視レバ社会一般ノ制裁力ガ之レヲ助ケタルノ効過半ニ居ルト信セスンハアラス。詳言スレバ当時ノ社会カ大ナ

ル敵愾心ヲ奮起シテ、非常ナル熱誠ト同情ト以テ、軍隊ノ成効ヲ望タルカ為メ、其感動ノ及フ所、各兵各個ノ勧(観)念ヲシテ、仮令死シモ不名誉ヲ以テ郷里ニ帰ルノ面目ナレト覚悟セシムルニ至リタルニアラズヤ。由是観之社会自然ノ制裁力ハ社会ノ分子ヲ感化シテ鞏固ナラシムルモノタルヲ以テ、吾人ハ静岡県民タル一社会カ歩兵第三十四聯隊ニ対スル観念ノ発動ニ因テ、上文ノ如キ制裁力ノ成立スルヲ希望シテ止マサルナリ。果シテ然レバ静岡県民ハ実ニ全国第一等ノ尚武心アル国民トシテ推サルヽニ至ルナラン。豈一般ノ大名誉ニアラスヤ。

如此ク述ヘ来レハ人或ハ難シテ曰ハン。我々ガ国家ノ為メ又静岡県ノ為メニ尽スヘキ事ハ、何ソ必スシモ軍事ニ限ラル、工事ナリ農商業ナリ其他各種ノ学業ナリ、皆世ヲ利シ国ヲ益スル為メニアラサルハナシ。且ツ人各志アリ。乃チ其志ノ嚮フ所ニ従テ以テ各自成業セシムルニ若カズ。何ソ必スシモ軍事ニ限ランヤ。斯言誠ニ然リ。吾人ト雖トモ亦決シテ然ラスト謂ハサルナリ。然レトモ今ノ世ハ是レ果シテ何ノ時ゾ、世界各国ノ競争上ニハ已ニ公道ノ存スルナク、又所謂人道ナシ。苟モ威力ヲ以テ之ヲ制スルニ足ル時ハ、何ノ為サザル所アランヤ。故ニ一国民トシテ尚武ノ気象ニ乏シキトキハ、其国必ズ滅亡スルニ至ル事ハ、近時東洋ノ形勢ヲ視レバ之ヲ知ルニ余師アルナラン、尚何ソ工業及農商業等ニアランヤ。是故ニ国民トシテ其国家光栄ト共ニ、自家ノ平和ヲ保タントスルニハ必ス右手ハ剣ヲ握リ、而シテ左手ヲ以テ此世ヲ渡ルト云フカ如キ大勇気ト大決心ナカル可カラス。是吾人カ前文ノ如キ希望アル所以ナリトス。願クハ当路ノ君子之ヲ省察セラレンコトヲ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

580　**徴兵適齢者、行方不明**　（一九〇二）**明治35・1・24**

御届

原籍安倍郡□

戸主平民亡□(人名)長男

当時駿東郡□村□番地平民□(人名)

□役場

□寄留

御中

□(人名)

明治九年参月八日生

本月十七日付ヲ以テ本町□番外戸主□(人名)長男□(人名)

右私弟□(人名)儀本年徴兵適齢ノ処、同人所在不明ニ付、捜査ノ上該届書送達方ノ儀ニ付御尋問ノ処、右ハ去ル明治廿四年八月当地寄留ノ后(ママ)、同年戸籍上ノ件ニ付貴役場ヨリ招喚ヲ受ケ、依テ私代理トシテ勝又新平出頭候処、寄留届書ニ□(人名)ノ名前記載無之候ニ付其理由ヲ御尋ニ付、右同人ハ其以前ヨリ行衛不明ナルヲ以テ記載不致全ク□(人名)単身寄留ヲ引受居ル事ヲ陳述致シ候処、然ラバ逃亡届ノ事ニデモ取計ベシトノ仰セニ付、其事ニ御願申置キ候義ニ寄、爾来、従テ音信等更ニ無之目下何地ニアルヤ所在不明ニ付、捜査ノ致方無之ニ付、此段御届申上候也。

□徴兵適齢届ノ件、目下同人不在ニ付、□(人名)ヨリ届書差出方御依頼及候処、未タ届出無之、期日切迫ニ付至急差出候様御示達相成度、再応及御依頼候也。

明治三十五年壱月拾弐日

明治三十五年一月廿四日

右　□(人名)

実印無之ニ付押印ス

□(人名)㊞

安倍郡□役場㊞

駿東郡□村役場

御中

581 在郷各兵の調査について　須山村　明治35・10・7

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

調書　来ル廿九日中ニ郡役所へ到達スル様調書御発送ヲ乞フ

○封筒面ニハ（兵至急ト御認メ相成タシ）

一　在郷各兵ノ動作及気節
一　滞(ママ)勲者ノ情態
一　勲賞又ハ従軍記章ヲ褫奪セラレタルノ有無
一　戦死者、病死者ニ対スル在郷軍人ノ心得及ヒ其地方取扱景況
此段申添候也

明治三十五年十月七日

野戦炮兵第十四聯隊

在郷各兵ニ係ル各項調査左記ノ通リニ御座候、此段及報告候也。

駿東郡須山村長　勝田房平

明治三十五年八月廿八日

一　在郷各兵ノ動作及気節
須山村現在在郷各兵ノ主ナル職業ハ何レモ農業ナルヲ以テ、其ノ職業上ニ於ケル動作ハ敢テ衆人ノ指目ニ触ル程ノコトナキモ、一般集会等ノ場合ニ於テハ能ク時限ヲ守リ動作勤厳ノ風アリ。随テ応対モ活潑ナリ。殊ニ国家ニ対スル祝意等ヲ表スル場合尤モ然リトナス。
一般ニ気節驕リ、在郷軍人間ニ於テ相互ノ制裁ヲナシ、苟モ徳義ニモトラサランコトヲ期スルモノヽ如シ。之レ一ニ在郷軍人会ノ組織アツカリテ然ルモノノコトシ。
一　滞(ママ)勲者ノ情態
当村帯勲者ハ勤(僅カ)ニ一名ニシテ未タ全般ヲトスルコト不能モ、右一名ノ帯勲者ニ付キ取調フルニ、能ク職業ヲ励ミ礼節ヲ守リ、殊ニ帯勲ニ対スル政府下賜ノ年金ノ如キ、未タ浪費セルコトヲ不見、家計豊カナラサルモ能ク家計ヲ准(維)持シ、聊カ他ノ模範タルヲ認メタリ。
一　勲賞又ハ従軍記章ヲ褫奪セラレタルノ有無
右ハ未タ褫奪セラレタルモノナシ。
一　戦死者、病死者ニ対スル在郷軍人ノ心得及ヒ其地方ノ取扱景況
本村未タ戦死者病死者ヲ出シタルコトナキヲ以テ、直接其場合ニ遭遇セズ。為メニ充分在郷軍人ノ心得及地

方取扱ニ係ル景況報告ノ材料ナキモ、平常ノ心得トシテ充分其ノ不幸者ニ向テ同情ヲ表シ、戦死者、病死者ノ家族ヲ慰問スルノ態度ヲ取ルヘキモノタルヲ承知ス。又地方ノ取扱ヒトシテハ該不幸者ニシテ家貧ナレバ先、救恤ノ方法ヲ設ケ町村税ノ一タル賦役ノ如キモ凡テ免除ノ方針ヲ取ルヘキコトニナセリ、殊ニ公会ノ席上ニ於テモ可成上席、若クハ特別席ヲ設ケ、優遇ノ方法ヲ講シ一般人民ノ上ニ立タシムル取扱ヲナス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

582　小学校教員の徴兵のがれに対する注意

（一九一〇）明治43・4・8

甲学第四七〇号

陸軍省ノ調査ニ係ル明治四十二年度徴兵事務摘要ニ依レバ、師範学校ヲ卒業シ、小学校ノ教職ニ在ル者ニシテ六週間現役ヲ免レムトスル者アル趣ヲ以テ、別紙写ノ通リ其筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ、御管理小学校教員中、今後右等ノ心得違無之様御注意置相成度、依命此段及移牒候也。

明治四十三年四月八日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

官普二七号

陸軍省ノ調査ニ係ル明治四十二年徴兵事務摘要ニ依レバ、師範学校ヲ卒業シ小学校ノ教職ニ在ル者ニシテ六週間現役ヲ免レントスル者アル趣ニ有之候。教員タルモノハ、平素教育ニ関スル　勅語ノ聖旨ヲ奉体(戴)シ身ヲ以テ生徒ヲ卒ユベキ者ナルニ、右等ノ行為アルハ甚ダ遺憾ノ次第ニ有之候間、将来師範学校ニ於テハ一層訓育ニ注意シ生徒ヲシテ自今右等心得違ナカラシムル様、篤ト学校長ヘ御示達相成度、依命此段及通牒候也。

明治四十三年三月二十九日

文部省普通学務局長　松村茂助

静岡県知事　李家隆介殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

583　兵事調査事項

明治45・4・23（一九一二）

（前略）

兵事調査事項　　須山村

町村長軍隊訪問並ニ在営兵慰問状況	村長ヨリ一ケ月一回慰問状ヲ差出シ、一ケ年一回ハ在営兵ヲ訪問ス。
町村民ノ現役兵家族ニ対ル（ママ）待遇並救護ニ関スル状況	入営後ハ別ニ待遇セサルモ入営ノ当時村内各戸ヨリ銭（錢）別ヲ徴シ（入営者一人ニ対スル金五銭以上）是レヲ役場ニテ取集メ銭（錢）別明細書ヲ作リ金円ヲ添ヘ入営ニ送ルノ例アリ年々実行セリ。
在郷軍人職業別（職業別ノ見出ヲ記セサル区画ニハ其町村軍人ノ各職業ヲ記スル事）	町村吏員／教員／官吏 一人／農 四十三人／工 一人／商 三人／官公署雇 一人／日傭稼／漁夫／獣医 一人／無業
在郷軍人会ノ事業ニ対シ町村吏員等援助ヲナシタル状況	村長及助役ハ在郷軍人ヲ援助スルハ勿論、在郷軍人会ノ資金ヲ作ル事ニ大ニ援助シ、資本金百円以上トナリタリ。
右ノ外在郷軍人会ト地方官民トノ関係ニ関シ必要ト認ムル事項	在郷軍人会ト地方青年会ト連繋スル事。在郷軍人会ヲシテ地方人民ノ風俗改善ニ務ムル事。在郷軍人会ヲシテ地方人民ノ集会其他ニ時間ヲ励行計ル事。
其他備考	当村ニ於テハ入営兵ノ家ニハ戸数割税ヲ一等軽減スルノ例ニシテ入営中ハ戸数割等級ヲ一等ヲ軽減スル事ヲ励行シツヽアリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

584　海軍志願兵に関する調

大正2・1・15（一九一三）

壱第五号　㊞

海軍志願兵ニ関スル調

大正二年一月十五日発　須山村長代リ

助役㊞

駿東郡長殿

志願者皆無若クハ前年ヨリモ減少ノ事情	徴兵忙（ママ）嫌ニアラザレドモ本村ハ山間ノ壁（辟）地ニアリテ海軍思想感（ママ）薄弱ノ傾キアル如所ナリ。
身長体重不足「トラホーム」調査ニ対スル方法	本項ハ毎年十二月ヲ以テ調査スル例ナリ。
志願者ニ対スル奨励方法及其効果	時々青年会席上ニ於テ村長又ハ校長ヨリ奨励セルモ前陳一項ノ事情ニヨリ其効果ヲ奏セザルナリ。

海軍思想普及ノ程度及青年ノ海軍志願兵ニ対スル意向	海軍思想普及ノ程度最モ底(低)シ、又青年ノ海軍志願ノ意向微弱ナリ。
徴募上有効ト思惟スル参考事項	本項ハ青年会ニ於テ時々奨励シ青年ノ志気ヲ海軍思想ニ感化スル最モ良策ナリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

585　壮丁検査施行に関する心得

（一九一三）大正2・5・17

不日壮丁検査施行相成其ノ際ニ於ケル心得方ニ関シテハ、町村長学校長其ノ他ノ方々ヨリ夫々注意ニ及ハル可ク、今更彼是申上クル必要モ無之歟ト被存候ヘ共、仮令一名タリトモ詐病者等有之候テハ、其ノ町村及本郡ノ名折タルノミナラズ、之ヲ大ニシテハ国家ノ名誉ニ関スルコトニツキ機ヲ見テ一斉ニ御警告相成度、尚又近時ノ徴兵検査ハ単ニ身体ノ良否ヲ甄別(ケンベツ)シテ合格不合格ヲ定ムルニ止マラズ、壮丁進退応対ヲ見テ風儀ノ如何ヲ察シ、又学力智識ヲ判定シテ教育ノ状態ヲ知リ、其ノ他疾病ノ性質等ニ依リテ、地方ノ風教及衛生思想ノ発達程度ヲトスル等、幾多ノ目的ヲ以テ調査ヲ行フ際ニ当リ、細心ノ注意ヲ払ハズ又ハ不心得ノ為ニ悪評ヲ招ク様ノ事有之候テハ、遺憾ニ付此ノ点モ併セテ御高諭相成度、人生一度ノ晴ノ場所ノ事トテ検査場ニ趣(赴)ク場合ハ、格段身体ヲ清メ頭髪ヲ刈リ服装ヲ正シ、被服ノ如キハ断シテ華美ナルモノヲ避ケ、角帯アルモノ又袴ヲ有スルモノハ可成之ヲ着用ス等、勉メテ質素ニシテ端厳ヲ尚フ様致度ニ付、相当御配意相成度総裁ノ意ヲ体シ特ニ此段得貴意候也

大正二年五月十五日

駿東郡青年義会長　清水吉彦

各町村青年会長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

586　日露戦争の回想

（前略）

日露戦争は私達が四年級を将に終らんとする、明治三十七年の二月に始まつたのです。号外の鈴の音絶え間なく、

捷報捷報又捷報で随分大騒ぎしたものです。そして祝勝の提灯行列を幾度か行はれました。杉村先生の作で軍艦の名を全部歌詞に織り込んだ、実に立派な軍歌を歌ひながら行進したものでした。丁度その頃港橋（今の御成橋）の架替工事中で仮橋が現在の橋の上方十数間の処に在りまして、提灯行列の時など大騒ぎして渡つた事を覚えて居りました。（当時架替工事をして居たのは今の鉄橋御成橋の前身で普通の鉄橋が架設されつゝあったのです。）

当時学校に行くと随分戦争の話に花を咲かせたものです。丁度私達のクラスに角田乙丸と云ふ学問も出来るし絵画、和歌、俳句、何でも御坐れの至極器用な生徒が居ました。そして始業時間前に、今朝見て来た新聞の戦争記事を材料にして、今日の漫画めいた絵をボールドに書いては始終喝采を博したものです。

（後略）

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

(2)　出征のプロセス

587　応召軍人出発

（一九〇四）明治37・3・7

兵第壱弐七号

本村応召軍人中左記九名ハ明八日午後壱時、本村役場へ集合、同弐時五拾四分西行列車ニテ出発ノ筈ニ候間、此段及通牒候也。

明治三十七年三月七日　　泉村役場印

常設委員
人民惣代　勝俣藤三郎殿

静岡行
杉山若三郎　　室伏儀三郎
若沢清作　　室伏寅蔵
神戸福太郎　　名古屋行
勝又奉次郎　　笠間長吉
山本長作　　関野倉蔵

追テ有志者見送ノ方ハ礼服着用ノ事

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

588　出征軍人送迎に関し費用節約の通達

（一九〇四）明治37・3・11

甲議策九四号

地方政費緊縮ノ義ニ関シテハ、訓示及通牒ノ次第モ有之候処、目下軍隊ノ輸送ニ際シ、沿道各市町村ノ有志其義心ニ依リ、出征軍ヲ送迎シ、其行ヲ壮ニスルハ洵ニ美挙タルニ相違ナキモ、公課ヲ以テ之ヲ支弁スルカ如キハ穏当ナラズ。又隣保相会シテ、出征者ノ為メ祖道ノ宴ヲ設クルカ如キハ畢竟至誠ノ情義ニ出デ、是亦美挙タルヲ疑ハズト雖トモ、深ク浮華ニ流ルヽヲ戒メ、其費用ヲ節約シ、之ヲ出征応召軍人ノ家族ヲ保護シ、其生業ヲ扶クル等ノ資備ニ充テシムルハ、寧ロ今日ニ処シテ適切ノ義ト被存候間、右可然注意相成度、本県ヨリ通牒ノ次第モ有之、依命此段及通牒候也。

明治三十七年三月十一日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛

須山村長　渡辺春吉殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

589　小泉村出征軍人一覧表

（一九〇五）明治38・12

兵種	氏名	現在隊地
歩兵中尉	久保恵作	名古屋予備病院治療中
歩兵少尉	渡邊伊三郎	豊橋第十八聯隊補充大隊附
歩兵曹長	上杉義次郎	森山后備歩兵第五十二聯隊第十一中隊
砲兵曹長	中西関太郎	○出征第三師団弾薬大隊第二砲兵弾薬従列
歩兵曹長	永田源十郎	沼津停車場司令部附
歩兵軍曹	長沢文次郎	○第二軍第三師団歩兵第三十四聯隊第二中隊
歩兵軍曹	大庭勉	○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊
砲兵伍長	杉山清作	○第三師団野戦砲兵第三旅団第三中隊
二等靴工長	杉山佐吉	第三師団砲兵補充大隊被服委員
歩兵伍長	吉岡幸作	○第十五師団歩兵第六十聯隊第三中隊
歩兵上等兵	杉山徳次郎	○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊

○第二軍第三師団歩兵卅四聯隊第十一中隊　歩兵上等兵植松三与作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊　歩兵上等兵長田久作
○大連湾防備隊　海軍三等兵曹土屋量平
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第十一中隊　歩兵一等兵菅沼悦造
○第三師団歩兵卅四聯隊第四中隊　看護手飯田文吉
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第十一中隊　歩兵二等卒徳田福太郎
○韓国元山津守備軍歩兵第五十一聯隊第七中隊　歩兵一等卒水口茂太郎
○韓国長津守備歩兵第五十一聯隊第二大隊第八中隊　〃　市川斉次
歩兵第卅四聯隊補充大隊第六中隊　歩兵二等卒鈴木留次郎
○第十五師団工兵第十五大隊第二中隊第三小隊　工兵一等卒勝又茂作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第四中隊三小隊歩兵二等卒岩田甚作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊　歩兵二等卒前田市三郎
在韓国守備隊野戦砲兵第廿一聯隊第五中隊　歩二　小林徳蔵
静岡歩兵第三十四聯隊補充大隊第三中隊　歩一　柏木甚蔵
第三師団第四糧食縦列第五小隊第十八分隊　軽輸　西尾新蔵
〃　第四糧食縦列第五小隊十八分隊　同　関野治郎作
○第三師団架橋従列第四小隊第十六分隊　同　杉山勝次郎
○第三師団第廿二補助輸卒隊第七分隊　同　水橋喜作
○第三師団第十九補助輸卒隊第四小隊　同　星野正
第三師団第廿七補助輸卒隊第二小隊　同　富岡國太郎
○第三師団第廿七補助輸卒隊第一小隊　同　廣瀬太吉
近衛少兵第四聯隊補充大隊第三中隊　歩兵　中村源作
横須賀海兵団第三班第三小分隊　水兵　久保作治郎
静岡歩兵第卅四聯隊補充大隊第六中隊　歩兵　植松強
同　右補充大隊第一中隊　歩兵　杉山松吉

備考　○印のナキハ内地勤務者ナリ

除隊帰郷セシ人名左ニ

水口善三　日吉滝二郎　渡辺波司　市川和三郎
星野重司　前田長作　杉山善作　芦川与吉
久保文作　中西滝十郎　長田与作　服部銀作
堀池好次郎　古谷豊吉　志村松吉　杉山芳雄
星野栄作　渡辺和吉　神尾藤作　富岡順作
田口秀作　鈴木与市　中西弥太郎　水口恵作

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

590　梶志津雄の湯山半七郎あてハガキ　年不詳12・5

（表書）「静岡県駿東郡
富岡村御宿
湯山半七郎様
青山近衛歩兵第四聯隊
補充大隊第六中隊第二給養班
十二月五日　梶志都雄」

拝啓　生儀入営以来無事勤務致し居り候ニ付き乍憚御安心被下度候。郷里に有りし時ニ異り、軍隊生活は非常に苦しきものに有之候。入営以来毎日用事多き為め書面を書く暇さへなく、只楽は夜間臥床の時のみに御座候。例へ国民の務とは申なから実に毎日七時間も教練され其他の用事に使用されては殆ど閉口仕り候。補充大隊は七中隊より為り駿東郡の人々は各二名宛別離致し、私の居候班には須山村の人一名居り候。駿東郡の人ハ凡十四名ナりし、苦しき事情は暇か有し時詳細に申上可く候。先つ用事迄。以上。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

591　書簡（ハガキ）

（表書）「台南歩兵第二聯隊第二中隊第四班
杉本高次郎殿
静岡県駿東郡富岡村
下和田　杉本一作」

拝啓　時下春暖の候兄上には如何軍務罷り有り候や。小生一同無事通学致し居り候間御安心下され度候。扨て去る十二日は農業学校の遠足なり。小生は学校を五時廿分に出発致し三島神社に行きて十五分休み、それより大場に行き仁田の農林学校に行きて種々の農作物を見物致して、それより大場発電所に行きて種々の機械を見て機械の一分間の回転が七百五十回と云ふ。又畑毛温泉に行

き公園にて遊び、後又大場にて汽車に乗り佐野えきで降り非常に足が疲れた。次に私家の養蚕も二眠を起きて三日目に御座候。

（明治四三年五月一四日消印）

◇　◇

（表書）「静岡県駿東郡富岡村下和田

杉本源五郎様行

名古屋輜重兵第三大隊補充輸卒舎

第四班　杉本種五郎」

拝啓　御当家一同無事消光罷り有り候や御伺い上候。就は私儀無事消光罷り有り候間御安心被下度、依て拙者等は新四月中軍務を致さなければ戦地へ行く事之（無之）無候間御安心被下度候。就は御老母様へも能く世話致し必ず不都合無き様御願申上候。

私儀用ひし馬は黒毛十才（歳）長四尺八寸五分貫目九十三貫二百目馬ハオトナシイ。御近隣へも宜しく此の由を御話し被下度候。四月三日ノ日ニ写真ヲ送リ出シマス。三日ノ日ハ大際（祭）日デ休業、二日ハ日曜休業二日ノ日ニハマダデキナイ。

（明治三八年四月三日消印）

（表書）「台湾歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊第一班

杉本高次郎様

駿東郡富岡村下和田

杉本種五郎家内一同」

先月三十一日出しの御手紙正ニ着、拝読仕り候処無事にて軍務罷り有り候由大賀奉候。実家一同無事家業致し居り候間御安心被下度候。就て当地ニハ心配致す事之無き候ニ付軍隊ニ住居中ハ一僧（層）軍務に勉強致し名誉ある軍人となる様祈り居り候。依て留作氏・亀作氏等は当聯隊にて大場軍曹に従ひ誠に見込み之有り候等の話シ之有（有之）候へバ、高次郎も実家の事ハ心配せず一儀（所）懸命ニ軍務に従

事し、右両氏に劣らす勉強致し名誉ある軍人となれよ。書面は是にて五本目皆着したか。手紙は他人ノ内へは差出さずともよし。親類へも返事の外ハ二月に一本位ニてよし。時計ハ入用に候へバかへ。祖母家内一同無事。

（明治四三年一月九日消印）

◇　◇

（表書）「台南歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊
杉本高次郎君

静岡県駿東郡
根上兵作」

二月六日

久し振りて一昨日手紙を差上候処、今日は君より写真を御送被下、まあ何と言ふ喜しき事か雀躍して有難く頂戴した。君変つたなあ、容貌が若し。之が着色写真で有つたら流石がに熱帯の事とて色も黒くなつたろーが。君写真は僕が世にあらん限り永遠に所持して永く君が面影を映する。君有がとほ。失敬。

（明治四三年二月七日消印）

◇　◇

（表書）「台南歩兵第二聯隊第二中隊
杉本高次郎殿

静岡県駿東郡富岡村下和田
第二十二番地
杉本種五郎」

前文御免被下度候。一寸御通知申し度儀は、十二月一日よりかや苅り始め屋根がや四日より山神山七日より鈴々竹きり始め五本木々炭今少し。貴君憲兵にノゾミ之有候か如何に候や、貴君の思ひ様如何。今里由雄先日朝センへ出発の節、弟万一様方へ行き候。根上亀作君は上等兵に昇進ス。新兵かゝりを命ぜられ候由。杉本留作君は中隊に再役、志願兵多く之有候（有之）故上等兵に昇進さずとの事。右御通知申上候。

（明治四三年一二月三日消印）

◇　◇

（表書）「台湾歩兵第二連隊第二中隊
杉本高治郎殿
駿東郡富岡村下和田
八月廿五日　杉本一作」

拝啓　暑中の功貴兄には如何軍務に従事しつゝあるや。小生無事暮し居り候。

さて早生玉蜀黍は食し始め蚕も今日で上蔟し、玉蜀黍も気付てしまひ、我等は七月廿六日より暑中休暇となり八月廿一日より始業。次に兄貢（ママ）の割フは未だわからず。

（年不詳八月二六日消印）

◇　◇

（表書）「台湾歩兵第二連隊第二中隊
杉本高治郎様
静岡県駿東郡富岡村下和田
根上喜十郎」

拝啓存外御無音の段奉多謝候。時節柄御地向暑の事と存候。貴君には何の御障もなく軍務に勉励被遊候哉、御伺ひ申上候。降て小家一同無事消光候間、御休神被遊度候。扨当地気候平年より一週間位早くして養蚕普通一眠起位に御座候。尤早きは二眠期の者も有之、小蚕は本月一日二日の掃立明日口留の予定に御座候。今春は道路変更の為め旧正月上旬より其の運動に取掛り、家事上の事は一切放任致し其の為め貴君にも大に御無沙汰致し候。道路は下和田学校の前より須山へ分枝する事に相成候。貴家も皆無事家内も異状□□（判読不能）御身大切に。

（明治四四年五月一三日消印）

◇　◇

（表書）「名古屋輜重兵第三大隊工兵舎第八班
杉本種五郎様行
静岡県駿東郡ミしく
六月十四日夜出　渡辺茂作拝」

ハイケエ。ゴメンクダサレ。ジカ。ダンキノコヲニ。アイナリソヲロヲトコロ、アナタサマ。グンタイ。ベンキヨヲナサレ。カラダヲ。タイセツナサレソヲロヲ。サテ。キクンサマ。タビタビヲンテガミクダサレ。アリガたク。ハイケンツカマツリソヲロヲ。ハたクシハ。一本ノヘンジモサシアゲゾモ。ヲシハケコレナク。ヲハビモヲシマス。サテ。アナタサマハ。イツゴロ。センチヘシイハツ。ナサレソヲロヲヤ。一寸。ヲンシラセ。クダサレソヲロヲ。ヲンウカガイモヲシソヲロヲ也。

サテ私シ家内一同無事ニテ暮シ在リ候。御休心下され度候也。

ツギニ下和田ノ家ニテモ無事ニ候也。

一寸御知セ申候也　　不一

（消印不詳）

◇　◇

（表書）「台湾台南歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊

杉本高次郎様

静岡県駿東郡富岡村

十二月十八日　　根上兵作」

としのいそぎわ都もひなも物さはがしゆう候折柄、軍隊なる大兄には此のせわしき浮世の冬も他所に見て目下御健勝に軍務もれなく御勤務との御事、生等の喜び一方ならず候。扨て御決別此の方、今日まで絶えて御通信も不致、思召の程も如何あらんかと明暮れ心にかゝり候も、例の寝ると遊びにのみ親しみ易き性とて筆とは至つて縁遠く遂にこの失礼をあへて致し候罪、幾重にも御許し給はり度候。扨て少生旧愛なる三君同一歳の年月同食起伏共にして和談喜楽を一つにしたる兄等に別れてより自思目的もつゝしみつゝ日々農事に勤め居り候て、今は御山にスズ切りと勇む御山の小薑（スゲ）沢遂に道中過ちし右膝部打ち痛め手負しつゝ立ち帰り、目下十六日迄過し候へ共いまだなんの薬効見えず、私用も自由ならず食事も床食の不行様の事とてあへて、三君にも思はず御音信仕らず何

共申訳之(無之)無候。然し目下小生とては全快は十五六日かゝるとの事に候へ共、痛まず候間御安心被下度候。愈々最愛なる君にも早やメンコのあじも幾どと口にし候事故、今後とては御身大切に軍務に服従し軍人の義務を全ふし御勲功の名誉は長く青史にかゞやく様祈上候。先は服(複)雑なる書ぶり不悪。失敬。

（年不詳一二月一八日消印）

（下和田　杉本清住氏所蔵）

592　渡辺潔の湯山半七郎あて書簡　年不詳11・7

「(表書)大日本帝国静岡県
駿東郡富岡村御宿
湯山半七郎様
軍事郵便　平信　」

「(裏書)第一軍近衛歩兵
第四聯隊第十一中隊
歩兵伍長　渡辺潔拝　」

謹啓時下追日寒気相増候候。貴家益々御清福の由奉大賀候。次ニ小生義幸と今回の沙河大会戦に参加候も無事候ニ付、乍余事御放念致被下度候。

就ては十月十一日午前三時半頃出発同六時頃行程約一里半の後(志君峪)開戦午后五時迄対戦致居候。此日三面より射撃を受け、且つ正面ニ砲兵有之候為三十名の損害有之候。十二日午前三時半頃より運動開始され前方八家子ニ突撃仕リ同六時同地占領、退却兵を追撃対撃仕候。此日は二名の傷者有之候のみにて同村落北方高地に停止仕り候。十三日八時頃同村落出発高力勾(一里強)なる敵を攻撃候処、敵頗る頑強ニ抵抗致候為、午前九時より午后(ママ)七時頃まで対撃止まず、且つ味方地形不利なりし為、遂ニ中隊ニて七十名の死傷を出候。

第一大隊を突撃を試候も良結果なく、遂ニ大隊長及副官を失ふ始末ニて大激戦ニ有之候も、幸微傷も冠ず誠に健康に候。当日聯隊の戦死者百余有之候。又露助の損害は大多くて遺棄候者（死体）のみニて二百有余有之候。同日は同地へ散開の儘露営仕り、翌日午前六時同地出発金鐘山（二里）ニ前進仕り、正午頃より砲戦開始午后六時全く占領仕り候も一名の損害無之候。十五・六日は後方ニ位置し十七日は歪頭山方面ニ至り前哨ニ服し、卅日暫く交代仕り速日御通信申上可くの処延引候段御用捨被下度候。

当今当地気候朝夕甚寒く二三日前ニは朝〇度以下十八度の日も有之候。然日中は暖ニて殆と寒中位ニ候。

前哨中は敵と接近甚しく候故焚火なと致難き為、仲々凌ぎ難き晩度々有之候。先は無事候付御一報申上候。

草々頓首

在盛京省

十一月七日　　渡辺　潔

百拝

湯山老人硯下

追々久良子事御厄介種々御面倒の段難有奉存候。末筆失礼ながら一様御叔父様ニ宜しく御鳳声伏して願上候。以上。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

593　海野忱作の湯山半七郎あて書簡　年不詳12・12

（表書）「大日本静岡県駿東郡

富岡村御宿

湯山半七郎様

印軍事郵便　」

（裏書）「十二月十二日出ス

出征第四軍後備第三旅団後備

歩兵第三十四聯隊第八中隊第二小隊

海乃忱作　」

書面の往復は出来申候也

拝呈、陳は寒ニ厳しく候所、其の後御祖父様始メ御健全奉大賀候。扨自分義去ル廿六日廣島宇品港ヲ出航(港)ニテ乗舟(ママ)中四日ヲ経テ〇〇〇駅ヘ上陸仕リ、此所ニ一泊致シ明日〇〇〇地ヘ行軍ニて、漸く〇〇〇目的地ヘ無事着仕リ候間、呉々モ御案シ下サレ間敷候。実ハ上陸地等ノ地名ヲ御報申度候へ共軍則ノ為申上兼候。故ニ止ヲ得ズ〇〇ニ御座候。次ニ当時は敵陣へ極メテ接近致居リ、昼夜砲鉄ノ弾丸堪(絶)ヘズ飛入、実ニ勇マシク尚当節ノ気候ハ寒暖計ニテ十五度乃至十弐・三度、亦時々〇度位ノ時ハ屢々有之、折々雪降リ出シ随分寒サ厳シク、雪ノ形ハ吃(屹)度石灰ト少シモ異ナラズ候。

二啓御寒ノ砌リ御身御大切専一ト存上候。余ハ追々申進候也。

大溝姉上様へ宜敷御伝へ下サレ度候。尚大家様佐野五竜舘へモ願上候。早々頓首

十二月十二日　出征第四軍後備第三旅団歩兵後備第卅四聯隊第八中隊第二小隊　海ノ忱作

湯山御祖父様
同　御祖母

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

(3)　戦死＝村葬・戦病・合祀

594　日露戦争中の戦病死者に関する諸規程　（一九〇四）明治37・6・30

日露戦役中戦病死者ニ関スル草程

一　戦病死者アリタルトキハ、本郡当中部各村ハ出来得ル限リ本章程ノ方針ニ依ルモノトス。

二　葬儀費及弔祭料ハ本郡所定ノ金額ヲ超過スベカラザ

ル事。

三　葬儀係ハ常設委員ノ外一字　名迄ヲ置ク事。

四　葬儀ハ可成質素静粛ヲ旨トシ壮厳ナルヲ佳トス。織ハ綿布ニシテ五色迄トス。

五　造花、香奠等ハ、縁故者ノ外一切贈与セザル事。但篤志者ヨリ直接遺族等ニ贈与スルモノハ此限ニアラズ。

六　戦病死者アリタルトキハ葬儀ノ日ヨリ五日前ニ戦病死者アリタル其村長ヨリ、宗教ノ種類及出棺ノ時限、死者ノ履歴、戦死セルトキハ戦地名等、其従軍経過セラレシ戦況等、可成詳記シ四隣各村長ヘ報告スルモノトス。

七　前項ノ報告ヲ受タル各村長ハ、其葬儀神葬ナルトキハ、村内神職伶人、又仏葬ナルトキハ宗旨ノ如何ニ不拘、各寺院ノ僧侶ヲシテ謝義又ハ布施料ヲ不要葬儀執行ニ従事セシムル事。

八　神職、僧侶ノ送リ迎ヒ等ハ、如何ナル場合ニ於テモ為サズ、尤モ葬具貸借等ノ為メ夫役者ト同行スルハ差支ナキモノトス。

九　四隣村長ハ出棺ノ一時間前、必ズ出張会葬スルハ勿論、場合ニ依リ当該村長ヲ補佐スル事。但酒食ハ呈(捏)供セザルヲ本旨トス。

十　出棺ハ正午十二時後ヨリ日没前迄ノ事。

十一　出征軍人中、傷病ノ為メ帰郷シタル者アルトキハ其村長ヨリ該戦況、其他傷病ニ関スル事項ヲ詳記シ、四隣村長ニ報告ノ事。

十二　前項ノ報告ヲ受ケタル各村長ハ慰問状又ハ見舞状ヲ発スルニ止メ、直接訪問ハセサル事。但縁故アル者ハ格別トス。

十三　一ト度出征シタル軍人ニシテ、負傷又ハ疾病ノ為メ帰郷后(後)数周(週)日以内ニ没シタル者ハ戦死者ニ準ス。

右ノ通、当中部ノ大方針トシテ決定ス。

明治参拾七年六月参拾日

泉　村長　服部大誧(ママ)

小泉村長　飯田友吉
深良村長　稲葉正経
富岡村長　芹澤孝三
長泉村長　永井寛太郎

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

595　遼陽攻撃戦死者報告

（一九〇四）明治37・9・24

（朱筆）「兵第一四八号」

遼陽攻撃戦死者報告

駿東郡須山村九拾七番地戸主己五郎弐男
明治三十六年徴集申種歩兵第四拾七番
歩兵第三十四聯隊補充大隊第七中隊
陸軍歩兵一等卒　現役　渡邊竹治

右ハ本年八月三十一日夜、遼陽附近首山堡東南ノ方面高地ヲ攻撃突撃ノ際戦死セシ旨、今回歩兵第三十四聯隊第七中隊長代理陸軍歩兵中尉稲生正韶殿ヨリ、同人父己五郎ヘ宛報告ニ相成候。

駿東郡須山村百廿番地戸主勝蔵養弟
明治三十年徴集抽籤番号不明
歩兵第三十四聯隊第三大隊第十一中隊
陸軍歩兵一等卒　予備役　土屋勘四郎

右ハ本年八月三十一日、遼陽附近某地攻撃ノ際戦死シタル旨、今回歩兵第三十四聯隊第十一中隊第二小隊第五分隊長陸軍歩兵上等兵佐藤慶殿ヨリ当役場宛通報相成候、前記ノ通及報告候也。

明治三十七年九月廿四日

須山村長　渡邉春吉

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

596

小泉村戦死者合葬式

明治37・11・24（一九〇四）

故陸軍歩兵伍長　杉山嘉市郎
同　歩兵上等兵　飯塚耕蔵
同　歩兵上等兵　中西和十郎
同　歩兵上等兵　菅沼才一郎
同　歩兵一等卒　西尾太吉
同　歩兵一等卒　今井梅吉

右戦死者本村合葬式、来ル十二月二日午前十一時、佐野原尋常高等小学校内ニ於テ執行候間、此段及御通達候也。

明治三十七年十一月廿四日

小泉村長　飯田友吉㊞

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡小泉村石脇二十四番地
故陸軍歩兵伍長　杉山嘉市郎

一明治三十三年十二月一日歩兵第三十四聯隊第一中隊ヘ入隊、三十四年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。
一同三十六年十一月卅日現役満期除隊。
一同三十七年三月六日充員下令、同九日歩兵第卅四聯隊第一中隊ヘ入隊。
一同年三月廿七日静岡出発出征清国猴兎石上陸、同六月十二日清国盛京省呂家屯、同十四、十五日得利寺、七月九日蓋平附近、同月廿四日大石橋（ママ）附近、七月三十一日ヨリ八月二日ニ至ル海城附近戦闘ニ参与、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡攻撃ノ際戦死、同時ニ伍長ニ昇級。

略歴

駿東郡小泉村二ッ屋十二番地
故陸軍歩兵上等兵　菅沼才一郎

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第九中隊

ヘ入隊、同三十六年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。

一同卅七年三月廿五日野戦隊編入静岡出発出征。五月五日清国猴兎石上陸、六月十二日盛京省呂家屯、六月十四日、十五日得利寺南方竜王廟附近、七月九日蓋平附近、八月一日昆岸寺附近、同月廿六日、廿七日鞍山站、同八月三十一日遼陽付近首山堡等ノ各激戦ニ参与、同所ニ於テ戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野百四十八番地

故陸軍歩兵上等兵　飯塚耕蔵

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第六中隊ヘ入隊、三十六年十二月一日一等卒トナリ卅七年六月二十日上等兵ニ進級。

一卅七年三月廿七日野戦隊編入静岡出発出征。五月五日清国上陸、五月六日普蘭店、六月十四、十五日得利寺南方竜王廟、七月九日蓋平附近、同月廿四日大石橋附近、八月一日海城(ママ)附近、八月廿六日ヨリ同月三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡ノ各戦闘ニ従事シ、卅一日同所ニ於テ戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野百六十三番地

故陸軍歩兵上等兵　中西和十郎

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第十中隊ヘ入隊、卅六年十二月一等卒ト為リ同時ニ上等兵ニ進級。

一三十七年三月廿七日野戦隊編入静岡出発出征、五月五日清国盛京省猴兎石上陸、六月十二日呂家屯附近、同月十四、十五日得利寺南方附近、七月九日蓋平附近、七月廿四日ヨリ廿六日ニ亙ル大石橋附近、八月一二(ママ)日海城西方唐王山附近ノ各戦闘ニ参与。

一同所ニ於テ脚気症ニ罹リ八月十五日海城病院ニ入院後

チ広島予備病院へ后(ママ)送、十月三日同所ニ於テ死亡。

略歴

駿東郡小泉村富沢廿六番地

故陸軍歩兵一等卒　西尾太吉

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第一中隊へ入隊、同三十七年三月六日補充大隊へ編入。

一同年七月三日野戦補充員トシテ静岡出発出征。

一同年八月二十八日清国鞍山站附近ノ戦闘ニ参与、同三十日、三十一日遼陽首山堡南方高地突撃ノ際戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野七十九番地

故陸軍歩兵一等卒　今井梅吉

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第六中隊へ入隊、同三十七年三月六日補充大隊へ編入。

一同年七月三日野戦隊補充員トシテ静岡出発出征。

一同年八月二十八日清国鞍山站附近ノ戦闘ニ参与、同月三十一日遼陽大激戦ニ於テ戦死。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

597　須山村戦死者合葬式

（一九〇四）明治37・11・26

（朱筆）「兵第二六五号」

故陸軍歩兵伍長　湯山伊太郎

故陸軍歩兵上等兵　野際菊次郎

右戦死者本村合葬式、来ル十二月四日午前第十一時本村立尋常高等小学校内ニ於テ執行候間、此段及御通知候也。

明治三十七年十一月廿六日

深良村長　稲葉正経印

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡深良村岩波十一番地

故陸軍歩兵伍長　湯山伊太郎

一明治三十二年十二月一日歩兵第三十四聯隊第四中隊ヘ入隊、同三十五年十一月帰休除隊。
一明治三十七年三月六日第三師団充員下令同月九日歩兵第三十四聯隊第四中隊ヘ入隊。
一明治三十七年六月三十日野戦隊補充トシテ静岡出発。
一同年八月二十六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡高地攻撃ノ際戦死ス。

略歴

駿東郡深良村深良十九番地
故陸軍歩兵上等兵　野際菊次郎

一明治三十三年十二月一日歩兵第三十四聯隊第十二中隊ヘ入隊。
一明治三十五年一月十日一等卒ニ進級。
一同三十六年十一月十五日善行証書附与。
一同三十六年十一月十六日帰休除隊。
一同三十七年三月六日充員下令同九日歩兵第三十四聯隊第十二中隊ニ入隊。
一同年三月廿七日静岡出発同年五月五日清国盛京省猴兎石ニ上陸。
一同年五月七日普蘭店附近六月六日呂家屯附近同月十四日得利寺南方龍王廟附近、七月九日蓋平附近、同月廿四日・廿五日ノ両日大石橋附近ヘ八月一日海城附近ノ戦争ニ参与、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡攻撃ノ際戦死ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

598 **泉村戦死者合葬式**　（一九〇四）**明治37・11・28**

故陸軍歩兵上等兵　杉山若三郎
同　芹澤源次郎
同　渡辺由太郎
同　一等卒　渡辺茂平治

右戦死者本村合葬式来十二月三日午前十一時ヲ期シ本村天理教附近ニ於テ執行候間、此段及御通知候也。

明治三十七年十一月廿八日

泉村長　服部大舗印

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡泉村平林廿一番地

故陸軍歩兵上等兵　杉山若三郎

一明治三十三年十二月一日歩兵三十四聯隊第十一中隊へ入営。

一同　三十四年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。

一同　三十五年三月廿四日担架術卒業。

一同年六月三日台湾守備隊トシテ静岡出発同十日基隆へ上陸。

同七月六日匪徒鎮定ノ為メ新竹庁管内南庄地方へ出発辛抱坂攻撃ノ際戦闘ニ参与ス。

一同三十六年八月七日三十四聯隊へ帰着。

一同年十月十五日善行証書ヲ附与セラル。

一同年十一月十六日帰休除隊。

一同三十七年三月六日充員下令同九日三十四聯隊第十一中隊へ入。

一同年三月卅一日台湾北部騒擾ノ際尽力其功ヲ多トシ賞勲局ヨリ金拾五円ヲ賜。

一同年三月廿七日静岡出発出征、五月五日清国盛京省喉(ママ)兎石ニ上陸、六月十二日呂家屯、同月十四日・十五日徳利寺附近、七月九日蓋平附近、七月廿四・廿五・廿六日大石橋附近、七月卅一日ヨリ八月二日至ル海城附近、八月廿六日・廿七・廿八日鞍山站附近同三十一日ヨリ九月三日ニ至ル遼陽附近ノ各戦闘ニ参加。

重傷ヲ蒙リ同月十三日第三野戦病院ニ於テ死亡。

略歴

駿東郡泉村茶畑百十一番地

故陸軍歩兵上等兵　渡辺由太郎

一明治三十五年一月十八日歩兵第三十四聯隊第十二中隊へ入隊。
一同三十七年二月十八日一等卒トナル。
一同年三月六日充員下令、同廿七日静岡出発、五月五日清国盛京省猴兎石ニ上陸、六月十一日呂家屯附近、同十四日・十五日徳利寺附近、七月九日蓋平附近、七月廿四日・廿五日大石橋附近、八月一日海城附近、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡等ノ各戦闘ニ参加、同三十一日戦死。
一明治三十七年八月卅一日歩兵上等兵進級。

略歴

駿東郡泉村公文名四拾番地
故陸軍歩兵一等卒　渡辺茂平治

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第三中隊へ入隊。
一明治三十七年三月六日動員下令。
一明治三十七年三月八日補充大隊へ転出。
一明治三十七年六月三日野戦隊補充員トシテ屯営出発、同月五日広嶋着、同十四日宇品港出帆、同月廿六日清国塩大鎮上陸、七月九日蓋平附近、同月廿三日・廿四日大石橋附近、同月卅一日梁家堡子附近、八月一日・二日海城附近、同月廿六日・廿七日・廿八日鞍山站附近、同三十日・三十一日遼陽附近首山堡南方高地ノ戦闘ニ参与シ同日戦死ス。

略歴

駿東郡泉村茶畑百廿一番地
故陸軍歩兵上等兵　芹澤源次郎

一明治三十二年十二月一日歩兵第三十四聯隊第四中隊へ入営。
一同　三十三年十二月一日一等卒トナル。
一同　三十五年五月十五・六日帰休除隊。
一同　三十七年三月六日動員下令同九日歩兵第卅四聯隊

第四中隊へ入隊。

一同　三月廿七日静岡出発出征、五月五日清国盛京省喉（ママ）兎石ニ上陸、六月十二日品家屯、同月十四日・十五日徳利寺附近、七月廿四日・廿六日大石橋附近、七月卅一日ヨリ八月二日ニ至ル海城附近、八月廿六日・廿七日・廿八日鞍山站附近、同三十日・卅一日遼陽附近首山堡南方高地各戦闘ニ参与同日戦死。

一明治三十七年八月卅一日歩上等兵ニ進級。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

599　戦死者村葬行列次第

（一九〇五）明治38・1・29

明治三十八年一月二十九日

戦死者村葬行列次第

富岡村御宿

花篭　古田円蔵　古田光治

提灯　弐人　西川徳松　池谷米作

六道　弐人　西川清次郎　佐野鎌太郎

青旗　壱人　杉本角太郎

黄旗　壱人　大森万吉

赤旗　壱人　湯山金次郎

黒旗　壱人　西川廣蔵

紙旗　四人　西川清吉　勝又小十郎　渡辺久作　石井軍太郎

銘旗　壱人　杉本作蔵

造花　弐人　古田長三郎　古田米蔵

生花　土屋瀧蔵　杉本若松

生花　弐人　勝又金治　勝又徳太郎

香爐　弐人　中野倉蔵　西島隆治

供物　壱人　本田つき

巻物　壱人　勝又そみ

位牌　壱人　本田倉吉

官服　壱人　本田たつ

四化花　古田廣吉　湯川俊雄

棺　四人　古田種吉（ヨシ）　杉本喜作　湯川為次郎　杉本喜代作

小天蓋　壱人　外川甚平

但棺側

四化花　杉本幸作　亀井一郎

墓標　壱人　大庭好蔵　親戚会葬者　一般会葬者

外ニ　棺台　弐人　勝又豊吉　大庭春吉

大傘　弐人　大森松蔵　勝又佐十郎

合計三十三人

（御宿区所蔵）

600　凱旋通過軍隊歓迎規程　明治38（一九〇五）・10・3

一　凱旋軍隊ノ通過ニ際シテハ、郡内各停車場ニ各町村其他団体ヨリ出張シテ、駿東奨兵会ノ名ヲ以テ歓迎ノ誠意ヲ表スルモノトス。

二　停車場内ニ於ケル歓迎場及出入人員等ハ各団体ヨリ駅長ニ協議ノ上一定スルモノトス。

三　各停車場ニ於テハ大国旗軍隊歓迎旗数流ヲ立テ、高張提灯小提灯若干ヲ掲クルモノトス。

但沼津町ニ於テハ湯茶其ノ他接待ノ用意ヲナスコト。

四　各団体ハ停車場ニ歓迎委員若干名ヲ交替出張セシメ、歓迎者ヲ指揮セシムルモノトス。

五　歓迎委員又ハ歓迎者ノ注意スヘキ事項左ノ如シ。

イ　歓迎委員ハ左肋ニ委員タルノ徽章ヲ佩フヘキ事。

ロ　歓迎委員ハ名刺ヲ取纏メ輸送指揮官ニ差出シ、歓迎ノ意旨ヲ表スヘキ事。

ハ　歓迎者ハ軍隊停車中ハ慇懃懇切ヲ主トシ、可及的軍隊ノ便宜ヲ計リ、需求等アリタルトキハ臨機ニ処弁スヘキ事。

ニ　歓迎者ハ洋服又ハ羽織袴ヲ着用スヘキ事。

ホ　赤十字社、海員掖済会、愛国婦人会等ノ社員会員ハ各其徽章ヲ佩用スヘキ事。

ヘ　軍隊列車着発ノ時ハ一同歓迎ノ意ヲ表スル事。

六　沼津町・片浜村・金岡村・揚原村・大岡村・静浦村・太平村及賀茂郡ハ沼津停車場ニ。

原町・浮島村・鷹根村ハ原停車場ニ。

長泉村・清水村・及田方郡ハ三島停車場ニ。
小泉村・泉村・深良村・富岡村・須山村ハ佐野停車場ニ。
御厨町・富士岡村・原里村・印野村・玉穂村・高根村・須走村・北郷村ハ御殿場停車場ニ。
六合村・足柄村・菅沼村は小山停車場ニ出張歓迎スルモノトス。
七　各停車場ニ於ル歓迎事務ニ関スル細則及費用負担ノ方法ハ其関係町村ニ於テ協定スルモノトス。

（裸野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

601　**忠勇徽章贈呈標準**　**明治38・10・26**（一九〇五）

甲兵第一一〇八号

日露戦役ニ於テ傷痍ヲ受ケ其結果別紙標準ニ該当スル将校下士卒ノ忠勇ヲ旌表シ、国民相共ニ之ヲ欽仰スルノ標識トナサンカ為メ、軍人遺族救護義会ニ於テ別紙図面ノ如キ徽章ヲ作製シ是ヲ右等将士ニ贈与致度ニ依リ、該当軍人ノ住所官等級氏名等取調方同会ヨリ依頼アリタル旨、其筋ヨリ申越候ニ付テハ、御部内ニ於ケル該当者取調ヘ来十一月五日迄ニ必ス当役所ヘ到着スヘキ様御回報相成度、此段照会候也。

但シ本文期日迄ニ御回報ナキ時ハ該当者無之モノト可認ニ付、御含相成度申し添候。

明治三十八年十月二十六日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡邉春吉殿

忠勇徽章贈呈標準

三十七・八年戦役ニ於テ負傷ノ為メ左記各項ニ該当スル将校下士卒ニハ忠勇徽章ヲ贈呈ス。

一、偏眼以上ヲ盲スル者。（両眼ヲ盲シタル者ニハ氏名ノ上ニ朱圏ヲ付スル事。）
二、全鼻ヲ失スル者。
三、偏耳以上ヲ失スル者若ハ其官能ヲ失ヒタル者。
四、咀嚼言語ノ両機ヲ廃スル者。
五、一肢以上ヲ失ヒタル者若ハ其用ヲ失ヒタル者。

六、一手ニ於テ三指以上ヲ失ヒ、若ハ癒着強硬等ノ為メ把握採摘ノ用ヲ廃スル者。
七、一足ニ於テ五指ヲ失スル者。
八、前各項ノ外之ニ準スヘキ負傷者。
九、前各項ニ該当セサルモ負傷ノ為メ疾病ヲ発シ終ニ廃疾若ハ不具トナリタル者。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

602　靖国神社合祀について

（一九〇六）明治39・10・18

甲兵第八一四号

明治三十七・八年戦役ニ従事シ傷痍疾病其他公務ニ基因シ死去セル軍人軍属ニシテ、別紙条項ニ該当スル者ハ、特旨ヲ以テ戦死者ニ準シ靖国神社ヘ合祀可相成筈ニ付、戦役中呉鎮守府在籍ノ海軍下士卒ニシテ右該当ノ者取調方其筋ヨリ申越候条、該当者有之候ハヾ別紙書例ニ依リ取調、十一月五日迄ニ必ズ当役所ヘ到着スヘキ様提出相成度、且同日迄ニ提出無時ハ該当者無之モノト認メ可取扱ニ付御了知有之度、依命此段通牒候也。

明治三十九年十月十八日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

追テ本文取調以後別紙各項該当者ニシテ卅八年十月十六日以後三ケ年以内ニ死歿シタル者ニ対シテハ、其都度取調御申出相成度特ニ申添置候也。

合祀ノ資格

明治卅七年二月六日ヨリ同卅八年十月十六日ニ至ル間戦役ニ従事シタル軍人軍属ニシテ、左ノ事項ニ因リ死歿シタルモノ、若クハ同期間ニ於テ同シク傷痍疾病ニ因リ三十八年十月十六日以後三ケ年以内ニ死歿シタル者。
但シ軍人軍属以外ノ者ハ特別詮議ニ付スルモノトス。

一　戦地ニ於テ公務若ハ避クヘカラサル災害ノ為メ死歿シタルモノ。

二　戦地ニ於テ伝染病若クハ流行病ニ罹リ、又ハ公務ノ

為メ傷痍ヲ受ケ、若クハ疾病ニ罹リ死歿シタルモノ。

三　戦地ニ於テ死因不明ノ者、又ハ自己ノ作為ニ依ラサル傷痍若クハ自己ノ不摂生ニ因ラサル疾病ノ為メ死歿シタルモノ。

四　戦地ニアササル(ラ)モ戦役事務ニ関シ、公務上伝染病若ハ流行病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災害ノ為メ死歿シタルモノ。

五　戦場ニテ負傷等ノ為メ身体自由ナラス捕ハレテ敵地ニ護送セラレ死歿シタルモノ、若クハ戦地ニ於テ自殺シタルモノ等ハ其情状ニ依リ特別詮議ニ付ス。

以上ノ場合ニ於テ合祀スヘキ者ハ従軍記章(ママ)ヲ受クヘキ資格アルモノニ限ル。

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

603　日露戦争戦利品下附願

（一九〇八）明治41・3・27

（朱筆）「庶第二五号」

一本月十七日付甲庶第四一六号ヲ以テ御照会ニ係ル明治三十七・八年役戦利品下附願書、別紙ノ通リ四通提出ニ付送付候条、御進達相成度候也。

明治四十一年三月二十七日

駿東郡須山村長　土屋和作

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

戦利品下附願

静岡県駿東郡須山村

郷社　浅間神社　渡辺豊次郎

同　須山村々社

無格社　十二神社　渡辺豊次郎

同　須山村

村祭　招魂社　村　長

連署一通

同　須山村

同　田向部青年実業補習夜学校　土屋和作

同　須山村

上村部青年実業補習夜学校　渡辺正五郎

右ハ明治三十七・八年役戦利品御下附被成下度、此段奉願候也。

明治四十一年三月二十七日

右

渡辺豊次郎

村長　土屋和作

渡辺正五郎

土屋和作

陸軍大臣

子爵　寺内正毅殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

604　日露戦争特別賜金管理規程　（一九一六）大正5・7

（表紙）

戦役恩賞賜金管理規程綴

（朱筆）「（永久保存）」

駿東郡須山村役場

明治三十七・八年戦役ノ分

特別賜金管理規程

第一条　特別賜金受領者ハ聖恩ノ優渥ナルト名誉ヲ後世ニ伝フル為メ、該賜金ヲ以テ可成土地田畑宅地山林ヲ購入シ之ヲ永遠保持スルモノトス。

第二条　土地購入ノ場合ニハ県、郡、町村、大字、字、番地、々種、反別地価及売買価格並ニ将来維持ノ方法ヲ詳記シ、親戚弐名以上連署町村長ヲ経テ、郡長ヘ出願承認ヲ受クルモノトス。

第三条　町村長ニ於テ前条ノ願書ヲ受理シタル時ハ、篤ト審査ヲ遂ケ意見書ヲ添ヘ郡長ヘ差出スヘシ。

第四条　郡長ニ於テ該願書ヲ受理シタルトキハ、調査ノ上其申出ヲ相当ト認メタルトキハ、承認書ヲ交付スヘシ。

第五条　出願者ニ於テ前条ノ承認ヲ得タルトキハ、速ニ土地購入ノ手続ヲ了シ町村長ヲ経テ郡長ニ届出ヘシ。

第六条　特別賜金受領者ニ於テ土地購入ニ至ル迄ノ間ハ公債証書及現金ノ保管ヲ郡長ニ委托（託）セントスルモノハ、（一号）書式ニ依リ出願許可ヲ得ヘシ。

但遺族ニ於テ特ニ保貯ノ法ヲ設ケントスルモノハ町村長ノ同意ヲ得テ之ヲ決定シ其方法ヲ郡長ニ届□（出カ）ツルモノトス。

第七条　郡長ニ於テ公債証書ノ保管方ヲ委托（託）セラレタルトキハ別ニ定メタル内規ニ依リ之ヲ保管ス。

第八条　特別賜金受領者ニ於テ止ヲ得サル事情ノ為メ下付ノ公債証書若クハ現金ヲ使用セントスルトキハ、事由ヲ詳記シ親族弐名以上連署町村長ヲ経テ郡長ノ承認ヲ受クルモノトス。

附則

第九条　特別賜金受領者ハ別（一号）書式ニ依リ届書ヲ作リ受領ノ即日町村長ニ届出テ町村長ハ郡長ニ即報スヘシ。

第十条　町村長ハ特別賜金受領者ノ行為ヲ監督シ、又土地購入ニ関シテハ専ラ注意ヲ加ヘ、且ツ将来土地ノ維持其他ニ付常ニ保護ヲ与ヘ、其状況ニ付テハ時々郡長ニ報告スルモノトス。

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「戦役恩賞賜金管理規程綴」）

(4)　家族救護

605　下士卒家族救助令施行に関する心得事項　明治37（一九〇四）

下士卒家族救助令施行ニ関スル心得事項

一　家族経理ノ任ニアリタル下士兵卒応召ノ為メ、其家族糊口ニ窮スルモノアルトキハ、親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ、隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スルノ義挙ニ出ツルハ最モ至当ノ順序タリ。然ルニ親族隣佑ノ扶助若シクハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ幇助猶及ハサルコトアルトキハ、国家ハ茲ニ始メテ救助ヲ共ニスベキ義ニ付、其旨趣ヲ誤ラサル様周到注意ヲ要ス。

二　救護ノ方法ニ於テ徒ラニ施与的救助ヲ為ストキハ、惰民助長ノ弊ヲ生スベキ虞アルヲ以テ独立自営ノ途ヲ採ラシムルカ為メ、努メテ生業扶助ヲ主眼トシ授産就業ノ方法ヲ講究セシムルヲ要ス。

三　救助令ニ依リ救助ヲ為スハ軍人応召ノ為メ自活シ能ハサル家族ニ限ルハ勿論ノ義ニシテ、平素貯蓄アリ若クハ労役ニ堪ヘ、自活シ得ベキモノニ対シ猶且恩恵的ニ等シク救護ヲ加フルトキハ、徒ニ他ニ倚頼スルノ弊ヲ生シ不都合ノ義ニ付、資産ノ調査ハ最モ之ヲ正確ニシ、且之等ノ者ニ対シテ百方之ヲ激励シ、自営ノ途ヲ講セシムルヲ要ス。従来奨兵会其他ノ救護団体ニ於テ現ニ救護ヲ加ヘツヽアルモノヽ中、万一如此モノアラハ、此際之ヲ廃止シ若シクハ情況ニ依リ給与額ヲ減少スル等適応ノ措置ヲ為スヲ要ス。

四　生業扶助ハ農業林業者等ニ在ツテハ、田植、蒔付、害虫駆除、耕耘、下刈等労役ノ供給ヲ為シ肥料其他必要ナル資料ヲ給与シ、漁業者ニ在テハ漁具ノ修理等ヲ補助スルヲ要ス。

五　被救助者ニ対シテハ可成従業ノ途ヲ得セシムルコトヲ周旋シ、又各種ノ商工業者ヲシテ他ニ先チ、是等ノ

者ヲ雇入レシムルコトヲ勧誘スベシ。

六　職工ノ如キ者ニ対シテハ其就業上必要ナル材料器具等ヲ給与スルコトヲ要ス。

七　簡易ナル手工、例セハ縄、草履、草鞋、箒等ヲ製作スルコトヲ奨励シ、是等ニ従事スル被救助者ニハ其材料ヲ給与スルヲ要ス。

八　現品救助ヲ為ストキハ生活上欠クヘカラサル食料ヲ先トシ、被服以下順次必要ノ程度ニ応シ之レヲ給与スルモノトス。

九　一時ニ就業ノ資料ヲ給与シ生業ノ方法ヲ授ケタル被救助者ニ対シテハ、特ニ其ノ生業ノ状況ニ注意シ、目的以外ニ使用セシメサル様監視シ、其ノ状況ヲ時々報告スベシ。

十　郡市奨兵会其他救護ヲ目的トスル団体ニ於テモ亦、金銭給与ノ方法ニ拠ラシメス、勗メテ国家救助ノ方針ニ副ヒ、上下相待テ良好ノ効果ヲ収ムルコトニ努ムルヲ要ス。

十一　救助令ノ救助ハ素ヨリ救護ノ一部ヲ資クルニ過キサルヲ以テ、一般隣佑相扶ノ施設ハ益之ヲ奨励シ、奨兵会其他団体ノ救護亦遅滞ナク運ハシメ、国家カ救助ヲ為スヲ幸トシ是等ノ救護ヲ廃止スルカ如キコトナキ様注意スルヲ要ス。

十二　救助ニ関スル手続ハ努メテ形式ノ煩ヲ避ケ、受救者ヲシテ不便ヲ感セシムルカ如キコトナキ様注意セラルベシ。町村長ヲシテ受救者ノ総代タラシムルカ如キモ此趣旨ニ外ナラス。然レトモ其取扱簡約ニ失シ、却テ他日疑似ノ因トナルカ如キコト有之ニ於テハ不容易義ニ付、必要ナル書類帳簿ノ類ハ尤モ之ヲ明確ニセラルヘク、特ニ金品ノ取扱ヲ厳密ニシ、過誤失体無之様注意ヲ要ス。

十三　県令第三十号第三条ニ依リ町村長被救助者ノ総代人トナル場合ハ、委任状ヲ添ヘ郡長ニ届出シムルハ勿論ナレトモ、委任状ハ可成簡便ヲ主トシ、連名ヲ以テセシムルヲ要ス。

救助金配当調査表

町村名	応召下士卒	百ニ対スル歩合	壱人ニ対スル二円ノ割合	四捨五入ノ割合
小泉村	二〇人	一、六〇人	三一〇〇円	三〇〇〇円
泉　村	二五	二、〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
深良村	一九	一、五二	三〇四〇	三〇〇〇
富岡村	二五	二、〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
須山村	四	〇、三二	六四〇	一〇〇〇

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

606　**出征軍人家族保護について**　（一九〇四）明治37・4・21

出征軍人家族保護ノ件

一　出征軍人家族ニ対シ労力補助トシテ一家一ケ年六人ツヽ、弁当携帯出勤ノ事。

一　一家六人ツヽ、労働者ハ被補助者ノ都合ヲ斗リ農業其他ノ業務ニ従事スルモノトス。

一　補助方ハ各大字ニ於テ最寄分ケ其他ノ法方（方法）ニ依リ夫々分担方ヲ決定スベキ事。

一　被補助ノ必要無之シテ強テ之レヲ要セザル者アルトキハ各其大字ノ協議ニ依リ処置スルモノトス。

一　金穀物品ヲ以テ補助ヲ要スルモノアルトキハ其必要ノ時季（期）ヲ斗リ各其大字ニ於テ処置スルモノトス。

一　前各項ニ掲ケタル補助方ハ四月廿六日ヨリ施行セラレタシ。

一　本件各大字ニ於テ決定ノ上ハ直チニ報告スベキ事。

明治三十七年四月廿一日

泉村長　服部大誧

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

607　**傷病者生活状態調査**　（一九〇五）明治38・9・29

兵第一九〇号

本月廿六日付甲兵第一〇三八号ヲ以テ御照会ニ係ル出征軍人家遺族援護ニ関スル傷病者数及遺族ノ生活状況、別

表ノ通及提出候也。

明治三十八年九月廿九日

須山村長　渡邉春吉

第壱課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

傷病者状況調査表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

種別＼状況	依傷痍者		依病者		計
		重傷ニシテ業務ニ就クコト能ハザル者		重傷ニシテ業務ニ就クコト能ハザルモノ	
兵役免除者		軽傷ニシテ業務ニ従事シ得ル者		軽傷ニシテ業務ニ従事シ得ル者	
現予後備役					
補充兵役ヲ免シラレ国民兵役ニ編入セラレタル者	一	一			一
計	一	一			一

傷病者家族生活状況及職業別表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

状況＼職業	農	商	工	漁	俸給手当等ヲ受クル者	其他	計
甲 生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者	四戸	戸	戸	戸	戸	戸	四戸
乙 生活上幾分ノ救護ヲ要スト認ムル者							
丙 自活シ能ハズト認ムル者							
計	四						四

傷病者業態別表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

内勤（坐職）業者		外勤（他出）業者	
地主	人	自作農業者	四人
金銭貸付業者		小作農作者	
主トシテ坐職ニ係ル営業ヲ営ム者		自作者小作農業者	
主トシテ坐職ニ係ル工業ヲ営ム者		坐職ニ非ラザル商業ヲ営ム者	
漁業権ノ持分ニ依リ生活スル者		坐職ニ非ラザル工業ヲ営ム者	
自宅職工		漁業者	
前六項ニ該当セザル坐職業者		俸給手当等ニ依リ生活スル者	
		日傭稼	

計		
		前数項ニ該当セザル外勤業者
		四人

戦病死者遺族生活状況職業別表　明治三十八年九月十五日現在須山村

状況＼職業	農	商	工	漁	俸給手当等ヲ受クル者	其他	計
甲 生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者	三					三	
乙 生活上幾分ノ救護ヲ要スト認ムル者							
丙 自活シ能ハズト認ムル者							
計	三					三	

出征軍人家遺族援護并廃病兵救護方法調　須山村	
出征軍人家遺族援護并療病兵救護ニ関スル町村団体等ノ現在施設方法	出征軍人各自所有ノ畑地耕作一切ヲ村内百四十五戸ニテ負担ス。其他救護ニ関スル町村団体等ノ施設無之。
同　上　将来ノ施設方法	現時ノ場合生活上困難ヲ認メザルニ因リ救護ニ関スル方法ヲ施設セズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

(5)　戦時協力

608

日露戦争に関する国民の善行美談　明治36（一九〇三）

調査標準

日露戦役直接ノ影響トシテ発露シタル国民ノ善行美談調査標準

(1)

家庭ニ於ケル道義トシテハ殊ニ、

一　父兄、子弟、親族中、出征者又ハ応召者アリタル場合ニ於テ、彼等互ニ相扶ケ出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　父兄、子弟、親族ノ間ニアリテ、出征者又ハ応召者アリタル場合ニ之ヲ励マシタル美談。

三　主従ノ関係アルモノヽ間ニアリテ、主人ノ応召出征シタル場合ニ僕婢ノ能ク主家ニ事（ママ）ヘテ主家ノ業務ヲ助ケタルモノ、又使雇人ノ出征応召ニ際シ、主人

ノヨク之ヲ励マシ、適当ノ手段ヲ講シテ後顧ノ憂ナカラシメタルモノ、美談。

(2)
社会ニ於ケル道義トシテハ殊ニ、

一　朋友知己ノ間ニアリテ応召者出征者アリタル場合ニ、互ニ相扶ケ相励マシ、ヨク友情ヲ尽クシテ応召者出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　近隣郷党ノ間ニアリテハ応召者出征者アリタル場合ニ、隣保互ニ扶掖シ協同一致シテ善ク其務ヲ尽クシ、隣保ニ対スル務ヲ完ウシタル美談。

三　慈善心ノ発露、例ヘバ子弟ノ応召出征、戦傷病死ニ依リ、生活ノ資ニ窮スル父兄ニ対スル救恤ニ関スル美談、其他恤兵及ヒ出征者戦傷病死者ノ家族ニ対スル慰問ニ関スル美談。

(3)
個人ノ道義トシテハ、戦役ニ際シ堅忍不抜ヨク職業ニ勤労シ、節倹貯蓄以テ奉公ノ務ヲ尽シ、一般国民ノ模範トスルニ足ルノ美談。

(4)
国民ノ道義トシテハ殊ニ、戦役中応召出征ニ際シ、忠君愛国ノ至誠ヲ発揮シテ勇ンテ軍務ニ従ヒ、戦ニ臨ンテハ健闘奮戦国民ノ務ヲ全ウシタル者、又身直接軍務ニ当ラサルモ、自己ノ職務ヲ以テ軍務ヲ助ケテ、有事ノ日ニ放ケル奉公ノ至誠ヲ致シタル者ニシテ、共ニ国民ノ儀表トスルニ足ルノ美談。

右ノ外女子トシテハ殊ニ、

一　夫、子、弟ノ応召出征ニ際シテ之ヲ励マシ、又夫ノ応召出征中勤勉ヨク家政ヲ整理シ子女ヲ育養シ、夫ヲシテ内顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　戦役ニ際シ女子ニ適当ナル責務ヲ尽クシ、我国一般女子ノ儀表トスルニ足ル美談。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

609　**戦意昂揚の公開演説**　（一九〇四）**明治37・4・8**

這回ノ戦役ハ実ニ根古曾有ノ大事ニシテ、終局モ亦容易ニ期シ難ク挙国一致充分ノ覚語（悟）ヲ以テ之レニ当ルベキハ勿論ノ義ニ候処、殊ニ我カ農業社会多数ハ兵勇応召セル

ト国家経済ノ基礎タルノ事実有シニ依リ、町村団体及個人トシテモ時局ニ対シ明確ナル観念ヲ抱持シ、之レニ応スルノ手順ヲ講シ、且ツ之レヲ実行スルコト最モ緊要ニ有シ、本県農会ニ於テ各郡農会長会及常議員会ノ決義(議)ニヨリ、高橋顧問ヲシテ各郡ヲ巡廻各要所ニ於テ公開演説ヲ為サシムル筈ニテ、出張日割本県農会ヨリ照会有之、当中部ノ義ハ四月十一日午後五時ヨリ泉村天理教会所ニ於テ会開(開会)候間、可成多数ノ聴衆来会候様、楮々(マヽ)御勧誘相成度、此段御通牒候也。

明治参拾七年四月八日

泉村農会印

常設委員

勝又藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

610　戦時記念林の植付

明治37・9・16（一九〇四）

議第三七号

戦時紀(記)念林トシテ、御料地ノ適当ナル場所四町五反歩ヲ借入レ、須山村基本財産及学校基本財産トシテ杉植付ノ件。

明治卅七年九月十六日提出

同　上　決議

須山村会議長　村長　渡辺春吉　㊞

村会議員

土屋和作　㊞

土屋浅治　㊞

土屋紋次郎　㊞

杉山常蔵　㊞

杉山権作　㊞

渡辺春吉

渡辺福蔵　㊞

土屋平次郎　㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「決議書」）

611　毛布募集取扱手続とその精神　明治37(一九〇四)・10・11

甲兵第六二七号

今般国民後援会ニ於テ、別紙ノ趣意ニ基キ、東京市民ニ就キ毛布ヲ供スル事ハ要急ノ挙ト被考候ニ依リ、地方ニ於テモ右ノ趣旨賛成寄贈者有之様致度旨、本県ヨリ申越候条、貴部内有志者御勧誘ノ上寄贈者有之様御配慮相成度、趣意書並取扱手続書添付、依命此段申進候也。

明治三十七年十月十一日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

追テ御部内ニ於テ寄贈者有之候ハヽ、住所氏名枚数等委細御報告相成度申添候也。

毛布募集ニ関スル取扱手続

一　毛布(けつと)ハ総テ持合ノ品ニテ宜シク新古色合等ハ随意ノ事。

一　募集締切ハ東京府市内ハ十月十日、郡部ハ十月十五日、地方ハ別ニ制限ナキモ、時節柄可成早キヲ望ムニ依リ遅クモ十月廿日位ニ締切ルヲ可トス。

一　東京府市内ハ各区役所、郡部ハ郡町村役場等ニテ取扱フ事。地方ハ其状況ニ依リ便宜ノ方法ニ拠ルヘキコト。

一　募集毛布送リ先ハ、関東・東北ノ分ハ東京陸軍被服廠、関西ハ大坂(阪)陸軍被服支廠宛ノコト。

一　運搬費等ハ毛布蒐集ノ上、一応被服廠ヘ問合ハスルヲ可トス、左スレハ運賃ヲ下渡サルヽカ、又ハ無賃ニテ運送セラルヽカ、便宜ノ方法アルベシト思ハル。

一　荷造寸法等制限ナシ。東京ハ便宜上千枚ヲ一括トシテ幾回ニモ送ル筈。

一　募集毛布発送ノ際ハ、寄贈者ノ住所氏名(無名ニテモ差支ナシ)及各自ノ枚数ヲ記シタル名薄ヲ作リ、其取扱タル郡町村長、若シクハ有志者ノ中ヨリ惣代ヲ定メ発送スル事(惣代ハ同一ノ人ニテ幾度スルモ差支ナシ)。

一　寄贈者ハ毛布ノ端ニ白布ニテ住所氏名ヲ記スルコト。

但シ無名ニテモ差支ナシ。
一　数名ニテ一枚、又ハ一名ニテ数枚ヲ出スモ差支ナシ。

冬営ノ軍人ニ同情ヲ表スル趣意書

我忠勇ノ軍人カ満遼ノ野ニ健闘シテ、連リニ露軍ヲ破ルハ国民ノ感謝シテ措カサル所、其勁敵ト戦ヒ、又苦熱ト闘フノ艱難辛苦ハ吾等国民ノ同情ニ堪ヘサル所ナリ。今ヤ既ニ冷秋ノ候ニ入レリ。満遼ノ地ハ忽ニ冬季ニ移ルベシ、前途遼遠ナリ。久シク炎熱ニ戦ヘル軍人ハ更ニ氷雪ノ裏ニ苦寒ト闘ハザルベカラス。其困難蓋シ炎天熱地ノ間ニ立ツテ超ヘシクリミヤノ役、英仏ノ軍、冬営ノ準備不充分ナリシカ為メ、寒威ニ斃レタルモノ、敵ノ剣火ニ死セル者ヨリ多ク其惨毒今ニ至ルマテ人ヲ震慄セシム。我当局ノ冬営ニ対スルノ必ス充分ナルベキハ、吾等ノ信スル所ナリ。然レトモ国民ハ之ヲ以テ自ラ足レリトスルコト能ハス。且遠征ノ労ニ服スル軍人ニ対シ、吾等国民当局ノ為ス所ヲ裨(ママ)ケ、以テ其及ハサル所ヲ補ハヽ、同胞ノ軍人ニ対シ以テ誠精(ママ)ヲ表スベク、亦以テ有益ノ功果(ママ)ヲ収メン。蓋シ冬季ノ準備ハ多々益々可ナルベキカ故ナリ。其方案種々アルベシト雖モ、差シ向キ我等ノ急要ヲ感スルハ毛布ノ供給ナリ。国民各自所有ノ毛布ヲ出シ、之ヲ陣営ニ寄贈セハ慰籍(ママ)、実用両ナガラ目的ヲ達スベシ。五枚ヲ所持スルモノ二・三枚ヲ出シ、二枚ヲ有スルモノ一枚ヲ出シ、全国ニ通シテ之ヲ行ハヽ、一挙シテ数百万ヲ得ンコト、敢テ難キニアラス。母、其子ノ出征ニ際シ、手ツカラ縫フテ贈ル所ノ襯、子ハ拙ナリト雖、縫工ガ巧ミニ製セシ美麗ノ衣服ニ優ルベシ。吾等同胞ノ心ヲ籠メテ集メタル家々ノ毛布ハ、軍人ヲ慰籍(ママ)スル点ニ於テ因ヨリ新旧ノ別アルコトナシ。

吾等前記ノ趣意ニ因リ広ク全国ノ同胞ニ告ゲ、其所有ノ毛布ヲ集メ当局ニ依頼シテ、之ヲ陣営ニ寄贈セントス。全国ノ有志、此意ヲ諒シ、吾等ノ運動ヲ助ケ、以テ目的ヲ達セシメンコトヲ切望ニ堪ヘス、謹テ全国忠愛ノ諸君ニ告ク。

明治三十七年九月

井上角五郎、池辺吉太郎、市原　求、伊志田友方、
長谷川寿太郎、星野佐昭、徳富猪一郎、中鉢美明、
大倉喜八郎、大岡育造、大石正巳、尾崎行雄、
小原八十吉、大庭知栄、渡瀬寅次郎、加藤正義、
神鞭知常、川崎　実、風祭甚三郎、芳野世経、
田口卯吉、大胡　純、園田孝吉、添田寿一、
長岡往来、梅川忠兵衛、野崎廣太、野々山幸吉、
陸　実、黒岩周六、山根正次、山田敬正、
益田　孝、馬越恭平、丸山名政、近藤政利、
江崎禮二、朝吹英二、佐藤正興、銀林綱男、
箕浦勝人、島田三郎、土方篠三郎、仁　杉英、
男爵千家尊福、杉本嘉兵衛

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

612　出征軍人防寒用毛布の献納について　明治37（一九〇四）・11・16

庶第五五一号

出征軍人防寒用トシテ毛布献納相成候様、勧誘方其筋ヨリ再度被申越候。已ニ四隣ノ各村ハ何レモ多少献納者有之候趣、就テハ本村ニ於テモ本月末日ヲ期シ発送ノ見込ヲ以テ多少献納候様致度候間、御多忙中御迷惑ノ事トハ存候ヘ共、本村有志家ニ願、毛布献納方御勧誘相成度、此段特ニ及御依頼候也。

明治卅七年十一月十六日

泉村長　服部大浦　印

勝俣藤三郎殿

迫テ貴下ノ外勝又弥平治、柏木滝十郎、宝伏與三郎、勝又栄二郎ノ四名ニモ依頼致候条、御申分ノ上来十八日午前九時役場御出会ノ上、可然御運動相成度申添候也。

613　**軍隊慰問心得**

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

（一九〇四）**明治37・12・22**

別紙の通り申越候間、御参考の為め謄写及御送付候也。

明治三十七年十二月二十二日

駿東郡第壱課印

須山村役場御中

一慰問ハ精神ニ存シ形式ヲ問ハス。故ニ本人出場セズシテ単ニ十数名ノ連名表、又ハ数葉ノ名刺ヲ一代理者（特ニ小使ノ如キモノ）ニ托シ、或ハ名刺ニ代理者ノ註記ナキモノ等ヲ差出スカ如キハ一考スヘキカ。

二寄贈物ハ飲食物ヲ否認スルニ非ラサレトモ、其撰択必要ナリ（平沼駅ニ於テハ蒸芋多数ヲ毎車ニ分配シタレトモ消火不良ナルニ依ル旨ヲ述ヘテ返戻シ尚今后（後）ニ関シ通告シ置ケリ）新聞雑誌、軍歌、唱歌ノ類、紙、手拭、マツチ、煙草等ヲ撰ヘハ可ナラン。

某駅ニテハ最近ノ号外ヲ差差（ママ）入レタル如キハ最モ宜シ。

又横臥患者ニ花束ヲ寄贈スル如キハ大ニ慰籍（ママ）料トナラン。

三給養后（後）可憐ナル児童ノ軍歌、妙齢ナル婦女ノ唱歌、勇壮ナル青年ノ音楽ハ頗ル無聊ヲ慰スルニ足ラン。但シ深夜之ヲ避ケ安眠ヲ妨ケサルヲ要セン。

四面洗所ノ設備ナキ駅ニ於テ慰問者ヨリ早朝温湯器具ヲ備ヘ洗面ニ供シ、重症ニ対シテハ婦人会員洗拭ノ労ヲ執ル所アリ。是亦適宜ノ方法ト認ム。

五湯茶ノ供給ハ大ニ便利ヲ得レドモ、給養駅ニ近接シタル各駅ハ代フルニ他ノ方法ヲ採ルヲ可トセシ。

六寄贈品（就中飯食品）ヲ随意ニ各車ニ差入ルノコトナク、必ズ指揮官ニ通告スルカ、又ハ其許ニ差出ス様シタシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

614　**戦地への賀状の廃止**

（一九〇四）**明治37・12・24**

甲兵第八五八号

軍事郵便ノ増加ニ伴ヒ別紙写ノ通リ注意方陸軍省ヨリ申

越候旨ヲ以テ本県ヨリ通牒有之候条、此旨御部内一般ヘ無洩相通候様御取計相成度、依命此段及移牒候也。

明治三十七年十二月廿四日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡邉春吉殿

戦地ニ在ル軍人軍属其他ノ従軍者ニ宛テ発送スル年末年始ノ賀状ヲ廃止スヘキ注意

戦地ニ於テハ軍事郵便取扱所ヲ遍ク各地ニ開設シアリテ軍人軍属其他ノ従軍者ハ何レノ処ニ在ルモ信書ノ発受ヲ為シ得ヘク、殊ニ今回ノ戦役ニ於テハ発信数ニ制限ヲ加ヘサルガ故ニ内地ト信書ノ往復ハ非常ノ多数ニ上リ、最近ノ調査ニ依ルモ全軍ニ発着スル郵書ハ一ケ月約三千万通ニ達シ、之ヲ取扱フ吏員ハ一人ニ付毎日五千通ヲ処理スヘク、平時ニ比スレハ五倍以上ノ勤労ニ服シ昼夜間断ナク其劇務ニ執掌シ寝食ヲ欠クモ尚ホ及ハサルヲ憂フルノ実況ナルニ拘ラス、軍隊ニ於テハ後方勤務者ノ人員ヲ成ルヘク緊縮スルト同時ニ事務ノ渋滞ヲ来サシメサルノ必要アルニ依リ其吏員ノ増加ヲ為スヲ許サス。此時ニ当リ戦地発送ノ賀状俄ニ輻湊シ来ルニ於テハ緊急ナル公用軍事通信ハ勿論、出征将士其他ニ対スル親戚故旧ノ有用ナル音信モ、之レカ為メ送達ノ遅緩ヲ来シ軍務ノ機宜ニ支障アルノミナラス、一般士気ニ影響ヲ及ホスコトナキヲ保シ難キカ故ニ、内地ニ在ル者ハ軍国ノ急務ト出征将士其他ニ対スル有用ナル信書ニ障碍ヲ与ヘサラムコトヲ期シ、儀式ニ過キサル賀状ノ如キ受信者ニ取リ大ナル慰安トナラサル発信ハ此際勉メテ之ヲ廃止スルノ必要アリ。今ヤ皇国隆替ノ繋ル大戦役ニ際シ、戦地ニ在ル将士其他ニ対シテ常套ノ虚礼ヲ省略スルハ敢テ情誼ニ関係ナキノミナラス忠実ナル国民ノ須ラク努ムヘキ所ナルカ故ニ、年末年始ノ季節切迫スル今日ニ当リ、賀状ノ軍事郵便ニ関係ノ大ナル事由ヲ述ヘ、広ク戦地ニ発信スル諸人ノ注意ヲ促サントス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

615

報国勤倹同盟規約

明治38（一九〇五）

報国勤倹同盟規約

一　日露戦役中ハ字内非常ノ勤倹ヲ力行シ国家ニ尽サン精神ヲ以テ夫々貯蓄ヲ勉ムヘキ事。

一　暮シ向キ万端質素倹約ヲ守ルヘキ事。

一　諸職業共各自ノ業務ニ一層励精スヘキ事。

一　可成休日ヲ減シ願休ミト称スルハ一切之ヲ禁スル事。

一　何時何事ニ依ラス字名義ヲ以テ酒ヲ買スル事。

一　祝ヒ、帯解、初節句等ノ宴会ヲ廃シ、随テ祝儀ハ五拾銭以下ノ金員ニ限ル事。

一　婚儀、葬式ハ飲食物其他節約ヲ旨トシ、有福ノ者ニ限リ小樽一斗入二ツ以下ノ酒ヲ用フル事ヲ得ルモノトス。

但勤倹委員指図ヲ受クベキ事。

一　日待、祭礼等ニ酒ヲ買ハサル事。

一　年始酒及盆正月、五節句ノ遣リ取リハ一切禁スル事。

一　酒店ニ入リ飲酒スルヲ禁スル事。

一　普請、造作等ノ繰リ延ヘ得ルモノハ此際可成之ヲ操リ延ベ居宅、廐、雪隠ノ普請手伝人足ハ総テ自分弁当タルヘキ事。

一　諸芸人、其他ノ押売、諸勧化寄進等如何ナル名義ニ関ラス一切謝絶スヘキ事。

一　勤倹励行委員拾名ヲ置キ勤倹規約ノ実行ヲ励行ス。

一　委員ノ任期ハ満一ケ年トシ各組長之ヲ担任ス。

一　該規約ニ違反スルモノハ、五円以上拾円以下ノ罰金ヲ出スヘキ事。

一　該規約ハ字内戸主総会ニ於テ之決議シ、同盟規約トシテ確守スヘキタメ署名捺印シ決シテ違背セサルヲ誓フモノ也。

同盟規約附則

一　日時ヲ無益ニ消耗セサラン為メ左ノ各項ヲ遵守スヘキ事。

一　会議、其他集会ニハ必ス指示ノ時間ヲ確守スル事。

若シ時間ヲ無意ニ経過シタルモノハ拾銭以上ノ過怠金出費スルモノトス。

一　組長協議ノ委員ニシテ山行、其他ヘ出張ノ時ニ際シ、日当ニ対スル当日ハ時間ヲ定メ一時間ヲ経過シタルモノハ日当ノ半額、弐時ヨリ経過シタルトキハ更ニ無給トス。

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

616　旅順陥落祝捷会諸費用　明治38（一九〇五）

（表紙）

明治三十八年　乙　巳

旅順陥落

祝捷会寄附金領収及諸費収支帳

壱月十日

富岡村

御宿

支払口

一月拾四日

一　金拾弐銭　アーチ用杉ノ葉十二ワ代

市川角太郎渡ス

一〃九拾銭　万燈用寒冷紗壱丈五尺代

一〃参拾銭　青年行燈用大判紙ノ代渡ス

一〃七拾九銭　同燈油弐升代及燈心代共

一〃弐拾銭　下和田　ラッパ手根上吉蔵殿ヘ手当

一〃五拾銭　二本松ヨリ借入レ提灯四十五張ト損料

一〃弐拾銭　佐野　提燈屋ヘ万燈書賃払

一〃五拾銭　二本松借入レ提燈五張と替ヘ賃佐野提燈屋払

一〃七　銭　（羊）洋羹代山形茶舗払

一金参拾五銭　万燈用木代

一〃参拾銭　万燈作料

一〃拾円八拾八銭諸品買入及損料〆日野屋払

一〃七銭弐厘　アーチ用縄代　九ポ（ママ）分

是迄計金拾五円拾八銭弐厘

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「旅順陥落祝捷会寄附金領収及諸費収支帳」）

617　大麦収穫石数および購買について　明治38（一九〇五）・6・21

（朱筆）「控

兵第一二六号」

本月二十日付甲兵第七四九号ヲ以テ大麦購買ノ挙アル場合、本村内ニ於テ直接生産家ヨリ需用ニ応スル見込石数御照会ニ依リ調査候処、昨年収穫ノ分ハ既ニ支消シ本年ハ未タ苅取前ニシテ、去月下旬来霖雨暴風ノ為メ茎ハ打折レ麦粒ハ腐蝕シ被害不少、見込収穫ハ著シク減少ノ見込ナルヲ以テ、目下ノ場合精々左ノ石数ナレバ応シ得ヘク見込ニ付、此段及御回答候也。

明治参拾八年六月廿一日　須山村長　渡邉春吉

第壱課長　駿東郡書記　水谷高賛殿

大麦五石但五斗入拾俵

甲兵第七四九号

大麦購買（焼麦及外国産購買セス）ノ挙アル場合ハ其町（村）内ニテ直接生産家ヨリ、凡ソ何石位需用ニ応シ得ラルヽヤ見込、折返シ報告相成度、依命此段及照会候也。

但一石（衡量計算石数即二十八貫目）金六円八拾銭ヲ最上限トス

明治三十八年六月廿日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

追テ本件ハ殊ニ秘密ヲ厳守セラレ度候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

618　奨兵会歓迎会などへの費用負担　明治39（一九〇六）・2・17

提山案

本郡奨兵会・歓迎会・慰労会並ニ臨時招魂祭執行スルニ

付テハ、別紙予算金額ノ徴収方法ハ左ノ各項ニ依リ集金スルモノトス。

一　会費ハ県税戸数等級課額ヲ標準トシ賦課スルコト。

一　毎戸ヘ賦課セシ出費額ハ割付寄附ト見做シ徴収スルモノトス。

一　寄附金ノ募集ハ議員・委員・歓迎委員ノ各員ニ嘱托(託)ス。

一　寄附金ノ領収証ハ村長之レヲ出タス。

一　寄附金取纏メノ期日ハ三月廿日限リトス。

一　戦病死者ノ遺族ニ対シテハ賦課セズ。

附　言

一　臨時招魂祭並ニ慰労会ノ準備法(方法)方ハ追テ之ヲ定ム。

明治三十九年二月十七日

小泉村長　飯田友吉

本村出征軍慰労会費予算

一　金拾円五拾銭　　将校三名一名金三円五十銭以内ノ物品贈与費

一　金弐百参拾円　　出征軍人四十六人一人金五円宛

一　金二拾四円　　慰労金　内地勤務軍人八人一人金三円宛

一　金十九円九十五銭　　慰労金　兵員五十七名ニ対スル折結(ママ)一人金五拾銭

一　金五円　　雑費

小計金二百八十九円四十五銭

本郡奨兵会ヘ本村ヨリ出金スベキ負担額

一　金弐拾四円五拾銭　　兵員四十九名ニ対スル水盃金五拾銭

一　金弐円四拾銭　　内地勤務者八名水盃金参拾銭

一　金五拾七銭　　感謝状五拾七名ニ対スル印刷費用紙代

小計金弐拾七円五拾七銭

戦病死者臨時招魂祭費予算

一金拾二円五十銭　忠魂者五名一人金参円宛
内訳金五十銭　遺族ニ対スル折結(ママ)其他折菓子代
金弐円　招魂祭参拝ニ付静岡行実費
一人ニ対スル費用
一金一円七十五銭　神官五名分折結(ママ)一人金五拾銭
一金一円七十五銭　僧侶五名分折結(ママ)一人金五拾銭
一金三円　忠死者霊主献供物其他祭檀費
小計金二十円
第三師団招魂祭費本村負担額
一金四円五拾八銭　但本郡奨兵会へ納入ノ分
通計金三百四十二円六十銭
明治参拾九年二月十七日提出
駿東郡小泉村長　飯田友吉
（佐野　岩崎達生氏所蔵）

619　日露戦争中のロシア正教会の扱いについて　明治39（一九〇六）

秘甲第六一号

露西亜帝国ニ対シ戦ヲ交ユルニ至リタルモ決シテ其臣民ヲ敵視スルノ限リニアラサルコトハ既ニ訓令相成候次第モ有之、殊ニ帝国臣民ニシテ偶ハリスト教ヲ信スル者ノ如キ社会ノ擯斥ヲ受クルノ理由毫モ存セサルコトハ論ヲ待タサル所ナルニ、近来新聞紙又ハ其他ノ言動ニ依リハリスト正教会ヲ罵詈シ又ハ信徒ニ対シ嘲罵ヲ試ミ暴行ヲ加ヘ又ハ其墓碑ヲ破壊スル者有之、又甚シキニ至テハ交際ヲ謝絶シ若クハ取引ヲ中止スル等脅迫的行為ニ依リ信仰ノ自由ヲ妨害スル者有之哉ニ相聞候処、右ハ彼我ノ信教者ヲシテ互ニ敵意ヲ含マシメ相疾視シテ遂ニ社交上ノ秩序ヲヲ毀傷(ママ)セシムルノ動機ニ相成可申、甚ダ憂慮ニ堪ヘサルノミナラス、殊ニ或地方ニ於テ実例アリシカ如ク、露国ハ政教一致ノ国ナルヲ以テ国交断絶ノ今日我臣民ニ

シテ「ハリスト」教ヲ信仰スルハ不都合ナリト非難スル者アルニ至リテハ、自然世間ヲシテ今回ノ交戦ハ彼我宗教上ノ争ニ起因スル疑ノ観念ヲ惹起サシメ、施テ外交上ニ不利益ヲ及ホスノ虞ナキニアラスト存候間、此等不心得ノ行動ヲ為ス者無之様勉メテ御取締相成度、尚学校ニ於テモ生徒教導上右様ノ心得違無之様精々御注意相成度、依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「秘動関係書類」）

620　忠魂碑宙に迷う

（一九一四）大正3・5・18

（静岡新報）

○忠魂碑宙に迷ふ　駿東郡富岡村在郷軍人会は曩に七十余円にて戦病死者忠魂碑を建設に決し夫々注文を了したる処、学校敷地問題にて同村が南北二派に別れし為め軍人会も自然其色を帯びたるに乗じ、会計係は同会の金員を費消する等紊乱次第に甚しきうちに注文の碑は近く竣工する事となりしも、南北互に其建設地を主張して下らざるより当分建設はむづかしかるべしと。